

令和元年 9 月定例会 厚生常任委員会記録

令和元年 9 月 13 日（金）

令和元年 9 月 18 日（水）

令和元年 9 月 30 日（月）

令和元年 10 月 1 日（火）

令和元年 10 月 2 日（水）

場所：鳥栖市議会 第 2 委員会室

目 次

令和元年 9 月 13 日 (金)	7 頁
令和元年 9 月 18 日 (水)	85 頁
令和元年 9 月 30 日 (月)	129 頁
令和元年 10 月 1 日 (火)	207 頁
令和元年 10 月 2 日 (水)	289 頁

令和元年9月定例会審査日程

日次	月 日	摘 要
第1日	9月13日（金）	<p>審査日程の決定、その他 市民環境部議案審査 議案甲第39、41号 議案乙第17～19号 陳 情第20号 健康福祉みらい部議案審査 議案甲第40号 議案乙第17号 陳 情第12、13、16号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第2日	9月18日（水）	<p>陳 情 陳 情第12、13、16、20号</p> <p style="text-align: right;">〔協議〕</p> <p>自由討議 議案審査 議案甲第39～41号 議案乙第17～19号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>報 告（市民環境部環境対策課） 次期ごみ処理施設整備事業について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>
第3日	9月30日（月）	<p>審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部議案審査 議案乙第25号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>

第4日	10月1日(火)	<p>市民環境部議案審査 議案乙第25～27号 陳情第21号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>審査日程の変更 厚生常任委員会の委員派遣について</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p>
第5日	10月2日(水)	<p>現地視察 定住・交流センター1・2・4階系統大型空調設備 等改修工事(本鳥栖町)</p> <p>陳情 陳情第21号</p> <p style="text-align: right;">〔協議〕</p> <p>自由討議 議案審査 議案乙第25～27号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和元年9月13日付託]

- 議案甲第39号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例 [可決]
議案甲第40号 鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例 [可決]
議案甲第41号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 [可決]
議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号) [可決]
議案乙第18号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) [可決]
議案乙第19号 令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) [可決]

[令和元年9月18日 委員会議決]

[令和元年9月30日付託]

- 議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について [認定]
議案乙第26号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について [認定]
議案乙第27号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について [認定]

[令和元年10月2日 委員会議決]

2 報告

次期ごみ処理施設整備事業について(市民環境部環境対策課)

3 陳情

- 陳情第12号 産前産後サポート事業実施について(要望)
陳情第13号 鳥栖市休日救急医療センター業務に関する要望書
陳情第16号 幼児教育・保育の質の向上についての要望書
陳情第20号 有害物質による近隣地区住民の井戸水、地下水の汚染調査と、その安全確認までD地点での計画を中止すること(陳情書)
陳情第21号 次期ごみ処理施設予定地の変更を求める陳情書

令和元年9月13日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和

社会福祉課参事 武富美津子

社会福祉課地域福祉係長 久家 嘉男

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長 江寄 充伸

こども育成課長補佐兼子育て支援係長 林 康司

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保みゆり

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 山津 和也

文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長 犬丸喜代子

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 佐藤 道夫

スポーツ振興課スポーツ振興係長 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	牛嶋 英彦
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐	
兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	村山 一成
市民課整備係長	野中 潤二
市民課市民係長	栗山 英規
国保年金課長	古賀 友子
国保年金課健康保険係長	田中 綾子
国保年金課長補佐兼年金保険係長	熊田 吉孝
市民環境部次長兼税務課長	三橋 和之
税務課長補佐兼管理収納係長	豊増 裕規
税務課長補佐兼市民税係長	榎 浩喜
税務課固定資産税係長	有馬 健次
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	高松 隆次
環境対策課環境対策推進係主査	北 三希子
環境対策課環境対策推進係主任	川原 太郎
環境対策課環境対策推進係主任	藤木 太祐

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

市民環境部関係議案審査

議案甲第39号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

議案甲第41号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第18号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第19号 令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情第20号 有害物質による近隣地区住民の井戸水、地下水の汚染調査と、その安全確認までD地点での計画を中止すること（陳情書）

〔説明・質疑〕

健康福祉みらい部関係議案審査

議案甲第40号 鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例

議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情第12号 産前産後サポート事業実施について（要望）

陳 情第13号 鳥栖市休日救急医療センター業務に関する要望書

陳 情第16号 幼児教育・保育の質の向上についての要望書

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

2 人

7 その他

な し

午前10時39分開会

中川原豊志委員長

令和元年9月定例会の厚生常任委員会を開きます。



審査日程の決定、その他

中川原豊志委員長

まず、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案は6件、陳情の送付が4件っております。

審査日程につきましては、本日は市民環境部関係、甲、乙議案の審査及び陳情1件の所管事務の調査。

続いて、健康福祉みらい部の甲、乙議案の審査及び陳情3件の所管事務調査を行います。

予算提案の根拠となっております条例議案を先に説明をいただいたほうが効率がよいということで、条例議案のほうを先にしております。

また、両部の議案のボリューム、陳情の所管事務調査への所要時間等を勘案し、通常と違う形で審査の部の順番を入れかえております。

御了承いただきたいと思っております。

17日は、予定では予備日といたして、18日は現地視察、陳情4件の委員間協議、自由討議、総括及び採決ということで考えております。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから説明をいたします。

審査日程につきましては、以上のとおりと決したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

成富牧男委員

ちょっと質問。

今までと同じかもしれませんが、ちょっと気付いたので。

審査日程の2段目、審査日程の決定、その他、課長以上出席というのは、今までもこういうふうに書いてあったんですか。

係長さんとかいっぱい入っているととはまた違うと。

中川原豊志委員長

書いてあったそうです。

成富牧男委員

実態は一緒かいな。

係長さんとかが入ってある、「(審査するときには)」と呼ぶ者あり) 審査するとき。

日程だけの確認で、その他、そのために、その他。何かこれ、意味がわからん。改めて教えてください。どういう意味ですか、その他は。

中川原豊志委員長

日程、その他、例えば、「(ちょっと、わかりやすく、ごめん、今まで何も、何の疑問も)」と呼ぶ者あり) ちょっと、休憩します。

午前10時42分休憩



午前10時43分開会

中川原豊志委員長

再開します。

では、以上のように決したいと思いますが、よろしいですか。

異議なしということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いします。

樋口伸一郎副委員長

本委員会の日程上の現地視察につきまして、皆さんにお諮りをしたいんですが、17日が予備日となっておりますため、できれば本日中に候補地の予定を希望を決定したいと思っておりますので、御希望があれば申し出てください。

なお、今1点、今回、災害者に対する見舞金条例の一部を改正する条例及び乙議案のほうでも予算が計上されておりますので、関連した、例えば、被災があった場所の現地視察ができればというような御意見もいただいておりますので、今のところはその1件となっております。

本日中に、先ほど申しましたが、希望のある方は、申し出のほうをよろしく御協力をお願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員

議案甲と乙と、あと陳情、それで、17日、これ、予備日になっておるけど、きょう一日でこの市民環境部と健康福祉みらい部を終わると、説明も。

それ、どれぐらいの時間を考えていると。

中川原豊志委員長

後ほど申しますけれども、きょう1日で終わらない場合は、17日を使わせてもらいます。

予定でございます、予備日という形で。

もう、きょう一日で終われば予備日となりますが、きょう1日で終わらなかった場合は、17日に委員会を、またいたします。

ということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、現地視察につきましては、きょう中に、御要望がありましたら、副委員長のほうまで申し出ていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前10時50分開会

中川原豊志委員長

再開します。

oooooooooooooooooooooooooooo

市民環境部

議案甲第39号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

先ほど申しましたように、まず、甲議案のほうを先にいきます。

まず、議案甲第39号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

お手元の厚生常任委員会参考資料（甲議案参考資料）の2ページをお願いいたします。

議案甲第39号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴う条例の改正でございます。

条例の主な内容といたしましては、個人市民税2点、法人市民税1点、軽自動車税2点の改正でございます。

まず、個人市民税の1点目、申告記載事項の簡素化でございます。

給与所得者は、年末調整をすることで生命保険料控除や扶養控除などの所得控除の適用を受けますが、その給与所得者が所得税の確定申告をする場合、所得控除の額が年末調整から変わらない場合には、確定申告に所得控除の内訳の記載を省略できることになりました。

これを受けまして、住民税の申告においても同様の取り扱いができる措置を講じるものでございます。

施行日は、令和2年1月1日でございます。

次に2点目、単身児童扶養者の非課税措置対象者への追加でございます。

単身児童扶養者とは、未婚のひとり親のことでございます。

令和3年度以降の個人住民税について、児童扶養手当を受けている未婚のひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方については、非課税とする措置を講じるものでございます。

施行日につきましては、令和3年1月1日でございます。

続きまして、法人市民税電子申告における通信障害等への措置でございます。

資本金の額、または出資金の額が1億円を超える大法人につきましては、法人市民税の申告はエルタックスを経由し、電子的に提出することになっておりますが、電気通信回線の故障や災害等によりエルタックスの利用が困難であると認められる場合には、地方公共団体の長の承認を受けて、書面により提出することができる措置を講じるものでございます。

施行日につきましては、公布の日でございます。

すいません、3ページをお願いいたします。

続きまして、軽自動車の1点目、環境性能割の臨時的な軽減措置の新設でございます。

消費税率10%の引き上げ時に自動車取得税が廃止され、環境性能割が創設されることになっております。

環境性能割の税率につきましては、燃費区分に応じて、非課税、1%、2%でございますが、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に取得された自家用車、乗用の軽自動車につきましては、税率を1%軽減する措置が講じられるものでございます。

施行日は、令和元年10月1日でございます。

次に2点目、グリーン特例の見直しでございます。

これは、一定の環境性能を有する新車の軽自動車を取得した場合、取得した翌年度分の軽自動車税に限りその環境性能に応じ、税率を75%、50%、25%軽減するグリーン化特例の軽減措置でございます。

このグリーン化特例につきましては、令和元年度までとなっておりましたが、現行制度と同じ軽減内容を令和3年度まで2年間延長し、その後、令和4年度及び令和5年度は、自家用の軽自動車につきまして、電気自動車及び天然ガス自動車に限定するものでございます。

施行日は、令和元年10月1日及び令和3年4月1日でございます。

その他、改元に伴います元号の整理をあわせて行っております。

以上で、鳥栖市税条例等の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

今の説明の中で、改正の主な内容の個人市民税の中の②单身児童扶養者の非課税対象者への追加。

これ、簡単に言うと、今までみなし適用とかいろいろあった、寡婦控除のみなし適用が、税制上、いわゆる寡婦扱いになるってということと理解してよろしいでしょうか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

御質問のとおりでございますが、厳密に法の解釈から言いますと、今までは寡夫「夫」、寡婦、婦人の「婦」、それぞれの控除の特例があったんですが、いわゆる単身親と言いますか、未婚の方については、軽減の措置がなかったんで、今回、その措置を同様に扱うという措置が講じられたという理解をいたしております。

以上でございます。

成富牧男委員

ありがとうございます。

これについては、また関連で、社会福祉課のほうで質問させていただきます。

中川原豊志委員長

ほかは。

牧瀬昭子委員

先ほどと同じところなんですけれども、合計135万円以下の方は現在鳥栖で何人ぐらいおられるのかということと、今までの変動は、少なくなっているのか多くなっているのか、どんな形になっているのでしょうか、教えてください。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

具体的なその世帯数等々については、鳥栖市内に限定しては、申しわけございません、把握をしておりませんが、国の試算によりますと、市町村民税の税の見込みが約8兆2,000億と見込んでいらっしゃるそうです。

その中で、今回上程しております単身児童扶養者に係る影響額、これが約3億円の減だということ国で試算されています。

これを鳥栖市の人口に当てはめると、あくまでも試算でございますが、約13万円の鳥栖市としての収入減と、税減というふうになるということ。

あくまでも机上の話ですが、そういうふうに計算をいたしております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

13万円収入減っていうのが、すいません、1世帯ということですか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

もともと収入が低い方の市民税というのが、物すごく低うございますので、何千円レベルでございますので、均等割でいくと3,500円とかそのくらいになります。

ですから、例えば、3,500円と計算したときに100世帯あっても35万円というふうになりますので、額としては小さな数字になりますが、1世帯当たり幾らになるかは、その方の収入に応じて変わってきますので、あくまでも試算ということで御理解いただくと助かります。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。



議案甲第41号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第41号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

村山一成市民課長

ただいま議案となりました議案甲第41号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

資料は、厚生常任委員会参考資料の4ページをお願いいたします。

まず、今回の改正の理由でございますが、住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴う改正でございます。

住民票の写しやマイナンバーカードに旧氏——これは旧姓のことでございますが、これを記載するために住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が本年4月17日に公布され、11月5日から施行されます。

この政令改正に伴いまして、住民票の写しやマイナンバーカードと同様に、印鑑登録証明書につきましても、旧氏の記載ができるように、規定の整備を行うこととしたものでございます。

改正の主な内容といたしましては、印鑑登録のもとになります登録票、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項に旧氏を追加するものでございます。また、それに合わせまして、所要の条文整備を行いました。

改正の経緯でございますが、まず、旧氏を通称として使用しながら活動する女性の活躍推進のために、国において法令の改正やシステム改修が取り組まれたものでございます。

本年4月に住民基本台帳法施行令等が改正されまして、11月5日から希望される方からの請求を受けて、住民票の写しやマイナンバーカードに旧氏を併記することができるようになりました。

住民票の写しやマイナンバーカードにつきましては、平成29年度及び平成30年度に旧氏併記のためのシステム改修を終え、現在、実施の準備を行っているところでございます。

また、今回の政令改正に合わせて、各自治体が行う印鑑登録事務について、準拠すべ

き事項を定めた総務省の印鑑登録証明事務処理要領が改正されまして、市区町村は、条例を改正することにより、11月5日から印鑑登録証明書への旧氏併記ができるとされたところでございます。

これを受けて、今回、条例を改正することといたしました。

印鑑登録証明書につきましては、住民票の写しやマイナンバーカードとあわせて、11月5日から旧氏併記を行うための適用作業の委託料を本議会をお願いをいたしているところでございます。

また、印鑑登録証明書の旧氏併記の記載例のほうを資料5ページに掲載させていただいておりますので、御説明をさせていただきます。

まず、上の段の【1】旧氏の記載をしない場合というのが、従来の印鑑登録証明書の様式でございます。

氏名欄のところは、戸籍上の氏名を記載することとなっております。その氏名に合わせた印鑑を登録していただくという扱いになります。

また、今回、条例を改正いたしまして、旧氏の記載を申し出た方につきましては、氏名欄の下に旧氏と併記いたしまして、名字の部分に合わせて記載することとなります。

この効果といたしまして、従来、戸籍上の氏名の文字で印鑑を登録することができますが、旧氏を記載することによりまして、旧氏の印鑑を登録することも可能となります。

先ほど申し上げましたが、住民票のほうに旧氏の記載を申し出た方につきましては、【2】のような様式で11月5日以降、印鑑登録証明書の交付をするものでございます。

4ページに戻っていただきまして、最後に施行日でございますが、令和元年11月5日でございます。

以上で、鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

これ、今から始まるわけでしょう。

具体的に、希望した人はどういうふうな手続で、住民票の何かをせないかんのですか。

それとも、直接この印鑑のあれですか。

村山一成市民課長

手続の流れでございますが、住民基本台帳法の政令のほうに規定がございまして、住民票

のほうに旧氏を併記されたいということであれば、その方からの申出書を受けて、そこに旧氏を証明できる戸籍謄本などを添えていただいて申請をいただくことになっております。

住民票に記載がされますと、自動的にマイナンバーカード、それから、印鑑登録証明書のほうにも同じように旧氏を記載するという流れになります。

成富牧男委員

住民票が変われば、当然、リンクしてそっちが変わるということですね。

それでこれ、何か特別の申請ですか。それとも、変更届みたいな感じで、住民票の異動届のような感じ……、何か特別にあるんですか、手続は。

村山一成市民課長

申請用紙のほうに記載をしていただきまして、先ほど申しあげました戸籍などの添付書類を添えていただいて、御申請をいただくということになります。

様式のほうは、特に今まで定めはなかったのですが、昨日、総務省のほうから標準例が示されましたので、それにのっとって作成をしたいと思っております。

成富牧男委員

それから、さっき添付資料で戸籍謄本とかが要るっちゃう話ですけど、今、いろいろ改善されてますけど、鳥栖市に本籍地がある方は、必要ないんでしょう。

村山一成市民課長

そのあたりの取り決めというのはないですけども、通常、戸籍の届出書なども、本籍がある方の分は、省けるとなっておりますので、こちらの公簿で確認できるものについては、省略も可能であると考えております。

成富牧男委員

ぜひ、省略してください。

終わります。

藤田昌隆委員

この印鑑登録証の記載例書いてあるんやけど、これ実際に、例えば、今までは旧氏を、昔の通称として使用しながら活動する女性が増加しているというのは、そうやろうけど、実際の商法上、例えば、印鑑登録のあれを出して下さいといった場合に、これ、鳥栖花子だけとしておる人と、実際に、要するに通称と下の印鑑、これ、両方とも併記せんといかんっちゃないと。

例えば、ほいじゃあ、その通称の印鑑だけで、いろんなものを取引するときに、印鑑登録証明を出してくださいと、個人の申告でよ、いや、私は、通称のある、あの分しか出せませんとかね。

実際に、そういう問題が起きないの。何か起きそうな気がするけど、起きるっていうことは、もう一回印鑑をとり直しに来ないかとかね、市役所にとっては、手数料がふえて、よくなるかもしれないけど、私は、この登録証明書の中に欄を2つ作って、「併記って書きちゃうよ」と呼ぶ者あり）いや、そいけん、この印鑑の部分。

何か、そういうのは、考えられん。

何か非常に、簡単そうで、実際に、これは本当に、銀行印でも届出印で何回もやり直しさせられたりするじゃん。そういった場合に、それは、通称のどうのこうので、俺、併記する必要があると思うんやけど、印鑑を、例えば、佐賀と鳥栖とここは出してあるけど。問題は起きらんと。

中川原豊志委員長

要は、印鑑証明をくださいと言われたと、相手方に対したときに、問題ないのかと。トラブルが起こらないのかっていう。

藤田昌隆委員

自分は、通称の分と、現在の藤田という印鑑と、本当は2つ持っていますと。

しかし、届け出したのは、藤田の印鑑だけで、何かその、使い分け、何か問題が起きそうな気がするけど。その辺はどぎゃん考えとっとかなと思って。

村山一成市民課長

まず、先ほど来御説明いたしましたとおり、今回、住民基本台帳法の施行令は変わりました、政令の中で定めがございます。

記載といたしましては、記載事項として、その方の氏名及び旧氏となっております、氏の部分だけを記載するというようになっております。

あわせまして、印鑑登録証明の事務処理要領——総務省のものでございますが、こちらのほうの改正例としても、同じようにその方の氏名及び旧氏ということで、氏までとどめてありましたので、それに倣いまして、今回、改正をしたわけでございます。

おっしゃっているとおり、戸籍上の氏名はありますが……、「いや、違う、ごめん」と呼ぶ者あり)

藤田昌隆委員

私が言っているのは、この印影という部分で、それは、新しい、現在の名字とか、それはわかるったい。

しかし、問題なのは、この印鑑を、実際に併記しとかんと、何回も、2度手間になったり、登録印が違うと。その辺ば言いよるったい。

中川原豊志委員長

例えば、今回、旧氏でもいいというのは、行政側がつくっているシステムですよね。

それで、これが例えば、民間の銀行だったり、保険会社だったりとかいうところで、ある程度の金額の支払いが発生するとした場合、民間の企業とか、そういったところが理解して手続できるようになっているのかという心配だと思うんですが。

そういうところまでちゃんと話が、業界といいますか、そういったところまで行っているのであれば、問題ないと思うんですけども。

そういうことですよね。

そういうことじゃなかですか。

藤田昌隆委員

何で……、俺の説明じゃあわかりませんかっち。

村山一成市民課長

まず、印鑑登録につきましては、1人1つの印鑑ということで定めがございますので、例えば、今の記載例の旧氏を記載する場合で申し上げますと、例えば、戸籍上の名前、鳥栖という名字の印鑑で登録する場合、花子さんというお名前だけの印鑑で登録する場合、鳥栖花子という氏名の印鑑で登録する場合、また、旧姓でございます佐賀さんで登録する場合、佐賀花子さんで登録する場合というふうに、ちょっと登録する印鑑の範囲が広がってまいります。

それで、御提出先がそれをどう対応されるかっていうところは、私どもにはちょっと把握ができておりませんが、この施策を進めるに当たって、これは国のほうから、特に金融業界のほうへは、そういったことで採用願えないかっていうことで、そういう働きかけをしたっていうことは、聞いております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

だから、今、国のほうから、そういう金融機関に、あるということは、そういう問題が想定されるわけよ。

私、最初に言ったような、実際に、本当は、この印鑑の印影を2つ使うんだったら、両方とも押す欄がないとおかしくないですかっち。

実際に市役所に来て、印鑑の問題で、問題として、リスク対策としてね、きちんとそれも押さえておかんと、いろんな問題が起きますよっち。

だって、そう簡単に、これは通称を使っている印鑑でありますとか、きちんとしておかんと、これはおかしくなりますよ、絶対。

橋本有功市民環境部長

使い分けの部分は確かにあると思いますし、記載例にございますように、旧氏が必要ない方は、今までどおりのものを使えばいいし、旧氏が必要な方は、旧氏を記載して、その旧氏による印鑑登録という形になると。

それで、今回の改正の理由として、旧氏を通称として使われる女性の方がふえていると。

そして、働いている中で、元の名前でずっとお仕事をされて、社会的には、そのお名前が皆さんに知れ渡っている状況があつて、そういう状況にもかかわらず、印鑑とかが新たなお名前の印鑑しかないということで、そこにそごが出てくる部分もあつて、逆にそういう問題があるんで、通常、社会で使っているお名前で、印鑑も登録できますと。旧氏でもできますということでの、使い勝手をよくしようという改正だと考えています。

ですから、そこは、社会の、ほかの企業とか、民間の皆様も、当然、そっちのほうが逆に、そういう活躍をされる女性の方が多いで、そちらはもう、認識というか、理解をされているんじゃないかなと。

藤田昌隆委員

印鑑登録証明とか要るような、きちんとした印鑑なのに、今言った、通常、ほいじゃあ、「まあちゃん」っていうのが皆から知られとると。

商売上の相手方にとっては、そういうふうなのは関係ないちゃけんね。

その相手が、通称、何って呼ばれようが、そぎゃんとは知ったこっちゃないっちゃけん。

印鑑だけやけん、登録されておる印鑑がどういうものかと。

だからきちんと併記で、要するに、通称何とかって言われていると、それも一緒に、ここには載せておかんといかんとじゃないかなっち、この証明書の中に。

橋本有功市民環境部長

【2】の旧氏を記載する場合でも、印鑑の印影としては、鳥栖花子でもできますんで、印鑑登録は今の名前の印鑑を登録していても、証明の中で、今、社会で使っている名前としては、別の名前を使っていますということでの証明にもなるわけですね。

ですから、佐賀にするのか鳥栖にするのかということもできると。

だけん、藤田委員がおっしゃるように、両方の印鑑登録ということはできませんので、そこは、使い分けを、その方の生き方じゃなかばってん、どういう状況なのかによって変わってくるかと。

中川原豊志委員長

よかですか。

成富牧男委員

今の話、聞きよって、ああって思いました。

それで、これは、必ずせないかんというやつですか。いわゆる、していいよっていうやつ、法律としては。

政令が本年4月1日、交付されたって書いてあるでしょう。それで、その一番最後、記載ができるように規定の整備を行うためって書いてあるけど、絶対せないかんっちゃう話じゃない、そこんところは、どうですか。

とりあえず、参考に。「ねばならない」ですかっていう話。

村山一成市民課長

まず、もとになってございました住民基本台帳法のほうにつきましては、もう全国一律に、11月5日から、こういう旧氏記載ができるとなっております。

ただ、説明を申し上げておりますとおり、希望される方からの申し出があった場合ということになります。

中川原豊志委員長

印鑑登録がですね。

村山一成市民課長

はい。

印鑑登録につきましては、もちろん、条例によって規定するものでございますので、必ずしも政令に合わせてということではございませんけれども、同じ旧姓を併記することによりまして、女性の方の活躍推進につながるのであればということで、同じ施行日からいたしたいということで、今回お願いしているものでございます。

成富牧男委員

だから、絶対——4月1日にさかのぼってとかいろいろあろうけど、せないかんといかんってというのは、言えとるわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

すごくいいなと思って。私としては、早くやってほしかったなっていうぐらいあります。

本当、変えるのが大変で、パスポートも免許証も銀行各社に回って、そして、戸籍謄本を取って、住民票が要りますよとか言われて、それで、免許証更新するときは、また取りに行かなきゃいけないとかで、何枚取っておけばよかったのかっていうのを後で知って、また行かなきゃいけないと、何往復もするっていうのが、結婚してすごく、何、この大変さっていうのを実感したところだったので、本当、早くやってもらいたかったなっていうのが実感でして。

だから、本当によかったなと思います。

それで、これ先ほどちょっと言いましたけど、パスポートとか銀行のほうは、先ほどお話があったと思うんですけど、公的機関のパスポートとか免許証とか、そのまま旧姓の印鑑のまま、旧氏のまままでいけるのかどうかっていうのを知りたいなと思うんですけど。

村山一成市民課長

私のほうで正確な情報はつかんでおりませんが、警察庁のほうでは、住民票の旧氏記載をきっかけといたしまして、免許証への旧氏記載のほうも検討されているというふうに聞いております。パスポートについても、今後そういうふうな方向でっていうことはお聞きしております。

ですから、そのための公証の資料として、住民票は、まず必ず必要になると。あるいは、身分証明としてマイナンバーカードに旧氏が記載されたもの。

それで、おっしゃるとおり、これまで御苗字を変えられた方は、必ず証明のため戸籍をあらかじめ持っていかないといけないということで、戸籍の中には、氏以外に出生場所とか、両親の氏名とか、婚姻の年月日とか、余り他人には知られたくないような情報もございますので、それは、市のほうで手続をとっていただくことによって、旧氏を記載した住民票でそれを証明するっていうことで、その辺の負担も減るのではないかとというふうに考えております。

牧瀬昭子委員

これから、今までしたかった方にお知らせするってこともあると思うんですけど、新婚さんっていうか、これから結婚される方たちにも、婚姻届を出されるときに、ぜひ、こういうこともできますよっていうことをお知らせしていただきたいなと思うので、よろしくお願いたします。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

じゃあ、続けていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〰〰

議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

続きまして、議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

ただいま議題となっております議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

厚生常任委員会資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

表紙を開いていただきまして、資料の2ページ目をお願いしたいと思います。

令和元年度9月補正予算概要、一般会計、歳入について御説明いたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目5地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、地域環境整備基金を活用し、真木町内の轟木川にごございます農業用の井堰改修事業を行うため、基金より一般会計へ繰り入れるものでございます。

なお、事業につきましては、農林課の事業として実施することとしております。

以上、歳入についての説明を終わります。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続いて、歳出について説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節13委託料につきましては、測量等委託料といたしまして、旭まちづくり推進センター駐車場の通路拡幅をするための用地の測量業務委託料でございます。

旭まちづくり推進センターにつきましては、施設の北側にごございます駐車場へ行くための通路が非常に狭く、隣接する民地のブロック塀に車などが接触するなどの事故が発生しておりまして、通路の拡幅についての要望が上がっておりました。

このことから、土地の所有者の方に御相談いたしまして、このたび、拡幅についての御内諾をいただくことができましたので、その用地の測量をするものでございます。

以上で説明を終わります。

村山一成市民課長

続きまして、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴いまして、印鑑登録証明書の旧氏併記を行うため、住民基本台帳システム及びコンビニ交付システムにおける帳票の切りかえや出力テストなどの適用作業に要する委託料でございます。

以上で、令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、市民環境部関係分についての説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

ちょっと申しおくれましたけれども、環境対策課の佐々木課長が病気で欠席をされておりますので、説明は高松補佐のほうからいただいております。一応、御了解をいただきたいと思えます。

では、質疑がございましたら、お願いします。

藤田昌隆委員

3ページで、旭まちづくり推進センターの測量業務、81万5,000円か。

それで、これ、土地を買うわけ。測量して、狭いということやけど、買う土地はあると、その広さは。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、測量いたしますのが、御相談して、購入をするための測量でございまして、隣接いたします民地の一部を御相談させていただくこととしております。

藤田昌隆委員

土地としては、道路としては、東側から西側に行くんかな、センターの北側東側から西側にやろう。（発言する者あり）

西から入ると。（「西から北側に入っていかなけん」と呼ぶ者あり）西から入るわけ。

中川原豊志委員長

説明を、じゃあ。（「ああ、ごめん」と呼ぶ者あり）

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

旭まちづくり推進センターの施設がございましてけれども、施設に入るためには、西側にございまして道路からまず入ります。

それで、その施設の西側に駐車場がございまして、その駐車場が施設の北側にももう一つございまして。

西側の駐車場から北側の駐車場に続いた通路といいますか、そちらが非常に狭い部分がございますので、そちらを、隣接する土地の所有者の方と今御相談をしているという状況でございます。

中川原豊志委員長

今、資料がございまして、お渡しします。（「最初から渡せよ」と呼ぶ者あり）

[資料配付]

藤田昌隆委員

他の推進センターでも非常に入り口が狭いとかね、そういうところもあるわけですよ、他の推進センターでも。

はいじゃあ、旭が、そういうふうにして、狭いから、土地を市が買って、してくれるなら、ほかのところでも要望が上がる可能性があるんですよね。

それで、1つは、田代地区のあそこだって、寄附してくれたからやっとなんだけ広がっているんで。しかし、まだあれでも不十分なんですよ。

はいじゃあ、旭がそういうふうにして、市が土地を買い上げてくれるならば、ぜひ、ほかの地区でも、声が上がれば買ってくれるのかどうか。そこだけ、ちょっと答弁をお願いします。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

すいません、私の説明が非常に不十分でございまして、今回、対象となっております部分ってというのが、敷地内の一部ということで、施設に通じる道路ではございません。

ちょっと、資料のほうをごらんいただければわかるかと思いますが、ちょっとわかりにくい資料にはなっておりますけれども、西側にございます道路から施設に入ってまいります。

道路に面したところが、まず、駐車場西側の駐車場になりますが、施設の北側にも駐車場がございまして、西側の駐車場から北側の駐車場に入る部分が、非常に狭くなっているところがありますので、その民地の一部を、御相談して、その部分を購入したいというふうに関後、考えているところでございます。

橋本有功市民環境部長

ちょっと補足いたしますと、図面で赤い斜線の部分、三角の部分ですね。ここが民地の部分で、このブロックになっているんですけれども、入る際に3メートルぐらいの幅しか現状ございませんので、車の出入りの際、結構ブロック塀にぶつかって、ブロックが破損している状況があると。

そういうことで、住民、土地をお持ちの方に御迷惑をおかけしている状況がずっと続いておりました。

そういう状況もございましたので、1メートルほどその部分をお願いをするということで、今回お話をさせていただいて、図面にございますように、4メートルぐらいの幅をとれるようになれば、少しでも、そういう破損もなく、また、まちセンに来られる方も、出入りがしやすくなるということで、今回、お願いをいたしております。

以上です。

藤田昌隆委員

了解しました。

成富牧男委員

先ほどの井堰の分、歳出のほうは、農林課っていうことですが、この歳入のところにある基金の名称、地域環境整備基金とはどういうものか。

それと、現在高とか、これに関して、少し説明をお願いします。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

地域環境整備基金の件につきまして、若干御説明をさせていただきます。

鳥栖市地域環境整備基金条例に基づきまして、佐賀県東部環境施設組合の構成市町のうち、鳥栖市以外の1市3町から支払われる建設協力金を、11億5,000万円、基金として積み立てているところがございます。

鳥栖市が受け取る建設協力金の額は、2市3町の覚書によりまして、11億5,000万円と決まっております。年ごとに分けて収入するようにしております。

以上です。

成富牧男委員

済みません、不勉強ですので、これ、ちょっと資料か何かいただきたいんですけど。今やなくてもいいです。

これ、ちょっとわからん。

橋本有功市民環境部長

これは、基金条例を制定いたしております。

それで、平成30年4月1日施行ということで、平成30年3月議会で当常任委員会の中でも、詳しく御説明をさせていただいた経過がございますので、目的といたしましては、今、高松課長補佐のほうから説明をしましたように、今回の次期ごみ処理施設に係る周辺地域の活性化、環境保全等に伴うために使用するための基金という形になっております。

資料というと、どういったものをお考えか。

中川原豊志委員長

休憩します。

午前11時35分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時36分開会

中川原豊志委員長

再開します。

では、資料の提出はもう結構ですか。

成富牧男委員

はい。

中川原豊志委員長

じゃあ、結構でございます。

ほかに。

樋口伸一郎委員

すいません、関連でお尋ねです。

今の質問の関連なんですけど、議案説明資料、今、委員会資料のほうからの説明と答弁があったんですけど、議案説明資料では、この改修事業、先ほど説明にもあったように、農林課の事業として事業費が計上されとる形になっているんですけど、そもそも、その基金から……、どんなイメージですか、お金の流れとしては、トンネルのような状態で、ここを歩いて、農林課に行くみたいな。

そこが何でかなと思うんですよ。

直接事業を行う農林課でしたほうが、説明とか答弁とか質問もやりやすいのかなと思ったもんで、お願いします。

橋本有功市民環境部長

今おっしゃるように、歳入の部分と歳出の部分が別の所管となっているんで、その辺がちよっとわかりにくくなっているかと思います。

それで、今回、事業としましては、若宮井堰ですので、農林課の事業という形になりますので、歳出元は農林課のほうの費目から出す必要がある。

じゃあ、その財源は何なのかと。

通常であれば、例えば、国とか県からの補助金と一般財源を合わせたのが、大枠の財源としてあるんですけども、今回については、申し上げましたように、周辺地域の活性化、あるいは環境保全という目的もございますので、基金に繰り入れているお金をおろして、それを一般会計のほうに歳入として受け入れると。

それを財源とするのが、環境対策課のほうで、基金条例も持っておりますので、歳入の御説明は環境のほうで行うと。

その財源を使って、農林課のほうの事業を行うという形になりますので、基金を所管する

環境対策課が歳入については御説明させていただいて、実際の事業を歳出として行う農林課のほうで、その事業内容は説明をさせていただいたということです。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

何となくわかったんですけど、例えばですけど、簡単に考えると、歳入と歳出のバランスがあつて、歳入があつたら歳出があつて成り立つなって考えるんで、今の説明だと、歳入がこちらにあつて、歳出が農林課のほうからあるという説明だったので、その辺、どうなのかな、ここでは、歳出、形としては出てないじゃないですか。

向こうの委員会——建設経済になるんですかね——になったら、今度、歳入がない状態で、今度は歳出だけ出てくる状態なので、何か、横断的な情報共有みたいなのがないと、多分どっちもで、こっちは歳入に関しての質問、向こうでは歳出に関しての質問というのが出てきて、なかなか、理解につながるのかなっていうのが思ったんで。その横断的なところについては、どうですかね。

建設経済常任委員会と、この委員会、歳入と歳出のバランスで成り立っているんだよっていう情報共有といたしますか。

橋本有功市民環境部長

審査する委員会が別々になっていますんで、そういった不都合というか、そごが出ておりますけれども、先ほど申し上げましたように、その財源、歳入を所管する部分と実際事業をする所管が違いますし、鳥栖市全体で言えば、1つの鳥栖市が行う歳入であつたり歳出であつたりするんで、あと、そこがどうなるのかと。

それで、先ほど申し上げましたように、ほかの事業については、じゃあその事業については、どういうお金を使ってしているのかというのは、基本的には一般財源、税金でしてありますねという形になりますので、基本的な、大きな中でのお話で言えば、実際は、歳出の部分がどういう事業を、何のために、どういった効果で行うのかというのが基本的な御説明になるかと思っておりますけれども、同じ額を財源の部分としてそういう基金から繰り入れているということが今回、新たに計上いたしておりますので、その辺、こういう目的の基金であるということを御説明すると。

もちろん、その歳出の部分で、きょうの議案審議の中でも飛松議員から御質問がありましたけれども、そういう内容について、我々から具体的に、詳細にはなかなか御説明、厳しい部分もございますけれども、地元のほうでもそういう老朽化等々があつて、必要性ももう一つあつて、それで、財源としては、この基金を使おうという形になったということで御理解いただければと思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

端的に事業で使うところが基金から持ってきたほうが簡単なんじゃないかなと思って、ちょっと聞かせてもらいました。

あと、パスします。

成富牧男委員

基金がどういうものかっていうのは、さっき詳しく説明されとったけど、それでいいんですよね。

そのほか、今のやつでちょっと思ったのが、この地域環境整備基金を使おうっていうのは、農林課のほうからちゅうよりも財政課も含めてでしょうけど、何かよか財源がないかなあということの御相談があつて、これがありますよって……、そこら辺を詳しく説明お願いします。

橋本有功市民環境部長

そこは、地元のほうでも、そういう井堰が、そういう状況であるということが1つあったと。

もちろん、一般財源でというやり方も1つはございますけれども、ただ、そういう建設協力金の部分として、地元への対応という考え方もございますので、そういうことを含めまして、基金活用と、地元への環境関係の対応のために必要であるという判断で、基金を活用させていただいております。

成富牧男委員

今の話、結構大きな話だと思うんですよね。

どういう意味かという、建設協力金ということは、もうそこに建てるっていう前提でこれを執行しよるとでしょう、お金ば。

それで、前はもう少し調査したりいろいろして、万が一、あそこが適地じゃないということになったら、移さないかんわけでしょう、別の場所へ。

そこでもこのお金が支出できるんですか。

橋本有功市民環境部長

基本的には、鳥栖市が設置自治体ということで2市3町で基本的な合意をしておりますので、鳥栖市内の今回、真木町の部分で設置をいたします。

それについては、もちろん今回、建設予定地が北西部に変わったという経緯がございますけれども、そういう観点から、今、成富議員がおっしゃるような、変更の可能性があった場合ということとはございますけれども、我々としては、基本的には、現建設予定地で執行され

るものという予定の中で検討をしてきております。

成富牧男委員

私、今までずっと言われてきたこと、ここでやってきたこと、それから、前回の陳情が出されたこととか、ちょっと食い違わんかなということを心配して言っているんですよね。

それで、範囲をちょっと改めて聞きますけど、その金が使える範囲ってあるんですか。済みません、そういうことです。

もう詳しく説明されたかもしれませんが、もう一度お願いします。

橋本有功市民環境部長

条例の中では、広域ごみ処理施設に係る周辺地域をということで書かれております。

周辺地域の考え方ですけども、当然、周辺部分ということなんで、じゃあどこをということまでは、まだ具体的は方針については、決定をいたしておりません。

ただ、住所地として、真木町が地元という位置づけもございますので、その点から今回、基金を使わせていただいているというところでございます。

成富牧男委員

その基金は、何かこういうふうには……、すいません。

もう一度、ちょっと恥かかないかんけど、これをこう使いましょうっちゅうときは、何かそういう協議の場——協議っちゅうのは、市内の——何かがあって、そこでまず、それなら、これで行こうと決めるんですか。

そういうのは何も要らんで、もう所管のほうで判断するんですか。

橋本有功市民環境部長

もちろん、周辺地域の状況等を踏まえて、所管だけじゃなくて全体として、市として決定をして基金の活用をするという形になると思います。

それで、もちろん所管のほうで、まずはその事業自体がどういう事業であって、どういう地域のことなのかというのは確認しながら検討し、それについて、最終的には、市役所市内の中で検討した結果として活用する、しないを決定すると考えております。

成富牧男委員

ちょっと、これくらいにしますけど、だから、周辺というのが鳥栖全体でって話になればまだいいけど、もう少し狭い概念だったら、それこそ、今まで言われて、まだ若干幅を持たせてあった建設場所についてのいろいろ、検討とまでは言っちゃいけないかもしれんけど、例えば、いろいろ言われてきたことの矛盾がないかなと。

見切り発車で、お金のほうは、もうそういう周辺っちゅうことで使わせてもらうということになりますからね。

その、周辺の概念をはっきり整理せんといかんのやないかと思いますが、ちょっと答弁いただいて、もうこれで終わります。

橋本有功市民環境部長

ごみ処理施設数に係る周辺地域ということでの位置づけになっておりますので、それを頭に入れて、周辺地域については、考えていきたいと思っております。

それで、建設協力金自体は、鳥栖市が設置自治体ということでの各市町からの御協力の財源と考えておりますので、その辺も念頭に入れて検討していきたいと考えております。

以上です。

成富牧男委員

ちょっと、一番大事なことを聞き忘れていました。

こっちは、答えられんならば答えられんって言ってくださいね、全体的なことだから。

もし、例えば、これを「いかん」って、こっちで歳入をバツにするでしょう、ここの委員会として。

だけど、向こうがオーケーになった場合、一般財源からでも持ってくるっちゅう話にしか残らんですよね。

そこら辺は、ここだけじゃ答えられんかもしれんけど。

賛否を、こっちが態度表明するときに大事なことですから。

橋本有功市民環境部長

考え方としては、審査がそれぞれですので、ないとは言えないんですけれども、我々としては、今回の基金については、周辺地域の活性化及び環境保全ということで出させていたいただきたいと思っておりますので、そこは御理解いただきたいということでございます。

成富牧男委員

言って終わります。

話を聞けば、大事な工事みたいに私は思いましたので、私としては、例えここが否決したとしても、一般会計からでも入れるべきじゃないかと思えます。

牧瀬昭子委員

先ほどの、周辺はどこなのかっていうことが、まず1つ目の質問ですね。

ここがしっかりと決まってない限り、全体が11億5,000万円っていうのは、もう限られてしまっているんで、今回、地域環境整備基金というのは、初めて支出がなされ始めるっていうところだと思うんですけど、全体像が11億5,000万円しかないのに、今回、これ出します、あれ出しますって、早い者勝ちでどんどん取られていくと、周辺地域っていうのが、じゃあその見積もりとして、この地域は幾らとかっていう感じで、もうくくってあるのか。

全体像がちょっと見えないと、もうなくなっちゃいました、この地域はだめですなんていうふうになるんじゃないかなというのがある。

少しずつ切り分けていくのも、やっぱり全体像が捉えられていないとスタートできないのではないと思うんですけど、そのあたり、どうでしょうか。

橋本有功市民環境部長

周辺地域については、先ほど申しあげましたように、現時点で真木町以外の部分として、じゃあどこまでかということについては、確たるものは現在ございません。

それで、当然、基金自体の総額もございまして、そこについては、使い方等については、目的を踏まえて、先ほどの周辺地域も検討しながら、今後決定していくものだと思っております。

それで、御懸念のような部分もございまして、そこはもう、財源としての額が決まっておりますので、それを踏まえた上での対応になってくると思っております。

牧瀬昭子委員

確認ですけれども、今のところ、ここ以外で何か予算が組まれていたりとかはないですか。

橋本有功市民環境部長

予算組むということについては、現時点では、今回が初めてということでございます。

牧瀬昭子委員

それだと、ほかの地域の方々が、今後要望を出してもいいのかどうか、その区域がどのぐらいなのかというの。

橋本有功市民環境部長

すいません、先ほど、予算は今回が初めてというふうに申しあげましたけれども、ここで訂正させていただきますと、昨年度、轟木衛生処理場線——市道になりますが、この改良に伴う経費として1,000万円、また、今回の井堰改修の設計という形で343万円、現時点では使わせていただいているということでございます。

中川原豊志委員長

それで、牧瀬議員の再度の質問を、じゃあ。

牧瀬昭子委員

すいません、そこを私も押さえそびれたと思いながらお伺いするんですけども、その路線とかがというの、それに携わるものだと思うので、必要経費として、かかってくるのかなと思うんですが。

周辺の地域の方々の建設協力金ということで使われるのであれば、今後検査が必要になってくるとか、今回、いろんな陳情とかもあると思うんですけど、これから30年っていうとこ

ろになると、検査費用とかもかさんでくると思うので、こういうハード面とかも、もちろん見積もりもとらないといけないと思いますし、全体像も捉えないといけないと思うんですけど、基本的な、ここにかかわる調査をしなきゃいけないものに関して、ここから出るのかどうか。

ほかにも予算として組まれるのかどうかというのが気になるので、教えてください。

橋本有功市民環境部長

今回この基金の目的につきましては、先ほど申し上げましたように、周辺地域を中心とした地域の活性化であったり、生活環境の保全、増進を目的としておりますので、今、御指摘あったような対策費、調査費とか、そういう部分については、別の財源を使うということになると考えております。

牧瀬昭子委員

じゃあ、要望なんですけれども、先ほど冒頭からあっていた周辺地域っていうのを、早く、どういうふうにしますというのの予定を出していただきたいというのと、全体像がわかるようにしていただきたいというのと、地元からの御要望とかっていうのをもう少しこまめに聞いていただけるように、周辺の方々との話し合いを密にさせていただけないかと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

古賀和仁委員

先ほど、条例のときに質問すればよかったんですけれども、印鑑登録のところ、普通に契約をしたり、銀行の土地をつくったりするときは、一応、実名ということになっているんですけど、これは、自分が併記した名前でも契約できるんですか、どうなんですか、これ。すいません。

いや、ここに委託料としてシステム、出ていますので、ちょっとおくれましたけど、質問しているんですけど。（「何ページ」と呼ぶ者あり）

総務費、3ページ。

中川原豊志委員長

質問の内容、もう一度。

古賀和仁委員

印鑑の登録、旧氏でできるというふうになっているんですが、普通、契約とかする場合とか、通帳つくったり、保険の契約とする場合は、大体普通、実名なんですよ。

それでこれ、普通に契約するときに、旧氏で契約できるのかどうか。それとも、併記して書かなきゃならないのか。その辺は、完全にクリアされているのかどうか。

村山一成市民課長

今回の改正によりまして、旧氏による印鑑登録とかも可能になるわけでございますけれども、今おっしゃられたような、金融機関であったり、保険契約であったり、そういった契約の時点で、旧姓とそのお名前でも契約できるのかどうかというところにつきましては、やはり取引先のほうが決られることなので、私どものほうで何とも具体的なお答えはできかねるところでございます。

古賀和仁委員

私が言っているのは、仮に実名じゃなきゃだめですよって、実名で書いて、印鑑持って来て、これ、判こが違う場合でも、契約できるかどうか。普通に考えれば、混乱するんじゃないかと。さっきも言われたんですけど。

村山一成市民課長

先ほどの事例のほうでお示した中で、戸籍上の実名をであったり、旧氏で印鑑登録ができるという御説明を申し上げました。

一つの考え方でございますが、お名前の——例えば、花子さんっていうお名前であれば、花子さんっていうお名前だけの印鑑で登録をしていただいて、あとは契約の内容に応じてお名前の使い分けをしていただくとか、そういった形で対応いただくこともあろうかと考えております。

古賀和仁委員

すいません、名前と判こが変わっても構わないですかという話をしているんですけど。

中川原豊志委員長

条例につきましては、質疑は終わっておりますので、委託料としての、システムに関することであればいいんでしょうけれども、条例に関することであれば、もう後で個別に聞いてもらってもよろしいですか。

古賀和仁委員

そうですか。

わかりました。

中川原豊志委員長

ほか、御質問ございますか。

牧瀬昭子委員

先ほどのシステム改修委託料ということで、3万9,000円なんですかね。

これは、具体的に言うと、どういうことに使われますか。

村山一成市民課長

簡潔に申し上げますと、11月5日から行います旧氏併記に当たりまして、新しい帳票でそ

れが正しく出力できるかどうかのテスト、並びにその作業をいたします。

具体的に申し上げますと、11月5日の前に、実際にはまだ請求される方はいらっしゃるわけなので、テスト的なお名前を準備して、それを入力が正しくできるかどうか。

あるいは、出力ができるかどうか。

それから、住民票をマイナンバーカード、印鑑登録証明書などの連携ができるかどうかという試験をいたしまして、検証作業を行うものでございます。

牧瀬昭子委員

わかりました。

ありがとうございます。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

特別会計、残っておりますけれども、暫時休憩します。

午後0時1分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後1時14分開会

中川原豊志委員長

再開します。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第18号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第18号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております、議案乙第18号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

補正予算説明資料により説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

款7繰越金につきましては、平成30年度国民健康保険特別会計の決算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

同じページの下のほうでございます。

款6基金積立金につきましては、歳入で説明申し上げました平成30年度決算に伴う繰越金を国民健康保険基金に積み立てるものでございます。

資料の4ページをお願いいたします。

平成30年度国保特別会計の決算状況でございますが、歳入総額は78億4,782万8,012円、歳出総額は76億4,698万4,020円で、収支額は2億84万3,992円となり、この額を繰越金として歳入し、同額を基金に積み立てるものでございます。

制度改正が行われました平成30年度からは、電算処理手数料、出産育児諸費及び葬祭費を除いた保険給付費につきましては、県からの普通交付金により賄われることとなっております。

資料4ページの決算状況の表の青文字部分になりますが、歳入のほうで出産育児諸費などを除いた保険給付費を賄うために県から受け入れた普通交付金額は53億円となっております。

それに対しまして、歳出のほうになりますけれども、平成30年度の県の普通交付金の対象となる保険給付費は51億8,069万8,868円ございました。

その差し引き額を、交通事故などに係る第三者行為納付金などで精算いたしますと、資料4ページの下の方の黒丸の1に書いておりますように、繰越金2億84万3,992円のうち、1億2,320万2,577円につきましては、今年度中に県へ返還することになります。

残りの7,764万1,415円につきましては、今年度、令和元年度の決算見込みなど、今後の収支状況も勘案いたしまして、その取り扱いにつきましては、財政課とも協議しながら、決定したいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

牧瀬昭子委員

先ほど御説明いただきました、県返還分っていう1億2,000万円なんですけれども、これは、出産のためのということで歳入が入った分で歳出があつて、その残った分に関して、交通事故のことで差し引いてってことなんですよ。

古賀友子国保年金課長

県の普通交付金の対象となる事業が、出産育児諸費とか葬祭費と、あと電算処理を除いた保険給付費分になりますので、実際、それが51億8,069万8,868円です。その出産育児諸費につきましては、一般会計から3分の2を繰り入れるとかがついているので、別財源となっております。その51億8,000万円を賄うために、県からもらっていたお金が53億円なので、その差し引き額が2億円になりますけれども、そのうち、いろいろ精算をいたしまして、1億2,300万円を県のほうに返すということで、出産育児諸費が1億2,300万円余ったということではないです。

出産育児諸費については、県の交付金をもらって賄う事業ではありませんので、一般会計と、それぞれ税から、一般会計から3分の2、税から3分の1ということで賄うことになっておりますので、この県の交付金には、出産育児諸費は該当しないということになっております。

中川原豊志委員長

御理解できますか。

古賀友子国保年金課長

県の普通交付金の対象に出産育児諸費が入っていないので、出産育児諸費の額は、この県の返還金の中にも入っていないということになります。

牧瀬昭子委員

いや、言いたかったのが、返すぐらいだったら言ったらあれですけど、出産育児のついでということで、今後いろいろ――陳情とかもありましたけど、産前産後ケアサポートの事業費として充てられないのかついでということを知りたかったんです。

古賀友子国保年金課長

出産育児諸費については、保険給付費の中に入っておりますけれども、県の普通交付金の対象ではなくて、先ほども申し上げましたように、一般会計からの3分の2繰り入れと、国税を当てた事業ですので、その分について、余っているというふうなことはないということです。

成富牧男委員

4 ページの下の黒丸の2番目の最後、財政課と協議して決定したいと考えております、その取り扱いについて。

何か、こういう方法とこういう方法があって、国保の担当としては、こげんしたいとばってんみたいなのがあるんですか。

この、取り扱いについて協議するっていうところの中身は。

古賀友子国保年金課長

この7,700万円の取り扱いについてですけれども、また、ことしの末から来年頭にかけて、県のほうで確定係数が公表されまして、県のほうで保険税率を算定することになると思うんですけれども、その額がどのようになるかわかりませんが、この財源を使いまして、税を上げないような措置をとりたいと国保年金課のほうでは考えております。

けれども今、県内統一、国保税の一本化を迎えまして、さまざまな協議をしております、この額をどのくらい、そういう税の抑制財源に使うべきなのか、どのくらいの手元に持っておくべきなのかというところが、まだちょっと悩ましいところではございますので、そういった部分を財政課とも協議しながら決定していきたいと考えております。

成富牧男委員

原課のほうとしては、今言われたように税の抑制のために使いたいと思っとなるばってん、額については、実際そういうのを相談したいということだと受けとめました。

以上です。

樋口伸一郎委員

すいません、教えてください。

黒丸が2つありますよね。説明資料のほうで、黒丸が2個、上と下にあって、表のすぐ下に歳入計引く歳出計イコール繰越金ってあるじゃないですか。

そこが二億ほにゃらら、同額を基金へ積み立てってという表現で、基金に積み上がるっていうか、そんなイメージを持つんですけど。

その黒丸の下は、その繰越金の対応についてということで、流れが書いてありますよね。

今度は、53億円引く、ほにゃららで1億2,320万2,577円が県へ返還。積み上がったお金から県へ返還。それで、県へ返還して、その残りが、先ほど説明あったその協議と。

最初の歳入計引く歳出計で、何か、どこかの基金にお金があるけど、結局その金はどっか払って行って、なくなって、残りが財政課と協議っていうふうな流れかと思うんですけど。

この2億円は、2億円の積み立てっていう状態のところ、結局なくなるような積み立てってということなんですか。ちょっと、教えてください。

古賀友子国保年金課長

9月の補正におきまして、繰越金を基金に積み立てますが、12月補正になると思うんですけども、そのときに県の返還金ということで歳出が出ますので、その財源として、今度は基金に積み立てている分を、基金から繰り入れて、県に返すというふうな形になりますので、残りの7,700万円が基金に残るということになります。

樋口伸一郎委員

じゃあ、解釈が合っているか、また教えてください。

言ったら、その12月、一時的に基金積み立てにして、12月でまたその分、持ち出しというか、また県へ返還するときにそのお金の動きがあらわれてくるっちゅうことで、合っていますか。

古賀友子国保年金課長

そういう流れになります。

中川原豊志委員長

ほかは、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。



議案乙第19号 令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第19号 令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております、議案乙第19号 令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

補正予算説明資料の3ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

款4繰越金につきましては、平成30年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

同じページの下のほうでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補、助及び交付金につきましては、歳入で説明申し上げました繰越金を佐賀県後期高齢者医療広域連合に過年度分保険料として納付するものでございます。

後期高齢者医療保険料につきましては、1年間分を7月から翌年3月までの9期に分けて納めていただいております。

毎月末尾で締めまして、翌月に保険料負担金として佐賀県後期高齢者医療広域連合に納付をしております。

年度末の3月分につきましても、3月31日で締め、翌4月に後期広域連合へ納付しておりますが、3月31日までに納付されず、出納整理期間の4月、5月に収納された保険料につきましては、翌年度、毎年この時期になりますけれども、決算時の繰越金として歳入いたしまして、過年度分保険料として県後期高齢者医療広域連合に納付しております。

平成31年につきましては、3月31日が日曜日でしたので、平成30年度の3月分、平成31年3月に納付して納付していただく保険料の納付期限があらかじめ平成31年4月1日となっております。

そのため、普通徴収び現年度課税分のうち、平成31年3月分の保険料の多くが4月に振り込まれたため、繰越額及び広域連合への納付金が例年より多額となっております。

昨年、平成30年度の3月31日も土曜日でしたので、平成30年3月に納付していただく保険料の納付期限が平成30年4月2日となっており、繰越額及び広域連合への納付額は、本年同様、例年より多額となっております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

中川原豊志委員長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩します。

午後1時28分休憩

っていただきまして、図面を添付しております。

御意見をいただいているところが、この図面での衛生処理場敷地と書いた部分でございます。こちらの分と、左上の最終処分場跡地の部分の赤丸が3つついておりますけれども、その一番下の部分、一番南の部分のモニタリング井戸の調査結果について御懸念をされているということで書かれております。

これに対します当課の考え方といたしましては、衛生処理場敷地から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認された件についてでございますけれども、佐賀県東部環境施設組合が実施した土壤汚染対策法に基づく調査において、当該敷地及び周辺の地下水を、同法に基づく23の項目について検査した結果、ホウ素が環境基準を超過しておりましたので、基準を超過したホウ素については、引き続き佐賀県による周辺井戸の調査が実施されております。

その結果といたしましては、ホウ素の基準超過が広範囲、かなり広い範囲で確認されているなどから、県においては、自然由来、地質の影響等と関係するということが推定されております。

次に、最終処分場跡地に埋設されております焼却灰につきましては、適正閉鎖事業を実施し、物質が外部に漏れ出ない仕様となっており、また、周辺で実施しておりますモニタリング調査により、継続的な監視を行っているところでございます。

なお、モニタリング井戸ナンバー3において、ヒ素が一時的に環境基準値を超過することにつきましては、埋設物によるものとは考えにくいという佐賀県の意見も踏まえまして、埋設物由来ではないと判断しているところでございます。

また、本市では、今年度から衛生処理場敷地の土壤調査及び地下水モニタリング調査等を実施することとしております。

これは、昨年度、佐賀県東部環境施設組合が実施した土壤汚染対策法に基づく調査において、衛生処理場敷地の一部から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されたことを受けまして、本市が引き続き詳細な調査を実施するものでございます。

周辺地域への影響等を考慮しながら、今後の対応の検討を行うものです。

現在、当該調査を担当する事業者の選定を行っておりまして、具体的な調査の方法や地下水モニタリングの調査地点等については、事業者を選定する中で提案をいただき、決定する予定となっております。

なお、佐賀県東部環境施設組合が実施した調査結果では、衛生処理場敷地の埋設物等による周辺地下水への汚染等は確認されておりませんが、本市が実施する詳細な調査において、今後の状況等についても確認してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目につきましては、佐賀県東部環境施設組合が真木町に整備を予定して

おります次期ごみ処理施設につきましては、安全性を確保しながら、環境に優しく、また、災害に強い地域の防災拠点となるような施設として、今後整備がなされていくものと考えております。

以上、担当課として御答弁させていただきます。

よろしく願いいたします。

中川原豊志委員長

この陳情に関する担当課の考え方ということで、御説明がありましたけれども、この件につきまして、皆さんのほうから御意見等ありましたら、お伺いいたしますので、よろしくお願ひします。

藤田昌隆委員

私、東部環境施設組合の議員じゃないんで、ちょっともう一回、整理させてもらってよろしいですか、自分で。

まず、今問題なのは、リサイクルプラザの部分が、まだ場所が未定。

それと、焼却する――この陳情から言ったらD地点に当たるかな、恐らくD地点、ここに焼却場を建てて、もう今の段階は、もうD地点に、ここに焼却場を建てると。

それで、今の段階は、もう次の焼却方法、シャフト方式とかそういう方式に決めると。

そして、9月、今月、もう業者まで大体、決めてしまって、そして、入札方法を今度また説明するというところで。

問題なのは、リサイクルプラザの場所が設定をされてないということですよ、今、決まっているのは。

ちょっと、答弁、よろしく願いします。

橋本有功市民環境部長

今、藤田委員、おっしゃいましたように、本年4月に建設予定地については、北西部ということで、最終方針が決定されまして、それを受けまして、組合のほうでは、事業者選定に向けての予算組みですとか、選定方法についての実施方法、日程等について、去る8月の組合議会の中で承認されまして、今月からその方向で実施が運ばれる予定になっております。

また、それに伴いまして、リサイクル施設は、まだ候補地が決定しておりませんので、その部分については、鳥栖市が4月の首長会の中でも、鳥栖市として今後も努力し、首長会のほうで協議を行いながら進めていくという決定がなされておりますので、早期に候補地についての選定を行っていきたいと考えております。

以上です。

藤田昌隆委員

ということは、今の答弁からいくと、私が言った、私が知っているところの事実確認は、そこまでということですよ。

わかりました。

牧瀬昭子委員

井戸水の調査に関してなんですが、再度、40カ所、県はホウ素だけを検査をされていると思うんですけども、それ以外の、ここで出た物質に関しては、その対象に当たっていないので、それ以外で出ている分を、鳥栖市として調べるべきではないかというふうに私自身も思うんですけども。

それをしない理由をもう一回、確認をしたいんですが、お願いします。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

佐賀県東部環境施設組合が実施した土壌汚染対策法に基づく調査において、衛生処理場敷地及び周辺の地下水から確認されておりますのは、ホウ素のみでございます。

このことから、佐賀県によるホウ素の拡大調査が実施されており、調査の結果、自然由来と推定されるところでございます。

なお、衛生処理場敷地において確認されております環境基準値を超える物質等につきましては、本年度、土壌や地下水の詳細な調査を行う予定としております。

以上です。

牧瀬昭子委員

ため池だったところから物質がいろいろ出て、それが汚染物質としてあるということがわかった後で、井戸水の検査っていうのは、その物質があるかどうかっていうのを見ないと、検査結果として満遍なく出てくるものではなくて、ホウ素ならホウ素を調べるってなって、ホウ素の値が幾つかっていうふうになると思うので、例えば、ダイオキシンがどのぐらい出ているかとかっていうのは、それに目指して調査をしないとわからないと思うんですけども。

その調査っていうのは、もう行われたってことでいいんですか。

橋本有功市民環境部長

今、御説明申し上げましたように、ため池部分、あそこから物質が出たと。

埋設物のほうから鉛、ヒ素、フッ素が出ていました。

それで、今ここにも考え方を示しておりますように、地下水のほうでは、ほかの項目も含めて調査した結果、ホウ素が基準値以上の値で確認されたと。

地下水については、そのホウ素の部分が、じゃあ何が原因なのかということもございまして、そこは、県のほうで拡大調査をされて、その結果、広い範囲で確認されましたので、

これは、埋設物とかが由来ではなくて、自然由来の影響だろうということで、県のほうでは判断をされております。

ここに書いておりますように、埋設物等からもそういう環境基準値以上のヒ素とかが出ておりますので、それについては、6月議会で予算を可決していただいておりますので、今後、今月中には業者を決めまして、調査に入って、詳細調査をして、結果について確認をしたいというふうに考えております。

牧瀬昭子委員

すいません、ちょっと理解ができませんけど、そのホウ素のみが出たっていうのは、いつの時点の話ですか。

ため池部分のが出ましたよね、その後に地下水を調べたわけじゃないですよね。

橋本有功市民環境部長

土壤汚染対策法に基づいて、組合のほうで調査に入りまして、ため池を調べるのとあわせて、その埋設物と地下水も、そのときに調査をしたと。

結果として、ホウ素のみが環境基準値を超えて検出されましたので、それを結果を踏まえまして、県のほうで周辺の井戸水等の拡大調査をされたと。

それで、先ほど申し上げましたように、それが広範囲にわたっているということで、県の今回の判断としましては、自然由来ということで判断がなされているというところがございます。

牧瀬昭子委員

ため池部分の地下水のところから出たものが、基準値を超えるのはホウ素のみだったっていうことですか。

それじゃ、ほかにヒ素とかダイオキシンだとかっていうのは、土壌だから、水には溶けていないよということですか。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

そのとおりでございます。

牧瀬昭子委員

これ、水に溶けないっていうのは、どうして言い切れるんですか。

溶けないものなんですか。

藤木太祐環境対策課環境対策推進係主任

担当の藤木と言います。

溶けないという保証ではなくて、計測した結果、地下水からホウ素が出たということなので、その結果としてホウ素が基準値を超過しているということなんです。

ほかの物質は超過をしていないので、調べていないと。

ホウ素は超過したので、周りも調べる必要があると思って、拡大調査を県が行ったということです。

以上です。

牧瀬昭子委員

それは、水に関してはそうかもしれないですけど、土壌から出たんですよね。

土壌から出たのであれば、今は、水には溶けていなくて、ホウ素が先に出たのかもしれないですけど、出たってということは、水に溶ける可能性もあるのであれば、今後のことも考えると、30年間、それがずっとあそこにあるってことを考えたら、ほかところも調べておいて、それで、そのときに、何十年後とかに、これはいつ出ていたのかっていうのがわかるためにも、今の段階で調べておいて——ないならないでいいじゃないですか。ないならないって言い切られればいいので。

そのあたりの調査はもう事前にしとけば、証拠として言えるじゃないですか。

それをなぜできないのかっていうのが、ちょっと疑問なんです。

橋本有功市民環境部長

御説明しましたように、埋設物からヒ素、フッ素とかが検出されまして、地下水からは、今、御説明しましたように、ほかの項目も調べる中で、環境基準値を超える検出がされたのがホウ素のみだったということで、その後の調査は、県が拡大調査をしたと。

それで、我々といたしましても、埋設物を含め、地下水も調査の必要性というのはあると思っておりますので、先ほど御説明したように、今年度、鳥栖市の取り組みとして、詳細調査を進めていくという形にしております。

牧瀬昭子委員

多分、調査をされるっていうので、前回お尋ねしたときに、箇所をお伺いしたら、すごく少ないなっていう印象があったので。

この40カ所に相当するぐらい、もう、これで調べられるのかっていうのがあるので、できれば40カ所に近い分ぐらいを調べていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

橋本有功市民環境部長

あくまで調査自体は、もちろん、今回した中で、どういう結果になるかによって、それを絞り込んでいく作業になってきますので、まずは、大きなメッシュの中で調査をしまして、その結果を踏まえて、じゃあ次の展開という形になりますので。

そういう経過で今後進めていくということでございます。

藤田昌隆委員

ちょっと教えてくれん。

最終処分場跡地、あそこは、最初、飛灰とかが入っていると。今やっているのが、ブロックで、コンクリで固めてやっていますよね。

それで、結果的に今、ブロックで固めて、それで、今言ったいろんなやつが出てきたとか、漏れて、そういうのは、ないっちゃろう。最終処分場の跡地から、そういうそれは、ちゃんときいているのか、ブロックがね。そこを教えてくれる。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

適正に処理されておりますので、漏れ出ることはありません。

藤田昌隆委員

そうしたら、衛生処理場跡地も、その方法で、例えば、全部掘り返して、何百億円もかけてよ、あれを掘り返したいっていう、最初は何かそういう話があったんやけど、この最終処分場跡地で、その方法で、異常な結果が出なかったということでしたら、衛生処理場の跡地も、そういう囲い込みとかで、そういう対応は、可能性としては、当然あるっちゃろう。

橋本有功市民環境部長

今回の環境基準値を超えた物質への今後の対策ですけれども、お話あるように、封じ込めもございますし、全量撤去等もございます。

それで、その対策については、議会全体勉強会の中でも工法について御説明をしたところでございますけれども、今後、調査を進めまして、その結果を踏まえまして、対策も含めて対応をしまいたいと思っておりますので、今後、さまざまな観点から検討したいと思っております。

藤田昌隆委員

何遍も言いますけど、これは鳥栖市だけのごみ処理の問題じゃなくて、2市3町の問題でもあるし。

それと、さっき言ったように、リサイクルプラザの件もあるんで、今まで以上に時間がタイトになってきているわけですよ。

だから、例えば、囲い込みでできるんやったら、そういう方法を早く探し出して、事を進めていただきたいというふうに思っているんですね。

ましてや、最初、あそこにつくったときは、いろんな違う問題も発生していましたからね。そこも含めて、早く進めてほしいんですよね。

ごみ問題というのは、もう本当に大変な問題であるんで、ぜひ、その辺はお願いしたいと思えます。

以上です。

成富牧男委員

なるべくすっきりさせたいんで、お尋ねします。

中間ぐらいのところ、モニタリング井戸ナンバー3において、ヒ素が一時的に云々、そして、最後の、由来ではないと判断しているところですよ。上の、ホウ素については、理由が書いてあるですたいね。

ホウ素の基準超過が広範囲で確認されている——1つの理由だと思うんですが、だから、自然由来であると推定される。同じように、こういう理由だから考えにくいというところが、ちょっとわからんのですけど。そのことをお尋ねします。書いちゃろうがっていうところがあれば、言ってください。

橋本有功市民環境部長

モニタリング井戸のナンバー3につきましてということで、地下水の状況、確認しております。

地下水と浸出水——最終処分場から、廃棄物に含まれる物質等が溶け出した水という意味合いになるんですけど——浸出水と、ナンバー3の井戸水、この2つの水質を調べております。

それで、調べた際に、ヒ素に関して申し上げますと、基準値が1リッター当たり0.01ミリグラム。

それで、モニタリング井戸の水質につきましては、結果としてそのヒ素の値が0.05ミリグラムと、基準値を超えております。

もう一つの、先ほど御説明した浸出水、廃棄物に含まれる物質が溶け出した水となるその浸出水については、ヒ素の割合が0.01ミリグラム未満ということになっておりまして、基準地でも、ここは0.1ミリグラムパーリッターなんですけれども、何を申し上げたいかという、最終処分場から出てきた水のほうが、モニタリング井戸の水よりもヒ素の割合が低いと、基準値よりもヒ素の割合が下回っているということの結果が出ておりますので、そういった状況を踏まえまして、廃棄物が影響して出てきたヒ素ではないというふうな判断という意味でございます。

成富牧男委員

わかりたいのでまた質問しますが、そうであれば、逆に0.05ミリグラム出たそのヒ素は、原因は何かちゅうことにならんですか。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

地下水モニタリングの井戸のヒ素が高かったということで、どういう現象かということでは

すけれども、ヒ素を測定するときに、浮遊物質といいまして、ちょっと濁りみたいな——S Sって言うんですけれども、その値が高いと、ヒ素が付着して、どうしても一時的に高く測定される場合があるということでございまして、測定値が、測定した時期においても、若干数値が上がると、そのS Sの分布状況によっては上がるということで、常時4倍の数値が検出されているわけではございませんので、このときは、ちょっと高かったということになっております。

これにつきましては、先ほど部長が申しましたとおり、廃棄物由来ではないということで、県のほうも判断されているところでございます。

よろしく申し上げます。

成富牧男委員

廃棄物によるものではないって、それもちょっと私、わからんですけれども、そう言われていると。

しかし、余計、何となく怖いじゃないですか、それじゃないやつがずっとそれ以上出とるっちゅうと。

ところが、それは何かわからんと。さっき、ヒ素がこびり付いとるって、そんなら、何やろうかって、かえって原因が特定してないから、余計怖いっていうふうになりませんか。（「県が言いよっとやけん」と呼ぶ者あり）

安心したいけん、質問しています。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

もともと、ヒ素が存在する土地というのは、河川に挟まれたところであったりとか、農地であったりとかして、農薬の影響とか、そういった部分も考えられます。

自然由来か農薬由来かという切り分けが、かなり専門的にも難しいところでございまして、土地のそういった経歴といたしますか、農地に由来するものであるのかなと。

あとはもう、推測ですけれども、土地の地質によっても大分変わるということでございます。

よろしく申し上げます。

成富牧男委員

私とすれば、だから、そういうヒ素の部分についても、引き続き、100歩も200歩も譲っても、調査はやってもらわんと、かえって何か不安だなって私は思うんですけど。それは、今後のモニタリング調査には入っているんですか。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

今年度実施します地下水調査についても、ヒ素の測定はするようにしております。

また、申しおくれましたけれども、最終処分場跡地につきましては、現在も地下水モニタリングによる管理を行っているところでございます、ヒ素の値についても、ずっと毎年計測をしているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

大体わかりました。

つじつまの合わんごたる質問をしようたら、遠慮なく、こうですから、こうですからって今のような感じで言っていたら結構です。

中川原豊志委員長

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

私からいいですか。

先ほど成富議員が言われました、県においては自然由来であると推定される、例えば、何を根拠に自然由来というふうに推定されるのかってというのが、もう少し明確にできれば安心できるのかなと。

単に、多分自然由来やろうっていうふうな推測やけんが、陳情された方というのは、ほんなこつかいっち。

だから、こういう理由で、きちんと、自然由来ですよ。だから、今回の建設予定地も安全なんですよとか、地下水にしても、問題ないんですよとか。そういうふうなものはっきり言っていたら、これの内容じゃあ、ちょっと不安かなって気がするんですけども。

その辺、ちょっと何か根拠となるものとかがあれば、教えていただきたいなと。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

物質によって、土壌における到達距離というのがありまして、ホウ素については、土壌汚染対策法のガイドラインによりますと、大体長い年月、例えば、100年かけて移動する距離は250メートルとかいうことで示されているところがございます。

今回、この土地からの廃棄物由来のホウ素が仮に移動したとしましても、最長移動距離は250メートル程度であるということで推測されるんですけども、これを越えたところで今回、県の測定によりましてホウ素が出ておりますので、影響範囲外であるという推測がなされているところがございます。

以上です。

橋本有功市民環境部長

ちょっと補足いたしますと、ホウ素自体が、海水ですとか温泉、あるいは自然の岩石類に

も含まれておるといふことでございます。

そういう観点から、今申し上げましたように、広範囲の井戸でそのホウ素が検出されているという結果からも、ホウ素が自然の中でも存在するということもございまして、自然からの影響であると推定がされたものだといふふうに考えております。

中川原豊志委員長

今の答弁で、到達とかそういうところを勘案して、自然由来といふふうな形であろうと、委員会に今回、陳情が送付をされたんで、議長のほうにお返しするんですけど、執行部としては、自然由来なので、今回の要望に関しては、最終的には、今の予定地で進めていきたいことなんですかね。

橋本有功市民環境部長

ホウ素の今後の経過観察につきましては、県のほうでも引き続き実施されますし、先ほどから御説明しておりますように、南東部の調査については、市のほうで引き続き今年度行う予定にしております。

地下水についてもあわせて実施いたしまして、今後も継続的にモニタリングをしていくということでございます。

それで、今後、住民の皆様にも御安心いただくことも一つございまして、結果として、現状でそういう最終処分場からの部分ですとか、ため池部分ですとかいうことによる影響ではないという判断をしておりますので、そういう観点からも今回、そこからまた外れました北西部のほうで建設をするという形になっております。

北西部についても、組合のほうで調査をして、その結果として、そのような物質は検出されていないということも出ておりますので、まずはその北西部で建設をさせていただいて、今回、埋設物とか、環境基準値を超える部分が出た部分については、今申し上げましたように、調査を引き続き行っていただいで皆様方に安心していただくような形で今後も確認をしていきたいと思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

陳情の要望の中には、安全性が確認できるまで計画を中止していただきたいといふようなことなんですけれども、今後もモニタリングをしていく中でっていう話であれば、本当に安全性、大丈夫なのかっていふふうに思われますんで、その辺のところを、我々もきちんと安全性が確認できているんですよと、なら進めていいですよっていうことなんですけど、いや、まだ調査中なんですっていうことであれば、要望にあるように、もう少し慎重に事を進めなさいといふふうな判断にもなるかと思うんですけども。

そういった文面に、読みよって、ちょっと捉えづらいなど。

先ほど言いました自然由来の考え方についてもそうですし、まだまだ調査をしていかないかんようなところも書いてあると、いや、今までの調査で十分安全が確認できているんですけど、さらに、念のためするのか。

そういったところをきちんと確認させていただいた上で、議長のほうにはお返しをしなくちゃいけないかなというふうに思っていますんで。

ちょっと整理ばしていただけますか。

橋本有功市民環境部長

あくまで今回、南東部からそういう埋設物ですとか、基準値を超える部分が出てきましたので、それに対策するための詳細な調査を行うというのが、今回の調査の目的だと思っております。

ですから、今回、建設場所を北西部に移す際にも、そこにはそういう物質等がないということを確認するための調査も実施しておりますので、そこについては、進めさせていただいて、そういう物質が出てきた部分は、我々としても責任を持って調査をして、対応策を検討していくというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

すいません、陳情書について、もう一回整理しながら問いますけど、さっき藤田委員からもありましたように、陳情内容を一番上に2行書いてあるじゃないですか。これ、末尾を読むと、D地点での計画を中止することとあるじゃないですか。

これは、変な意味じゃなくて、鳥栖市に幾ら言われても、組合で決定されていて、これを仮にやろうと思っても、この判断をできる権限、ないじゃないですか。

この辺をはっきりしないと、先日、すいません、ちょっと離れますけど、議会報告会でこの件についても大分市民の方から御意見があったんですけど、きれいに整理ができていないんですよ。

例えば、この計画の中止を鳥栖市ができると思ってある方は、鳥栖市に来られますよね。

でもこれは、このD地点に建てますっていう決定を広域の一部事務組合の議会が決めているじゃないですか。

それによって、鳥栖市がすべきことで、今部長がお答えになられたように、南東部の埋設物については、もう外れたから、これに関しては、鳥栖市の裁量でやってくれと、これが決定事項ですよ。

だから、この要望事項2点について、要望しますってここに書いてある1点目については、井戸水の検査だけでも至急お願いしたい。これは、ちょっと置いといて、2点目のD地点で

の計画を中止、この要望については、鳥栖市としてできることは、こういう要望が鳥栖市に対してありましたっていうのを広域に伝えるしかできないと思うんですね。

1点目、ちょっと戻して話すと、下から3行目ぐらい、市の考え方のところ、本市が実施する詳細な調査の範囲ですけど、これも県が言われてるのは土対法に基づいた上で範囲が広がって調査してきていることの範囲でしょう。

そこと、本来鳥栖市がすべき、しないといけない調査というのが、もうごちゃ混ぜになっているので、そこを整理して、広域が決定をしていくことに対する、土対法に基づく県の調査の範囲はここですと。

それで、市がやれるところっていうのは、また別のところになってくるけん、それが、例えば、その周辺エリアも、鳥栖市が単独でここまで行いなさいというのがはっきり示されれば、できるわけじゃないですか。

その辺が曖昧になつとるんで、現段階では、D地点の計画の中止をする権限は、こっちは持っていないので、その辺を前回の委員会でも決議として、委員会決議でしたけど、情報共有を図って、鳥栖市ができることはここなんだと。広域として、この辺を早く、D地点で決定して、我々は進めるんだっていう意思表示をこちらに投げてくださいと。そうしたら、これに関しても答えられるんで。

そうした意味もあって、前回の委員会決議で情報共有を図って、それで、これも委員会で所管事務調査で議長に返さないといけないので、これに関しては、D地点での計画中止の件ですよ。

その件と、井戸水の調査の範囲について、きちっと、鳥栖市ができるところはできるところで考えて、できないことはできないのでっていうところを念頭置いて答えないと、また変な誤解を与えて、全部鳥栖市が自己財源でやんなきゃいけないよってなると、炎上するだけですよ。だから、そこをちょっと整理していただければと思います。

以上です。

これは、要望です。

藤田昌隆委員

今、樋口議員が言ったように、D地点の地質調査では、もうオーケーと、これは、3カ月ぐらいおくらせて、やりましたよね。

それで今、いろんな声で上がってきているやつは、その周辺、最終処分場跡地だったり、全体的な、今度つくる焼却場の土地に関しては、これはもうオーケーが出ていると。

何も出なかったというのは、これ、間違いありませんよね。

だから、今後の問題、今言われたように、鳥栖市として、東部環境施設組合からこういう

ものをしてほしいとかいうのはありましたよね。

それと施設をつくるということは、別に切り離して、市がしなきゃいかんことは、さっさとやっていくということですよ。

だから、ごちゃ混ぜになっているわけ。

だから、お願いしたいのは、きちんと、調査は地質調査まで3カ月かけてして、したところに関しては、もう当初の予定どおり進めてほしいと。

それで、残りのいろんな土壌調査、さっき言った、封じ込みも含めて、今後、モニタリングとか、いろんなやつを調査した中で出てきたやつに関して、随時対応という形にきちんと分けて、議論してほしいということです。

だから、これからいけば、D地点の中止というのは、これは、あり得ないと。（「できない」と呼ぶ者あり）

私は思います、この判断はね。

樋口伸一郎委員

今の流れですけど、できないというのは、D地点の計画の中止ができないじゃなくて、そもそもそういう判断とか検討するところは、広域で決定、首長会とかあるんで、そこでやるってことです。

あと、南東部、それも、鳥栖市がやるべきことってというのが、意外とここの中では、わかってあると思うんですよ、南東部の調査とか、処理とか、そういうのは、しないといけないってというのは浸透してて、北西部のほうで広域が焼却施設の建設を行うという決定をされてるってのは、わかってあるじゃないですか。

だから、鳥栖市がすべきことさえきちっとしてしまえば、あとはって言ったらいかんですけど、情報を収集するだけで、広域が進めていくべき事業じゃないですか、そもそもが。

だから、その部分で、広域が進められないって言っているのが、例えば、リサイクルプラザの鳥栖市がすべきことなので、その選定地がないから、どうやって、本来は2つの事業だったんで、そこが入っているわけで。

そこも早く候補地を提示することによって、鳥栖市がべきことを1個ずつ減らしていけるんで。

そういう意味合いも込めての前の決議やったと思うんで、この調査の件も含めて、鳥栖市がやれるべきところをきちっと整理して、ここまではできるんで、こういう返答ができますと。

できないところに関しては、伝えますというような話で、きちっと整理していただきたいと思いますけれども。

委員長、部長、いかがでしょうか。

橋本有功市民環境部長

今、まさにおっしゃっていただいた部分だと思いますので、2番につきましては、そういう観点から、組合が組合の仕事といたしまして、整備がなされるものということでの御回答といたしております。

それで、1番の調査につきましては、基本的にその土地の形質を変える際には、土対法に基づく調査が必要ということで、組合のほうで調査をされると。

その結果として、そういう結果になりましたので、場所を変えて、ただ、その調査については、鳥栖市は、もうそういう結果が出た以上、今後の状況も確認する責任もございますので、土対法とはまた離れた形で、鳥栖市の役割として調査をさらに進めていくという立場だと考えておりますので、その辺については、そういう位置づけで調査自体は進めていきたいと考えております。

樋口伸一郎委員

今、部長が言われた答弁でいいかなと思うんです。

土対法に基づいて、県がすべき調査、そこの自治体としてのその意向の確認をしておく必要があると。

土対法に基づいて派生していた調査までを行うってところで、私は、部長が今答弁したお答えでよろしいかと思えます。

森山林委員

いろいろ意見、出たんですけれども、今回も同じように小森野、あさひ新町、それから、高田、安楽寺ですか、要望が出ております、前回も一緒と思います。

そういった中で、説明、今、いろんな意見、出ましたけど、3回しかしとらんということで、こないだ小森野であったので。

もう少し、小森野のほうでも説明をしていただくということで、ちょっとこないだお願いをいたしましたけど、その後どぎゃんやったですかね。小森野のほうの説明。

橋本有功市民環境部長

説明会については、市のほうの町区についても、行う予定も持っておりますし、先日は小森野地区のほうに、役員会があるということでお邪魔させていただいて、都市計画関係の御説明含めて、環境影響評価もございますので、させていただきます。

今後、もちろん、6月での市のほうも陳情に対する御回答もしておりますので、その辺は、丁寧に進めていきたいと考えております。

森山林委員

とにかく、7月27日の新聞にも、井戸水を真木町3月、4月にやって、ホウ素が先ほど言われるように、出ましたと。

それを受けて、去年7月からことし3月にかけて、高田とか安楽寺、真木をやってきた中で、先ほどから言われるように、これはもう、何カ所でも井戸水から出ますので——あくまで地質の影響ですかね。

それと、ここにも書いておりますように、自然由来とか、そういう形で答弁されとるけん、そこら辺を、先ほどから言われるように、やっぱり、大丈夫ですよということを早くして、調査するべきときは調査をして、そして、今の地区、小森野、それから、安楽寺、その周辺、結果的には、そのD地点から500メートル以内に小森野の集落もありますし、安楽寺もある、750戸近くずっとありますので。

そこら辺は、やっぱり調査ができるところを調査していただいて、早く、もう安全だということとして、今の場所、やっぱり周辺が、そういうことで、最初、去年の12月3日に議会に報告があったとは、やっぱり、あれが出たと、いろんな物質が出たということで、結局、それで調査をしていただいておりますので、今度は、場所を今の北西部にあれで変わってきたし、最初は、元の焼却炉、今川球場のところですか。あそこを結局、調査するところで、あったとやろうけん。

そいけん、そこら辺を、早く、やっぱり、そこら辺の、安全ですよと。そして、その説明をそれぞれでしていただくと。

そして、早く進めていかんと、いかんと思います。

そして、リサイクル施設の件は、先ほど言われましたように、場所がまだ決まっとらんということですので、それを早くしていただくということで、お願いをいたします。

中川原豊志委員長

あと、よかですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

意見や要望、いろいろ出ておりますけれども、今の要望も踏まえて、委員会最終日に改めて、議長に返す案を、正副委員長と部長等でちょっと整理をさせていただきたい。

それで、内容を確認していただいて、議長のほうに、委員会の所管事務調査という形でお渡しをしたいと思っておりますので、そのところは、一任いただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そういうふうに決めますので、よろしく申し上げます。

では、以上で終わります。

とりあえず、暫時休憩します。

午後 2 時 29 分休憩



午後 2 時 39 分開会

中川原豊志委員長

再開します。



健康福祉みらい部

議案甲第40号 鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

これより、健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

まず、議案甲第40号 鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

議案甲第40号 鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

資料は、定例会議案の13ページ及び条例案等参考資料42ページ、43ページでございます。

条例案参考資料の42ページ、43ページをお願いいたします。

主な改正の内容といたしましては、第3条に住家の床上浸水1世帯当たり、3万円の見舞金を支給することを加えるものでございます。

適用は、公布の日から施行し、改正後の規定につきましては、令和元年7月21日以降に生じた災害に係る見舞金について適用をすることとしております。

改正の理由につきましては、罹災者に対するお見舞いの拡充を図ることでありまして、住家の床上浸水家屋に対する見舞金の支給を追加するものでございます。

特に罹災者は、住家が被害を受け、生活の根拠となる場所、空間での営みに影響が
出ることから、社会福祉の観点から見舞金を支給するものでありまして、対象となる家屋につきま
しては、現実に生活している住家とすることとしております。

以上、簡単ではございますが、議案甲第40号の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりましたので、質疑をお願いします。

牧瀬昭子委員

まず、この3万円の根拠なんですけれども、どうして3万円なのかという金額の根拠と、
他市とかと比べられたものがあるかどうかを教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、3万円の根拠といたしましては、本日の議案審議の中でもお答えしておりますが、
住家の全壊、全焼または全流失が10万円、住家の半壊、半焼または半流失が5万円という制
度が今あります。

それで、近隣の状況を確認いたしましたところ、県内10市におきましては、武雄市が床上
浸水1世帯当たり、基本的に1万円という考え方で、その他については、ありませんでした。

また、近隣の福岡県側を調べましたところ、久留米市におきまして1世帯当たり3万円、
1人世帯については2万円という規定がございまして、筑紫野市につきましては、1世帯当
たり1万円という規定でございましたので、久留米市の3万円に準拠した形で3万円という
ふうにしております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

すいません、床上でしょう、これ。

床下に対する、今の市の措置とか対応があれば、教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

先ほど県内10市及び近隣を調べましたところ、床下については、該当する規定等がござい
ませんでしたので、鳥栖市におきましても今回、床上のみという形で考えているところでご
ざいます。

以上でございます。

古賀和仁委員

これは、普通の一戸建てとか、普通の借家とか、そういうのも全部入るわけですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

住家というところで限定をさせていただいております。

ただし、店舗兼居宅のような場合も考えられますので、店舗兼居宅の場合につきましては、1階の面積が、住まいの部分の2分の1以上あった場合についてのみ適用させていただこうというふうに考えておるところでございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。



議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

ただいま議題となりました、議案乙第17号、令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）につきまして、お手元の健康福祉みらい部関係委員会資料にて御説明をさせていただきます。

委員会資料、めくっていただきまして2ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金のうち、1行目の母子家庭自立支援事業補助金につきましては、ひとり親家庭の高等職業訓練に対する給付金でございまして、補助率4分の3でございます。

詳細については、歳出のほうで御説明いたします。

同じく、2行目の未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費補助金につきましては、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対する給付金でございまして、補助率10分の10でございます。

詳細については、歳出のほうで御説明いたします。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金、民生委員・児童委員活動費等交付金は、民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、定数が6人増員された

ことから、今年度、新任期4カ月分の補正を行うものでございます。

佐賀県の条例では、70世帯から200世帯に1人民生員を置くこととされておりまして、3年前に比較し、鳥栖市の世帯が増加したことから、定数が6人増加したことによるものでございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入のうち、社会福祉課分といたしまして、平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合の決算に伴い、同組合からの負担金返還金を受け入れるものでございます。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、保育所園児給食費につきましては、本年10月から予定されております幼児教育保育の無償化に伴いまして、公立保育園の3歳児から5歳児の給食費を実費徴収するものでございまして、月額4,700円の6月、約200人分を見込んでおるところでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に歳出に移ります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金補助及び交付金、民生委員活動補助金は、民生委員・児童の一斉改選に伴いまして、定数が6人増員されますことから、今年度の4月分の補正を行うものでございます。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。

節3職員手当等から節19負担金、補助及び交付金までにつきましては、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金給付事業に伴う経費でございまして、本年10月から消費税が引き上げとなる中、税制上の寡婦（夫）控除等が適用されない未婚のひとり親に対しまして、本年10月31日を基準日といたしまして、ひとり親1人当たり1万7,500円を給付するものでございます。

対象者につきましては、60人を見込んでおるところでございます。

なお、関係資料といたしまして、主要事項説明書の2ページにお示しをしておるところでございます。

次に、節20扶助費につきましては、ひとり親の資格取得を支援する取り組みである高等職業訓練促進給付金事業の国の要綱改正に伴うもの及び当該給付金の新規申請者の増に伴う補正をお願いするものでございます。

国の要綱改正に伴うものにつきましては、ひとり親家庭の高等職業訓練において、実習等に伴う就労収入の減を補うため、養成機関における履修課程の修了までの修業期間のうち、

最後の1年間の支給月額を4万円引き上げるものでございます。

なお、対象者につきましては、国の要綱改正に伴うものが4名、新規申請者の増が3名となっております。

以上でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

項5災害救助費、目1災害救助費、節20扶助費、災害見舞金につきましては、先ほど甲議案第40号の条例改正の説明の中でさせていただきました、鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例の関連予算でございます。

関連資料としては、主要事項説明書の3ページでございます。

7月の大雨で床上浸水を受けた住家が26世帯確認ができております。これを受けまして、近隣市町の調査を行いましたところ、近隣市において床上浸水に対する見舞金の制度がありましたことから、床上浸水世帯に対し、3万円の見舞金を支給することといたしまして、40世帯に対応する額を補正するものでございます。

なお、見舞金の対象となるのは、住家でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

中川原豊志委員長

説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

牧瀬昭子委員

災害見舞金について教えていただきたいんですけども、現在、26世帯が対象になるだろうということですが、40世帯を見込んであるということですけども、これからまた台風とか、そういったことも起こって、同じような地域、同じようなお家がまたつかってしまうということがもしあった場合に、1回とったから、もうだめとかっていうことはないのでしょうか。2回目も大丈夫ということはあるですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

1災害につき1回という形で、見舞金という考え方ですので、そのような考え方で整理をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

まず、歳出の32ページ。この下のページ数で言うと3ページ、予算書の32ページ。この中の、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金。

反対するっていう立場ではなくて、1つは、これが今出てきている理由。それをまず聞いて、あと、ちょっと関連してお尋ねしたいことがあります。

ついでに、この欄でいきますと、次の扶助費も、理由はわかりましたけど、なぜ今どきという意味でお尋ねをします。

国の法が改正されたっていうのはわかりますけど、時期の問題。何で今ごろ、4月からじゃなかったとということですか。

林康司 子育て支援課長補佐兼子育て支援係長

時期的な御質問でありますけれども、今回の給付金に対します基準日が10月31日に設けられておまして、11月の申請者の支給要件の審査を行った上で、最終的に支給決定を行うスケジュールとなりまして、実際に1月から支給開始というスケジュールになっております。その中で、今回の補正の中で上げさせていただいたものです。

以上となります。

成富牧男 委員

役所も大変やろうねって、半分思いながら尋ねているんですけどね。

何か、高齢者とかのためのやつもあるんでしょう。この臨時給付金、あったと思いますけれども、これ、役所のほうに、いわゆる自治体のほうにおりてきたのは、いつぐらいの話なんですか。こげんとばやるよって、追加でやるよって。

林康司 子育て支援課長補佐兼子育て支援係長

ことしに入ってからで、詳細につきましては、4月以降に来ておりますため、このようなスケジュールになっております。

成富牧男 委員

大変ですねということをおっしゃいます。

それで、あと1つお願いしたいんですけど、母子家庭自立支援事業費も、いつ頃で、何で今の時期かという。

林康司 子育て支援課長補佐兼子育て支援係長

こちらもちょうど人数の確認をさせていただく中で、今回の補正を出させていただいたところでございます。

所得を見られる、その切りかえが8月にもなっておりますので、そのタイミングで出させていただきます。

以上です。

成富牧男 委員

利用される方が当初見込みよりも多かったということですか、簡単に言うと。

江崎充伸 健康福祉みらい部理事兼次長兼子育て支援課長

この給付金につきましては、当初予算で一応、新規申請者含めてトータルで9人を見込んで

でおったんですけれども、その後、4月以降、新規申請者の方が3名ふえておりますので、その分で計12名ということで、給付金を支払うというような予定をしております。

以上です。

成富牧男委員

制度っちゅうか、その周知が広がっているということで受け取りたいと思います。

あわせて、さっきの未婚の児童扶養手当受給に関連して、いわゆる未婚の母子に対するいろいろな給付とか、それから、保育料とか、実際、いわゆる税制上の寡婦控除は取れんけれども、みなし寡婦控除があるやないですか。

そのみなし寡婦控除を受けることによって、寡婦控除がある者と同じように、税額が下がって、利用料とか、いろいろが変わってくるわけですよ。

これって、私ちょっと不勉強なんで、教えていただきたいのは、今、結構全国でも見ると、どうも国のほうで、これは、実は、さっき税のほうでの説明の中で1つ出てきているんですよ、みなしじゃなくて、実際の寡婦控除の改正、そういうのもあります。

それと、個別の法律で、これはそうしなさいみたいなのもあるようですけど、いくつかに分かれているようですけど、例えば、法律で制度化なされていなくても、鳥栖市がやろうと思えばできる、そういうのもあるかと思いますが、そういうもので、事前に調べていただきたいと思いますが、佐賀市何かはずっとラインナップしてあったんですが、その中で、鳥栖市でまだやられてないものとかありますか。

要は、やってほしいなっていう意味です。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

佐賀市で実施されており、鳥栖市でまだされていない分といたしましては、病児病後児保育事業や子育て支援短期利用事業などがございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

みなし寡婦控除等適用につきましては、障害の場合につきましては、事務連絡という形で、厚生労働省から各都道府県の障害保健主管課長あてに、例えば、自立支援医療給付事業である厚生医療、育成医療、障害児通所支援事業、介護給付費、訓練等給付費等の各種サービス、補装具費支給事業など、そのようなものについて、未婚のひとり親家庭の母または父を対象に、先ほど委員から言われておりました税制上の寡婦控除等の適用がみなされるものと、適用されるものとみなして、額を計算する配慮を行うように、事務連絡の通知がされているという状況でございます。

成富牧男委員

わかりました。

今、聞きながら、ああ、そうかと思って、これは恐らく、さっき言った税のほうがそういうふうに変ってくれば、当然、それは、みなしじゃなくなって変わってくるということですね。

わかりました。

中川原豊志委員長

ほかは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩します。

午後 3 時 1 分 休憩

oo

午後 3 時 7 分 開会

中川原豊志委員長

再開します。

oo

陳情第12号 産前産後サポート事業実施について（要望）

中川原豊志委員長

次は、陳情第12号に関しまして、所管事務調査を行います。

この陳情の要望事項に関しまして、現在の対応条件を執行部から説明をお願いいたします。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

産前産後サポート事業実施についての要望書について、御説明をいたします。

今回の要望書につきましては、昨年にも同様の要望書をいただいております、昨年は、

現在取り組んでいる事業を継続し、各関係機関の御協力をいただきながら、子育て世代包括支援センターの整備等に取り組んでいくとお答えをいたしております。

この産前産後サポート事業、それから産後ケア事業でございますけれども、本市におきましても、現在、各種相談、家庭訪問等を実施をしているところでございます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、来年度の保健センターの大規模改修とともに整備をしていきたいと考えております。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立感等に対応し、児童虐待の発生予防、早期発見を目的としております。

既に保健センターでは、妊娠期から子育て期の身体的、精神的に大変な時期のサポートを行っておりまして、特に産前産後は一層手厚い支援が必要であると思っております。

しかしながら、行政だけでは行き届かないところもございますので、医療機関ですとか、子育て関連機関、庁内の各部署と連携を図り、また、御協力をいただきながら、今後、産前産後サポート事業及び産後ケア事業を実施、また、充実してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

今、現在の状況等について、説明いただきましたけれども、要望等も踏まえまして、何か御質問等ございましたら。

藤田昌隆委員

前回の陳情書が出たときに、答えとして、みやき町のコスモス館かな、あそこでいろんな支援事業をしよるよね。

それで、あそこと鳥栖市との違いというのは、スペースの問題もなかったかなと。たしかあったよね。そのきちんとした、鳥栖市の場合は、整理をされとらんと。その辺は、対策は何かしたんですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

みやき町のきゃんどうるハートで今されているのは、産後ケア事業の宿泊型ですとか、デイケアをされていると思います。

そのことにつきましては、当課のほうでも今、検討をしております、ただ、まずは子育て世代包括支援センターを整備して、その後に産前産後サポート事業と産後ケア事業の充実を考えております。

そのときには、今の保健センターではスペース的にも無理ですので、医療機関ですとか、

子育て支援センターですとか、そこら辺に御相談をしながら進めていきたいと考えております。

藤田昌隆委員

その辺の整備をぜひ、お願いしたいと。

あと、小郡市だったっけ、要するに、開業医ときちんとやってやりましょうと。

鳥栖市も、ほかの市に比べて産婦人科っていうのが、そう数が……、どっちかっちゃうと、多いほうじゃないのかな、2軒。そいけん、その辺と、さらにきちんと連携をとってしてもらうと、こういう陳情書が毎回毎回出てくるようなことはなくなると思うんで。

実際にもう、こういうことはやっているからね、鳥栖市は。

だから、そういった整備とか、連携を余計深めて、ぜひやってもらいたいと思います。

以上です。

成富牧男委員

これ、前回も言いましたけど、この要望事項のところは、サポート事業への支援ですよ。この門司さんのところたちがやるので、それに対して支援をしてくださいという意味かなと思ってましたが、ここの解釈はどんなふうにすればいいんですか。この支援っちゃう意味が、いまいわからないので。そこをちょっとはっきりしとかんといかんのかなと。

それと、合わせて忘れんうちに言いますけど、さっき大規模改修があるということでしたので、保健センター。ぜひ、そのときには、それこそ関係者、よく牧瀬議員たちが言う、子育てとか、実際やっておられる方、それから、障害児何かも含めて、私たちが気づかないようなところのアクセスとか、バリアフリーも含めて、寄りつきやすいような、意見を取り入れてください。

それで、さっきの最初の質問だけお願いします。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

支援ということにつきましては、前回もお話をしましたけれども、ここの健翔会も、産前サポート事業、産後ケア事業への参入を考えていらっしゃるようなので、そのときは、自分たちもできますから、一緒に協力してやっていきたいと思います。

だから、そのときは、うちのほうからも、ぜひ御相談はしたいと考えております。

成富牧男委員

だから、この支援っていうのは、ちょっといろんな意味が入っているかなっていう感じがしたんですけど、それでいいですか。

中川原豊志委員長

前回も、下の2行は同じような要望だったんですね。

成富牧男委員

要望事項を具体的に確認したいと思ひまして、改めて尋ねました。
いいです。

樋口伸一郎委員

皆さん方に対してちょっとお諮りしたいんですけど、去年、前回の陳情第3号と変わっているところっていうのが、今回は、子育て世代包括支援センターと連携できる、サポート事業とかケア事業を実施すべきではないかというところになっていまして、今、御説明にもあったように、大規模改修事業も進めながら、その子育て世代包括支援センターっていうのを進めていくということなので、全く同じ返答を委員会として返すのもいかがなものかと思ひます。

だから、例えば、1個目にその子育て世代包括支援センターは、大規模改修後、どのようなものになるっていうところを返すとします。

2番目に、包括支援センターと執行部のかかわりと、どのような連携をしながらどういう事業を進めていくっていうようなところを明記していただくと。

3つ目に、議会としては、それを後押しする、いろいろ、さらに連携しながら後押しするとか。

その後押しの中身については、まだちょっと協議の上、しっかり明記する必要があるかと思ひんですけど、そのような形で、委員会としてはお返しするというのはどうでしょうか。
委員長。

中川原豊志委員長

今、樋口委員から、委員会として、協議をした結果の議長に返す案として、提案がされたというふうな形だと思いますが、今、副委員長からありましたような形で正副委員長、また、担当部長と協議をさせていただいて、そういう形で、ちょっと整理をさせていただいて、委員会最終日に改めて協議をさせていただくという形でもよかですか。

牧瀬昭子委員

産前産後のケアっていうのが、大体、5時15分とか、仕事の時間内に相談とかっていうことになると、よくお伺いするのが、やっぱり夜中2時とか、夜中に入ってからすごく不安になることがあるとか、お子さんの病気が出てくるとかっていう話を聞くので、そういう意味で、このあたりの事業を、ぜひ連携して——こちらだけでなく、いろんな方とも連携できるような形で、サポートの連携をしていただければなと思ひております。

よろしくお願ひします。

中川原豊志委員長

要望ということですね。

では、議長にお返しをします内容については、再度整理をさせていただいて、委員会最終日にまた提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



陳情第13号 鳥栖市休日救急医療センター業務に関する要望書

中川原豊志委員長

では、次に陳情第13号に関しまして、所管事務調査を行います。

この陳情の要望事項に関しまして、現在の状況について、執行部のほうから説明をお願いします。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

鳥栖市休日救急医療センター業務に関する要望書について、御説明をいたします。

鳥栖市休日救急医療センターにつきましては、休日における市民の救急医療を確保するために実施をしております。内科医、小児科医、外科医のうち、2人体制で行っております。

患者割合は、小児科が約半数を占めております。小児科診療の必要性が高まっているところでございます。

そこで、小児科の診療を平成30年度からは毎週日曜日、それから、今年度からは日曜日に加え、5月の連休、年末年始にも実施をすることとし、小児救急医療体制の充実を図っております。

この小児科の診療体制は、鳥栖三養基医師会、それから、久留米大学の小児科と小児外科の御協力によって整っております。

要望書にもありますとおり、昨今、小児科医不足は、この地域でも問題になっております。

そのような中、久留米大学から小児科医を派遣していただけることは、とてもありがたく感謝をしております。

これには、鳥栖三養基医師会の御協力がなければ実現しなかったことであり、鳥栖三養基医師会にも感謝をしているところでございます。

また、医師会と薬剤師会には、薬剤委員会を立ち上げていただき、休日救急医療センターの円滑な運営のために、医薬品や医療器具等に関する協議をしていただいております。

このように、休日救急医療センターの運営には、鳥栖三養基医師会の御協力が欠かせないものであることは十分に認識をいたしております。

今後、市民が安心して救急医療を受けられるように、この体制を継続していくため、県内市町の救急医療センターの運営状況等を勘案しながら、関係課等と協議をしてまいります。
以上でございます。

中川原豊志委員長

今、説明がありましたので、御質問等がありましたら、お受けいたします。

森山林委員

基山町とか三養基郡からの負担金は、どうなっているかわかりますか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

基山町は、以前、在宅医制度をとっておりましたけれども、それが困難になったことから、鳥栖市の休日救急医療のほうに参加をされまして、基山町からは負担金をいただいております。

ただ、みやき町と上峰町は在宅医当番制をされておりますので、そちらのほうで診療が可能であるということで、こちらのほうにはまだ参加はされておられません。

以上です。

森山林委員

そうしたら、基山町からはいただいておりますということで、みやき町、上峰町からは負担金をもらっていないということで、今後、この中をさらに、休日救急医療センターを充実させるためには、やはりこの医師会からも要望がっておりますように、やはり今回、小児科関係をしっかりと医大から確保をしていただいておりますということで、これも書いてありますように、今回の連休もしっかり対応できたと。

ですから、これに応える意味でも、恐らくいろんな接待といいますか、いろいろな形何かがあるかと思っておりますので、その点は十分、検討していただいて、お願いをいたしたいと思えます。

以上です。

中川原豊志委員長

要は、要望に応えられるように、努力できるものは努力してくれということですね。

森山林委員

はい、その辺は言わなくても、わかっていると思います。

藤田昌隆委員

要するに、業務委託料を上げてくれということやろう、問題は。

じゃあ、現状は幾ら払って、ここ何年か、ずっと上げていないのか、その辺の推移はわかる。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

業務委託料につきましては、医師手当、薬剤師手当、看護師等の賃金が主なものになりまして、それは、その年の日曜と祝日の数によって若干上下がございます。

祝日が少なければ委託料が少なくなるわけですし、大体、今年度の予算で言いますと、2,931万円。

今年はちょっと祝日が多かったものですから、高くなっておりますけれども、大体、それくらいの数字、年間70日から72日ぐらいの開設日がございますので、大体これぐらいの金額の委託料になっております。

藤田昌隆委員

ここ数年で委託料を上げたとか、何年前に上げたとか、それは無しで、ずっと一律、大体日にち割りで言ったら、金額的には変わりませんということ。何か変動がありますか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

平成29年度からは、鳥栖三養基医師会の先生方の出動手当を上げました。

それから、薬剤師の先生の出動手当も、若干ではございますけれども、値上げをいたしたところでございます。

藤田昌隆委員

ということは、もう気持ち的には上げて差し上げたいけど、金額的には、少しではあります。上げてきていますということ、本音で言うと。

どうぞ、本音で。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

医師手当、薬剤師手当等については、若干上げておりますけれども、この委託料っていうのが全部必要な経費ということで上げておりますので、鳥栖三養基医師会自体にっていう委託料ではないことは確かでございます。

中川原豊志委員長

全部先生にいくつちゅうこと。

藤田昌隆委員

なぜ聞くかちょっと、この文章では、例えば、10%上げてくれとか、そういう具体的な要望がないからね。逆に、答えにくいかなと。

書いちゃなかけん、じゃあ、その答えとして、こちら考えるときに、じゃあ10%上げてちゅうてきたなら、今まで上げてきているんで、5%だけ上げましょうとか、そういう形で希望に沿うようにという返事ができるんやけど、これには書いていないけんね、難しいよねっち。

それで、今聞いたら、少し上げておりますって言うけんさ。

成富牧男委員

ちょっともう、端的に聞きますけど、感じからすると、かなり頑張ってやっておられるのかなという感じがするんですけど。

ちなみに、それはもう、予算をつくる時にわかることだから、これ、お医者さんで大体どれぐらい、時間単価みたいな感じでの、何時間とかいう形で出ているんですか。できれば金額もお願いします。

本来は、相場をこれぐらいばってん、これぐらいでまけてもろうとるとかあれば、そういうのも。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

鳥栖三養基医師会の会員の先生が出動していただく日は、1日7万円。

それで、久留米大学の小児科の先生がおいでになるときは、小児科の先生は2時間早くお帰りになりますけれども、それで、1回当たり12万円。

小児外科の先生は夜7時まで勤務をしていただいておりますので、その分がちょっと高くなりまして、15万円。

だから、久留米大学の先生と比較しますと、鳥栖三養基医師会の会員の先生は、半分ぐらいの報酬で診療をしていただいているという状況ではあります。

成富牧男委員

それで、何時間を考えた目安なんですか、この7万円は。何かあるでしょう。それとついでに、もう一回。もう言いませんので。

単価っちゅうか、何時間を目安にしてあるのかということと、ここはわかればいいですけど、本来であれば、お医者さんが自分で診療しよれば、まだこんくらいもらえるとよとか、そういうのは何かありますか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

勤務時間は、午前9時から19時まで、それで、間に1時間、昼休みがあります。

久留米大学の小児科の先生は、9時から17時までになっておりまして、ちょっと相場っていうのはわからないんですけども、ただ、久留米大学の小児科の先生をお願いするときは、1時間当たり1万5,000円ということをお願いをしております。

それが相場だっというふうなお話でした。

成富牧男委員

いや、これはやっぱり上げにゃあ……、9時から19時までで1人当たり7万円、べらぼうに安いですね。

以上。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

森山林委員

とにかく、収支を見ていただくと、プラスのほうではないかと思しますので、それを合わせたところで、先ほどからの業務委託費、先生に上げる以外の、そういった他の委託費があるかどうかと思しますので、その点をよろしくお願いします。

中川原豊志委員長

私から1つだけ。

多分、1年前か2年前ですよ、小児科をふやしたのが。去年からやったですか。

それをしたことによって、患者の方っていうのは、結構ふえたりしているんですか。それに伴う医療費収入的などころっていうのはどうなのかなと。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

小児科の先生の診察を始めたのが平成26年7月からになっております。その当時から平成29年度までの受診者数は、そんなに変化はございません。

平成30年度は診療日数がそれまでより2日間多かったこともありまして、昨年度の受診者数は、平成29年度に比べますと、500名弱ふえております。

1日平均の受診者数も、平成29年度は46.3人だったのが、平成30年度は51.6人、確かにふえてはきております。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。

[発言する者なし]

委員会としましては、基山町の部分も調整せないかんでしょうけど、その辺も調整できるのであれば、やはり、それだけ患者の方もふえてきていて、市民のニーズにも、やっぱり応えていっている状況でもございますし、可能であれば、少しでも医師会の要望に応えるような対策を練っていただきたいというふうに思います。

ということで、そこを踏まえた形の協議をしたと議長にお返しをするという形で、これも17日の最終日、再度、委員間で協議をさせていただく文面を担当部長交えて、正副委員長で調整をさせていただいて、案を提示したいというふうに思います。

それをもって、また整理をさせていただきたいということで、文面については、ある程度正副委員長に一任いただくということによかですかね。

このことについては、新たな事務負担が生じるということでの要望ということであれば、現在の公定価格の中の事務費の上乗せ、あるいは、別途加算項目を設けていただく。

それで、その事務負担についての経費を上乗せして、運営費の中でお支払いするというようなことが本来のあり方ではないかというようなことで考えております。

ですから、この部分については、今後、県等を通じまして、国のほうにも公定価格の引き上げの要望を行っていきたいと考えているところでございます。

また、もう一点の、鳥栖市に限ったことではないんですけれども、全国的に保育士不足ということで、保育士さんの確保が非常に難しい状況が続いていると。

その中で、鳥栖市においても、保育士確保のための独自の処遇改善策について、何か実施できないかと。

このことについても、樋口委員のほうから、従来から、もうずっと以前から、一般質問等々で御要望いただいているところでございます。

本市においては、確かに本市独自の処遇改善策ということとは、現段階ではやっておりますけれども、県が主導して、平成29年度より保育補助者雇上事業というようなことに取り組んでおりまして、一定、保育士さんの業務負担を緩和できないかということでこういった事業に取り組んでいるところでございます。

まずは、この事業で保育士さんの負担が減るように、一定効果が出るのを期待しているところでございます。

それと、公定価格の中で、処遇改善費につながるような加算項目等についても、丁寧な説明を行っていきながら、基本的には、まずはその公定価格の中で、処遇改善につながるような取り組みができないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この保育士不足ということについては、近隣自治体でも独自の処遇改善策とか取り組まれているところも多くございますので、今後につきましては、そういう独自の改善策をとられている自治体の詳細について、調査等も行いながら、今後とも処遇改善については、努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

この件につきましては、江寄理事も言われますように、樋口委員のほうからも一般質問の中で、いろいろ確認をされた項目でもございます。

改めて確認をしたいこととか依頼したいこと等がございましたら、お受けをしたいと思えますので、よろしく申し上げます。

成富牧男委員

江寄理事のほうからは、淡々と言われましたけど、本当に、私としては、現場のことをわかった上での幼児教育、保育の無償化だったのかなっていう、まず、そこら辺、そう思っております。

それで、さっき言われた公定価格に上乘せつつゆうのは、要望していくつつゆう、そういうのを出すわけではないとね。(発言する者あり)わかりました、要望ですね。

それで、今言った部分の大変さのごたるのも少し言うてもらわんと、やおいかんのだよっという認識は一緒なんでしょう。

多分、私立保育園も大変だろうなつつゆう認識は、持っているわけですよ。(「何で大変」と呼ぶ者あり)

いや、何で大変って。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

副食費の徴収については、これまでなかった事務が新たにふえていくことですので、その点については、事務量がふえるというようなことで、今までに比べれば、当然、大変になるという認識はございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

すいません、一般質問でも、再三再四、御答弁ありがとうございました。

その流れからの引き続きですけど、市長からも御答弁いただいて、スタンスとしては、具体的に独自っていうところは、かなり厳しいと。

可能性としても極めて低いのかなっていうところをこっちとしても踏まえて、先ほど言われた運営事務とかにかかわるような要望については、当委員会としても絡むこともできるし、どのようにしてやっていくかということもあります。

あと、調査研究に関しても、そこら辺を含めた先進事例とかの行政視察とかはできるので、その辺りを含めて、皆さんの御意見等、ちょっと協議させてもらって、まとめさせていただけたらなというふうに個人的には考えるんですけども。

皆様からの意見もちょっと聞かせていただいた上で。

成富牧男委員

だから、先ほどの藤田議員の「何で」って言われるような意見があるならば、もう少し話したらいいのかなと思いますけれども。

藤田昌隆委員

要するに、副食費っていうのは、おかず代ね。おかず代やろう。

それで、今までちゃんとお金は、これも取りよったっちゃろう食費は。（「保育料と一緒に」と呼ぶ者あり） そうですね。

それで今度、保育料がただになってよ、ただになったけん、副食費を払わないかんけん、それもただにしろと、そういうことやろう。

何か、おかしくない。だって、保育料がただになっただけでも、これは市にとっても大きな負担ですよ。

それで、何でんかんでんそがん、そりゃあ無料が一番いいくさい、何でん、ただでしてくれるなら。

ばってん、ここは資本主義の国ですからね。何でんかんでん上から与えてもらえる、そういうものじゃあないでしょうもん。何かおかしいっち思う。

それが何で、そのお金を払う、その手間が、何で保育士とかを確保するのに難しくなるのかって。それは、言葉のあやだけやろうもん。

実際に保育士が集まらんちゅうのは、非常に長時間労働とか、いろんな気持ちの部分で、それから、親に対して。

そういうものがきておるけん、なかなか手がないっち、と思うんやけど。違う。（「違う」と呼ぶ者あり） 違うっちや。

いや、それなのに、何でその副食費の無料化につながるとかって、わからんっち、これが。その言葉のつながりがわからんっち。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

今、藤田委員のほうから御指摘いただきましたこととございますけれども、私どもも、事務がふえるということであれば、その負担分の事務費の増額を求めるのが本来のあり方ではないかというようなことで、国に対して要望を行っていきたいというふうに先ほどお答えをしたところでございます。

以上です。（「それならよか」と呼ぶ者あり）

森山林委員

今まで保育費は、全部銀行口座振替ですかね、現金じゃなかとでしょう。

今回も、副食費だけを払うと。

そういった場合に、口座振替が銀行での手数料を取るわけですよ。当然、今までもかかっておったと思いますけれども。

その件については、市も全部一緒ですかね。市のほうは、補助をするとか何かはないわけですよ。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

これまで、保育料については、公立については口座振替、それから現金での納付、それぞれでございます。

私立保育所についても、それぞれ――納付の方法はですね。

それで今回、無償化に伴って、副食費だけの――公立もそうですけれども、公立については、これまでどおり、口座については、今まで引き落としをしていた口座から、副食費のみの引き落としというようなことで、そこは変わりません。

それで、当然、その分の手数料っていうのは、今は口座引落手数料が1件当たり10円程度かかっております。

そこについても、引き続き、そこは変わらないんですけれども、私立保育所のほうについても、口座で当然、引き落としをされたいと、施設ごとに徴収になりますんで、そこについて、口座引き落としをされたいということであれば、その分の手数料というのは当然かかってきます。

ただ、それについて、現段階では、市が補助するというような考えはございません。

以上です。

古賀和仁委員

仮に、市が負担した場合、大体年間どのくらいになるんですか。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

口座振替手数料ということによろしいですか。

古賀和仁委員

副食費を全部無償化に切りかえた場合に。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

一応、公立が月額4,700円というようなことで、保護者さんあたりにも御説明をいたしております。

それで、私立保育所が幾ら徴収されるかっていうのは、最終的にはお話を聞いてないんですけれども、できれば公立に合わせたいというようなことではお伺いしております。

仮に、ひと月4,700円と仮定いたしますと、大体約1,800名3歳児から5歳児対象者がいらっしゃいますので、年間でいきますと、約1億円の負担になると。

これも単費となりますので、丸々毎年1億円ぐらいの市の負担が出てくるということになります。

古賀和仁委員

かなりの負担になるということですよ。

そして、当然、これをやれば、幼稚園とか、そういうところもかかわってくるし小学校も

かかわってくるし、いろんな形で。何でここだけするのかということになって。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

今、1,800名と申し上げましたのは、保育所以外に通っている幼稚園とか認定こども園とかも含めたところでの人数でございます。

以上です。

成富牧男委員

あとは、樋口委員にまとめてもらいます。

ただ、ちょっと理解が違うのは、ただにしてくれっていう、それ、(発言する者あり)いや、何でただって言いよるかは、ちゃんと書いてあるやんね。(「いや、その何でただかがつながらんっち」と呼ぶ者あり)

いや、それだけ大変なんよ、一つ一つの徴収するのは。それが理由、ここに書いてある。

その理由がわからんっち言いよると。(「うん、何でこれが大変ねって」と呼ぶ者あり) ああ、そげん言いよっと。(「自分の子供の食ったやつを払うのが、何が大変なの」と呼ぶ者あり)

じゃあ、そういう理解をしてあるようですから、終わりません。

樋口伸一郎委員

要望書に書いてあるように、これ、そもそも幼児教育保育の質の向上についての要望書で、本当、語弊があったらすいませんけど、お金が全てではない部分がございます、背景とか意図があって。

本当、おっしゃるとおり、わかります。例えば、保護者の方が全額無償が一番いいと。

それで、その無償額の中に、副食費が残る、でも、今までより払う金額は安くなるんで、それでよかろうもんと、そこはわかります。

ただ、その曖昧な制度、国の制度に基づいてやってるっていうところがあって、その曖昧な制度の部分においては、要は、国がそういうしなければやっていなかったわけなんですよね。

でも、国がその制度を始めたから、今、やっているわけです。

私の一般質問の最中にも、後ろからそうした御意見をいただきながら発言していたんですけど。

そのあたりも含め、今、理事がおっしゃったような要望、本来もらうべき運営費とか、もらうことができる——できるというか、要望を出すことができるというところの要望に関しては、委員会としても、協力しても間違いではないので。

ただ、お金をまき散らすっていうところではなくてまた、若干でもそれに当たる事務、業務

とかがふえたら、今、公立でもキャパシティが全部満たされるような状況では、保育が補えていないっていうところもありますんで、その業務増の部分に関しては、ちょっとお金は置いといて、できるような処遇改善策とかを検討していくっていう意味ですから。

お金が全てっていうふうに解釈をして、委員会としてのやりとりを返答するっていうところからはちょっと外してもらってっていうところで御理解をいただければなあと思うんですけど。(発言する者あり)

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 3 時 53 分 休憩

oo

午後 4 時 11 分 開会

中川原豊志委員長

再開します。

陳情第16号につきましては、いろいろ協議をさせていただいた結果を正副委員長並びに担当部長と、再度、議長にお返しする回答を、たたき台として、17日に提出させていただきたいと。

それをもって、皆さんで協議をしていただいて、議長にお返しをしたいというふうに思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決しました。

以上で、所管事務調査を終わります。

oo

中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時11分散会

令和元年9月18日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

委員 森山 林

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和

社会福祉課地域福祉係長 久家 嘉男

健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長 江寄 充伸

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 山津 和也

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 佐藤 道夫

市民環境部長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 佐藤 敦美

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐

兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子

市民課長 村山 一成

国保年金課長 古賀 友子

市民環境部次長兼税務課長 三橋 和之

環境対策課長補佐兼環境対策推進係長 高松 隆次

環境対策課環境対策推進係主任 川原 太郎

4 出席した議会事務局職員の職氏名

5 審査日程

陳 情

- 陳 情第12号 産前産後サポート事業実施について（要望）
- 陳 情第13号 鳥栖市休日救急医療センター業務に関する要望書
- 陳 情第16号 幼児教育・保育の質の向上についての要望書
- 陳 情第20号 有害物質による近隣地区住民の井戸水、地下水の汚染調査と、その安全確認までD地点での計画を中止すること（陳情書）

〔協議〕

自由討議

議案審査

- 議案甲第39号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例
- 議案甲第40号 鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例
- 議案甲第41号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）
- 議案乙第18号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案乙第19号 令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

〔総括、採決〕

報 告（環境対策課）

次期ごみ処理施設整備事業について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

しかし、行政だけでは行き届かないところもあると認識しており、医療機関や子育て関連機関、市内の各部署と連携や協力を行いながら、今後、産前産後サポート事業及び産後ケア事業の充実を考えているとのことだった。

このような市執行部からの説明に関連し、委員からは、夜間における産前産後ケアについての他機関との連携の要望があった。

当委員会としては、協議の結果、来年度から運用される予定の子育て世代包括支援センターの充実を求めるとともに、市執行部の取り組みの進捗状況を今後も注視していくこととした。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

先日の執行部への聞き取り等におきまして、委員会としてこのような形でまとめさせていただいて、議長のほうにお返しをしたいと思います。内容的に御意見、御要望等ございましたら、お伺いいたします。（「いいです」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

では、この内容で議長のほうにお返しをいたします。



陳情第13号 鳥栖市休日救急医療センター業務に関する要望書

中川原豊志委員長

続きまして、陳情第13号 鳥栖市休日救急医療センター業務に関する要望書に関しましても、先般、各委員のほうから御意見、御要望を、また、執行部のほうからは、取り組み等について説明を受けましたので、その結果を陳情第13号の協議結果としてまとめております。

これについても、再度、委員長のほうで確認をさせていただきまして、皆さんのほうから御意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

樋口伸一郎副委員長

それでは、陳情第13号 鳥栖市休日救急医療センター業務に関する要望書について、その協議結果を申し上げます。

委員会の所管事務調査の中で、本件に関し、執行部へ状況の説明を求めた市執行部からは、休日救急医療センターの運営には、鳥栖三養基医師会の協力が欠かせないものであることは十分に認識をしており、今後も、市民が安心して救急医療を受けられるように、この体制を継続していくため、県内市町の救急医療センターの運営状況等を勘案しながら、関係課等と協議を行っていくとの説明があった。

当委員会としては、協議の結果、平成29年度から平成30年度への受診者数の推移からも、この休日救急医療は市民のニーズが高まっているものであると判断し、安全で安心できる休日救急医療センターのスムーズな運営を行っていただくため、委託料の充実に向けた取り組みを検討するよう市執行部に対して要望を行った。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

これも先日、執行部のほうから取り組み等について、考え方もお聞きしましたので、このような形でまとめております。

この件につきまして、御意見、御要望等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがですか。

委託料の充実というように、幾らにしろということじゃなくって、執行部のほうの考え方で検討していただければと思いますので、このような形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

では、以上のような形で議長のほうにお返しをいたします。

〰〰

陳情第16号 幼児教育・保育の質の向上についての要望書

中川原豊志委員長

続きまして、陳情第16号 幼児教育・保育の質の向上についての要望書についてでございますけれども、この件につきましても、先般、執行部のほうからいろいろ取り組み等について、お伺いしております。

それで、副食費の無償化とか、保育の質の向上、保育士確保についての要望等もございましたけれども、それを整理いたしまして、協議結果の形でまとめております。

改めて、副委員長のほうからよろしく申し上げます。

樋口伸一郎副委員長

それでは、陳情第16号 幼児教育・保育の質の向上についての要望書に関して、その協議結果を申し上げます。

当委員会の所管事務調査の中で、本件に関し、執行部へ状況の説明を求めた。

市執行部としては、事業費等の関係上、副食費の無償化は考えていないが、無償化に伴っての徴収事務の発生による、保育士の業務への影響の懸念は理解をしているとのこと。

この部分については、今後、現在の公定価格の中の事務費の上乗せ、あるいは別途加算項目を設け、その事務負担についての経費を上乗せするよう県等を通じ国にも要望を行っていきたいと考えているとのこと。

また、保育士不足解消のための鳥栖市独自の処遇改善策に関しては、鳥栖市においては、本市独自の処遇改善策を現段階では行っていないものの、平成29年度から、国、県の補助により、県内でも先駆けて保育補助者雇上強化事業に取り組んでおり、保育士の業務負担緩和を目指した事業を行っているとのこと。

今後については、他自治体の詳細について調査等も行いながら、処遇改善について努めていきたいとのことだった。

当委員会としては、現在までの市執行部への保育士の幼児教育・保育の質の向上を目指した要望も踏まえ、市執行部の今後の取り組みを注視していくとともに、当委員会としても副食費の無償化等や保育士の処遇改善策に関しての行政視察等を行うなど、調査・研究に継続して取り組んでいくことを確認した。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

以上のような形でまとめておりますが、御意見、御要望等ございましたら、お伺いいたしますが。

成富牧男委員

この書面については、もうこの内容でいいと思いますけど、ちょっと江寄理事の発言で気になったのは、上乗せは、もうそれは国がすることやけんっていうのが、かなり強調されていましたのを危惧しました。

と言うのが、その理屈でいくと、例えば、子どもの医療費の助成にしても、今、国よりちょっと……、県下では最低かな、って言っていますよね。

さらに今から改善していかなければならないと、私は思っています。

重度障害児者の償還払いを現物給付にとか、そういうやつも全部、その論理でやられたら、だめになるので。

確かに国にそういう要望をしつつ、鳥栖市は鳥栖市で真剣に考えていくっていう姿勢になってほしいなというふうには思いました。

以上です。

藤田昌隆委員

今、要するに、副食費の無償化は考えていないということで、きちんと1回、結論を出しとるったいね。

その中で、その下の文章で、公定価格の中の事務費の上乗せとかさ、別途加算項目を……、これ実際に、県とか国に、これを見ただけでは、今、実際にやっているのか、現在進行形なのか、今から国に要望していくのか、そこがはっきりせんし、これを書くと、妙な期待を持たせるような文書にならんかなっち。

だから、私としては、何らかの今後の対策を考えていくぐらいでしとかんと、具体的に事務費の上乗せとかさ、それはおかしいじゃないとちゅうような感じがします。最初に、「しない」と打ち切ってるのに、これこれをする。余りにも期待を抱かせんかなと。すぐにもできるような感じがするんよね。

ほいじゃあ、県の考え方はどうなのか、その辺も、私は、これは佐賀県内にあるっちゃけん、県がどういう考えを持っているのか、それを知った上で、この文章に載せるのやったらいい。

これやったら、過度な期待を持たせるような気がする。

中川原豊志委員長

ちょっと、休憩します。

午前10時14分休憩



午前11時28分開会

中川原豊志委員長

再開いたします。

先ほど、藤田議員のほうから協議結果の内容について、一部修正をしたらどうかという御

意見があったと思いますので、その分について、ちょっと協議をさせていただきまして、改めて、協議結果について提案をさせていただきたいというふうに思いますので。

副委員長のほうから御提案をお願いします。

樋口伸一郎副委員長

それでは、修正をいたしました陳情第16号 幼児教育・保育の質の向上についての要望書に関して、その協議結果を申し上げます。

当委員会の所管事務調査の中で、本件に関し、執行部へ状況の説明を求めた。

市執行部としては、事業費等の関係上、副食費の無償化は考えていないが、無償化に伴っての徴収事務の発生による、保育士の業務への影響の懸念は理解をしているとのこと。

この部分については、今後の事務量の増加について、他市町の動向も調査し、必要に応じ、事務負担についての経費を公定価格に上乘せするよう県等を通じ国にも要望を行っていきたいと考えているとのこと。

また、保育士不足解消のための鳥栖市独自の処遇改善策に関しては、鳥栖市においては、本市独自の処遇改善策を現段階では行っていないものの、平成29年度から、国、県の補助により、県内でも先駆けて保育補助者雇上強化事業に取り組んでおり、保育士の業務負担緩和を目指した事業を行っているとのこと。

今後については、他自治体の詳細について調査等も行いながら、処遇改善について努めていきたいとのことだった。

当委員会としては、現在までの市執行部への保育士の幼児教育・保育の質の向上を目指した要望も踏まえ、市執行部の今後の取り組みを注視していくとともに、当委員会としても副食費の無償化等や保育士の処遇改善策に関しての行政視察等を行うなど、調査・研究に継続して取り組んでいくことを確認した。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

以上のような形に訂正をしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

以上のように訂正をいたしまして、議長のほうに陳情第16号の回答ということで、お返しをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。



陳情第20号 有害物質による近隣地区住民の井戸水、地下水の汚染調査と、その安全確認までD地点での計画を中止すること（陳情書）

中川原豊志委員長

では、続きまして、陳情第20号のほうをお出しください。

これは、ごみ処理場の建設に伴い、有害物質による近隣地区住民の井戸水、地下水の汚染調査と、その安全確認までD地点での計画を中止することという陳情でございます。

これに関しまして、先日も執行部といろいろ協議をし、説明を受けました。

それで、その協議の内容等を協議結果という形で整理をしておりますので、それをもとに、委員会の考え方を整理をさせていただきたいというふうに思います。

では、改めて副委員長のほうから協議の結果について御説明をお願いいたします。

樋口伸一郎副委員長

それでは、陳情第20号 有害物質による近隣地区住民の井戸水、地下水の汚染調査と、その安全確認までD地点での計画を中止する陳情書につきまして、その協議結果を申し上げます。

陳情の趣旨といたしましては、有害物質による近隣地区住民の井戸水、地下水の汚染調査と、その安全確認までD地での計画を中止すること。

陳情の趣旨に関して、本陳情にある2点の要望内容に対する市の考え方及び見解について、次のとおり説明がなされた。

陳情に伴う要望①、この2か所の有害物質による地域住民の井戸水、地下水の汚染が非常に心配です。早急に近隣地区（例えば1キロメートル以内）の井戸水の検査だけでも至急、お願いしたい。また、佐賀県の井戸水の調査はホウ素のみしかしておりません。

これにつきましての聞き取りの内容といたしまして、衛生処理場敷地から、埋設物及び環境基準値を超える物質が確認された件については、佐賀県東部環境施設組合が実施した土壌汚染対策法に基づく調査において、当該敷地及び周辺の地下水を同法に基づく23の項目について検査した結果、ホウ素が環境基準値を超過していたことから、環境基準値を超過したホウ素について、佐賀県による周辺井戸の調査が実施されている。その結果、ホウ素の基準超過が広範囲で確認されていることなどから、県では自然由来であると推定されている。

最終処分場跡地に埋設されている焼却灰等については、適正閉鎖事業を実施し、物質が外部に漏れ出ない仕様となっており、また、周辺で実施しているモニタリング調査により継続的な監視を行っている。なお、モニタリング井戸ナンバー3において、ヒ素が一時的に環境

基準値を超過することについては、埋設物によるものとは考えにくいという佐賀県の意見も踏まえ埋設物が由来ではないと判断している。

今年度から衛生処理場敷地の土壌調査及び地下水モニタリング調査等を実施する。

この調査は、昨年度、佐賀県東部環境施設組合が実施した土壌汚染対策法に基づく調査において、衛生処理場敷地の一部から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されたことを受けて、本市が引き続き詳細な調査を実施するもので、周辺地域への影響等を確認しながら今後の対応の検討を行うものである。現在、当該調査を担当する事業者の選定を行っており、具体的な調査の方法や地下水モニタリングの調査地点等については、今後、事業者を選定する中で決定する予定となっている。なお、佐賀県東部環境施設組合が実施した調査結果からは、衛生処理場敷地の埋設物等による周辺地下水への汚染等は確認されていないが、本市が実施する詳細な調査において、今後の状況等についても確認していきたいと考えている。

次に、陳情に伴う要望の2点目についてです。

井戸水、水脈の調査結果で安全が確認されるまで、現候補地（敷地の北西部、D地点）での計画を中止することを要望します。

これにつきましての聞き取り内容といたしまして、佐賀県東部環境施設組合が真木町に整備を予定している次期ごみ処理施設については、安全性を確保しながら、環境に優しく、また、災害に強い、地域の防災拠点となるような施設として整備がなされるものと考えている。

以上のとおり、陳情理由に対する市の考え方及び見解の説明を受けた。

当厚生常任委員会としては、現在までの状況等を含め詳しい説明を受けた上で、陳情の趣旨に鑑み、近隣住民の皆様の生活への影響がないよう、引き続き、適切な調査等による対応を図るよう、また、市民の不安を払拭するような説明を十分行うよう進言したところである。

また、当該要望内容について、次期ごみ処理施設建設主体である佐賀県東部環境施設組合への情報提供とともに連携を図りながら事業を進めるようあわせて要望をした。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

以上のような形で整理をいたしております。先般の執行部側のいろんな報告等を踏まえて、整理をした文章になっているかと思いますが、委員会としては、担当部署のほうに、近隣自治体の方への丁寧な説明、不安を払拭するような説明を行うと。

また、東部環境施設組合との連携を図って——実際の事業は環境施設組合ですんで、そっちのほうにも、きちんと、こういうことが要望されているということを伝えるようにということで整理をしているような状況でございます。

この件につきまして、御意見、御要望等、また、いろんな付け加え等があれば、御意見等をいただきたいと思いますが、いかがですか。

牧瀬昭子委員

内容としては、要望の中身を酌んでいただいて、本当にありがとうございます。

生活に影響がないよということと言っていると思うんですけども、1点だけちょっと追加でお願いしたいのが、県が、モニタリング井戸がナンバー3において、ヒ素が一時的に基準値を超過するっていうのは、埋設物によるものではなくて、自然由来だというような考え方を示していることに対しても、住民の皆さんに御説明がうまくできるように、モニタリング井戸のナンバー3しかできないっていうことが、なぜ自然由来とマッチするのかっていうのがよくわからないという御指摘もありますので。

そのあたりも含めて、県に対してそのあたりの情報提供をさらに求めたいというのを入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

成富牧男委員

協議の中で質問したけど、わからなかったんで、もう一回。

ここに書いてある超過したことについて、なおモニタリング井戸のナンバー3において、ヒ素が一時的に環境基準値を超過することについては、これ、どういうふうに解釈すればいいのか。

超過したり、超過せんやったり、こうこうするっちゃう、その現在進行形みたいに書いてあるから。ここんところも、どういう意味か確認したほうがいいかなと思うんですが。

皆さんはどういう解釈かわからんですけど。(発言する者多数あり)

休憩します。

午前11時41分休憩



午前11時56分開会

中川原豊志委員長

再開いたします。

先ほど、樋口副委員長のほうから御説明いただきました委員会の考え方について、報告しましたような形で議長のほうに委員会としての総意ということで、お返しをしたいと思います。

そういう点で、その辺が全然見えてこないんで、例えば、当初、最初に提案を調査した5カ所なのか、プラス江島、要望があったような、その辺がどうなったのか全然わからなくて、ぜひ情報を開示してもらいたいということです。皆さん、情報、持っていますか。

中川原豊志委員長

今、藤田議員のほうから、ごみ処理施設に関するリサイクル施設の建設候補地の情報をお聞きしたいというふうなことで、自由討議の議題という形で提案がされておりますが、この件について討議をするということはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、その件について、ほかに御意見、御要望等ございましたら、お伺いしますが。

古賀和仁委員

最初に、5カ所か6カ所かあったわけですよ。そこを最初の候補地として検討するのが一番いいんじゃないかと。

執行部もそれについては、したほうが一番いいと私は思います。今からあっちだ、こっちだというのは、ちょっと無理があるけん、時間もかかって、間に合わないし。今から決めても、環境調査まですれば大分時間がかかるから。早く、前のところを整理すべきだなと、私は、そういうふうに思います。

中川原豊志委員長

そこも、されているかどうかというの確認もするというところで。

どがんですか、この件については、もう我々間で協議をしても答えが出るものではございませんので、今どういうふうに進んでいるのか、どこまで我々に情報開示できるのかについては、実際、今日の採決が終わった後に、市民環境部のほうから、その件について説明、報告をしたいというふうなことは申し入れをされておりますんで、その中で、具体的に、じゃあどこまで情報開示できるのか、質問できるところは質問するという形で進めさせてもらおうと。

改めて、所管事務調査という形で日程、時間をとるってということじゃなくて、きょうのその場で確認をさせていただくということではよかですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

採決の後の執行部の説明の中で、具体的にどういう状況なのかを確認をさせていただくということで行いますので、よろしくをお願いします。

そのほかに自由討議で協議することは、

成富牧男委員

私も不勉強だったんですけど、今回の補正予算の、こちら側としては、歳出のほうは農林

課のほうで、若宮井堰の取りかえになっていますよね。

その財源になってるのが、我々の所管で、地域環境整備基金っていうのですよね、繰入金。

それで、あのときも若干、皆さんからも意見が出たと思いますが、どうも話を聞くと、使い道も非常に曖昧な、ごみ処理施設に係る周辺地域を中心とした地域活性化云々で。

それで結局、こないだの答弁にあったのは、今まで出したのは、道路の拡幅と、今回の井堰とのためにその財源、11億円使っていますということですけど、本来であれば、きちっと、例えば、よその事例もあわせて申し上げますと、鳥栖市にもその基金、11億円が来たら、部長級ぐらいで何とか委員会みたいなをつくって、そこで大枠どういう事業に使うんだっちゅうことと、あとは1件審査で、これはそういう、今までこういう事業に使うんだって、少し広く、確認した内容に合致するかどうか、やっぱり1件審査していくべきものだと思うんですが。

どうも、そういうのがないみたいなんで、そこんところをつくらないかんちゃないうって、ここですぐ答えは出ないと思いますけど、絶対これは必要で、さっきもちょっと言ったんですけど、これ、下手すると協力して事が前に進むんじゃないんで、それならうちも、うちもみたいになって、火種になる可能性もあると思いますので、そういうことを私は聞いてみたいと思いますけれども、皆さん方、いかがでしょうか。

藤田昌隆委員

この井堰がどういう役割をするのか。

恐らく、ごみ焼却場が水で浸かったりしないように、そういう機能を持った井堰のあれなのか、ちょっとその辺がわからんたいね。

本当に、その井堰をきちんとすることによって、ごみ焼却場の水があふれたり、そういうのを防ぐのであれば、要するに前倒しで金を使うというのは、納得できるたいね。

ところが、それが全くごみ焼却場と関係ない形でのものやったら、それはもちろん反対せないかんめえけど。

その井堰の役割がわからんたいね、全然。わかる。

俺はわからんけど。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 1 時 23 分 休憩



午後 1 時30分開会

中川原豊志委員長

再開します。

先ほど成富委員が言われました地域環境整備基金の用途については、もう少しその目的を明確にするようにということで、ルール化してほしいというふうな形を込めて、総括の中で成富議員のほうから質問していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかに自由討議で何かございますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、自由討議を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 1 時30分休憩



午後 1 時51分開会

中川原豊志委員長

再開します。

総括に入ります前に、先ほど、委員間の自由討議の中で、6月に委員会で決議をしました次期ごみ処理施設のリサイクル施設の選定地を早急に決めてほしいという決議をいたしましたことにつきましては、進捗状況を確認させていただきたいというふうな意見がございましたので、本日の採決後に担当課より説明があるとお聞きしておりますので、その中で進捗状況も重ねて御報告いただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、当委員会に陳情が4件ございまして、その陳情の結果については、委員間で協議をいたしました。

陳情第12号の産前産後サポート事業についてでございますけれども、執行部のほうから取

り組み状況等を確認させていただきまして、委員会としては、協議の結果、来年度から運用される予定の子育て世代包括支援センターの充実を図るとともに、今後の執行部の進捗状況を注視していきますという回答を、議長のほうにお返しをする予定でございます。

また、陳情第13号の鳥栖市休日救急医療センターの業務に関する要望につきましても、鳥栖三養基医師会の協力が欠かせないということは十分理解をされておりますので、今まで、受診者数もふえてきていることから、安全で安心できる休日救急医療センターのスムーズな運営を行っていただくため、委託料等を含めた充実に向けた取り組みを検討していただきたいということで、執行部のほうに要望をしていますということで、議長のほうにお返しをする予定でございます。

次が、陳情16号の幼児教育・保育の質の向上についての要望につきましては、副食費の無料化については、現在、考えておりませんと。

ただし、事務量が増加するというのであれば、その辺の調査も含め、協議をしていただきたいということで、委員会としても、現在の執行部の幼児教育・保育の質の向上を目指した要望を踏まえ、執行部の今後の取り組みを注視していくとともに、委員会としても、副食費無償化や、保育士の処遇改善策に関し、行政視察等を行うなど、調査研究をしていきますというふうな形で議長のほうにお返しをする予定でございます。

それから、陳情第20号の有害物質による近隣地区住民の井戸水、地下水の汚染調査と、その安全確認までD地点での計画を中止することという要望につきましては、担当課よりいろいろ御説明をいただきました。

委員会としては、最終的には現在までの状況を踏まえて、近隣住民の皆様の生活への影響がないよう、引き続き適切な調査等を行う対応を図るように、また、市民の不安を払拭するような説明を十分に行うよう進言したと。

今後も次期ごみ処理施設建設に当たり、東部環境施設組合と情報共有して、連携を図りながら、推進していただきたいというふうな形でお返しをする予定でございます。

特に、まだまだ不安をお持ちの方がいらっしゃいますので、そこについては、いろんな不安を払拭するための資料だったり、丁寧な説明を、特に求めたいというふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

陳情については、以上でございます。



総 括

中川原豊志委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通し、総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

成富牧男委員

私のほうから、今回の補正予算の財源、歳入で上がっていた地域環境整備基金について、確認と今後の取り扱いについて質問をしたいと思います。

これは、実際の審査のときも、ええっ、これ何っちゃうふうな感じで、ちょっと私の不勉強なところを見せてしまったんですが、要は、こないだの答弁では、前、道路の拡幅に使って、今度この若宮井堰改修工事及び配水管布設工事、これが2件目だということであって聞きました。

ところが、例えば、どの地域を対象にするのか。この周辺地域を中心とした云々というふうに条例ではなっていますが、それもはっきりしていませんと。

それから、そういうお金を、基金から取り崩すときのルール、それもないと。

それで、私のイメージは、部長以上の委員会をつくって、あらかじめ決めておいたルールにのっとって、それに該当するかどうかを1件審査して、ああ、それならば出そうと。

これについて大事なこと、あと1つは、周辺地域に該当するところ、この「周辺地域」というの、もう全部を該当にしてもいいんじゃないかって話もあるけど、周辺地域の要望をどういうふうに吸いとるかとか、いろいろあると思うんですね。

ですから、そういうのをちゃんと決めて、1件審査していくような組織が要るんじゃないかと私は思うんですけど、そういうのはどういうふうを考えてあるのか。

今の分はもう仕方ないにしても、今後、次の繰り入れ分からはそういうふうな形をとっていかれるおつもりなのかをお尋ねしたいと思います。

橋本有功市民環境部長

今、成富委員から御指摘があった部分、基金については、その目的にございますように、周辺地域を中心とした地域の活性化、環境保全等の財源に充てるということになっております。

周辺地域については、施設の所在する真木町を中心とした隣接地域ということで現在は考えておまして、具体の部分については、今後検討していきたいと思っております。

それで、基金の目的に沿ったものであるかどうかの判断については、もちろん地域の話とか御要望とかも含めまして、まず、所管の中で確認を行って、その目的等に沿ったものであ

るのかどうかについては、それを踏まえて、市長、副市長を含めた協議の場の中で判断をしていくということになると考えております。

以上です。

成富牧男委員

明文化は考えておられないっちゆうことですか。

それともう一つは、その明文化がなかったら、そのときそのときの……、極端に言うと、一般会計の財源が足りんけん、こればしとこうかとか、そういうことになりかねないし、それから、予算の審議のときにも言いましたけど、どういうルールで、地域のそういう要望を取り上げるのか。

この若宮井堰は、そちらが、ここは大事だと思って、したんですか。

橋本有功市民環境部長

その地域からの事業実施についてのお話等々、先ほどございました、財源をどういう形で取り扱うのかというのは、当然、所管課の中で、そういう目的であるかどうかを含めた協議、判断を行った上で、財源に充てるかどうかを決めてまいりますので、じゃあ、ないからこれから財源をとろうとか、そういう形にはならないというふうに考えております。

現時点では、基金条例というのがございますので、それに沿った形で運用を行うということで考えておりますので、現段階では、これに基づいて検討を行うというふうに思っております。

中川原豊志委員長

成富議員、もう少し、どうしてほしいという感じで。

成富牧男委員

だから、今言ったように、1つは、皆さんが、地域周辺と思われる方が要望を出したときに、それをどういうふうにかして吸い上げる仕組みが必要だと思うんですね。

そういうのを考えてあるのかということがあるし、それから、例えば、今の話では、何か環境対策課のほうですのようなイメージがあったんですけど。

それでは、ちょっと荷が重過ぎるんじゃないかと私は思っているんですね。

こないだも言ったように、そういうことをきちっとしないと、かえって、うちもうちもとか、何、あそこばかりとか、協力してもらおうためのお金が、逆に火種になって、今のごみ処理施設の進捗にも影響を、ひょっとしたら与えるような感じで。

いずれにしても、透明性を持たせんといかんのじゃないかということです、一言で言うと。

いかがでしょうか。

橋本有功市民環境部長

目的が、周辺地域を中心とした地域の活性化、環境保全という形になっておりますので、その辺については、当然、次期ごみ処理施設を所管いたします環境対策課のほうで、まずは把握を行って、地域から御要望等を含め、検討を進めた上で判断をしていくということにしております。

それで、成富委員、御懸念いただいている部分、いろんな部分でお声が出るんじゃないかというところについては、我々もその目的に沿った形での財源としての活用ということを踏まえて検討する必要があると思っております。

ですから、その辺は、我々も十分認識して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

目的に沿った形で言われますけど、その目的がはっきりしてないということを言っているんですよ、範囲も。

そして、どういうふうにして吸い上げるかも決まっていない。そういうのは、ちゃんと決めたいいけないんですか。決めたら、何か非常に支障を来すことがあるということですか。そんなにかたくなに拒んであるということは。

橋本有功市民環境部長

いろいろ申しあげましたけれども、基金の活用、それから、目的については、条例でも定められておりますので、我々としては、それを踏まえて、活用していくということでございますので、今後また、取り扱う際に、課題等が発生をした場合は、その時点で検討していきたいと考えております。

中川原豊志委員長

もう要望ということで。

成富牧男委員

この第7条、さっきも言いましたかね。

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は、市長が別に定めるってあるでしょうが。いまだに、もう1年半たっていますけど、こないだの話では、これはないと。

私は、例えばって思ったのが、こういうふうに関しに定めるってなっている、そういうのを定める中に、今申し上げたようなことも入れておくべきじゃないかということなんで。

今後、何か起こったときっていう感じで言われましたけど、起こってからでは遅過ぎますので、次の取り崩し、歳出が出てくるときには、もうそういう基準もつくっておると、そういう管理する委員会も設けておくと。そういうことを要望しておきます。

中川原豊志委員長

要望でいいですね。

成富牧男委員

要望で。

中川原豊志委員長

部長よろしいですか。

要は、私が言うのも何ですけども、使途、目的がはっきりしとるならばいいんですけども、あれも、これも、そうね、そうねで出しよったら、收拾つかんようになりゃせんかいと。

ですから、本来の目的をしっかりと定めて、きちんと協議をしてから支出をするようにしていただきたいという要望だと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、総括を終わります。



採 決

中川原豊志委員長

これより、採決を行います。

今定例会は、甲議案を先に協議をした関連もございまして、甲議案のほうを先に採決をいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



議案甲第39号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

まず、議案甲第39号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。



議案甲第40号 鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第40号 鳥栖市災害り災者に対する見舞金と支給条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。



議案甲第41号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第41号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。



議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第17号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当厚生常任委員会

付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。よって、議案乙第17号 令和元年鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当厚生常任委員会付託分について、原案のとおり可決をいたしました。



議案乙第18号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第18号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決をいたしました。



議案乙第19号 令和年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第19号 令和年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決をいたしました。

採決は以上でございます。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

中川原豊志委員長

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで決しました。

ここで、議案外ではございますが、執行部から報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、お受けいたします。

報告の準備のため、暫時休憩します。

午後 2 時 11 分 休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後 2 時 13 分開会

中川原豊志委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

報 告（市民環境部環境対策課）

次期ごみ処理施設整備事業について

中川原豊志委員長

これより、環境対策課からの報告をお受けいたします。

説明をお願いします。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

議案外の趣旨説明の前に、一言御報告いたします。

今回の佐賀県内豪雨災害によりまして発生いたしました災害廃棄物の対応につきまして、御報告申し上げたいと思います。

鳥栖・三養基西部環境施設組合では、佐賀県からの応援要請に基づきまして、杵島郡大町の仮置き場で分別されました可燃物ごみについて、9月6日から1日当たり15トンの受け入れを実施いたしております。

現在のところ、終了期日は未定となっております。

9月17日現在、昨日まで受け入れました可燃ごみの総重量は、114.5トンとなっております。以上、御報告でございます。

続きまして、議案外でございますが、環境対策課より、次期ごみ処理施設整備事業について、事業者選定スケジュールにつきまして、リサイクル候補地の検討状況について、鳥栖市衛生処理場敷地土壌等調査スケジュールについて、一括して報告をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、次期ごみ処理施設整備事業についてでございます。

建設用地につきましては、平成31年7月の佐賀県東部環境施設組合首長会におきまして、建設地を当初予定地の北西部とし、焼却施設のみを建設することが確認されております。

以降、佐賀県東部環境施設組合を中心とし、佐賀県や警察との県道拡幅の調整や、進入路の協議、また庁内においては、関係各課と必要となる事業用地の面積や、範囲等の確認、里道であります道路等についての協議を経まして、当該地を都市計画法上、鳥栖市浄化センター用地からごみ焼却用用地として、面積1万6,400平方メートルと確定し、都市計画決定の手続に入っているところでございます。

お手元の資料1ページをお願いいたします。

平成29年10月に鳥栖・三養基西部環境施設組合により策定されましたごみ処理施設整備基本計画により、次期ごみ処理施設整備の方向性、役割、機能のあり方が定められております。

これは、同計画書を要約した資料でございますけれども、左上の次期ごみ処理施設整備の基本方針5項目及びその下の処理システムが定められております。

この方針に従いまして、その下の2. 配置・動線計画では、歩行者、搬入車両の安全確保や、機能性や混雑時の渋滞発生等に配慮すること、その下、3. 災害対策の強化に関する計画では、災害廃棄物の受け入れに必要な設備や、浸水対策としてランプウェイ方式の採用や、主要設備、機器の浸水水位以上への配置をすること、防災面では、一時的な避難所としての活用等を定められております。

その下、4. 啓発計画では、環境教育拠点としての利用、5. 環境保全計画等では、環境

保全目標値——自主基準値でございますけれども——を設定し、排ガスを初め、排水対策、騒音、振動対策等につきましても、各種法令等の基準を遵守し、悪臭も含め対策を講じることと定めております。

なお、資料の右上になりますけれども、排ガスについての環境保全目標値、自主基準値につきましても、より厳しい自主基準値を設定することが決定しております。

表の中ほどになりますけれども、環境保全目標値というところで、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、水銀、ダイオキシン類ということで、項目をつけております。

参考までに、鳥栖・三養基の現在の施設の数値も並べておりまして、それが右側になります。

それで、左につきましても、法令等による基準値を記載しております。

この数値につきましては、福岡都市圏の施設の基準値と同等な数値となっております、さらに、排ガス濃度をリアルタイムで監視するとともに、環境モニターを設置し、測定結果を常時監視できるように整備されることとなっております。

これらの内容を含んだところで次期ごみ処理施設整備運営事業要求水準書を作成し、事業者を選定することとなっております。

続きまして、資料2ページ目をお願いいたします。

事業者選定スケジュールを示しております。

事業者の選定に当たっては、外部委員4名と構成市町の副市町長5名で構成される佐賀県東部ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会により、発注に必要なさまざまな事項の検討や、事業者から提出される技術提案書の審査及び評価、入札立ち会い、落札候補者の選定までが行われる予定です。

この表につきましては、上から組合議会、首長会等、事業者選定業務という3段階に分かれておりますが、事業者選定業務を中心に御説明をさせていただきます。

表の中ほど、濃い青で白字抜きをしています事業者選定業務のところをごらんいただきたいと思っております。

その下に事業者選定委員会計7回開催予定となっております。

その欄右のほうに行くと、①から⑦までの数字が記載されておりますが、これは、事業者選定委員会の開催時期を示しております。この縦軸が開催年月となっているところでございます。

今、事業者選定業務のところの①本年5月下旬に第1回事業者選定委員会が開催されております。ここで主にスケジュールの確認、事業実施方針の検討が行われております。

その横の②、③の7月上旬の第2回及び8月中旬の第3回委員会では、特定事業選定結果

や、入札から落札者選定までのスケジュール、予定価格仕様書となる要求水準書、事業者選定の評価方法など、入札公告についての案が協議、確認をされております。

なお、令和元年8月27日の組合議会定例会におきまして、入札実施に向けた予算確保のため、限度額415億8,000万円、令和元年度から令和35年度までの期間の複数年にわたる債務負担行為の補正予算が議決されております。

事業者選定委員会のところの表の9月6日に、下2つの(2)特定事業選定の公表が行われまして、本事業が、民間事業者が組合の所有となる本施設の設計、施工及び運営維持管理を一体として受注するDBO方式により実施するものである旨が公表されております。

今後のスケジュールといたしましては、9月中に入札公告、10月ころに事業者からの入札参加申請が提出され、この審査を行い、審査を通った事業者が次の段階に進むことになっております。

先ほどの開催予定のところの④、12月に事業者選定委員会を開催し、対面的対話、これは相談会で事業者がどのような提案をしようとしているのか、途中経過を聞くことで意図して施設整備方針に対しまして事業者の考えが乖離していないかなど、確認を対話をして確認することになっております。

令和2年2月ごろに事業者からの技術提案書を受理します。これがいわゆる入札に当たります。

これから約3カ月をかけまして、各事業者からの技術提案書の精査が行われ、令和2年5月中旬に事業者選定委員会において、技術審査と入札書の開札を行い、落札候補者の選定を行います。

それを受けまして、令和2年5月の末に、事業者選定委員会の委員長から管理者に審査講評を答申し落札業者の決定、公表を行います。

その後、基本協定、仮契約、令和2年8月組合議会定例会において、事業契約の承認を受けまして、表にはございませんが、令和2年9月ごろ、設計、施工という流れで予定しております。

以上、事業者選定スケジュールでございます。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。

リサイクル施設候補地の検討状況についてでございます。

本年4月の佐賀県東部環境施設組合首長会における決定を受けまして、早期のリサイクル施設候補地の選定を行うため、担当部局でございます環境対策課でリサイクル施設整備日程に関する事項(リサイクル施設の標準的なスケジュール等の確認等)、リサイクル施設選定体制に関する事項(選定委員会等選定体制の整理)、リサイクル施設選定方法(従来の選定方法

の継続、新たな選定方法での対応等)及びこれまで検討してきました従前の候補地の状況等の調査などについて、佐賀県東部環境施設組合の協力を仰ぎながら進めてきたところでございます。

また、協議を進める中で必要に応じ、市長及び副市長を含めた関係部局による協議も継続して実施しておりました。

状況におきましては、先ほど言いました項目等の整理及び従前の候補地の状況把握を行うとともに、検討を進めているところでございますけれども、現段階においては、具体的な成果にまでは至っていないところでございます。

なお、従前の候補地5カ所につきましては、リサイクル施設用地としての活用ができない候補地及び再検証が必要な候補地もあることから、その他の候補地の検証も必要であるものと考えているところでございます。

資料の左のページの中ほどに、これまでの協議内容を記載しております。

6月に入りまして、過去の選定体制・方法の検証、選定の体制・方法の検討等7月には、リサイクル施設整備のスケジュールの検討や、施設整備に係る条件の整理、従前の候補地の現状把握及び整理などを行っております。

8月には、選定体制や方法の検討などを行いました。

その下の表ですけれども、従前の候補地5カ所について、平成26年の候補地選定の検討がなされた時期から状況も変化しているところがございまして、状況を把握しまして、状況をまとめた一覧表になっております。

資料右側のリサイクル施設候補地選定の体制・方法につきましては、本市における次期ごみ処理施設候補地選定の一貫性を確保するため、前回候補地を選定した際の体制・方法を基本としながら、焼却施設が真木町に建設されること、リサイクル施設の適地選定を早急に行う必要があること等への対応を踏まえた方法により、候補地の選定を進めていくこととしております。

真ん中の矢印のところになりますけれども、候補地選定のステップとしまして、①候補地の抽出、抽出条件をまず設定し、候補地の抽出を行い、②③におきまして、選考基準に基づき、第1次選考、第2次選考と絞り込みを行う。

④第3次選考において候補地の評価を行い、最適地の検討選定を行うこととしております。

また、それに合わせ、その下なんですけど、候補地選定検討委員会の今後の検討内容としては、下の表、1から7のとおり順を追って協議を進めていくこととしております。

以上、リサイクル施設候補地の検討状況についてでございました。

続きまして、資料4ページをお願いしたいと思います。

鳥栖市衛生処理場敷地土壌等状況調査スケジュールにつきましては、6月議会で予算の議決をいただいた後、実施要領の作成や、業務仕様書の作成を行っておりました。

今回の事業は、土壌調査及び地下水モニタリングを初め、専門的、技術的な、業務遂行能力等が必要となるため、プロポーザル方式の事業者選定を行うこととしております。

このため、事業者選考委員会を設置し、学識経験者として土壌汚染や地下水専門の大学の教授、また、佐賀県環境センターの所長に委員の就任を依頼し、副市長及び関係課長により、業者選定を行う予定でございます。

これまで入札公告、参加申出書の受理、第1次審査まで行いまして、現在、技術提案書を受け付けているところでございます。

10月上旬に契約を締結しまして、調査業務を開始することといたしております。

調査につきましては、調査の欄に書いておりますけれども、し尿処理施設エリア調査、旧焼却場施設エリア、また、旧ため池エリアの詳細調査を実施したいと考えております。

初めに、物理探査を行い、埋設物等の状況調査を詳細に行いまして、その後にボーリングによる土壌調査、それによりまして、特定有害物質及びダイオキシン類の状況についての分析を年内をめどに実施しまして、それと並行しながら地下水のモニタリング、また、観測井戸を設置いたしまして、これらの結果を踏まえながら、埋設物や土壌地下水の状況を把握し、また次年度、必要な調査項目や数量、モニタリングについての検討を行うこととしております。

いずれにいたしましても、周辺の住民の皆様の安全安心を確保するために、確実に業務を実行したいと考えております。

以上、御報告とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

今、環境対策課から報告ありましたけれども、せっかくでございますので、御意見等ございましたら賜りますが、いかがですか。

樋口伸一郎委員

2ページと3ページで順番に教えてください。

まず、2ページの事業者選定スケジュールの上の段ですけど、組合議会のところは、8月定例会から令和2年8月定例会と飛んでいまして、これ、令和2年2月定例会っていうのは、飛んでいるじゃないですか。

ただ、進捗予定っていうか、スケジュール見ると、首長会とか、事業者選定委員については、ずっとこの9月にも、10月にも、11月も、12月も、ずっと何なのかしら行われるので。

そのあたりっていうのは、こちらでこれを改造したりというのはできないかもしれないので、それ、組合のほうにちょっと言ってもらって、例えば、この組合議会のほうでは、令和2年の2月定例会においては、そこの進捗状況の報告をすとか、何らかのあれがあると思うんで、そのあたりは、ちょっと要望として伝えとっていただければなあと思いますが。

橋本有功市民環境部長

このスケジュールにつきましては、組合のほうで策定をいたしておきまして、今御指摘いただいた、9月以降、5月までの間の組合議会での説明、報告の部分につきましては、御指摘があったことについて、組合のほうにお伝えして、当然、組合議会と連携してしていく話になりますので、その辺を報告したいと思います。

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員

よろしく願いいたします。

それで、ちょっと3ページいいですか、リサイクル施設、先に質問させてもらいますけど、まず、3ページの左半分からなんですけど、一番下の表ですね、従前の候補地っていうところを、全部、AからEまで読んで、それを踏まえて、現在の状況、一番右側を読んでいきますと、CとDとEっていうのは、何か現実的に、もうここで厳しいなっていうのがうかがえるんですね。Cは事業用地としての計画あり、Dは次期ごみ処理施設建設用地と。

それで、Eは土壌調査予定っていうことですので、ここ3つは厳しいのかなっていうのは、推測をすれば、AかBの使用状況等の再確認、一部売却による用地面積の縮小。

それで、可能性的には、Bはもう一部売却で、すぐそこに民間企業さんが入っているとかっていうところも鑑みれば、Aになってくるのかなというふうに思いますけれども、これは従前の候補地をあくまでも書いていて、この従前の候補地だけでは厳しい部分も考えられるので、新たなどころも含めて考えますっていうことでよろしいんですね。これは確認です。

橋本有功市民環境部長

今、御指摘ございましたように、従前の候補地の5カ所については、今、御説明あったとおりでございます。

ただ、早期に候補地を選定する必要もございますから、公有地、準公有地がやはり一番早急に対応できる用地ということもございますので、そこは一定考慮を置きながら、その他の用地についても検討を進めたいということで、左側のページの中ほどの「なお」以下の文書が現状ということでございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、再確認ですけど、方針としては、まず従前の候補地の可能性を探るっていう

ところに重きを置きつつ、ここの従前の候補地の可能性が、もう、ほぼ厳しいなっている状況になったら、次の手だてとして、新たになっているところでいいんですか。

橋本有功市民環境部長

基本は、先ほど申しあげましたように、やはり、公有地、準公有地が一番、早期に対応できる用地でございますので、そこを念頭には考えてはおりますが、ただ、そこがどうしても厳しいという場合も考えられますので、ほかにどういう用地があるのかについては、検証もあわせて進めていく——どこまでできるかわかりませんが、そこもあわせてする必要はあると思っております。

樋口伸一郎委員

済みません、わかりました。

じゃあ、具体的に聞きますと、D地点っていうのは、もうこれは、建設用地ですので、外せますよね。

それで、E地点っていうのも、土壌調査予定の場所なので、ほぼ外せますよね。

それで、C地点っていうのも、事業用地としての計画があるので外せますよね。

だから、可能性から言ったら、やっぱりAからEっていうところでの妥当性を考えた上でっていうことで、いいですね。

橋本有功市民環境部長

現時点で、前回の従前の候補地として上がっていた用地についての検証をしておりますので、あわせて公有地、準公有地が、ほかにも検討できる部分があるということであれば、そちらの検証もしていくという形にはなっていくかとは思いますが。

樋口伸一郎委員

すいません、もうすぐ終わりますので。

そうしたら、そこも踏まえて右半分なんですけど、候補地選定のステップがありますよね。

これ、中身はわかるんですね、①、②、③、④。

これは、4ページきちっとロードマップ的なものが示されておるんですけど、この①から④のロードマップ的な、スケジュールみたいなものの想定っていうお考えはありますか。この順番はわかりますか。

橋本有功市民環境部長

当然、いつまでに何を終了し、次にはこの部分をいつまでにという形での日程、スケジュール感が必要になってくるとは認識をいたしておりますが、現時点では、まずは、従前の候補地で状況の把握をしておいた関係もございますし、所管課のほうでも、さまざま災害等もございまして、なかなか手が、すぐに対応できなかった部分もございますので、今後は、そ

ういうことで、より具体的に対応できる方法、形を検討していきたいと思います。

樋口伸一郎委員

これに関しては、もう要望なんですけど、広域の組合議会に対してもですし、要望とか陳情とか上がってきてますので、このあたりをきちっと示せるようになれば、鳥栖市としてすべきことはきちっと行っているんだよっていうのも示せるようになるので、ここの部分を、先ほど選定地の従前の候補地とかの検証っていうのも大事でしょうけど、このステップのところのロードマップがある程度示されてくれば、大体、説明の根拠っていうのが、鳥栖市としてすべきことについては、できるようになるかなと思うんで。

できるだけ早くここを示していただければなというふうに要望いたします。

終わります。

藤田昌隆委員

今ここに、AからEまで、前回、一番最初に候補地として上げたところよね。

それで、このAからEは、焼却場と、それから、リサイクル施設を合わせたところでの広さなんよね、これは。

それで、今回はリサイクル施設だけということであれば、例えば、ここに一部売却による用地面積の縮小とかあるんやけど、私は、リサイクルプラザの用地としては、もう民地は難しいと。一般の人から買い上げて、するのは難しいんじゃないかなと。

1つはその売却価格の問題。

それから、交渉の時間の問題。

それから言ったら、市が持っている土地の中で、リサイクルプラザがきちんと入って、それから、アクセスね。

やっぱり、リサイクルは、市民みんなが空き缶とかペットボトルを持ってくるわけやけんさ、1つは、アクセスの問題もある。

環境の問題もあるんで、そう考えたら、もうおのずと、私の臆測じゃあるけど、AかBか、それぐらいかなと。

面積としてどんなふうに考えているわけ。焼却場と同じような広さが要るという考えを持っているんですか。そこ、ちょっと、ごめん。

橋本有功市民環境部長

今、藤田議員、おっしゃるように、この従前の候補地については、リサイクルプラザを含めた、焼却場も含めた施設を建てるということでの候補地選定でございました。

現状、別々という形になっておりますので、じゃあ、リサイクルプラザがどのぐらいのスペースが必要かということでは、組合のほうと確認をしている中では、1.5ヘクタールは必要

ではないかと。

ただし、施設の建て方とか状況に応じて面積も変わってまいりますけれども、現状では、1.5ヘクタールを想定いたしております。

それで、もちろん、先ほど御指摘もありましたように、今回は広域ということで、2市3町、前回の1市2町からさらに広域的に広がっておりますので、そういう市町からの搬入経路とか、距離感とかということも必要にはなってまいりますので、今後、選定する際は、それらも評価項目と、検討をしていく必要も出てくるかと思っております。

それで、おっしゃったように、従前の候補地については、用地として可能性があるのは、現時点では、AかBかということにはなろうかと思えます。

藤田昌隆委員

あと1点。

このAからEの中に入っていないのは、江島から——これ何遍も話しますが、最初に江島町の区長さんを通じて、ぜひ、焼却場、それからリサイクルプラザ、うちのほうで頑張ってやりますからと、ぜひ、ほしいという要望がありましたよね。

それで、江島町に対する、そういう要望があれば、恐らく競馬場の裏の、いろんな泥捨て場とかあの辺の意味だと思ふんやけど、候補の中に江島は入れていない。

そこだけ、ちょっと教えてください。

橋本有功市民環境部長

所在地の江島町で言えば、この従前の候補地の競馬場であったり、西部工業団地であったりということになっております。

それで、先ほどから御説明しておりますように、まずは、公有地、準公有地という観点からの検証を進めさせていただいておりますので、江島町区からの申し入れと申しますか、それがあった用地については、まだ具体的に動きをした経過はございません。

もちろん、その用地がどのような状況なのかとか、当然、経費とか費用の必要な事業費の問題も出てまいりますので、それらもあわせて検討はしていく必要があると思えますが、今のところ、もちろん、そういう経過がございましたので、候補地としてそれも頭に入れる必要があると思えますが、今のところまだ具体的に動いている状況ではございません。

藤田昌隆委員

あのとき、江島町の区長さんからの、どの場所にこれを持ってきたいからっていう、その具体的なあれはなかったんですよね。

土地のいろんな交渉をする場合に、江島町として、交渉するから、スムーズに地元が協力するからというところまでだったんですね。

それで、実際に、勝手に自分たちは、泥捨て場とか、あの辺をきれいにして——今、グラウンドになっていますけど——をするかなと、想像だけで終わったんですがね。

私は、もし、江島町に区長さんのその考えがずっとまだあるなら、土地の値段だって、あれ平地やないから、雑木林みたいなところですから、恐らく、さっき民地と言いましたけど、民地じゃあるけど、その中でも非常に価格が安いと思われるんで、私は、できたら江島町にも声かけをすべきじゃないかなというふうに思っているんですが。

答弁できますかね。

橋本有功市民環境部長

先ほど申し上げましたように、そういう申し出があったという事実はございますし、現状、江島町区としてそういう施設が来ることによる当時の考え方があると思いますし、当時からもう5年程度経ておりますので、区長さんも代わりがあったりとか、そういう中では、考え方も変わってきている可能性もございますので、そこは、必要に応じて、今後、内部では、どんな可能性があるのかについては、確認はしていきたいと思います。

藤田昌隆委員

要するに、土地の選定に苦勞をしているんやったら、そういう協力的な、鳥栖市も安くて、売買にがんがん協力してくれるなら、そういうところをお願いしてもいいんじゃないかと。

そして、ましてや、前みたいに広く要らんし、リサイクル施設分だけでいいんで、価格も随分あれになると思うんで、ぜひ、お願いしたいと思ったわけです。

あと1点、いいですかね。

今から入札の公告とかいう説明がありましたけど、入札の公告をするには、焼却方法、ストーカ方式かシャフト方式、これを決めないと、私は、業者非常に難しいと思うんですよね。

それで、この現況から言ったら、ストーカ方式なのかシャフト方式なのかわからんし、全国のいろんな市町の焼却場を見ると、ストーカ方式なんですね。

ストーカ方式が今、一番多いそうですよね。そこは間違いありませんよね。

それで、今ある施設は、非常に維持管理費も高く、それから、一番は、要するに耐用年数も20年と短いという大きな欠点がある中で、今、あるわけです。

だから今回、入札をするには、その償却方法によってかなり入札の価格の差が出ると思うんですね。

これでいくと、まだ焼却方法も決まらないと。決まっていない中で、どうやって入札公告するのか。それはわからんというふうに見たんですが、いかがですか。

橋本有功市民環境部長

焼却方式については、最初の1ページの施設整備事業のほうにも書いておりますように、

ストーカー方式とシャフト炉式、流動床式という形で、2つの方式を選定しております。

これにつきましては、東部広域ごみ処理施設建設検討委員会の中で、方式の選定をする際に、方針の5項目のうち、4番目のシンボルとなる施設以外の部分の4つの項目について検討がなされております。

その4つの方針のもとに、それぞれの優劣をされまして、結果として、2つの処理システムがこの圏域にはふさわしいということと、経済的にもすぐれているということで、2つの方式を対象とされたところでございます。

それに基づきまして、その2つの方式から公募に応じた事業者のほうで最適と思われる方式を選んで、提案書が出されるものと考えております。

藤田昌隆委員

方式をストーカー方式とシャフト方式、じゃあ、私が勝手に言います。

全国のここ10年間のいろんな焼却方法は、さっき言ったように、ストーカー方式がもうメインです。

シャフト方式は、全体の中で2件ぐらいしかありません。その中で、何でまだシャフト炉式とかが残るのかわかりません。

それで、その大きな原因は、この焼却方法を決める、要するに誘導する先生が、シャフト方式の先生であると。だから、この先生の考えは、シャフト方式で最終処分場も要ると。それはそういう方式なんよね。

そいけん、それはおかしいでしょうというのをずっと今まで言ってきた。

だから、いまだにこのシャフト炉式が残ること自体、おかしいっち。

メーカーに見積もりを出すときには、いろんな資料を出すときには、決めてやらないと、いや、この方式もあります、この方式もありますよっち、要するに、入札をするためには、いろんな、すごい前準備が要って、そして、いろんなところと、炉をつくるどころと、今度はゼネコンと、また地元の下請まで入れたところ、それぞれ合算して初めて入札の価格になるわけですよ。

それなのに、まだこのシャフト方式が残っていること自体、おかしいっち。

違いますかね、素人の考えで。

橋本有功市民環境部長

先ほど御説明の中で、2つの方式と申し上げましたが、方式としては、焼却と溶融とあって、焼却ではストーカ式、溶融ではシャフト炉式と流動床式という形になりますので、方式としては、3つと。

ただ、システムとしては2つということでございます。

それで、それを選定する際には、先ほど申しあげましたように、選定委員会の中で、先ほど御指摘もございましたが、大学の先生を含めた専門の4名の方も含めた委員会の中で、先ほどの方針の4つの項目について、それぞれ協議が行われたと。

資源循環型社会を推進する施設としては、そのそれぞれの方式がどういう内容で、どういう評価ができるのかということ、それぞれ評価をした結果として、選定されたシステムとしては2つのシステムで、方式としては3つの方式を出されているということです。

いろいろ藤田委員おっしゃるような、1つの考え方もあるとは思いますが、そういう委員会の中で機関決定された内容を、今回も入札の中での説明という形で採用されているというふうに考えております。

藤田昌隆委員

何か、わかりませんが、結局、何も決まっていってというような捉え方をしているんですか。

いや、だって、資料で全国のあれを見た中で、何でまたシャフト方式を入れないかのか、いまだにわかりませんが、いや、逆にメーカーに、どういう形で……、要するに、次期ごみ処理施設の方針は、こういうことで行きますと、前、決めたときには、排出ガスの……、忘れた、それをなくしたいと、その排出量を少なくするためについていうことで、はっきり選定したわけですね。全国、どこもそうやった。

その中で、鳥栖だけ、非常に、その実績もないメーカーが実績もない方式でやって、その結果が、維持管理費が高くなった。

これが流れですよ、今までの。

それなのに、何でここでまだシャフト炉式が生き残っているのか、私にはわからん。

それで、その生き残った理由は、専門委員会か何か知らんけど、そこに誘導されているんじゃないかって、そういう声もあったし、その辺がわかるとかなと思って、むしろ、皆さん方が。

ほいじゃあ1つ、全国のやつのあれを見て、どう感じますか、今の流れ、各いろんなところで焼却場が、久留米も宮の陣につくりましたよね。あれも含めて、いろんな……、私、見に行ったんですよ、あちこち。

全国の施設がどういう方式でやっているのか、あれ見て、今、時代の流れとして、方法として、対応耐用年数から言っても、維持管理費から言っても、それからあと、最終処分場が要るか要らんかの問題についても、どう考えているのか、ぜひ聞きたいですよ。

橋本有功市民環境部長

繰り返しになりますけれども、選定の結果、先ほどの処理システムも含めまして、内容に

については、そういう検討委員会の中でさまざまな議論がなされて、当然、そういう方式が全国的にどんな状況なのかということも踏まえた上で、先ほど4つの方針の中で、どういう評価ができるのかを議論された上で、残った2つの処理システムと3つの方式だと考えておりますので、当然、今後、提案を受ける際に、それぞれのいいところ、悪いところが出てくると思っていますので、あとはその部分について、どういった形で業者を決めるのかということになってくるかと思っております。

ですから、その検討委員会の中で、議論で、今、藤田委員、おっしゃったような部分も当然、いろんな協議の中では、あったのではないかと考えております。

藤田昌隆委員

別にいちゃもん付けよるわけでも何でもないっち。

恐らく、この焼却方法でいくと、要するに、専門メーカー的には、恐らく3社か、そんなもんだと思うんですよね、出てくるのは。

それで、それに今度はゼネコンがつくでしょう、それから、地元がつくでしょう、要するに、ゼネコンだけでは、今回、地元もきちんとかましてくれと、一緒にJV組んで、させてくれという話をしとるじゃないですか。

その中で、早くきちんとした焼却方法とか、これにしますとやらないと、ゼネコンも困る、それから、ゼネコンもどこの地元と組んだらいいかの話もある。

全て困るんですよね、大もとが決まらないと。

だから、できるだけ早くその辺も、入札の公告というふうなスケジュールがあるなら、その辺もぜひ、早急に決めてほしいと思います。

以上です。

成富牧男委員

再質問しませんので、簡潔にお願いしたいんですが、2ページの事業者選定業務、DBOっていうのがあります。

これ、日本語では、公設民営とかいう形で書いてありますけど、先ほど説明されたように、30年間まで415億円ですね。

それで、このDBO方式をとられた理由と、メリットがあるからこれでされたのだと思います、総体的に。

デメリットがあるとすれば、やっぱり30年間というのが結構気になりますので、そのところ、DBO方式に決まったいきさつ、あわせて、DBO方式はどのようなものなのか、デメリットはないのか、それぐらいのところを教えてください。

橋本有功市民環境部長

特定事業の選定ということで、今回、PFI法に準じたDBO方式ということです。

DBOと申しますのが、デザインのD——設計ですね、とビルド、建設のB、それから、オペレート、運営のOということで、設計から建設、または運営までを一括して行いますと、一括して発注する方式でございます。

こういった形で設計、施工を行いました事業者が施設の運営までかかわることによりまして、施設自体の安全操業であったり、安定的な運営が期待できるということで、今回、DBO方式を採用されています。

また、そのDBO方式で実施する場合に評価する数値としまして、VFM、バリュー・フォー・マネーという内容があるそうで、VFMというのが、対価として最も価値あるサービスを提供するという考え方でございまして、このVFMが、組合が直接実施する場合を100とした場合、DBO方式では93、7%コストが減少するというような結果が出たということも含めまして、今回、DBO方式を採用されたというふうに聞いております。

懸念される点ということで1つ、今回、DBO方式をとるということで、契約の仕方についても、それぞれ基本契約のほかに5つの契約をとりまして、それぞれ何かあった際には、対応を図る、ですから、組合が役割として行う部分と、DBO方式で採用になった部分の事業者とそれぞれの役割が出てまいりますので、いろいろな問題があった際にも、それに応じて対応をする責任が明確化できるということでございます。

ですから、もちろん、長期にわたって、それが履行されるのかということ懸念すれば、それが懸念材料になりますけれども、今まで以上に事業自体の責任の明確化であったり、確実な事業実施が図られるのではないかとというふうに聞いております。

成富牧男委員

再質問は、次の機会にさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

樋口伸一郎委員

戻りますけど、処理システムで確認ですけど、今、ここに処理システムの選定って書いてあるんですよね。この選定っていうのは、組合の選定になるんですか。

そうしたら、2つ処理システムの選定というのが書いてありますけど、その焼却方式、熔融方式、2つですよ。

これで、あたかもこの書面だけ見たら、藤田委員もおっしゃるように、方針が全然決まっていなくて、入札にも入っていく中で、まだぶれぶれする方式に見てとれるところがあるので、その方針をはっきりすべきじゃないかっていうような質問だったかと思うんですよね。

私は、たまたまなんですけど、組合のほうにも行かせてもらっているんで、ちょっと確認

なんですけど、そもそも、私が解釈しているのが、3つの処理方式がありましたよね。

まず、1個目が、——間違っていたら言ってくださいね、処理方式でストーカとか流動床とかある焼却方式ですよ。

それと、ガス化溶融として一体型ガス化溶融処理っていうのと、分離型ガス化溶融処理っていうものの3つがあると思うんですけど、あと2つがガス化溶融の中に含まれるんで、今、2つがここに挙げられているんだと思っているんですよ。

その2つがある中で、組合のほうでは、全国各地の企業さんのリストをもらって、平均入札価格を出したと。

そして一応、先日、8月定例会で議決している事項の中には、決定予算額で、建設費のほうは160億円前後というところが示されていると思うんですよ。

その中で——私の解釈ですよ、ここ、間違っていたら教えてください——入札としては、事業者がプレゼンとかその入札するときに、うちの方式はこれですよと、こういうやり方でやりますよというところで、それを組合が、2つですよ、焼却方式と溶融方式でそれぞれに出してくる業者さんがいて、どのやり方が適切なのかっていうのを、入札のプレゼンとかによって、どっちかに定めるっていうやり方じゃないんですか。

今のだと、入札の日程は決まっているんですけど、方式はどっちをとるかわからんよっていうような感じにとられてもおかしくないかなと思ったんですよ。

逆に、組合自体がプレゼンとか、業者さんの事業選定をする際に、どのような方式でやるかっていうのを、この2つの方式から収集して、その中から定めて、決定したのが方式になるよっていうやり方だったと思うんですけど、どうですか。

これ、確認です。

橋本有功市民環境部長

済みません、ちょっと説明が不十分な点があったと思います。

今、樋口委員、おっしゃったような形だと理解しております。

それで、事業者のほうで、システムの中から、自分たちがこれが最善と、最適と思うシステムを選定して、それに伴うやり方なり価格なりを設定したのを、提案書の中で提案してくるという形だと理解しております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、すいません、さっきの続き、これ、質問じゃないんですけど、大体、入札動向みたいなものの統計を全国各地からたくさんの資料を寄せて、組合のほうに提示されているのが、圧倒的割合で、おっしゃったようにストーカ方式のほうが多いんですよ。

だから、推測ですよ、これが決定じゃないですけど、推測としては、この動向を見ても、圧倒的にストカ方式のほうが多いので、多分、このぐらいの比率でプレゼンとかが行われて、その中から決定していくってことになるかと思うんで、割合からしたら、今、藤田委員がおっしゃったような割合で上がってくる中から選定をしていくと、方式が決定するというのでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員

前回、候補地を決めるときに、それぞれ点数をつけて選定されたと。あのときは、焼却場とリサイクルプラザ両方でやって。

今回は、リサイクルプラザだけでやると。それで、前回の点数結果を参考にされるのか。

今回は全く基準が違うと思うんですけど、それについては、どういうふうな基準でリサイクルプラザの場所を選定されるのか。

それから、それぞれ、1次、2次、3次の選考基準を確認って、具体的にどういうふうな基準なんですか。それが決まっているのかどうか。

橋本有功市民環境部長

資料にも少しございましたように、従来の選定の方法の継続であったり、新たなやり方であったりということで、そこは、必要な部分については、継続して評価項目の中に入れて、新たな評価をする必要がある項目については、検討するという形になってくると思っております。

ですから、今、古賀議員、おっしゃったように、前回とは施設の内容も、2つの施設であったものが、リサイクルプラザだけになりますので、評価する部分も変わってくる、内容が変わってくる部分もあるというふうには考えておりますが、現時点で、じゃあ具体的にどういう評価を選考基準とするというところまでは、至っておりません。

以上でございます。

古賀和仁委員

選考検討委員会を設けてされると。これは、構成要員というのは、もう既に決められているのか。事業者については、決められているのか。何業者ぐらい予定されているのか。

それから、今後、選定が終わって、候補地として決定した場合、これからどのぐらいの期間が必要なのか。

もし、間に合わない場合は、その辺についての対応は、もう考えられているのかどうか。

橋本有功市民環境部長

選考委員会につきましては、基本的に前回の選考委員の内容を継続したいと思っておりますが、専門的な部分の必要性も考えられますので、その辺の専門的知見を入れる作業も一つ

必要かなと思っております。

それについて、どういった形になるのか、そういう方に来ていただくのか、そういう部分を委託なり確認作業の中に入れるのか、ちょっとまだ明確ではございませんが、そういうことで、客観性を持たせて行う必要もあるかとは思っております。

それで、ちょっと人数が確認できませんが、関係課を含めた課長によって、前回は検討委員会を立ち上げておりますので、それにプラスアルファはあるのか、庁内で検討していきたいと思えます。

古賀和仁委員

最終的に鳥栖市を中心に知見者を入れて、候補地を決めるのか、組合の分も入れて決めるのか。

それと、もう一点。

さっき江島町を言われたんですけれども、選定の中に入るのかどうか、その確認なんです。

橋本有功市民環境部長

検討委員会の中は、首長会でも決定しましたように、基本的には鳥栖市で候補地選定について努力するというので、必要に応じて組合等とも協議をもちろんしてまいります。実際の選定作業の検討委員会については、鳥栖市の中で考えていきたいと思っております。

それで、先ほど申し上げましたように、江島町については、競馬場を含め、どういった形で考えるのか、候補地としてどういう部分が可能性としてあるのかについては、内部で検討はしてまいりたいと思えますが、それが具体的に上がってくるかはちょっと別ですけれども、今、御指摘いただいた部分については、考えていく必要があると思っております。

古賀和仁委員

答弁の中で、決定してから何年ぐらいかかるのか、それから、環境調査については、当然されるのかどうか。

焼却場じゃないですから、ばらして、仕分けするところですが、それ、必要なのかどうか。

橋本有功市民環境部長

生活環境影響調査ですとか、その辺の調査も必要になってまいりますし、当然、工事に入る前の設計であったり、建設工事であったりということもございまして、当然、地元の方への御説明もございまして、手続だけでも5年以上はかかってまいりますので、それを踏まえて、早期に決定する必要があるとは思っております。

古賀和仁委員

さっき、おくれた場合のことをちょっとお話聞いたんですけれども、当然、話はされなが

らやっっていっちゃると思うんですけど、間に合わない場合は——間に合ったほうがいいんですけど、間に合わない仮定というもの必要ですから、当然、話し合われていると思うんですが、その辺はどんなですか。

橋本有功市民環境部長

今、申し上げましたように、候補地が現時点で選定できたとしても、それ以降の手続にも時間が必要となってまいりますので、現状では、令和6年度にリサイクル施設を稼働というのは、非常に厳しい状況でございますので、組合のほうからも現行の施設の方への延長の可能性についてのお話はしてはいただいております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

では、以上で終わります。



中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時19分散会

令和元年 9 月 30 日 (月)

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和

社会福祉課参事 武富美津子

社会福祉課地域福祉係長 久家 嘉男

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長 江寄 充伸

こども育成課長補佐兼子育て支援係長 林 康司

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保みゆり

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 山津 和也

文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長 犬丸喜代子

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 佐藤 道夫

スポーツ振興課スポーツ振興係主査 佐藤 義勉

市民環境部長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市 民 課 長	村山 一成
国 保 年 金 課 長	古賀 友子
市民環境部次長兼税務課長	三橋 和之
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	高松 隆次

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時22分開会

中川原豊志委員長

厚生常任委員会を開きます。

本日より、平成30年度決算の審査に入ります。



審査日程の決定、その他

中川原豊志委員長

まず、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案につきましては、決算認定関連3件のほか、陳情の送付が1件っております。

審査の日程につきましては、本日30日は、健康福祉みらい部議案乙第25号の審査を行います。

あす1日には市民環境部関係の議案乙第25号及び26号、27号の審査及び陳情に関する所管事務調査。

2日を予備日としております。

3日は現地視察、陳情の委員間協議、自由討議、総括及び採決ということをお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから説明をいたします。

審査日程については、以上のとおりと決したいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、審査日程については、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察について御説明をお願いいたします。

樋口伸一郎副委員長

おはようございます。

現地視察について、現在のところは、まだ希望の場所とかの要望は出ておりません。

希望の場所があれば、あす10月1日午前中までに申し出をお願いしたいと思いますので、御協力よろしくをお願いいたします。

以上です。

中川原豊志委員長

今のところ、現地視察の場所は決まっていますが、審査を通じて、現地視察が必要ということであれば、お申し出をいただきたいと思います。

また、審査の都合上、予備日としました2日の日、審査が長引いた場合は、審査を行いたいと思いますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時24分休憩



午前11時27分開会

中川原豊志委員長

再開いたします。

まず、審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けしたいと思います。

詫間聡健康福祉みらい部長

おはようございます。

健康福祉みらい部関係の平成30年度の決算審査に当たり、一言御挨拶と概要について申し上げます。

健康福祉みらい部は、社会福祉課、こども育成課、健康増進課、文化芸術振興課とスポーツ振興課の5課で構成されているところでございます。

この5課におきまして、高齢者や障害者、児童、生活困窮者などの福祉に関する業務、子育て支援に関する業務、健康づくりに関する業務、文化芸術に関する業務、スポーツに関する業務など、日常生活にかかわりの深い業務の執行に当たっております。

今回、歳入につきましては、保育所保育料、体育施設等各種使用料、各種国、県負担金補助、市債など61億9,891万661円でございます。

また、歳出は109億1,174万2,044円ございまして、一般会計全体に占める割合は、約41.7%となっております。

主なものとしたしましては、障害者自立支援給付費、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金、児童扶養手当、子どもの医療費、施設型給付費負担金、児童手当、生活保護費、スタジアム

塗装改修工事費など、社会福祉、健康増進、文化、スポーツに関する事業等でございます。

以上、決算の概要に申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



健康福祉みらい部

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

中川原豊志委員長

では、これより健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について、健康福祉みらい部関係の主なものにつきまして、平成30年度鳥栖市歳入歳出決算書等により、説明を行います。

まず、歳入の主なものから説明をいたします。

鳥栖市歳入歳出決算書の51ページ、52ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金でございますが、主なものといたしまして、老人保護措置費負担金でございます。養護老人ホームに措置された方が納めます負担金でございます。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費負担金のうち、保育所保育料につきましては、市内17カ所の公立、私立認可保育所及び市外の私立認可保育所に通う園児の保護者が支払う保育料でございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、款14使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉使用料でございます。

主なものとしたしましては、地域活動支援センター及び鳥栖・三養基地区総合相談支援センターをそれぞれNPO法人が使用しておりますので、その使用料、また、老人福祉センター使用料などがございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

その3段下でございます。

目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち、休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターにおける医療収入でございまして、各保険者からの診療報酬と患者が窓口で支払う自己負担金でございます。

山津和也文化芸術振興課長

続きまして、決算書の53ページ、54ページをお願いいたします。

目5教育使用料、節1社会教育使用料のうち、市民文化会館使用料及び定住・交流センター使用料につきましては、ホールや会議室等の諸室使用料でございます。

以上です。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

節2保健体育使用料について御説明を申し上げます。

その前に、まずおわびを申し上げます。

昨年度の決算委員会におきまして、予算書の備考欄の項目が当初予算の説明項目と同一ではないということで御指摘を受けておりました。

今回の決算書でそれが反映されておらなかったもので、おわび申し上げます。

来年度以降は、予算、決算、同一項目として処理をしていきたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、御説明申し上げます。

スタジアム事務所等使用料につきましては、株式会社サガン・ドリームス事務所等としてのスタジアム内の使用料などがございます。

次に、スタジアム広告物等特別使用料は、スタジアム内の常設看板や、ホームゲーム時の広告看板設置に伴う特別使用料でございます。

また、体育施設使用料につきましては、スタジアムを初めとする18施設の体育施設の使用料でございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、55ページ、56ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金で
ございます。

一番上の国民健康保険基盤安定負担金は、低所得者に対する、国民健康保険料軽減分を国、
県で負担することにより、国保基盤を安定化させるもので、国の負担は2分の1でございま
す。

特別障害者手当等給付費負担金は、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な
介護を必要とする在宅の障害者、障害児に対して支給しております手当の国庫負担分で、国
の負担率は4分の3でございます。

障害者自立支援給付費負担金は、療養介護医療費、補装具などの給付に対する国の負担分
で、国の負担率は2分の1でございます。

障害者自立支援医療費負担金は、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分
で、国の負担率は2分の1でございます。

障害児施設措置費負担金は、障害児の通所、相談支援等のサービス給付に係る国の負担分
で、国の負担率は2分の1でございます。

以上です。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所の
運営費に対する国庫負担金で、国の負担率は2分の1となっております。

3行目の児童扶養手当費負担金につきましては、18歳までの児童を養育しておりますひと
り親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金で、国の負担率は3分の1でございます。

一番下の児童手当費負担金につきましては、中学生までの児童を養育している世帯に次世
代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給される児童手当の国庫負
担金でございます。国の負担割合は、3分の2でございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、57ページ、58ページをお願いいたします。

一番上、節3生活保護費国庫負担金のうち、生活保護費負担金につきましては、生活扶助、
医療費扶助等に伴います国の負担金で、国の負担率は4分の3でございます。

自立相談支援事業費負担金は、生活困窮者に対する就労相談支援や、住宅確保のための給
付業務等に対する国の負担金で、国の負担率は4分の3でございます。

続きまして、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金のうち、主なものといたしましては、地域生活支援事業補助金は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活、または社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に対する補助金で、国の補助率は2分の1以内でございます。

地域介護・福祉空間整備促進交付金は、高齢者福祉施設等において防火対策などを強化するため、スプリンクラーの設置、建物改修など、必要な安全対策に要する経費を助成するため、国の全額補助でございます。

以上です。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼子ども育成課長

続きまして、節2 児童福祉費国庫補助金のうち、母子家庭自立支援事業補助金につきましては、ひとり親家庭の父または母が資格取得のため2年以上資格養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費、入学金等の負担軽減を目的とした給付金支給事業に対する国庫補助金でございます。補助率は、4分の3となっております。

保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育士の業務負担軽減を目的に、保育所等における業務のICT化の推進に対する国庫補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施される、延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する国庫補助金でございます。補助率は、3分の1となっております。

以上です。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

59ページ、60ページをお願いいたします。

目3 衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費国庫補助金のうち、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、子宮がん検診、乳がん検診の無料クーポン券事業、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診のコール・リコールに対する補助金でございます。

無料クーポン事業は子宮がん検診が20歳、乳がん検診が40歳が対象となり、コール・リコールは、69歳までのコール・リコールが対象となっております。補助率は2分の1でございます。

以上です。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼子ども育成課長

続きまして、目6 教育費国庫補助金、節1 教育総務費国庫補助金のうち、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に在籍します園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育

の振興と充実を図るものでございます。補助率は、3分の1となっております。

以上です。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

61ページ、62ページをお願いいたします。

中ほどでございます、項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金のアスベスト健康調査委託金につきましては、石綿曝露者の健康管理に係る試行調査に対する委託金でございます。

この事業は、環境省からの委託を受けて、指定医療機関において胸部のCT検査を行うものでございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険軽減分に対する県負担金で、負担率は、保険者支援分が4分の1、保険税軽減分が4分の3となっております。

障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金、障害児施設措置費負担金につきましては、国庫負担金のところでも述べましたように、それぞれの費用に係る県の負担割合に伴うもので、県の負担率はいずれも4分の1でございます。

以上です。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、ページめくっていただきまして63ページ、64ページをお願いいたします。

節2児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所の運営費に対する県負担金で、負担率は4分の1となっております。

一番下の児童手当費負担金につきましては、児童手当支給事業に係る県負担分でございます。負担率は6分の1でございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、節3生活保護費県負担金につきましては、生活保護法第73条に規定されております居住地が明らかでない被保護者等の保護費等に要する県負担金でございます。負担率は4分の1でございます。

次に、項2県負担金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金につきましては、民生委員・児童委員活動費等交付金は、民生委員・児童委員の活動に対する交付金でございます。

す。

重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費助成に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

地域生活支援事業費補助金は、障害者が自立した日常生活を送るためのサービス提供に係る補助金で、県の補助率は4分の1以内でございます。

以上です。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、ページ1番下でございます。

節2児童福祉費県補助金のうち、ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成する事業の県補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

保育対策総合支援事業費補助金につきましては、市が実施をします保育補助者雇上強化事業と認可外保育施設の保育士等の健康診断にかかる費用への補助事業に対する県補助金でございます。補助率につきましては、雇上強化事業につきましては、8分の7、認可外保育施設の健康診断にかかる分につきましては、3分の2でございます。

続きまして、ページめくっていただきまして、65ページ、66ページをお願いいたします。

1行目の、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、認可保育所等で実施をされます延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する県補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

以上です。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金は、健康教育、健康相談や健康診査、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査、訪問指導に対する補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

以上です。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

資料は、73ページ、74ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目2教育費寄附金、節2保健体育総務費寄附金につきましては、スタジアム塗装改修事業に対する株式会社C y g a m e s様からの企業版ふるさと寄附金で

ございます。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、目3 民生費寄附金、節1 児童福祉費寄附金の児童福祉費寄附金につきましては、子どもの医療費に対する指定寄附でございます。平成29年度につきましても、同じ方から同額の寄附をいただいております。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、77ページ、78ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4 受託事業収入、目1 受託事業収入、節1 民生費受託収入のうち、地域支援事業受託料は、鳥栖地区広域市町村圏組合、介護保険課からの受託料で、介護予防事業、包括的支援事業などを実施するものでございます。

以上です。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

節2 衛生費受託収入の休日救急医療センター運営受託料につきましては、休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの受託料でございます。人口割と均等割により算出しております。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

項6 雑入、目4 雑入、節1 生活保護費雑入につきましては、生活保護費の返還金となっております。

以上です。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

節2 保健衛生雑入のうち、保健センター雑入の主なものは、保健センター及び医療福祉専門学校緑生館の共用、緑生館の占用に係る電気料、消防設備保守点検委託料、電気工作物保安管理業務委託料等の緑生館の負担分でございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、81ページ、82ページをお願いいたします。

節4 雑入のうち、民生雑入の社会福祉課関係分でございます。

障害児通園施設介護給付費は、ひかり園で実施しております療育等の介護給付費でございます。

高齢者福祉施設雑入は、高齢者福祉施設内の中央デイサービスセンターに係る光熱水費等

の事業者負担分となっております。

以上です。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼子ども育成課長

同じく、子どもの医療費返還金につきましては、子どもの医療費助成金として支払ったもののうち、高額医療費の対象となったことによる返還金でございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

83ページ、84ページをお願いします。

平成29年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金につきましては、広域市町村圏組合、介護保険特別会計の決算によります精算に伴う市町負担金の返還金となっております。

以上です。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

次の85ページ、86ページをお願いいたします。

教育雑入のうち、下から2行目でございます。

これは、平成30年4月から12月までのベストアメニティ株式会社及び平成31年2月から3月までの株式会社駅前不動産ホールディングスからのスタジアムネーミングライツ料でございます。

最後の行につきましては、主にスタジアムを初めとする10施設22台分の自動販売機収入でございます。

次の87ページ、88ページをお願いいたします。

備考欄の上から4行目、光熱水費雑入につきましては、スタジアム内のサガン・ドリームス事務所の光熱水費などが主なものでございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

款22市債、項1市債、目1民生債、節1社会福祉債は、高齢者福祉施設空調設備改修事業に係るものでございます。

以上です。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼子ども育成課長

続きまして、節2児童福祉債につきましては、鳥栖いつみ園の改修事業に伴うものでございます。

以上です。

山津和也文化芸術振興課長

続きまして、89ページ、90ページをお願いいたします。

目6教育債、節3社会教育債は、定住・交流センター空調設備改修事業に係るものでございます。

以上で、健康福祉みらい部の歳入に関する説明を終わります。

中川原豊志委員長

まだ説明の途中でございますけれども、昼食のため暫時休憩します。

午前11時53分休憩

〰〰〰

午後1時8分開会

中川原豊志委員長

再開します。

では、引き続き執行部の説明をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

それでは、引き続きまして、歳出の主なものの説明に入らせていただきます。

資料の125ページ以降になりますので、よろしくお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の主なものについて申し上げます。

まず、節2給料から節4共済費につきましては、平成30年度の健康福祉みらい部長及び社会福祉課、こども育成課の職員や、広域市町村圏組合等への派遣職員を含めました40人分の人件費となっております。

127ページ、128ページ、節13委託料の主なものは、社会福社会館大規模改修工事実施設計業務委託料で、主要施策の成果の説明書26ページに記載をしております。

次に、節19負担金、補助及び交付金の主なものを申し上げます。

129ページ、130ページ、上から3分の1付近でございますが、まず、社会福祉協議会補助金、ふれあいのまちづくり事業補助金、福祉ボランティアのまちづくり事業補助金につきましては、社会福祉協議会の運営費の一部地域福祉活動、福祉ボランティア団体の活動支援のための経費を補正するもので、主要施策の成果の27ページのほうに記載をさせていただいております。

その下が、全日本同和会補助金でございまして、人権同和対策等への活動に対する補助金となっております。

民生委員・児童委員活動費補助金でございますが、民生委員児童委員の各地区会長及び各民生委員・児童委員の活動補助金でございます。

民生委員・児童委員連絡協議会運営費補助金は、民生委員・児童委員連絡協議会の運営経費及び負担金等の経費の補助でございます。

次に、節28の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金で、国保会計職員の人件費、保険基盤安定、出産育児一時金等の事業に対するものでございます。

次に、目2障害者福祉費でございます。

主なものについて申し上げます。

まず、節7賃金につきましては、嘱託職員9人の賃金となっております。

131ページ、132ページをお願いします。

節13委託料でございます。

主なものといたしましては、外出介護委託料は、屋外での移動が困難な障害のある方に対して、ヘルパーによる移動支援を行うものでございます。

相談支援事業委託料は、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターが、障害のある方やその家族からの相談に応じ、権利擁護等の必要な援助を行っているものです。

日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方に対し、日中の活動の場の提供や生活訓練を行うものを助成するものでございます。

社会福祉会館（身障センター）指定管理料は、施設の管理や機能回復訓練、各種講座、更生相談事業等を社会福祉協議会に委託しております。

133ページ、34ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、真ん中付近の地域活動支援センター補助金は、在宅の障害のある方が、通所により、創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や地域生活支援を図るための地域活動支援センターの補助金となっております。

同じ節の下から2つ目、福祉タクシー助成金は、身障の1級、2級、療育A、精神の1級、2級などの手帳をお持ちの方へタクシー運賃の基本料金を助成する助成金でございます。

次に、節20扶助費の主なものでございます。

重度心身障害者医療費につきましては、重度心身障害者の医療費の保険診療にかかる自己負担から500円を引いた分を補正するものとなっております。

主要施策の成果の説明書29ページのほうに記載をさせていただいております。

障害者自立支援医療費は、身体障害者の障害軽減、機能回復のための医療費を助成するもので、対象となる医療は白内障、角膜移植、関節、心臓などの手術及び人工透析などとなっております。

障害児施設給付費につきましては、障害児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスなどによる通所支援に係る給付でございます。

主要施策の成果の30ページのほうに記載をさせていただいております。

障害者自立支援につきましては、障害者総合支援法による個々の障害のある方の障害程度や社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえまして個別に支給決定される障害福祉サービスの利用者に対する自立支援を行う給付です。

介護の支援を受ける介護給付訓練など、支援を受ける訓練等の給付、地域生活のための相談支援を受ける、地域相談支援給付などがございます。

主要施策の成果の説明書28ページのほうに記載をさせていただいております。

135ページ、136ページをお願いいたします。

障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、日常生活用具を給付あるいは貸与することで、日常生活の利便性の向上を図るため、入浴の補助用具、特殊ベッド等に対して給付するものでございます。

特別障害者等手当につきましては、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者に対して手当を支給するものでございます。

次に、節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成29年度分の障害者福祉関係扶助費等の精算に伴う、国庫負担金等返還金などとなっております。

次に、目3老人福祉費でございますが、節2給与から節4共済費は、介護予防事業、食の自立支援事業、紙おむつ支給事業などの事業費支弁分の人件費として、高齢者福祉係職員の人件費の一部として充てているものでございます。

次に、節8報償費につきましては、敬老祝金は、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の節目の方に支給をしております。

在宅寝たきり老人等介護見舞金は、在宅で寝たきりの高齢者を介護する家族への見舞金となっているものでございます。

次に、節13委託料の主なものにつきましては、137ページ、138ページの一番上、食の自立支援事業委託料は、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などで、食事の調理等が困難な方に対して、食事の提供及び安否確認を行う事業でございます。

ふれあいネットワーク事業委託料は、社会福祉協議会に委託し、在宅の独居高齢者等の生活状況を把握して、孤独感の解消や安否の確認を行うものでございます。

その下、緊急通報システム事業委託料は、在宅のひとり暮らしの高齢者等で、日常生活において常時注意を要する方の緊急時の連絡手段を確保するため、警備会社に委託をしている事業でございます。

介護予防事業委託料につきましては、要介護や要支援状態にあるリスクのある高齢者に対し、運動、栄養、口腔機能等の機能向上や改善指導を行います元気クラブ教室、また、主として、活動的な状態にある65歳以上の高齢者を対象とするいきいき健康教室、ふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室、平成28年度から始めましたTOSUSHI音楽サロン、平成29年度から始めた、高齢者自身の健康維持、向上とともに、高齢者を支える担い手の確保を目的にしたサポーター養成講座、平成30年度からは、支援の必要な高齢者を早期に発見し、介護予防につなげることを目的とした地域巡回介護予防検診業務を新たに実施するなど、運動機能の改善、認知症予防等の介護予防教室の開催に係る委託料となっております。

主要施策の成果の説明書31ページのほうに記載をさせていただいております。

豊かな長寿社会づくり推進事業委託料につきましては、高齢者の健康と生きがいづくりを推進する事業で、鳥栖市老人クラブ連合会に委託し、公園等の除草作業、清掃作業及びペタンク、ゲートボールなどの大会の開催委託料でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金、介護保険につきましては、介護保険事業に伴う介護給付費等に関する鳥栖地区広域市町村圏組合への負担金でございます。

主要施策の成果の説明書32ページのほうに記載をさせていただいております。

高齢者福祉乗車券助成金につきましては、原則75歳以上の高齢者を対象とした、路線バス、ミニバスの運賃助成となっております、1人当たり2万1,000円を上限に補助をしているものでございます。

シルバー人材センター補助金は、高齢者の就労による生活向上、社会参加の促進など、地域の活性化を目指すシルバー人材センターへの補助金となっております。

敬老会補助金は、町区など敬老会の主催者に対し、75歳以上の高齢者に1人当たり1,500円を上限として補助を行うものでございます。

次に、地域福祉基金活動事業補助金及びその下の老人クラブ運営費補助金につきましては、鳥栖市老人クラブ連合会に対し、健康及び生きがいづくり事業に要する経費や、運営費を補助するものでございます。

地域介護福祉空間整備補助金につきましては、市内の2法人、2事業所に、スプリンクラー設置や建物改修にかかる費用を助成する補助金となっております。

事業所名等につきましては、主要施策の成果の説明書33ページのほうに記載をさせていただいております。

節20扶助費のうち、紙おむつ支給事業費は、在宅の65歳以上の高齢者で所得税非課税の寝たきりの方に支給するための紙おむつ購入費でございます。

老人保護措置費につきましては、65歳以上の高齢者で環境上、経済上の理由で居宅での生活が困難な方の老人ホームに入所する経費としての措置費となっております。

次に、139ページ、140ページをお願いいたします。

目4 老人福祉センター費でございます。

まず、節7 賃金につきましては、中央福祉センターの嘱託職員2人分の賃金でございます。

節11 需用費につきましては、主なものといたしましては、中央老人センター等の燃料費や光熱水費などとなっております。

節13 委託料でございますが、これは、中央老人福祉センターの清掃、機械設備保守管理、昇降機点検など維持管理に伴う施設管理委託料です。

また、空調熱源更新工事設計監理委託料及び節15 工事請負費につきましては、中央老人福祉センターの空調熱源更新等工事に係るものでございます。

主要施策の成果の説明書34ページに記載をさせていただいております。

以上です。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼子ども育成課長

続きまして、141ページ、142ページの項2 児童福祉費でございます。

目1 児童福祉総務費について主なものを申し上げます。

節1 報酬につきましては、家庭における児童養育についての相談、訪問指導などを行う家庭児童相談員2名分と、要保護女子、DV被害者等の相談、指導を行います婦人相談員1名分の報酬でございます。

節7 賃金につきましては、子育て支援関連情報の提供や関連機関のネットワークづくりを行います子育て支援コーディネーター1名分と、ひとり親家庭の自立に係る相談、指導を行います母子・父子自立支援員1名分の賃金でございます。

節12 役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業審査支払事務手数料でございまして、子どもの医療費に係るレセプトの審査と支払い事務に伴います手数料でございます。

節13 委託料のうち、子ども・子育て支援事業計画調査委託料につきましては、令和2年度から5年間の第2期の事業計画策定に伴います調査業務に要した経費でございます。

社会福祉会館（児童センター）指定管理料につきましては、社会福祉会館2階にございます児童センターの管理運営を社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会に委託しているものでございます。

ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子育てを支援してほしい利用会員と、子育ての支援ができる協力会員が相互援助活動を行う育児サポートセンター事業

といたしまして、社会福祉協議会に事業を委託しているものでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後健全育成事業負担金につきましては、中原特別支援学校の放課後学童保育運営費負担金でございます。

各市町の利用児童数に応じた負担額となっております。平成30年度につきましては、利用者総数21名のうち、本市利用児童数8名分、でございます。

ページめくっていただきまして、143ページ、144ページをお願いいたします。

節20扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、18歳になる年度末までの児童がおいになるひとり親家庭に支給するものでございまして、世帯の収入や児童の数に応じて月額4万2,500円を上限として支給されます。平成30年度末で561世帯、支給対象児童数については、859人となっております。

母子家庭自立支援事業費につきましては、ひとり親家庭の父または母親が資格取得のために養成機関で修業する場合に、修業期間中に高等職業訓練促進費を支給するものでございまして、月額上限を10万円として支給するものでございます。平成30年度につきましては、9名の方に支給をしております。

ひとり親家庭等医療費でございますが、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童と、20歳未満の児童を養育している親の医療費の一部を助成するものでございます。

平成30年度の受給資格者数につきましては、親が745人、児童が1,068人となっております。

子どもの医療費につきましては、18歳までの児童を養育する子育て世帯の負担軽減のため、子どもの医療費を一部助成するものでございます。

続きまして、目2保育園費について主なものを申し上げます。

節2給料から節4共済費につきましては、公立保育所職員44人分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、嘱託職員及び日々の保育士及び調理員69人分の賃金でございます。

ページめくっていただきまして145ページ、146ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、施設管理委託料につきましては、各公立保育園の消防用設備等点検、警備業務、調理室の厨房フード廃棄口フィルター等の清掃業務及び園庭芝生管理業務などが主なものでございます。

調査設計委託料につきましては、本年度予定しております白鳩園の改修工事に伴う調査設計に要した経費でございます。

節15工事請負費のうち、2行目の鳥栖いづみ改修工事費につきましては、鳥栖いづみ園の屋根等の改修工事に要した経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、2行目の施設型等給付費につきましては、市内の私

立保育所13カ園、認定こども園3カ園、地域型保育事業所7カ園及び他の自治体にお願いをしております広域保育所等に対する保育所運営費負担金でございます。

このうちの公費負担分といたしまして、国が2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合となっております。

保育所等業務効率化推進事業補助金につきましては、保育士の業務負担軽減を目的に、保育所等における業務のICT化を推進するため、私立保育所3園の業務システム導入に要した経費の一部を助成したものでございます。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、保育士の負担軽減のため、保育士資格を持たない方を保育業務補助者として雇用する費用を補助するものでございます。

平成30年度につきましては、5カ園で10名分の雇用費用を助成いたしましたところでございます。

私立保育所特別保育事業等補助金でございますけれども、私立保育所が実施いたします延長保育事業や一時保育、病後児保育、障害児保育、地域子育てセンター事業などに対する補助金でございます。負担割合につきましては、国、県、市それぞれ3分の1でございます。

ページめくっていただきまして、147ページ、148ページをお願いいたします。

目3児童手当費について、主なものを申し上げます。

節20扶助費につきましては、児童手当でございます。

児童手当につきましては、中学校修了までの児童養育する親等に支給される手当でございます。年齢区分や子供の数に応じて、児童手当法に基づき児童1人当たり1万5,000円、または1万円を支給しているものでございます。支給対象となった児童数につきましては、月平均約1万600人となっております。ただし、公務員につきましては、所属官公庁から支給されておりますので、その分を含んでおりません。なお、負担割合については、国3分の2、県、市がそれぞれ6分の1でございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、同じページでございますが、項3生活保護費、目1生活保護総務費でございます。

節2給料から節4共済費までは、保護係職員5人分の人件費となっております。

節7賃金につきましては、自立支援相談員などの賃金となっております。

次に、149ページ、150ページをお願いいたします。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成29年度の精算に伴います国庫補助金等の返還金でございます。

次に、目2扶助費、節20扶助費につきましては、生活保護費でございます。

被保護者は、317世帯398人、生活扶助につきましては、260世帯、住宅扶助給付につきましては、249世帯、医療扶助給付につきましては、296世帯、介護扶助給付につきましては、82世帯などとなっております。

詳細につきましては、主要施策の成果の説明書40ページ、41ページのほうに記載をさせていただいております。

次に、151ページ、152ページをお願いいたします。

項5災害救助費、目1災害救助費、節20扶助費につきましては、平成30年度中に市内で発生した見舞金を支給すべき災害がありませんでしたことから、全額を不用額という形になっているところでございます。

以上でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

節2給料から節4共済費は、健康増進課15名、国保年金課5名の合計20名分の給料でございます。

節7賃金は、母子保健事業の健診、相談、訪問などに従事する保健師、看護師等の臨時職員の賃金でございます。

節11需用費は、保健センターの消耗品費や印刷製本費、光熱水費、修繕料、休日救急医療センターの医薬材料費等でございます。

節12役務費は、検診通知の郵送料、妊婦乳児健診の審査支払い手数料が主なものでございます。

153ページ、154ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、主なものといたしまして、まず、保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務、空調設備点検、昇降機保守点検業務等の委託料でございます。

休日救急医療センター業務委託料は、市民の休日の救急体制として、鳥栖三養基医師会に委託して、1次救急を行うものでございます。

妊婦・乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施する1人当たり14回分の妊婦健診と、1人当たり2回分の乳児健診の委託料でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金の主なものを申し上げます。

広域小児救急医療支援事業協力金は、夜間の小児救急医療を確保するため、聖マリア病院内に設置されております久留米広域小児救急センター事業に参加するための協力金でござい

ます。診療は、年間365日、19時から23時までとなっております。負担金の額は、前々年度の患者割合によって算定されておりまして、平成30年度の負担金は、平成28年度の患者割合9.45%により、255万1,000円でございます。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営費補助金は、県や三養基郡の3町と分担している同校への運営補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金は、休日の二次救急医療機関として輪番制で対応していただいている医療機関への運営補助金でございます。休日救急医療センターの開設日に内科、外科1医療機関ずつ対応していただいております。

節20扶助費につきまして、妊婦健診費は指定医療機関以外で受けられた妊婦健診費の償還払いでございます。

不妊治療費は、高額な不妊治療費の一部助成金でございます。

次に、目2予防費の主なものについて御説明いたします。

節7賃金は、成人の健康診査や健康相談、訪問指導などに従事する保健師等の賃金でございます。

155ページ、156ページをお願いいたします。

節8報償費は、各事業の講師謝金及びうらら健康マイレージの報奨金が主なものでございます。

節12役務費のうち、主なものは、予防接種や健診等を通知する通信運搬費と予防接種や子宮がん検診の審査支払手数料でございます。

節13委託料のうち、主なものを申し上げます。

健康診査委託料は、20代、30代及び健康保険未加入者を対象とした健康診査、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診に係る委託料でございます。

がん検診委託料は、胃、大腸、肺、子宮、乳、前立腺の6種類のがん検診委託料、乳、子宮がん検診の無料クーポン券の印刷及び封入封緘委託料でございます。

予防接種委託料は、14種類の定期予防接種の委託料でございます。

主要施策の成果の説明書の42ページ、43ページにがん検診、定期予防接種を掲載しておりますので御参照ください。

次に、節20扶助費でございます。

157ページ、158ページをお願いいたします。

扶助費は、主に里帰り等の理由で指定医療機関以外で予防接種を受けた方へ、その費用を助成するものでございます。

以上でございます。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費の主なものについて申し上げます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、3歳以上の子供を私立幼稚園に通園させる保護者に対し、住民税額に応じ、園児1人当たり年額30万8,000円を上限といたしまして、補助金を支給するものでございます。平成30年度の支給対象児童数は、776人ございました。

以上です。

山津和也文化芸術振興課長

続きまして、239ページ、240ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目6文化振興費の主なものについて御説明いたします。

節2給料から節4共済費までは、文化芸術振興課9名分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、文化事業を主な業務とする嘱託職員と文化会館の夜間の管理業務を行う嘱託職員2名分の賃金でございます。

節11需用費の主なものは、ガス代等の燃料費、電気料等の光熱水費及び修繕料でございます。

次に、241ページ、242ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、清掃、施設設備の保守点検、舞台運営関係などにかかわる管理業務等委託料、自主文化事業の企画、実施を文化事業協会へ委託して行う文化事業委託料、そのほかフッペル鳥栖ピアノコンクールや、市民文化祭を開催するための委託料でございます。

なお、市文化事業委託料につきましては、入場料等を無料で行う文化事業につきましては、委託料として、有料で行う事業につきましては、そのあとの補助金のほうに計上しております。

節15工事請負費につきましては、大ホール客席改修工事、これは、大ホール客席40台のクッション補強及び座面、背面一式張りかえ、でございます。

また、誘導灯設備取替工事は、消防点検で指摘されました避難時誘導灯の老朽化による取りかえ工事でございます。

節18備品購入費につきましては、音響設備備品の購入で、主なものは、舞台上に置く移動式のスピーカー、無線機ワイヤレス受信機、ワイヤレスマイク等でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、文化事業推進補助金は、委託料でも御説明いたしましたが、文化事業協会が行う優良事業等の一部を助成するものでございます。

また、文化連盟子どもミュージカル、鳥栖市民劇団、鳥栖謡隊・こども能楽隊の4団体に

対する補助金でございます。これは、文化向上に寄与する団体の活動に対し補助するもので、補助対象経費は、印刷費と会場使用料でございます。

また、鳥栖対馬文化交流事業補助金は、一昨年8月に実施されました対馬市民劇団によるミュージカル公演「対馬物語」の返礼公演として、キッズミュージカルTOSUの対馬公演を市の明治維新150周年記念事業の1つとして実施した補助金でございます。公演日は、平成30年8月18日で、約350名の方々にごらんいただいております。

講演内容は、明治維新150年に時代背景を取り込んだ「あの雲に座って」を上演いたしております。

次に、目7定住・交流センター費について御説明いたします。

定住・交流センター費は、サンメッセ鳥栖及び都市広場の管理に要する経費でございます。

節7賃金につきましては、貸館業務及び図書コーナー業務を担当する臨時、嘱託職員7名分の賃金でございます。

次に、243ページ、244ページをお願いいたします。

節11需用費の主なものは、電気料等の光熱水費や消火用給水槽用配管取替修繕や、監視カメラなどの修繕料でございます。

節13委託料につきましては、清掃施設の保守点検、舞台運営関係などにかかわる管理業務等委託料及び大型空調設備等改修工事実施設計監理業務委託等が主なものでございます。

節15工事請負費につきましては、次のページにまたがりましても、定住・交流センターの空調設備の老朽化に伴い、1階、2階、4階系統大型空調設備及び2階諸室個別空調設備の改修工事や、非常放送設備改修工事などが主なものでございます。

次に245ページ、246ページをお願いいたします。

節18備品購入費につきましては、公用車の買い換え及び図書の購入でございます。

以上でございます。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

項5保健体育費、目1保健体育総務費の主なものを御説明いたします。

節1報酬につきましては、スポーツ推進員の48名分の活動報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、スポーツ振興課職員9名分の人件費でございます。

次の247ページ、248ページをお願いいたします。

節12役務費のうち、市民災害賠償保険料につきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険の保険料でございます。

節13委託料のうち、地域交流推進事業委託料は、サガン鳥栖を通じて地域交流やまちづく

りを推進することを目的に、本年の3月のサガン鳥栖ホームゲームを鳥栖市民デーとして、株式会社サガン・ドリームスへ委託した経費でございます。

次に県民体育大会出場委託料につきましては、昨年10月20日、21日に武雄市、鹿島市、嬉野市周辺で開催されました県民体育大会への鳥栖市出場選手の派遣について、鳥栖市体育協会に委託した経費でございます。

市民体育大会開催委託料につきましては、3年に一度、町区、地区の運動会の開催しない年度に、市民スポーツの普及促進を図るため、市体育協会加盟団体の種目競技やニュースポーツを体験する市民スポーツフェスタの開催委託料となっております。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、県プロサッカー振興協議会負担金につきましては、サガン鳥栖を通じ、子供たちの夢を育て、地域に根差したスポーツ文化を育てることを目的とした、サガン鳥栖選手との触れ合いサッカー教室、公式戦への招待、集客イベントなどを行う佐賀県プロサッカー振興協議会への負担金でございます。

次に、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭負担金は、3市1町で構成するクロスロード地域で、県スポーツを通じて住民の連携や交流、健康体力づくりの増進を図るためのスポーツ・レクリエーション祭の開催経費でございます。平成30年度は、昨年11月に基山町で開催されております。

市体育協会補助金につきましては、市民の体力向上とスポーツ水準の向上に寄与し、スポーツの振興に取り組む鳥栖市体育協会への運営補助金でございます。

スポーツ大会出場補助金につきましては、市民が県代表として全国や九州地区等のスポーツ大会に出場する場合に出場費の一部を補助するもので、平成30年度は空手、バドミントン、ソフトバレーなど、12の全国大会等に出場された方に補助をしております。

続きまして、249ページ、250ページをお願いいたします。

目2体力づくり運動推進事業費の主なものについて御説明申し上げます。

節8報償費の謝金につきましては、市民体育センターなどでリズムダンスやニュースポーツなどを行う女性スポーツ教室、太極拳やヨガを行う高齢者スポーツ教室、緒方孝市ベースボールクリニックなどのスポーツ教室や、各地区で行っている地区スポーツ教室などの講師謝金でございます。

次に、節13委託料、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭選手選考会開催委託料につきましては、3市1町で開催されるクロスロードスポーツ・レクリエーション祭への出場選手選考会に要した経費でございます。

スポーツ・レクリエーション祭開催委託料につきましては、市民の交流と健康増進や体力向上を図るため、親しみやすいニュースポーツなど、10種目の交流、開催に要した経費でご

ございます。

次のトレーニング指導業務委託料は、市民の体力づくりに寄与することを目的に、市民体育館諸室のトレーニングルームにおいて、利用者の安全で効果的なトレーニング指導業務を行うために要した経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、毎年1月に開催しております鳥栖市ロードレース大会開催に要する経費の一部を補助したものでございます。

なお、今御説明した内容につきましては、主要施策説明書の100ページに掲載をいたしております。

次に、目3体育施設費の主なものを御説明いたします。

節7賃金につきましては、各体育施設管理のための21人の嘱託職員及び市民プール開設時の6人の臨時職員分でございます。

節11需用費のうち、消耗品費は、主に芝管理に要する資材代や、各体育施設の消耗品等に要した経費でございます。

また、光熱水費はスタジアムを初めとする体育施設の電気、上下水道、ガス代でございます。

修繕料は、各体育施設の建物や備品等の修繕費でございます。

次の251ページ、252ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、施設管理等委託料につきましては、体育施設の警備業務、電気工作物、空調設備、消防設備などの保守点検業務や、清掃業務、そのほか、樹木、草刈り業務等に要した経費でございます。

設計委託料につきましては、スタジアムのトイレ等、外壁等改修工事などに伴う設計委託料でございます。

また、工事監理委託料につきましては、スタジアム塗装改修工事に伴う管理委託料でございます。

スタジアムネーミングライツ企業特典委託料につきましては、平成30年4月から平成31年1月までの10カ月、ホームゲーム時に、スタジアム内にベストアメニティ広告横断幕の掲示を株式会社サガン・ドリームスに委託した経費でございます。

節14使用料及び賃借料の事務機等借上料につきましては、芝管理用のダンプや、市民プールの券売機のリース料が主なものでございます。

節15工事請負費のうち、営繕工事費につきましては、田代小学校夜間照明設備改修工事、競馬場南グラウンドトイレ設置工事、市民プールの塗装改修、並びにプールサイド床補修工事などに要した経費でございます。

スタジアム塗装改修工事費につきましては、スタジアム塗装改修工事、スタジアムトイレ等、外壁等塗装工事、並びに照明器具LED化改修工事に要した経費でございます。

次のスタジアム改修工事費につきましては、スタジアム内の火災報知機設備一式の改修工事に要した経費でございます。

節17公有財産購入費につきましては、鳥栖市土地開発公社保有のスタジアム第4駐車場として利用しております用地を平成26年度から平成30年までの5カ年計画で買い戻すこととし、平成29年度までに10,223.55平方メートル中、9,360.61平方メートルを取得をしておりましたので、平成30年度は、残りの862.94平方メートルの土地を購入した費用でございます。

節18備品購入費につきましては、市民球場のグラウンド整備用のスポーツトラクターを購入した経費でございます。

以上、健康福祉みらい部関係分の説明を終わります。

中川原豊志委員長

今、説明が終わりました。

質疑を行います、暫時休憩します。

午後 1 時58分休憩



午後 2 時 9 分開会

中川原豊志委員長

再開します。

執行部の説明が終わりでしたので、これより質疑を行います。

質疑につきましては、多ページにわたっておりますので、少し絞らせていただきまして、まず、歳出ですけど、民生費、社会福祉費、ページ数125ページから139ページまでかな。

老人福祉センター費までのところまでを一括して、まず、質疑を受けたいと思います。

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

では、質疑のある方は、挙手をお願いします。

牧瀬昭子委員

130ページの社会福祉協議会費について質問をさせていただきます。

福祉ボランティアのまちづくり事業補助金ということで、主要施策の成果の説明書の27ペ

一ジで、参加者数が平成28年度から平成29年、30年にかけて、かなりふえていっていると思うんですが、その参加者数がふえた要因っていうのがどういう理由だったのかということと、児童センターも利用者数が急増しているのが表にあらわされていますけれども、ふえた要因を、研修、定例会等も含めて、研修、定例会は減っているのです、そのあたりの増減っていうのの要因がわかるようでしたら教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

主要施策の成果の27ページの福祉ボランティアのまちづくり事業補助金の養成講座参加者数が増加しているという部分が1点と、社会福祉会館利用状況の児童センターの子供さんたちの利用者がふえているという部分の質問でございます。

福祉ボランティアのまちづくり事業補助金の分につきましては、正確な部分については、ちょっと把握しておりませんが、鳥栖市が長年進めております市民協働のまちづくりとかという部分も含めまして、ボランティア団体の育成等を進めてきておるところでございます。

それで、助成団体数については、ほぼ横並びでございますが、講座のほうに参加していただいているという部分で、そういう事業に興味のある方がふえてきたのではないかと、そう推測するところでございます。

次の分については、こども育成課のほうになりますので、かわります。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

児童センターの利用者の増については、平成29年度までは鳥栖いづみ園のほうに子育て支援センターを開設していたんですけども、平成30年度からは社会福祉課のほうに子育て支援センターを変更しております。

その利用者が、あわせて児童センターを利用されているものと推測しているところがございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

どうもありがとうございます。

協働のまちづくりが進んでいるということと、子育てのまちとして利用者数がふえているというのは、すごくいいことだなと思って、この補助金自体も生かされているのかなと思うのですが、この間から、災害ボランティアの登録者数っていうのが、ふやすために何か呼びかけなどがされているのかなっていうのを、ちょっと関連でお伺いしたいんですけども。

養成講座というの中身で、そういう災害ボランティア登録者数をふやすための呼びかけなどは行われていますでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

災害ボランティアの中身がどうかについての把握は、ちょっとすいません、しておりませんが、今回、決算とは別でございますが、7月の大雨、8月の大雨等ありましたので、その部分につきましては、災害ボランティアの部分につきまして、総務課の防災のほうと社会福祉協議会と一緒に考えていく必要があるというふうには認識しておるところでございますので、その旨を含めたところでボランティア団体の育成なり、養成講座なりという部分について、今後考えていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

決算書の134ページ。

障害者自動車運転免許取得事業費補助金についてお尋ねをします。この対象者च्छゅうか、実際受けた人は何名なのか。そして、それは取得すべき人、対象となる人の何%に当たるのか。

それから、2点目としては、これは、こういう特殊自動車の運転免許証を取っただけでは、やっぱり特殊自動車となると、自動車を購入するための費用そのものも価格が割高であるはずなので、購入するための補助金も必要なのではないかと。

せっかく免許を取っても、特殊車両に手が出せんということになってはいけないと思うが、いかがでしょうか。

以上です。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

まず1点目ですが、障害者自動車運転免許取得事業補助金ですが、そもそも障害者が就労など社会参加を進めるために自動車運転免許を取得する場合に、取得に要した費用の一部を助成するもので、10万円を限度にしております。

平成30年度におきましては、2名の方の申請がございまして、2名に決定を出しておるところです。

済みません、その中でありました、何%の方が取得すべき方々であったかということについては、把握はしておりませんが、少なくとも申請はお二人、そして決定がお二人というところでございます。

2つ目の御質問にありました自動車の購入費用に対する補助金でございますが、そういった補助金についても、もともとございます、同じく体の不調により改造が必要な方については、こちらも10万円を限度に補助しているところでございます。

たまたま平成30年度には申請があつていないところでございます。

以上です。

成富牧男委員

すいません、私の聞き方が悪かった。

1点目ののは、どういう人がその補助を受ける資格があるのかっていうことですよね。そういう資格のある人のうち、2名というのは何%に当たるのかという意味だったんですけど。わからないならわからないでいいんですが。

2点目は、10万円ってというのが自動車購入のための補助金が同じく10万円出るっていうことですか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

済みません、少し訂正をさせていただきます。

購入の費用ではなく、改造の費用についての補助でございます。

成富牧男委員

1点目については、わからんということですか。障害者の、例えば、手帳の何級とかそういうふうなことはないということですね。

中川原豊志委員長

要は、障害の程度に応じて、こういう方が申請できるんですよというのがあるんですかということだと思いますが。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

細かく何級以上でないといけないというような決まりはございませんが、免許を取れる状況にある方ということになりますので、例えば知的障害の方でも、申請される可能性はございます。

成富牧男委員

わかりました。

結構です。

牧瀬昭子委員

同じ箇所なんですけれども、先ほどの障害者自動車運転免許取得事業補助金なんですけど、要件の障害者ハンドブックの20ページに書かれている部分で、就労等の事実を証明する諸書類が必要だというふうに書いてありまして、就労をしていないとこれは取ることができないという意味でとってよいのでしょうか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

就労等になりますので、例えば、就学のときも認められる場合はございます。

牧瀬昭子委員

この際に、障害のある方が職業につこうとするときに、免許があったらそういう仕事につ

くことができるという、ステップアップのためにということでこれを使いたいと思ったときが、就労してなかったり就業しなかったりした場合、無職の場合は、これが使えないっていうことがあるのではないかと思うんですが。

今回、40万円予算がついてたと思うんですけど、この分の20万円しか使われてないっていうのが、使いにくさっていうのがあると思うんですけども、何かお話出ていませんかでしょうか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

それは、相談の段階で、何らかそういったことがあったかという御質問でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

私が確認できる限りでは——している限りではという意味なんですけれども、ちょっと聞いてはいないところなんですけど、おっしゃるとおり、そういった部分での御質問というか、そういう御相談がある可能性はあるかとは思いますが。

今の時点では、どうしても確実に必要な状況を確認させてもらってからの補助の申請にさせてもらっているところではございます。

牧瀬昭子委員

すいません、要望なんですけれども、このあたりの要綱を一度……、就労をされないとこれが取れないということであれば、なかなか取ることが難しい方がおられますので、ぜひ改善を要望したいと思います。

よろしくお願いします。

森山林委員

134ページの扶助費の中の障害者自立支援医療費とか支援給付費ということで、扶助費の中で不用額が3,251万4,000円あるわけなんですけれども、全体で。

これは、国の補助と県の補助がっております、この場合で、返還をどれくらいしておるのか、わかるならば。

中川原豊志委員長

不用額に対しての返還金と。

森山林委員

そうです。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

不用額につきましては、まず、自立支援給付費が約2,760万円。（「支援給付費」と呼ぶ者あり）自立支援給付費ですね。（「が2千」と呼ぶ者あり）2,760万円ぐらいが一番大きな、主なものとなっているところでございます。

それで、国、県、市の負担になっておりますが、基本的には、実績の支払いになりますので、返還金は、何か特別な理由があったりする場合のみになるというふうに考えているところでございます。

森山林委員

不用額、この民生費全体を見て、100万円以上の、この決算認定資料に不用額が出てきております。

これを見ると、一般会計全体で3億4,800万円、正確に言うと、3億4,864万円ありますけれども、この中で、民生費関係の100万円以上、これが1億2,500万円あるわけですよ。大体、全体の35%から36%ですよ。

全体的に民生費は予算化しても大体38%から40%ぐらいありますけれども、今度は、不用額がちょっと多いと思ったもので。

ここら辺のぐあいは、理由書を書いてありますように、見込みが非常に少なかったと、利用客が少なかったということで、後のページには、144ページ以降もずっとありますけれども、非常に不用額が多かったんじゃないかなと感じたわけですよ。

そこら辺は、もうこの理由書に書いてあるとおりですよ。利用者がなかった、見込みより少なかったというふうなことかなと思っておりますけど、そこら辺、何かあるならば。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今、森山委員から決算認定資料の中の不用額調書の部分で御質問がっておりますが、確かに、民生費の部分で多額の不用額が出ている部分もありまして、主なものとしては扶助費でございます。扶助する部分での費用でございますので、足りないということにはならないということが一番の市民サービスになるというふうには考えております。

ちょっと額が余りにも大きい部分もありますが、全体の占める割合という総額から考えますと、数%の範囲内という部分も考えられますので、なるべくその額を少なくしながら、考えていくという部分も1点ではございますが、足りないということにならないようにも考えて予算を考えていきたいというふうに思います。

御理解のほど、よろしく願いいたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員

132ページ、障害者福祉費の中の委託料、相談支援事業委託料なんですけど、これはどちらのほうに委託されて、大体どういうふうな事業として委託されているのか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

専門的相談員を配置した総合相談支援センターという部分、いわゆるキャッチというところに委託をさせていただいているところでございます。

以上です。

古賀和仁委員

具体的には、どういうふうな内容の相談を。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

申し訳ございません。相談の内容といたしましては、障害者やその家族からのいろいろな相談がございまして、特にサービスのお話とか、権利擁護のために必要な援助を行うための相談業務を行わせていただいているところでございます。

古賀和仁委員

それは、具体的に障害者のほうから相談があった場合にするのか、それぞれ個別に、会われて相談、いろいろ例えば、虐待があるとかないとか、その分も含めて、何らかの形でされているのか、大体どのくらいの件数を年間されているのか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

相談件数が平成30年度で年間9,600件ほどあっておるところでございます。

古賀和仁委員

相談された中で、解決しなければならない部分も当然出てくると。

そういう場合の対応というのは、相談されたところでされておるのか、行政のほうでされているのか、別のところでされるのか。どういう形で課題の解決をされておるのか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

相談の内容によって、いろいろ関係する機関が変わってくる場合もございしますが、例えば、虐待とかの案件になりますと、行政の関与が必要になりますので、虐待の案件については、行政で。

先ほどちょっと申し上げました権利関係とかになりますと、専門家のほうを御紹介するか、そういう形での相談業務になっているところでございます。

古賀和仁委員

最後に。

いわゆる虐待とか、全国的に非常に問題になっている部分があるんですけど、鳥栖市の場合は、そういうふうな相談で、解決しなきゃならない事案があったのかどうか、その部分だけで結構です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

障害者の虐待も、例えば、身体的なやつ、経済的なもの、性的なものとか、いろいろ虐待の種類がございしますが、鳥栖市内でも虐待の事案はあっておりまして、相談等がございすれば、その対応をさせていただいている状況でございます。

成富牧男委員

134ページ、負担金、補助及び交付金の一番下、手をつなぐ育成会ふれあい交流事業補助金。

これは、手をつなぐ育成会の事業補助金しかないですよ、事業補助金だけです。

それで、言うなら、手をつなぐ育成会というのは、こういう知的障害者の親の会としては、老舗ですよ。

しかし、今いろいろ障害も多岐にわたって新たな団体、自分たちでいろいろやっておられる団体なんかも、御存じのようにいっぱい出てきているわけですが、そういう団体に対しての、何らかの支援っていうのは、団体——もしくは事業ですね、団体に対する直接の支援にあつて、事業に対する支援とかは、何かなされているんでしょうか。

それで、そこをどういうふうにお考えなんですか。老舗だけではなくて、今、新たにいろいろ出てきている団体の支援。

意味はわかりますか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

現在、ちなみに当事者あるいは親の会に補助を行っていますところでは、視覚障害者の団体さんや身障者協会、福祉協会、また、身障のほうで少し佐賀の心理リハビリテーションキャンプっていうのが行われているんですけども、そちらに対する補助金などは、現在でも行っているところです。

先ほどもおっしゃいました新規のところということなんですけれども、今、既存のというか、補助金を交付してる団体につきましては、主に身体の障害をお持ちのところと知的の障害をお持ちのところについて、市のほうで大きく分けて、しているところではございます。

精神のほうにつきましては、県のほうから補助金が出ているというのを伺っておりますので、おっしゃいました新しい分野で活動されているところへの補助金というのは、今のところ考えてはいないところでございます。

成富牧男委員

ぜひ、そういうところも含めて、いわゆる親の会みたいなのがいっぱいありますよね、発達障害の関係の親の会もありますし。ぜひ、そこら辺は、これから先考えていただきたいというふうに思います。

樋口伸一郎委員

138ページの食の自立支援事業委託料についてお尋ねです。

これ、今年度からでしたっけ、体系が変わって、金額も多分減っているのかな。

ですから、状況を、平成30年度は、その体系が変わったことと、数とか、減額の根拠といえますか、そこを教えていただけたら。減額というか、減った分の。

中川原豊志委員長

推移的な。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

食の自立支援事業につきましては、平成30年度の配食数が年間で5万4,386食でございます。平成29年度は、5万6,537食ということでございます。

令和元年5月から、360円だった負担を400円に変えさせていただいております。

減少の理由といたしましては、今想定しているのは、民間の配食業者とかそういう部分もふえてきておりますし、例えば、食の自立は食とあと見守りという部分を兼ねて事業をさせていただいておりますが、食だけでいいという方については、もう民間事業者を使われるということもあつたりとか、食数に食の自立のほうは制限があつたりしますので、それじゃなくても毎日欲しいという方、そういう方は民間事業者に移つてあるとかいう部分もあります。そういう中での減があつている部分だというふうに感じているところでございます。

樋口伸一郎委員

その民間の部分つていうところの状況把握つて、どこら辺までされてますか。

例えばですけど、民間でそういう対応ができるような業者さんが何社ぐらいあつて、例えば、玄関先にそのままぼいって置いてくることはないけん、見守りとどれくらいの差で配達をしているのかとか。多分、手渡しとかされるやろうけん。

金額とかも多分、400円になつている部分と、民間からとつている方については、どのぐらいの差があるとか。その辺の現状把握つて、どこら辺までされておりますか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

ちょっと今、手元には民間事業者数の数とか金額の部分の資料を持ってきてはいないんですが、まず、食の自立のほうは、社会福祉法人のほうに委託をいたしてござりまして――2法人ですね、365日の稼働をしていただいておりますということで、その部分で、全く民間にできないのかつていうと、そこはちょっと、できるところもあるかもしれません。

さらに、体調管理等の部分で、お医者さんから、例えば、刻み食がいいだの、ペーストがいいとか、そういう話にも対応をしていただけるような形で事業をしていただいている部分もありますので、そういう形で今、行つていただいているというのが現状でございます。

樋口伸一郎委員

微妙、難しいですね。

例えば、行政サービスでどこまでできるのかつていう範囲と、民間サービスでどこまで対応できるかがちょうどバランスよくなつていて、必要とされる方に100%に近づくところで、その需要に応えるのが一番理想と思うんですよ。

しかし、だからどうして下さいという要望も具体的に言えないんですが。

そういう意味もあって、ちょっと現状調査——調査じゃないですけど、できる限りの状況等がわかれば、次の検討とかにもつながるかと思えますんで、ちょっとお尋ねいたしました。

それと、以降、お金の流れで教えていただきたいことがあります。食の自立支援事業委託料は、前の136ページ、決算書に戻りまして、不用額のところは、老人福祉費の節13、一番下の不用額57万7,745円の段からずっと備考欄に続いているじゃないですか。

それを踏まえて、決算認定資料というのを今議会でいただいて、その決算認定資料の不用額調書の中では、さっきちょっと森山委員のほうから聞かれておったんですけど、3,251万4,215円の不用額の主な理由の中に障害者自立支援給付費、自立支援医療費、ここの関係は、もう全くないんですか。

これ、障害者の自立支援の不用額ということなんですけど、ちょっと、ようわからんので、教えてもらえればなと思って。すいません。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

不用額調書、先ほど樋口委員から御質問の部分につきましては、款3、項1社会福祉費の目2障害者福祉費で、節20扶助費の部分が3,200万円という部分で、食の自立支援事業につきましては、款、項は一緒に、目3老人福祉費の委託料になりますので、目、節の部分が別のところということでございます。

樋口伸一郎委員

わかりました。

以上です。

成富牧男委員

障害者自立支援事業委託料で、今はどんななんですか、国とか県から何か一定の、やっぱり縛りがあるんでしょう、鳥栖市のオリジナルではないんですよ、食の自立支援事業というのは。そのところをまず知りたいんですけど。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

食の自立支援事業は、介護保険課からの、介護予防事業の中の1つになりまして、うちの歳入のほうでは受託料として入っております。

それで、要支援の方が総合事業の介護予防事業という形で受託料として受託をいたしている状況です。

成富牧男委員

だから、該当する人たちっていうのは、むやみやたらと皆さんが希望しても、さっき樋口議員が言ったのにちょっと被るところがありますけど、やっぱり一定、こういう人っていう

のが、やっぱりチェックが入るわけでしょう。

そして、しかもさっき言われた、5日間欲しくても、いや、あなたは3日ぐらいがいいとか、3日して、あとの2日は頑張ってみて自分できなさいとか。いろいろアセスメントするわけですね。

だから、そのところが、確かに今言われた、難しい……、だからだめだ言えんわけでしょう、私は民間で利用したいちゅうことではできんとですね。

だけん、介護保険で本当はこの人は、ちゃんと今、委託しとる2社、2つの施設からのお弁当をとってもらいたかばってんが、要らんちいわれたら、いや、だめよっていうわけにはいかんでしょう。それは、だめっちゃあ言われんのですよね。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

食の自立の支援事業の対象者としまして65歳以上の高齢者の独居の方、高齢者のみの世帯の方、あと、同居の方がいらっしゃっても、就労等や介護等で対象者となられる高齢者の支援ができないという方については、先ほど議員さんがおっしゃった、アセスメントの評価表の点数に応じて、食数を決めさせていただいております。

それで、ことしから、最高10食だったところを14食というふうに変更をさせていただいているところです。

成富牧男委員

少し最新の事情がわかりました。

終わります。

中川原豊志委員長

ほかに。

成富牧男委員

同じく138ページの介護予防事業、これは、主要な施策の成果31ページのところにいろいろ上がっていますが、この中にある立ち上げのための事業ちゅうのがあったでしょう。これは、順調にいらいますちゅうことなのか。

それと、これは3年間、一定期間で支援がなくなると思うんですけど、その後どうするのか、そういう不安はないのか。

そのところを、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

中川原豊志委員長

通いの場立ち上げですか。

成富牧男委員

通いの場立ち上げ。ボランティアによるデイサービスみたいなもの。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

通いの場の立ち上げ支援についてですけど、平成30年度末で29カ所の町区のほうで活動をされております。

平成30年度1年間で10カ所が立ち上がった状況です。

あと、3年間、そのあとの支援はということなんですけど、DVD等で体操等をしていただくように、お渡しはしているんですけど、要請等があれば、うちの職員のほうも訪問いたしております。

成富牧男委員

続くように、適宜市の職員も出ていくということでいいですね。

牧瀬昭子委員

134ページでまとめて質問させていただいてよろしいでしょうか。

まず、手話奉仕員養成講座運営費負担金の分なんですけれども、今回、希望者が多数おられたということですが、全員を受け入れてくださったということで、すごくありがたかったという話がありました。

その方たちが今後回数をもっとふやして勉強をしていきたいとか、手話を使い続けなければどんどん忘れてしまうので、その後の仕組みというか、そういうことを考えていらっしゃるのかっていうのを、まずお尋ねしたいと思います。

それと、障害児施設給付費の件でお尋ねしたいんですけれども、対象者が年々増加傾向にあるというふうに思うんですが、今後の予測、それでこれ、放課後デイサービス施設のお金ということでよいのですかね。

その分、件数がどんどんふえていってると思うんですけれども、今の変遷をどのように考えていらっしゃるか、今後もふえていく予想なのかということと、その件で、過去の補助金を返さなきゃいけなくなってしまった状況があったと思うんですけど、それについての教訓を生かして、鳥栖市としてどのようなことをされていくのかということをお伺いしたいと思います。

3つ目が福祉タクシーの助成金についてなんですけど、見込みは何名分で、されていたところの対象者が何人分、100%支給できていないのかなと思ったので、見込みに達していなかったのは、理由は何だと考えていらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

4つ目です。重度心身障害者医療費なんですけど、これは現物支給になっているのかどうか。市外の病院でも現物支給ということが可能なのかどうか。高額になることが多い重度心身障害者の医療費なので、現物支給でお願いできないかということなんですけど、いかがでしょうか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

1つ目が、手話奉仕員養成講座を開いた後、どういったことが考えられるかっていうのを
お尋ねされているかと思いますが、ひとまず、これが1市3町で、まずは奉仕員の養成講座
を輪番で開いていこうというところになっておりまして、その後については、今のところ、
行政が後押しするというか、もう自発的に、また御自身でスキルを高めていっていただきた
いなというところで。

まずは、初めの一步を、そういう機会を提供しているというふうに考えているところです。

2つ目が、障害児給付費がだんだん伸びているところなんですけれども、実際のところ、
これからもふえていくのではないかと考えているところです。

要因としましては、近年、もう次々と新しい事業所が立ち上がっているところです。

平成30年度も、放課後等デイサービスで東部地域にでも4カ所の新規事業所が立ち上がっ
ておりまして、どちらかという、窓口では、使いたい人、まだニーズのほうが多いのでは
ないかと思っているところです。

これが一体どこまで伸びていくのかっていうのは、まだちょっと読みきっていないところ
ではございますが、ここ数年は伸び続けるのではないかと担当課としては考えているところ
です。

3つ目、福祉タクシーの……

中川原豊志委員長

その前に、放課後デイで国、県への返還金があったじゃないですか、1年前、2年前。そ
の教訓がどうかっていうのも一緒に。(発言する者あり) 後で。

じゃあ、続けてお願いします。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

3つ目の福祉タクシーのほうから先に申し上げます。

見込みとしましては、大体、予算としましては、例年どおりで考えておりましたが、例え
ば近年、交付枚数がありますが、使用枚数のほうが、パーセントで言うと、消化率が5割を
切っているところがございます。

配った方々も全ては使っておられないところではございますので、見込みというよりは、
どうしても例年どおりとは考えているところですが、伸びていないというのが現状でござい
ます。

4つ目が、重心医療の現物給付になりますが、現在のところ、佐賀県内では現物給付には
至っておりません。要望のほうは、県のほうからも、市町のほう——鳥栖市のほうからも、
行っているところではございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

補足の説明をさせていただきます。

障害者福祉関係の扶助費の部分の国庫返還金等についての部分ですが、障害児施設給付費における不正請求に係る国、県への返還金につきましては、事業所の指定取り消しが平成29年2月、平成30年4月にありまして、平成30年度も、今回その分の返還金が含まれておるところでございます。

平成30年12月だったと思いますけれども、以前報告をいたしました後の状況を少し報告いたしますと、平成31年2月に10市連名で、佐賀県のほうに、市町村のみの負担とならないよう、実情に応じ、国や県への返還を認めるなど、制度の対策を講じていただきたいという趣旨、あと、事業所に対して定期的な勉強会を開くなどして、制度の理解を含めてもらうような対策を講じていただきたいという趣旨、この大きく2点を要望しております。

それで、当該2事業所につきましては、督促状の送付などを行っておりますが、連絡があってない状況ではございます。

今後もその2事業所につきましては、督促を行いながら、支払い能力の調査等も行ってきたいというふうには考えておりますが、根本的な制度の改正が必要だというふうに考えておりますので、今後も、例えば、市長会とか、県知事への要望とかそういう部分も含めまして、あらゆる機会を、平成31年2月の10市連名での要望の内容の部分で今後も進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

それと、あと重度心身障害者医療費の部分についてですが、この件につきましても、昨年度、佐賀県と市町全体の意見交換会のようなものがありまして、その中でも、障害者のことを考えていただくと、病院から、そこで払うことが可能であれば、あえて行政の窓口に来ていただくという手間が1つ減りますよね。

特に、障害をお持ちの方ですので、その部分について配慮していただきたいという意見を述べさせていただきます。

ほかの市町からも、そういう部分の賛同をいただいているところでありますが、いわゆる国保ペナルティーという部分も考えられるので、今後も必要に応じ、市町の意見を聞いていきたいというのが佐賀県の現状でございます。

以上です。

成富牧男委員

私も少しまとめていきますけど、私も質問しようと思っていたので、重度心身障害者医療費のことですよね。

今、お話がありました、ちょっと確認ですけど、その前に、障害者の人が大変だという話を言われたでしょう、手続で。それは、償還払いは前提の話で言われておりますか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

一度病院でお支払いされて、その部分の償還の手続を窓口でされるので、その分手間がかかると言いますか、わざわざこちらのほうに出向いてもらうという部分で、大変な作業になるという部分もありますので、そういう部分から、現物支給をお願いしたいというふうに考えております。

成富牧男委員

今のは、立てかえ払いは変わらなくて、わざわざその申請に来んでも、上のほうで、こっちからこっちに上げるよっちゅうこととは違うんですか。手続に来んでよかだけの話。いや、何かそういう話をちらっと聞いたから。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

先ほどのお話は、償還払いですと手間がかかるという意味で次長が説明したかという御質問でよいのでしょうか。

成富牧男委員

今、課長が言われたように、手続に来ないといかんわけでしょう。病院に行っても、もう一回。

それを来なくていいように済むっちゅうことでは、一步前進かもしれんけど、その間お金が入って来ん、立てかえ払いを本人がとりあえずしとかないかんっていうのは、そのまま変わらないんじゃないですか、そうじゃないですかっていう、どっちですか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

現物給付になりますと、本人様がお支払いになるのは、自己負担額までとなりますので、おっしゃっている、一旦立てかえをするというイメージではないようになるかと思えます。

成富牧男委員

何かそういう話も国のほうで考えているっちゅう話を聞いたんで、今、課長の話では、申請の手間が省けると言われたんで、そのレベルかなと思ったんですよ、現物給付ではなくて。

当事者がそれにかかわることなく、もう病院に行ったら、1回で、それで済むっていう意味では前進やけど、現物給付ではないのと違いますかって聞いたとばってんが。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後3時休憩



午後 3 時 2 分開会

中川原豊志委員長

再開します。

成富牧男委員

結論から言うと、今の子どもの医療費助成みたいな仕組みにしてほしいということを要望されているということでよろしゅうございましょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

子どもの医療費の、未就学の部分ですね。そのように、病院で一定額だけお支払いいただければ、後の支払い手続等について、御本人でするのがなくなるような形という部分で要望をいたしているところでございます。

成富牧男委員

それで、隣の福岡県初め、全国でも37かな、既に現物給付しているわけですよ。九州では、宮崎県が、県知事さんが頑張っってそういう方向になっているのかな。

そういうふうに、もう過半数を占めておるわけですね、現物給付をしよるところのほうが。

そいけん、佐賀県は何がネックになっているのか、お金の話なのか、何なのか、そこら辺を。もう端的にいいです。

よそができよるとに、何でできんのかなって感じがします。どがんすればいいですか。

議員が頑張らないかんちゅうのもあろうけん。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

詳細な部分については、国保ペナルティーの問題があるという部分は理解はしているところではございますが、それ以外の部分について、手続の問題とかいろいろあるのではないかなというふうに想定はしております。

しかし、要望するほうの側からすれば、制度の改善を求めているという状況でございます。

成富牧男委員

県に直接——団体としてでもいいけど、県内の市町なりで要望か何かするわけでしょう。した中で、向こうが、いや、こういうことが今ちよっとうちはネックたいねって、よそはしよるかもしれんばってんって。そういうのは何なんですかって聞きよると。よその県がしよるとに。

わからんならわからんでいい、そこまで聞いとらんなら、聞いとらんで。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

よその県がしているのに、佐賀県ができないという理由については、ちょっとわからない部分でございますので、それ以上のお答えはできません。

成富牧男委員

ぜひ、機会があったら、何でできんとですかということ、団体の意思としてしてでも、鳥栖市だけ突出する必要ないけん、聞いていただきたいなということをお思います。

そうしたら、ちょっと同和の関係をいきます。

128ページの、まず、旅費の中の一般旅費の中に全日本同和会九州連合会研修大会があるので、その分に参加されたんではないかと思うんですけど、されていれば、何人行かれているのか、場所はどこなのか。そういうところをお願いしたい。それが1つ。

それから、次の129ページ、130ページで、そこに出ていますよね。全日本同和会九州連合研修大会で、内容と場所はどこなのか。

ちょっとダブりますけど、鳥栖市からの職員の参加があったのか。

それと、私がどうも気に食わんのが、予算のときには言いましたけれども、何で負担金っていう、例えば、別な形の、補助金とかじゃなくて、何で、私は補助金も必要ないと思えますけど、何でこれが負担金、負担金というとか何か義務的な感じがしてきますよね。なぜ負担金となっているのか。これが2つ目。

まず、以上についてお尋ねをします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、127ページ、128ページの旅費の部分でございますが、全日本同和会九州連合会研修大会にかかる旅費ということでございますが、武雄市でありまして、市の職員が52人参加をしております。

次の129ページ、130ページの、同じ全日本同和会九州連合会研修大会負担金3万6,000円の部分でございますが、これにつきましては、佐賀県と開催市の武雄市を含む10市と、あと10町でそれぞれ負担をしております。鳥栖市が3万6,400円。（「なぜ」と呼ぶ者あり）

負担金の理由といたしましては、負担金の要請がありまして、各市と協議の結果、負担をするということになったということで、負担をさせていただいております。

成富牧男委員

例えば、今の共済とかいうとやったら、何となく負担金っちゅうイメージがもう少し出てくるんですけど、全くの民間団体の大会に行くのも、まあ、行くのもいかがなものかと、すごい人数ですよ、52名って。

だけど、今言っているのは、何で負担金という予算科目でやっておるのかというのが、金額は少ないですけどね、いかにも、もう同和団体と一緒にってちゅうイメージが、余りにもその予算科目そのものに出ていますので、これはやはり、意味があるから負担金でお願いしますと言っていると思うんですよね。

負担金と補助金は、こんなこと言いよったら、逆に釈迦に説法やから、ちょっと、それは否定しております。

それと、52名も行ったって、これ、土曜日、日曜日。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

平日に行っております。

成富牧男委員

平日に52名。

延べですか、これ。

2日間に分けて52名ずつ。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

1日だけです。

成富牧男委員

1日にしても、たまたま武雄市でよかったけど、まだ遠いところでも……、絶対行くなどは、私、言いませんよ。

だけど、何で52名も行かなきゃいかんということですよ。52名も。

全体でどれぐらいの規模で……、行政職員って結構多いんですよ。

だから、ここに参加っていうのは、やっぱり52名ちゅうのは、どげんかしましようや。せめて、生涯学習課とか、何か限られたところの所管でやるちゅうふうにしたらどうかね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

同和問題の早期解決っていう部分も、平成28年に国から出された部落差別の解消の推進に関する法律っていう部分もありまして、職員研修の中で52名の参加をさせていただいております。

また、今回は武雄市であっております、佐賀県内での参加ということで、そう遠くない場所ということもありまして、多めの人数になっている部分もございますが、いずれにしても、同和問題については、やはり行政としても、その部落差別の解消の推進に関する法律にのっとりまして、部落差別は許されないものという部分を含めて、今後も研修等を行っていきたいというふうに考えております。

成富牧男委員

1日何時間も、朝から晩まででしょう、夕方まででしょう。1日参加してあるわけですね。これ、言ったらいかんけど、税金として、時間給にしても大した金額ですよ。

だから私は、姿勢ですよ、多分これ、ここで言っているかどうかわかりませんが、今言われたような姿勢というよりも、こがんで言ってくるって感じ。

そいけん、ことしもこれ、出さないかんたい、ちょっと今から割り振るけんっていう感じになっておるんじゃないかと思うんですよ、事実上はね。

違うなら違うって言ってください。

だから、そういう形でするようなものなのかということですよ。

私は、もう少し精鋭部隊を連れて行って、その人たちが研修をすればいいじゃないですか。

しかも、鳥栖市には、立派な全日本同和会所属のあの同和教育集会場——あそこにはおらんって言いよんしゃったか、2人おられるわけでしょう、社会教育の方が。

だから、そういうのをもう少し利用すれば、わざわざそげん52名も行って、そうじゃなくても人が足らんと皆さん言っているじゃないですか。そういうときに、私、52名も行く必要はないでしょうというふうに思いますので。

もう少し、市長、トップのほうでも、やっぱりトップとトップで交渉して、もう少しちゃんと自主的に、自分たちで考えて出すけん。いや、うちはこれだけしか出せませんって、そのぐらい、やっぱり主体性を持ってやっていただきたいなというふうに思います。

それで、同和の最後。

同和団体への補助金、130ページの下から3番ですね。これについて、改めてお尋ねしたいんですけど、現在、だんだん歳とって、お亡くなりになる方もいる中で、世帯数とか移動もあっていると思いますけど、この全日本同和会鳥栖支部の現在の構成員、世帯数、それから人数、そして、原点に帰って、補助目的、何でもこういうふうに400万円ずっとやり続けているのか。

その補助目的など、具体的にどういう事業を、その目的にかなう事業として、どういうことを具体的にやっておられるのか。そういうところを改めて教えていただけないでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

会員の人数と世帯につきましては、平成30年度末で12世帯の28人でございます。

補助の目的といたしましては、同和問題につきましては、結婚、就職等による差別、低所得による生活困窮問題、それらなどによります、偏見とか差別意識などに対するものがありまして、直接の対応はなかなか困難なものではないかというふうに認識をしております。

これらの問題は、特殊な事情がありまして、行政の施策でも十分な対応が難しい部分があ

るものだというふうに考えております。

また、平成28年の部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法が成立、施行されまして、その中でも、現在もなお部落差別は存在すること、部落差別は許されないものであり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することということを明記されております。

具体的な施策としまして、相談体制の充実とか、教育、啓発などを掲げられておりまして、国民一人一人の理解を深め、部落差別のない社会への実現に向けて、地域の実情に応じた施策を講じるように努めるようにというのが法律の趣旨でございます。

それで、行政の施策で十分な対応が難しいということを申し上げましたが、当事者のプライバシーの面からも、一定の部分を特定の団体に委ねて対応したほうが効果的であるという判断もいたしておりまして、行政の責務を補完していただいているというふうに認識をしておるところでございます。

全日本同和会佐賀県連合会鳥栖支部の事業活動が、差別の撤廃、人権擁護を目的とされておりまして、行政の目的とそういう部分では合致しておりますので、当団体の事業活動は、公益性があるものと判断し、補助をさせていただいているところでございます。

次に、活動内容につきましては、同和問題に関する調査研究、啓発活動、そういう部分に加え、会員さんの差別問題とか、生活困窮問題とか、そういういろいろな差別意識等に対する対応などを行っていただいているというふうに認識をしておるところでございます。

そういう意味からも、国民一人一人の理解を深め、同和問題をなくし、差別のない社会を実現するためにも、この事業は必要であろうし、また、平成28年の法律にヘイトスピーチ解消法とか、障害者差別解消法とか、そういう部分で差別をなくしていきましょうという法律が成立、施行されておりますので、全体的な人権とかという部分、差別をなくすとかという部分で、事業を進めておるといのが現状でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

成富牧男委員

ちょっと、答えは今、私、ずっと聞きよって、全然わからなかったんですけども、いろいろ言いたいことがあるけど、さっきの繰り返し質問した部分に限って言いますと、具体的に、ここは何を……、その目的のかなつとる具体的な事業、どういうことをやっていますかっていうのを知りたいんですけど。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

各種研修会への参加っていうのもありますし、研究活動として先進地視察にというのがあったり、行政と意見交換をしたり、地域社会との交流をされたり、それとあと、生活環境の

調査とか、そういう各部分を補完されているところでございます。

成富牧男委員

ちょっと、言う前に言いますけど、私、差別の解消とか、そがんとは、どげんでんよかっていうつもりでずっと話しているつもりではありませんので。それはわかってもらわないかんのですけど、結局、今聞いてもなかなか出てこんですよ、具体的には。

前は何か出てきていたじゃないですか、チラシまきを一緒にプレスポで、プレスポには来られたんですか。

同和啓発のビラまきか何かをしたっていう記述がありましたよね、行政として。

いや、それじゃなくてもいいですよ。ほかに何かそういう市民向けの、例えば、前はそれ、理由にしてあったから。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今、成富委員から言われた啓発活動も一緒にさせていただいております。

成富牧男委員

そのとき、一緒にしたわけですね。

だけど、それぐらいしか出てこんわけですよ。

それでさっき、ずっと前から言われている行政ができない部分があるからとか、それは、やっぱり私、特別扱いだと思うんですよ。

それは、非常にセンシティブっちゅうか、なかなかやっぱり行政が入っていかれんって、何でそこだけは入っていかれんですか。むしろ、行政が積極的に入っていかないかん部分やないですか。

センシティブで言えば、いっぱいあるやないですか、DVの問題とかいろいろ、今は。本当、やおいかん問題、いっぱい。それを皆さん、それぞれ精いっぱい頑張って、やっておられないですか。

何でこれだけは行政が……、むしろ行政がしっかりかかわって、同和団体任せにしたらいかんちゅうことやないのですか。私は、そういうふうと思うんですけどね。

そして、金額が多いと思いませんか。もう12世帯にまでになってから、400万円ですよ。12世帯で割り算したら、幾らになりますかね、もう1世帯40万円近くなりますよね。

それで、片一方でいろんな団体で、もうちょっと活動意欲があって、社会的な団体で、意欲があるけれども、なかなか、予算がないと言われて、という声も片一方にはあるわけですね。

しかも、きょうはあえて決算書を、今皆さんに出してくださいとは言いませんけど、恐らく、似たような決算が出ていると思うんですよ。

非常に、すいません、これは私の感触での言い方ですからね、大ざっぱな内容ですよ、決算書の内容が。

だから、やっぱり、これは本格的に、団体に対して補助金をどうするかって、見てください、今、うちのようにしよるのちゅうのは、ほかにめちゃくちゃあるわけやないでしょう。県内でも全部やっているわけじゃないですよ、多分、全国ではまだそうでしょう。

それは大事なことですよ、大事なことから、それは、一般的にやってもいいけど、補助金を特定の団体に、しかも、なかなか今聞いただけでも明確に答えが返ってこんなような団体がやっているよ。

団体が会員さんのためにやるのは、それはもう、自分のところの団体の目的であって、PTAがPTAのためにやるのと同じでしょうが。老人会や老人会のためにやるのと同じで、それは理由にならんとするんですよ、お金をやることの。

せめて、前から言われとるように、この委員会でもかつて議論されたように、せめて事業費補助、例えば、団体がやるこういう事業に対して、そんなら補助をしましょうかと。そちらのほうに移行していくべきじゃないですか。

何回も言いますが、佐賀市はもう既にそういうふうになっていますよね。

それから、決算書もついでに言いますと、非常に詳しい、例えばさっきの旅費、研修会やったら、単価掛ける52名みたいな、そんな感じでの。これ、同和団体の話でないというのは、わかって言っているんですよ、わかりやすく。東京に何人行ったとか、旅費は幾ら掛けるの何人とか、それぐらいのやつを出してあるんですよ。

だから、いつも言うように、必要と思うなら、それくらい出させるし、ここにもそういう報告を、ちゃんと見てくださって、これもどがんですかぐらいの勢いで、私たちにやってほしいなど、私は思います。

同和については、一応これで終わります。

中川原豊志委員長

答弁、要らないですか。

成富牧男委員

一言お願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

成富委員からも、先ほど、人権とか差別をなくす部分については、やはり、必要じゃないというふうに言われておりましたけれども、皆さんがそう思えるようなまちづくりができるよう、今後も進めていきたいというふうを考えております。

やり方としては、いろいろある部分はあるかとは思いますが、その中で、今の状況ででき

るものは何かというものを考えながら、事業を行っていきたいなというふうに思いますので、御理解いただきますようお願い申し上げ、答弁いたします。

成富牧男委員

1点だけいいですか。

130ページの款3、目2 障害者福祉費の中の、報酬。

要は、お尋ねしたいのは、鳥栖・三養基地区障害支援区分認定審査会委員報酬ちゅうよりも、審査会のことについてお尋ねをしたいんですね。

鳥栖・三養基って書いてあるのは、介護認定審査会と市町の構成は一緒ですか、それとも別ですか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

介護と同じく、1市3町で構成しております。

成富牧男委員

であれば、介護認定審査会のほうが構成委員、大きいでしょう。

だから、別々するよりも、この介護認定審査会に——正確な言葉はわかりませんが、委託するみたいな感じのほうが、考えられたことはありますか。安上がりじゃないかなって、ずっと前、1回言った記憶がありますが、いかがでしょうか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

とても似た制度だとは思いますが、障害の特性の関係もございまして、今の時点では、そういった一緒にするという考えはないところでございます。

ただ、今後、制度等が変わりましたら、その都度考えていくことになるかとは思っています。

成富牧男委員

すいません、私の質問が悪かったかな。

要は、介護認定審査会の中に、この障害支援区分のメンバーが全部入ってあるんですか。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

うちの委員の構成が、医師、福祉、保健の関係になっておりまして、特に福祉の分野が、障害の福祉に携わる方々をお願いしているところですので、介護の委員さんたちと一緒にの方も一部はいらっしゃるかもしれませんが、全員がかぶっておられるわけではございません。

成富牧男委員

わかりました。

要は、障害支援区分の認定審査会には入っておるけど、介護認定審査会のメンバーには入っていない人がいるから、今私が言ったようなことはできませんと。

わかりました。

中川原豊志委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

では、暫時休憩します。

午後 3 時33分休憩



午後 3 時41分開会

中川原豊志委員長

再開します。

社会福祉関係の質疑については、もうよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、続きまして、ページ数140ページ、児童福祉費関連の質疑をお願いいたします。

ページ数でいきますと、147ページ、148ページ及び213ページ、214ページの幼稚園費のところを含めて、お願いをいたします。

樋口伸一郎委員

いつものところを開いていただいて、143ページ、いいですか。

保育園費のところ、ちょっとまた、いつものことを教えてください。

節2 給料から節4 共済費までのところで、不用額が出ていると思うんですけど、補正とかでずっと調整はしてきたと思うんですけど、まず、その不用額が、どういう根拠での不用額かを教えてください。

それと、あわせて、項1、目1 社会福祉総務費、給料へ流用、三角で1,000円って書いてある右側のところ、給与の一番右側に。これをあわせて教えていただければと思うんですけど、流用分ですね。

まずは、1点目の不用額の理由、見解をお尋ねします。（「何ページ」と呼ぶ者あり）

144ページ。

中川原豊志委員長

賃金の不用額。

樋口伸一郎委員

いや、違います。（「7千万円ですよ」と呼ぶ者あり）賃金は、ちょっと切り分けていきます。

中川原豊志委員長

全体の7,000万円の。

樋口伸一郎委員

給料のところでもいいんですけど。

節2給料のところ。不用額が87万2,679円って書いてあるんで、まず、そこから。目2保育園費の節2給料の不用額です。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

給与の部分ですので、保育士及び栄養士の育休にかかわる分で減額が一部出ております。（「育休」と呼ぶ者あり）育児休暇の。

不用額の額につきましては、保育士及び栄養士の育児休業に関しまして出てきている部分でございます。

中川原豊志委員長

その間の対応は、どうされましたか。

樋口伸一郎委員

育休の方の対応は。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

嘱託職員にお願いして雇用をしております。

樋口伸一郎委員

それを踏まえて、節7賃金、143ページ。

節7賃金のところ、これ、補正予算等で調整しながらですけど、最終決算では、不用額230万円出ているんですけど、これ、決算認定資料のほうにもその理由を書いているので、配置保育士数が見込みより少なかったためと。

これ、いつもと同じような理由を書いているんですけど、年間を通してこの賃金、どのくらいの数を見込んでいて、実際どれくらい少なかったかっていうことをお聞きしたいのと、あわせて、この推移、平成30年度は、平成29年度よりも、見込みは少なかったが、その賃金分に関しては、平成29年度よりもまじだったとかいう、前年度の推移を教えてください。どのくらい少なかったのかを教えてください、見込みよりも。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

正確な人数は、申しわけございませんが、出すことはできません。

賃金の計算の中では、障害児に対する加配、一時預かりに対する人の配置等々も全部合わ

せての賃金の分ですので、その人数が多いとか少ないとか、そういったところもかかわってまいりますので、結果としては、人数としては、今ちょっと手元にはございません。

樋口伸一郎委員

じゃあ、感想といいますか、感覚といいますか、そのあたりをちょっとお聞きしたいんですけど、具体的な数からちょっと離れて、本来であれば、配置保育士数を、理想とするところに見込んでいたわけですね。それよりも少なかったの、この不用額につながってきたという形になると思うんですよ。

その見込みより少なかったっていうのは、数はさておき、決算状況でうかがえるところなので、そうした状況の中、さっきの育休とかの対応とかもされたはずなんですよ。

公立保育園に関しては、そういう見込みより少ないような状態で、そういう臨機応変な対応も強いられたということなので、そのあたりに対しては、園内では大変になったとか、その部分については、少し大変になったとか、さほど変わりなかったっていう感覚なのか。その辺は、いかがでしょうか。（「久保園長、現場、どうですか、正直に」と呼ぶ者あり）

久保みゆりこども育成課担当課長鳥栖いづみ園長

公立でお仕事をさせていただいています嘱託職員さんが、新しい私立の保育所に移られたり、そういうところもあって、減った分、職員が少なくなった分に関しては、子供と一緒にあれば、お仕事ができるのであればって言われる方を鳥栖いづみ園としては、3名ほどよろしければお子さんも一緒に受け入れいたしますので、お仕事をしてくださいという形で、できるだけ保育士の数をふやすようには努力しております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今、言われたところで、個人的に重要だと思うのは、やっぱり市内での保育士の分母っていうのは、そんな無茶苦茶に増減していくことじゃなくて、そこには、公立私立関係ない部分があって、今言われたように異動とか、条件によっては必要なのに、もうどんどん向こうに行ってしまうところあるので、そこがわかっていれば、うまくどうやっていこうかっていう検討とか、知恵を絞ることができるので。

また令和元年度とか2年度から、そういうところをまた考えるようにしていけば、少しは変わるかなと思ったので、お聞きしました。

もう終わるんですけど、最後に、さっき、流用した部分の1,000円、教えてくださいって最初に言っておったんですが、そこを教えてもらって、もう僕は質問を終わります。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

144ページの給料の流用の1,000円のお話でございますが、この流用先っていうのが、1項・

1目というふうを書いてありまして、126ページの下から2つ目の給料のところを見ていただきますと、2項・2目・給料から流用1,000円というふうになっております。

それで、1項、1目のほうで給料が1,000円足りなかったので、「ああ、そういうことですか」と呼ぶ者あり）144ページの2項、2目のところから1,000円持ってきましたという話でございます。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後3時53分休憩



午後3時54分開会

中川原豊志委員長

再開します。

ほかにございますか。

成富牧男委員

まとめてまた聞きます。

142ページ、報酬のところ、家庭児童相談員報酬と婦人相談員報酬とありますけど、環境対策課と皆さんがたのフロアの、あそこにおられる人達やろうと思いますけど、具体的にどういう人たちがあそこにおられるのか。

次の報償費の謝金もそれと関係があるならば。

そして、この謝金については、あんまり金額的には大きくないですよ。18万1,800円だから。これ、どういう仕事をどういう時間で、1日何時間とか、1週間……、そこのところを教えてください。

そして、どういう仕事かももう一度。説明あっていたと思うんですけど、それが1つ。

それと、144ページ、母子寡婦福祉連合会補助金っていうのがありますよね。これは、連合会ちゅう名前がついとる、鳥栖市にはあるんですか、この母子寡婦福祉会ちゅうのは。

そういうことと、構成員は何人ぐらいおられるのか、鳥栖市に組織があれば。

それで、その中に若い世代が入ってあるのかどうか。

一方では、いわゆる今、母子家庭とかシングルマザーとか多い中で、こういう、それこそ

老舗の組織にどういうふうにも……、ちゃんとされてあるかなあと。使いようによっては、非常にいいんじゃないかと。

子育ての大先輩とかいっぱいいらっしゃる——私のイメージで勝手に言っていますけどね、そういう意味で。

とりあえず、その2つについてお尋ねいたします。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

まず141ページ、142ページの児童福祉総務費の節1報酬でございますが、家庭児童相談員が2名、それから、婦人相談員が1名。この方たちは、こども育成課の一番西側の島にいらっしゃる6名のうちの3名。いずれも嘱託職員でございます。

それから、賃金については、母子自立支援員さんが1名、それと、子育て支援総合コーディネーターが1名、いずれも嘱託職員でございます。

それと、次の報償費については、まず、児童扶養手当障害認定医の謝金が、平成30年度については、藤戸医院のほうにお願いしております、それが謝金として1万3,600円。

内容については、児童扶養手当の受給資格認定の際に、身体障害者の場合、障害者手帳等により障害の程度を判断可能でございますけれども、精神、並びに内部障害の場合の判定をこの嘱託医のほうに依頼するものでございます。

次に、子育て支援関連機関研修会の講師謝金、これが2万円でございます。平成30年度については、若楠児童発達支援センター長の橋本先生のほうに講演を依頼しております。

次に、子ども・子育て会議の委員の謝金でございますが、これが日額5,700円の16人分でございます。

次に、要保護児童育成支援対策協議会の委員の謝金が5,700円の10人分でございます。

要保護児童の対策協議会の委員さんについては、報償金と謝金については10名分ですけれども、委員としては20名、官公庁、公務員関係の方もいらっしゃいますので、委員としては20名の方で協議会は構成されております。

報償費については、以上です。

次の143ページ、144ページの母子寡婦福祉連合会の補助金でございますが、鳥栖市に母子寡婦福祉連合会の鳥栖市支部がございます。

構成員については、申しわけございませんが把握しておりません。（「把握しておいてください」と呼ぶ者あり）ただし、近年、その会員さんが年々減少されているということはお聞きしております。

理由は、やはりそもそも連合会の組織されたっていうのが、戦後からと。

いわゆる、戦争で亡くなられた方の奥様あたりが中心となって組織されたというようなこ

とをお聞きしております。

それで最近、ひとり親っていうのが非常にふえてはきておるんですが、なかなかこの会に、若い方が入会されないというような事情はあるというふうにお聞きしております。

それで、若い人は、ほぼいらっしゃらないというふうにお聞きしております。

以上です。

成富牧男委員

報酬とか賃金、ありがとうございました。

あとの分ですけど、そういう経緯ででき上がったものだから、1つは、高齢化もあるよね。

それで、やっぱりこの母子寡婦福祉会っていう名前が、何となく、それこそ愛称とか何かつけたらいいかもしれんけどね。

いずれにしろ、せつかくあって、8万円とはいえ補助金を出しているわけだから、ちょっと、構成員はわかりませんじゃなくて、使い道はなかるうか——使い道っていうのは、変な意味じゃないですよ——これを生かす方法はないだろうかということ、ぜひ、どんどん若い方、シングルマザーとかふえているわけだから。

ひょっとしたら、もう別の形で、そういう若い人たちのニーズを満たすような組織がもうあるともしれんけど。

そういうのも含めて、せつかくあるわけやけんが、ぜひ、まずは把握をするところから始めていただきたいんですが、応答、お願いします。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

成富委員のほうから御指摘がありましたように、今後につきましては、聞くところによりますと、いろんな研修会等も補助金を使って研修会等もされているというふうなことを総会あたりでお聞きをしているところでございます。

それで、この会の課題といたしましても、先ほど申し上げましたように、若い方々に入会、あるいは事業に参加していただけるようになるのかというのが一つの課題であるというふうにお伺いしております。

私どもといたしましても、何らかその事業のお手伝いできる部分については、お手伝いできればというふう考えております。

以上です。

成富牧男委員

終わります。

牧瀬昭子委員

同じ箇所、家庭児童相談員報酬の部分と婦人相談員報酬で、内容が具体的になって、す

ごくわかりやすかったです、ありがとうございます。

この方たちの活動内容をお伺いすると、より多くの方に相談してもいいよっていうことを、ぜひ、伝えていただきたいなと思うんですけども、それをどのようにして情報発信をされているのかということ。

それから、その中で、どんな相談が多いのか、その相談をどんなふうに、連携等をされているのかっていうのを伺いたいのですが。

林康司 子育て支援係長

まず、家庭児童相談員さんは、うちの場合ですと、幼稚園、保育所、小中学校、スクールソーシャルワーカーさんとか、多くは児童相談所と連携して、相談があった分につきましては、随時訪問して対応をしているところです。

あと、婦人相談員につきましては、基本1人ですので、あとはうちの正職の担当と、いろいろ協議しながら、また、婦人相談員さんの中でもそのひとり親の方の家庭とか、また、そういうところとの連携もありますので、そこで一緒に話を聞いて対応しているという現状でございます。

牧瀬昭子 委員

ひとり親家庭の方からの声で、中学校の給食費の問題ですとか、医療費の現物支給のことですとか、あと、母子家庭自立支援事業費、月10万円で9名の方が支給を今回されたということなんですが、このことについての情報発信ですとか、そのあたりがちょっとわかりにくかったというような声も、個別にお伺いしていますので、そのあたりが制度的な問題があると思うので、それをどうやって横の課につないでいくのか。

それをよりよくしていく方法っていうのを考えてもらうために、情報として提供されているのかどうかっていうのを教えてください。

林康司 子育て支援係長

主には、ひとり親の児童扶養手当の現況届等の受け付けをしている際に、いろんな制度をお示ししておりますし、そのときに、また就労相談もあわせて行っているところでございます。

牧瀬昭子 委員

すいません、就労のことで、あわせてお伺いしたいんですけども、144ページの母子家庭自立支援事業費の分なんですけど、これは、女性も男性も、母子も父子も大丈夫だということによろしいんですね。

それで、男女比っていうのを教えていただけますか。

林康司 子育て支援係長

現在、補助を受けられている方は、全員女性です。

牧瀬昭子委員

父子の方にも、その情報ってというのは、伝わっているのでしょうか。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

実際、使われていないので、きちんと届いてるかどうかというのは、把握ができないところではありますけれども、申請に来られた方には、お知らせはしているっていうところではあります。

基本、勤めている方が多いっていう状況でもあると思いますので、その自立支援事業は、お使いになっている方が今後、出てくれば、当然対応していく話になりますけれども。現時点では、相談はあっていないというところでございます。

牧瀬昭子委員

情報発信していただいているということで、ありがとうございます。

ちょっと個別に聞いた件では、男性の、父子の方で、子供さんの病気とかが続いて、リストラというか、もう仕事をやめざるを得なかったということがあって、こういったことが使えるのかっていうのを知っておけば、もうちょっと自分の生活にも使えたのではないかとという声もあったりしたもので。

そういう方もおられるっていうことで、もう情報発信していただいているということだったのですけれども、ぜひ、引き続きよろしく願いいたします。

あわせて、児童扶養手当について引き続き質問させていただきたいんですけれども、鳥栖市が4万2,500円を1世帯、1人に支給されていると思うんですけれども、隣の久留米市さんでは4万2,910円。

それで、福岡県だからかなと思って調べてみたら、佐賀市は4万2,910円、同じ額で、これ多分、市が大きかったからかなと思ってみやき町さんを調べてみたら、4万2,910円だったのですけれども、4万2,500円になったその根拠とかがあればと思ったんですが。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

先ほど牧瀬委員がおっしゃったのは、平成31年度の金額だと思います。

こちらで示しているのは、平成30年度の金額ですので4万2,500円というふうにしております。（「ありがとうございます、失礼しました」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

ごめんなさい、ちょっと戻るっていうか、さっきのそれぞれの専門的な職員、家庭児童相談員とか婦人相談員。

これ、資格とか、何年間とか、そういうのは決めてあるんですか。

公募でやっておられるのか、何か別な基準でされているのか。

林康司 とも育成課長補佐兼子育て支援係長

今回、各相談員さん、2年目になりますけれども、公募で採用をしております。

家庭児童相談員は保育士の資格等、そういった資格をお願いしているところがございます。

(「任期はないんですか」と呼ぶ者あり) 任期は、基本5年……、「1年ごとの5年っちゅうやつ」と呼ぶ者あり) そうですね、1年ごとではあります。

成富牧男 委員

1年ごとの5年までっていうやつですね。

了解しました。

中川原豊志 委員長

ほか、よろしいですか。

[発言する者なし]

では、児童福祉関係のところについては終わります。

続いて、147ページ、148ページの生活保護費、並びに衛生費の保健衛生費も含めてお願いします。

151ページから157ページの前半ですね。

成富牧男 委員

どっちかっちゅうたら、お尋ねなんですけど、民生費の149ページ、150ページの扶助費ですね、生活扶助から、ずっと並んでいますけど、私が知っている方から話があったのが、実際生活保護を受けている方で、このごろまで八万幾らもらいよったと、ところが、何か2万円減って6万円ちょっとになってしまったと。

今まででも生活が大変なのに、どうもならんとでしようねっていうお話を聞いたんですよ。

だから、絶対額だけ見れば、確かに8万円で生活しよった人が6万円になるっていうのは、国の制度でそうなったんだろうとは思いますが、なかなかやっぱり大変だと思うんですね。

ですから、そういう人に対して、何かほかに道はないのかとか、こういう方法があるのかとか、相談に来れば、相談には乗るよとか、そこら辺があれば。

ちょっとこれは事前に、糖尿のひどい方で、事前に久保さんにはその話はしていますので、そういう場合に、何もわからんで悶々としてあるわけですね、相談するところがなくて。

せっかく、生活保護を受けているんだから、ケースワーカーに相談すればいいのに、それも、ああ、そうたいねっていう感じなんですよ。

それがわからんで、例えば、議員のほうに来るとかありますので。

そこんところを含めて、ケースワーカーさんにも徹底してもらい意味も含めて、ちょっと一言。

久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

生活保護費については、今回、相談があった方ということで、通常の生活扶助、単身であれば6万3,000円ぐらいから6万9,000円ぐらい、生活扶助だけであれば、そういった金額であるんですが、それに障害とか、身体障害者の手帳で1級、2級が重度で、その他の障害で、身体で3級。

それで、精神福祉手帳で1級が重度、それで、2級がその他の障害というところで、障害年金の1級を持っていらっしゃれば重度、障害年金の2級を持っていらっしゃれば、その他の障害ということで、重度であれば、2万2,630円、生活費にそれだけ体の管理なり、生活上必要になってくる経費があるということで認められていますし、その他の障害であれば、1万5,090円、新たに生活費として加算があるような形になっております。

実際、その障害の手帳の関係で重度であった方が一定期間の手帳の有効期限といいますか、次の認定期間ってというのがございまして、その際に、やはり病状というか障害の程度が改善していて、障害の4級まで落ちてしまったと。

3級までだったら、1万5,090円で、まだ影響は少なかったんでしょうけれども、障害の程度が軽くなって、喜ぶべきか、生活費が少なくなって、ちょっと大変な状況ということで。

実際、そういった形で通知をお出しして、また、ケースワーカーともお話をし、ただ実際、自分がそういうことで生活費が落ちてしまうと、今後のことも困ったような状況とかがありまして、なかなか納得もいただけない場合もあつたりはします。

実際、生活状況も、糖尿病とか、介護のほうもあるような状況ではありますので、そういった介護の支援とかは今後も継続してできるわけですがけれども、居宅での生活自体が、高齢でそういった障害とか糖尿病とかをお持ちで、日常の食事関係とかそういったもの、買い物に至っても、いろいろ不自由があつたり、やりくりが難しかったりとかいうようなことがございます。

そういったとき、居宅が難しければ、その方の身体の状態が軽費老人ホームとか、もしくは、ほんの少し支援が必要、要支援1とか2ぐらいであれば、養護老人ホーム。

もっと介護度が高い方は、有料老人ホームとか特別養護老人ホームという形で、その方の状態に応じて、そういった提案とかをさせていただくわけなんですけど、やはりどうしても、今まで住み慣れてきたところの家がよかつたりとかいうこともあつたりして、なかなか提案をそのまま受けてという新たな生活上、支障を来たさないようなところへの入所っていうことも進まない場合もあるわけなんですけど。

できるだけそういった形で本人さんの状態に応じた施設なり、居宅でのヘルパーのそういった介護サービスをもっと充実することでどうにかできるのであれば、そういった形でサービスを充実させたりという形で対応はしているところでございます。

しかし、実際、その生活費の加算の補填というのが、制度上はございませんので、そこがちょっとどうしようもないところではございます。

そういった生活環境を変えたりとか、介護のサービスの利用を変えることでどうにかなるのであれば、提案は、高齢者福祉係も相談しながら、一緒にできる提案をしているところではございます。

以上でございます。

成富牧男委員

非常にわかりやすい、御丁寧な御説明ありがとうございます。

ただ、さっきケースワーカーさんに言えばよかろうって言ったばってんが、結構、皆さん忙しいんですよ、今、幾らかわからんけど、80を超えて100件近く持ってあるんじゃないかなとも――絶対数ば言ったけど、かなり、1人当たりの持っている件数が多いんで、なかなかそこまで行き渡らないかもしれませんので、しっかり皆さんにはアンテナを張っていただくように、よろしく願いしておきます。

以上です。

古賀和仁委員

予防接種委託料、156ページ。

主要施策成果説明書の中の43ページですね。

この中で、15種類の予防接種ということでされているんですが、この中で、無料の部分と有料の部分とあると思うんですけど、どういうふうになっているのか、金額的に有料の場合どのぐらいなのか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

主要施策の成果の43ページの3効果のところの表の下から2つ、インフルエンザと高齢者肺炎球菌、そもそも予防接種がA類とB類に区分されておりまして、上からこの子宮頸がんまでがA類、それから、インフルエンザと高齢者肺炎球菌はB類に区分をされております。

それで、一応A類につきましては、自己負担はなし、無料で行っております。

それで、インフルエンザにつきましては、1回1,000円の自己負担をいただいております、高齢者肺炎球菌につきましては、3,500円の自己負担をいただいております。

以上です。

古賀和仁委員

インフルエンザは、1,000円の負担で毎年できるということで。

肺炎球菌についてお尋ねしたいんですが、これは、効果が5年間ということで5年に一度、これ65歳でやらなかった場合は、聞くところによると5年間はできないとかっていうお話でしたが、これは、66歳になっても67歳になってもできるのかどうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

高齢者の肺炎球菌は、65歳がそもそも対象者になっておりまして、国が経過措置として65歳以上の方の5歳刻みに実施を行っているわけです。

だから、例えば、ことし65歳でできなかった方は、70歳ですることになるんですけども、一応、令和元年度からの5年間の経過措置になっていますので、ことし受けられなかった人は、ちょっともう、今の国の決まりでは、70歳のときは対象から外れると。

一応、その前も5年間、経過措置がありましたので、10年間の経過措置はあるわけですから、一番少ない方で2回はチャンスがあったわけでございます。

以上です。

古賀和仁委員

本来ならば、この肺炎球菌の予防接種をやっていると、肺炎にかかりにくいということで国も勧めているんですけども、65歳だけしか実際はできないと。

それ以外は、自己負担であればできますよ、当然。

できるんですけど、その辺の考え方、できれば、65歳過ぎたら、1回限りであっても補助ができるような制度というのは、これは、あくまで国の補助ということでございますので、市独自としてはできるかできないか、お尋ねしたい。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

高齢者肺炎球菌が定期予防接種に入ってくる前は、市独自で補助事業として高齢者の肺炎球菌予防接種を実施しておりまして、そのときは、65歳以上の方であれば、どなたでも受けることができるっていう制度でございました。

それで、定期予防接種に入ってから、65歳以上の5歳刻みっていうふうに決められたわけなんですけれども、少なくともチャンスは何回かあるということですので、そのときに受けていただければと考えておりまして、この決まった対象年齢以外の補助をするっていうことは、今のところは考えておりません。

ただ、周知をすることがとても大切だと思っておりますので、今年度からは、65歳の方には漏れなくお知らせのチラシを送付しておりますので、それで受診をしていただければ思っております。

古賀和仁委員

できるだけされるような形の情報提供をやっていただきたいと思います。

終わります。

牧瀬昭子委員

154ページをお願いします。

不妊治療費についてお尋ねをしたいんですけども、受給者の数が毎年ふえているのかなと思うんですけども、今後の見込みや傾向などがあれば教えていただきたいと思います。

受けるに当たっても、どういうふうにして受けたいのかとか、ケアをする方がというふうにして指導をされているのかとか。

今後、不妊治療しようという方がふえる方向に行くには、どうしたらいいのかという鳥栖市なりのお考えがあれば、教えてください。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

不妊治療助成につきましては、議員おっしゃいましたとおりに、年々申請をする方がふえてきております。

一応、申請に当たりましては、医療機関は別にどこでもいいので、不妊治療をされている医療機関がもうほとんどの市町が助成を行っていますので、そこで助成の申請のお知らせをいただいております。

それで一応、県のほうと市のほうと情報の申請をしていただいております、これからも多分、この助成件数はふえてくるんじゃないかという予測はしております。

うちのほうには、不妊治療の専門の相談員はいないんですけども、県のほうで専門の相談員を配置して、そこで相談を行っておりますので、そういうところの御紹介ですとか、不妊治療費助成もずっといいわけじゃなくって、制限もありますし、また、県のほうでは年齢制限もありますので、そこら辺の情報は、必要に応じて申請者の方にお伝えしていきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

どうも、具体的にありがとうございます。

ぜひ、高齢になって御結婚される方とかもふえてきていますので、結婚されたときに、もうそういう情報が既にあるっていう状態にしていただいただけると、行く行くはとっておいた方々に対して、早くその情報を提供することができるんじゃないかなと思うので。

そういった冊子をつくるという、もしそういう御提案があれば、その中にぜひ盛り込んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかはいいですか。

〔発言する者なし〕

では、続けてまいります。

次に、文化芸術振興課とスポーツ振興課ですね。

239ページ、240ページからの文化振興費、並びにスポーツ振興課のところ、251ページの真ん中まで、続けてお願いいたします。

牧瀬昭子委員

242ページのピアノコンクール委託料についてなんですけれども、昨年、素晴らしいコンクールだなあとあって、見せていただいたんですけれども、内容もすごく高レベルの方たちが集まられるという、ピアノの専門家の方に言わせると、こんなに素晴らしい事業はないよということでおっしゃられていまして。

それで、そんなに素晴らしいんですねって、だけど、来る人が少なくて、何でこんなに素晴らしいものが周知できていないんだろうかっていうことを強く要望してあったので。

そのあたり、今後の……、去年はとてもふえているのではないかなあと思ったんですけれども、来年度に向けて、ふやしていつていただきたいなと思いながら、そのあたりのお考えなどを教えていただきたいなと思います。

山津和也文化芸術振興課長

ピアノコンクールの入場者につきましては、参加者が小さいというか、小学生とか中学生であると、大人の保護者の方が一緒にお見えになって、結構たくさんの方が入っていらっしゃるんですけれども、大人の方になると、どうしても、その方だけが演奏をするというような形になって、見に来られる方が少ないというような状況になっておりますので、PRや広報につきましては、市報に掲載したり、あとはチラシの全世帯配布などを行って、PR活動を充実させたいと考えております。

牧瀬昭子委員

どうもありがとうございます。

PR活動をぜひ進めていただきたいなと思うんですけど、最近フェイスブックなどで鳥栖市の企画、イベントの情報案内とかっていうことで、行政の方々のよくされている姿をお見かけするんですけど、その中で、少しだけでもこういう素晴らしい演奏が行われているよっていうのを、ちょっと映像として挟んでいただいたりとかすると、すごいと思われるのではないかなと思うので。

そういう動画とかの配信も使って、せっかく音楽ですので、良さを伝えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

山津和也文化芸術振興課長

SNSでの情報発信につきましては、非常に効果があるものだというふうには考えておりました、今のところ動画っていうものを撮っておりませんので、ちょっとそういう情報元っていうのがありませんが、今後、牧瀬議員の御提案で、そのように動画の配信のほうも効果的であるということであれば、考えていきたいと考えております。（「効果的であるので」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

すいません、ちょっとまた同じところですけど、ページで言うと、242ページの備考欄、先ほどのピアノコンクール委託料。

これは、私、前からずっと言い続けているんですけど、まず、確認ですよ、ピアノコンクール委託料の委託先。

それから、これについては、実際演奏する人、コンクールに出る人の参加費とか、そういうのは取っておられるのでしょうか。

今、2つ聞いたかな。主催者と、参加料とか取ってあるのか。

山津和也文化芸術振興課長

フッペルピアノの委託先につきましては、実行委員会をつくっておりますので、そちらのほうで委託先となっております。

それと、参加料につきましては、やはり参加料を取っております。

以上です。

成富牧男委員

参加料取っておられるけど、どこを探しても、歳入が見当たらないわけですね、収入が、チケット代か参加費か知らんけど。これは、もう途中からでもできんことはないですよ。

私がいつも言っている、先ほど説明の中でも、文化事業委託料については、何年越しかいな、5年、6年越しに直ったようですけど、ピアノコンクールについても、改めますみたいに言われたんですけど、まだそのままになっているみたいですよ。

私が言いたいのは、いわゆる大原則、予算総計主義によれば、全ての収入は歳入、全ての支出は歳出に上げなさいと。いわゆる相殺したらいかんですよっていうのがありますよね。

これ、結局相殺しているわけでしょう。

そうじゃないと、結局、実行委員会がお金を懐に入れたのかっちゅう話になるやないですか。

実際は、お金を取りよるというのに、それが全然出てきていないということになれば、そうなりますよね。

だから、これについては、もう今やってしまっていますので、ぜひ、もう確約をしていた
だきたいんですよね、いつまでも現状のままではなくて、来年度からは改めるっていうふう
に確約していただきたいんですが。

詫間聡健康福祉みらい部長

フッペルピアノコンクールの委託料に関してですけれども、今、成富委員から御指摘あり
ましたとおり、この部分につきましては、総計予算主義に違反していると私も認識をいたし
ております。この部分、是正すべきは是正しないといけないと思っております。

ちなみに私も実行委員会の委員の1人でございますので、適正に対応していきたいと思っ
ております。

以上でございます。（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

よろしくをお願いします。

まあ、補助金ならまだわからんでもないってことかな。

成富牧男委員

それから、鳥栖対馬文化交流事業補助金、これは、いわゆるキッズミュージカルの面々が
向こうで公演を始め、交流されたというふうに理解しておりますけど、これ、大分実際のミ
ュージカルの事務局などからは、厳しい厳しいと、この予算では厳しいっちゃうことも大分
上がってたんですけど。

結果、どうだったんですか、つつがなく終わったんですか。ちょっと聞いたかかったん
で。

山津和也文化芸術振興課長

キッズミュージカルのほうから決算書のほうを出していただいておりますけれども、キッ
ズの本体の会計のほうから、若干不足をして、9万7,561円不足したということで、決算上出
してありますけれども、これ、何が原因かといいますと、大道具を新たにつくられまして、
予算が40万円だったところを72万2,680円と大幅に大道具のほうに使われております。

この大道具につきましては、鳥栖公演でも当然、使われておりますので、対馬公演のこの
補助金に関しては、適切なものであったというふうに考えております。

成富牧男委員

そういう不平不満はあんまり……、その後は、やってよかったというふうな感想だったと
いうことでいいですね。

ちょっと、ついでにあと1つだけ。

さっきのピアノコンクールと同じところ、委託料の一番上の市民文化会館管理業務等委託

料。これは、舞台とか、舞台照明とか、ああいうやつが全部入った委託料ですか。

山津和也文化芸術振興課長

舞台、舞台照明、音響、3つとも一緒に入っているものでございます。

成富牧男委員

それで、これもしばらく言ってなかったんですけど、要は今言われた、舞台、照明、音響、3つの委託については、契約は、どういうふうにやっておられるのか。

随契なのか、入札なのか。

まあ随契だと思いますが、随契だったら、何号を適用されているのか。

山津和也文化芸術振興課長

契約につきましては、随意契約で行っております。

そして、随契の理由といたしましては、2号随契となっております。

以上です。

成富牧男委員

2号随契って何ですかね。

山津和也文化芸術振興課長

2号随契ですけれども、その性質又は目的が競争入札に適しないときになっております。

以上です。

成富牧男委員

私、それには当たらないと思うんですよね。性質、目的が、要は競争入札に適さないということでしょう。

私は、そうではないと思っているので、随契するにしても、もうちょっと別の理由を、ずっと1号から何号も、ありますよね。

だから、もし、今のような理由を言われたら、何で適さないんですかっていうふうに聞かざるを得ないわけですね。

決して今の業者さんがまずいとか、けしからんとかいうつもりで言っているわけやないんですけど、やはり新しい業者さんが参入できませんよね、今のような理由であれば。

ある意味、楽であって、安心して任せられるというのはわかります、発注する側として。それはわかりますけれども、やはり、さっきの話じゃないですけど、老舗がおって、新興勢力とかもあるわけですから、そういう人たちも同じ土俵で競争できるような、やっぱりそこから辺は一つ、その結果、随意契約だというのはわかりますけれども、安易に随意契約っていう形に陥らないように、申し上げております。

何かあったら、一言。

中川原豊志委員長

ありますか。（「なかなかよかです」と呼ぶ者あり）
よかですか。

樋口伸一郎委員

すいません、同じところで。

市民文化会館の管理業務等委託料のところなんですけど、さっき、照明っていうか、機械のことを言われたんですけど、ほかに管理業務っていうくくりで言ったら、どのようなことが……、もう少し細かくっていうか、少しだけでいいです、きめ細かくじゃなくていいので、少し足してもらっていいですか。

山津和也文化芸術振興課長

管理業務につきましては、舞台運営業務のほかに、清掃業務、それから、あとは、空調保守、衛生、消防、建築等の保守業務、あとは、電気設備等保守業務、舞台つり物装置等保守点検業務等がございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

それで、委託料の決算額は3,549万978円っていうところの、大体のそこら辺の金額というのは、毎年かかっていっているんですか。

それとも、掃除とかそういうのは、もう継続的に必要なものっていうのはわかるんですけど、機械的な部分っていうのは、やっぱり何もせんでいい年って言ったら極端ですけど、現状維持を努める時期と、何かが必要なときとあると思うんですけど、大体このくらいの金額で、ずっと同じような委託をやっているっていうところでいいですか。そこをちょっと教えていただけたら。

山津和也文化芸術振興課長

委託している業務につきましては、単発的な業務はございませんので、大体、毎年このような金額になっております。

樋口伸一郎委員

これ、質問じゃないんですけど、要望になるんですかね。

さっき、成富委員もおっしゃったように、これがマンネリ化っていう言い方はちょっと極端ですけど、もうただ、このくらいの金額がかかっていって、ただ業務的にも最低限しとけばいいだろうというようにならんためにも、やっぱり業務的にも、契約方法についてもそうでしょうけど、中身についても、やっぱり、掃除もただ、ささってするのと、しっかりやっていくのとは違うと思うんで。

そういう業務的なところの中身も見てほしいなあと思っています。

ちょっと要望というか、そこでとどめとってもらいます。

それと、すいません、244ページにそのまま行ってもらって、定住・交流センターについて全般でお聞きしたいんですけど、結構1、2、4階に関することが備考欄にずらっと出てくるんですけど、工事関係について、改修工事費とかがもろもろあると思うんですけど、この年度に1、2、4階の空調関係の設備改修……、定住・交流センターにかかった改修費用というか、整備費用というか、その辺、全部で幾らになったんですかね。

別に書かれてあるんで、大体でもいいんで、どの程度かかっていますぐらいわかればありがたいんですけど。

改修費用です。

中川原豊志委員長

改修費用、6,300万円じゃなかと。

樋口伸一郎委員

いや、そこに委託料とかいろいろ入ってくるんで。

改修工事にかかった分っていうことで。

ここを探して、足していくしかないのか。

中川原豊志委員長

工事費と設計委託料ば足せばよかつちなかと。

樋口伸一郎委員

探して足してくださいと言われれば、わかりましたけど。

わかればと思って。

山津和也文化芸術振興課長

改修費につきましては、まず修繕料が329万3,704円。

それに、工事費が7,270万5,600円。

それに、設計委託料が設計委託料が200万円ほど入っておりますので、合計して8,000万円ほどだと思えます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

その約8,000万円の中には、大体定住・交流センターの工事関係といえますか、それに当たる部分は全部足したところで見えていいんですかね。例えば、6階屋根防水とかのも改修工事になつとるんですけど。

関連の改修工事にかかる費用が大体8,000万円がいいですか。約です、約。

山津和也文化芸術振興課長

6階の屋根の防水改修工事費につきましては、1階、2階、4階の大型空調設備等を改修したときに4階の空調設備が屋上にありましたので、それを撤去したときにかかった防水費用になっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

質問したのが、この改修工事関係って言うたらいかんですけど、その分っていうのは、今回、ある程度きっちり改修をすれば、ずっとかかっているかないので、今年度からその分の改修関係っていうのは、もうなくなっていくものとして考えとっていいですよっていうのを聞きたくて。

山津和也文化芸術振興課長

申しわけございません。

今回の工事費等につきましては、今回1回だけの改修工事費となっております。

以上です。（「以降はもうないですねっていう」と呼ぶ者あり）

今回上げている分につきましては、以降はありません。（「オーケーです」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

ちょっとさっきのに関連しますけど、舞台とか照明、音響の。

これ、サンメッセのほうも同じ業者なんですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）同じ業者ですね。

そうすると、例えば、さっき何か一言ちゅうたけど、ありませんでしたが、試みに片一方だけでもやってみるとか、そういうのもあるのかなと思います。

それは、もう答えは要りませんので、質問は、今、はたと質問聞いて思ったんですが、ほかにビル管理的には、いろいろな業務がありますよね。その業務は、随意契約ですか、それとも入札ですか。

定住・交流センターのビル管理みたいに、いろんな、舞台とか。

中川原豊志委員長

だから、担当課には、もう定住・交流センターを聞いたほうがいいでしょう。

成富牧男委員

とりあえず、定住・交流センターを。

定住・交流センターの管理業務委託。

山津和也文化芸術振興課長

清掃業務及び中央監視設備保守管理業務、それから、消防設備保守管理業務、環境衛生管

理業務及び給水設備保守点検業務につきましては、指名競争入札で行っております。

成富牧男委員

そういうふうにやっておられるところもあると。

そして、監視盤とかみたいなものは、全部、直っちゅうか、自分たちでやっておられると
いうことでいいんですか。監視盤とかないのかな。

山津和也文化芸術振興課長

監視カメラの中央監視設備保守管理業務につきましては、「操作」と呼ぶ者あり）ごめん
なさい、操作につきましては、自分たちで行っております。

成富牧男委員

わかりました。

それで、最後に私、何回も言っています、これをちょっと確認して。

さっき大規模改修の話が出ましたけれども、文化会館のほうは、もう大規模改修工事は終
わったんでしょうか。引き続き、まだ進行中ですか。

山津和也文化芸術振興課長

文化会館の大規模改修工事につきましては、令和4年度を予定しております。

成富牧男委員

そうでしたよね。

だから、まだ間に合うわけですけど、私が再三言っておりますように、研修室、2階、3
階へのアクセスच्छゅうとかな、上るのが階段しかないんですね、あそこは。

だから、同じことを言いますが、合唱団、高齢の方が入ってあるんですけど、あそこを
もう上りきらんごとなったら、合唱団とお別れしてあるわけですね。こういうことはあり得
ないと思うんですよ。

だから、差別解消法もできた中で、鳥栖市は、特に今度、子供の云々もできたんですけど、
やはり途中で諦めんで、泣く泣く合唱団を退団せんでいいように——わかりやすく合唱団の
ことを言っているんですけど、普通の皆さん方が楽器を持って3階まで上がるっていうのも
大変だと思うんですよね、林さんからちょっと話を聞きましたけど。楽器を3階まで持って
行くのは大変と、階段ば上って。

これはもうそろそろ、同じことを繰り返しますけれども、麓のまちセン、あそこも最初は
いっちょ蹴りしてましたよね、市長は。

それは、人の力で、人が協力してすりゃよかろうもんって。

あそこ、3階までどぎゃんやって行くですか。

ぜひ、これについては、真剣に考えていただきたいと思います、まだ間に合いそうなんです。

真剣に考えていただきたいというところで、いかがでしょうか。それだけは答えをいただきます。

山津和也文化芸術振興課長

市民文化会館につきましては、議員御承知のとおり、建設されて37年が経過しておりますが、身障者の方や、高齢者の方には対応できていない建物になっていることは十分に承知しております。

それで、先ほど議員が言われたように、いろんな障害者差別解消法などの法律が施行されて、私どもといたしましても、実際、建設課の専門家の職員にも、例えば、エレベーターの設置も含めて聞いたところ、構造上の計算を一からやり直さなきゃいけないというようなことでした。

それで、構造計算をするにしても、かなりの金額がかかってくるということで、できるかどうか判断できないような状況だということを聞いております。

そこで、先日、エレベーターのかわりに、学校でも使われている車椅子が乗る昇降機が使えないだろうかということで、業者を呼んでデモをしようとしたんですけども、ドアの幅や階段の幅が狭く、昇降機が通らないということで、使用することができませんでした。

しかしながら、何らかの方法を今後も関係機関や業者とも協議を行いながら、何かいい方法はないか検討を進めていきたいと考えております。

成富牧男委員

ぜひ、よろしくをお願いします。

終わります。

樋口伸一郎委員

スポーツに関してお尋ねです。スポーツいきます、いいですか。

246ページからお願いします。

目1保健体育総務費の中の節1報酬、スポーツ推進員の報酬の内訳というか、300万3,900円のところの人数と、1人当たりのっていうところの内訳をまず教えてください。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

この決算額の303万円の分ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

1人当たり5,700円、1回の活動報酬を払っております。

全体で割り算するとわかるんですけども、527名分ということになって、スポーツ推進委員が48名いらっしゃいますので、1人当たりの平均が大体年に11回出ていただいたという計算になります。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

このスポーツ推進委員さんが属しとるところっていうか、普通で言ったら、例えば、民生委員とか民生、児童委員さんとか、民生委員協議会じゃないですけど、そこに属しておるような形でイメージできるんですけど、そのスポーツ推進員さんが属しているところっていうのは、体協さんとは関係ないんですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スポーツ推進員っていうのは、市が委嘱しているんですけども、それで、鳥栖市の場合には48名、各地区に8名ずつということで割り振りをさせてもらっております。

それで、市の協議会もつくっております、県の協議会、日本協議会っていうのもあります。

あくまでスポーツの指導とか助言とかを行う、市から委嘱するコーディネーターといいたいでしょうか、そういった方でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

地区の体協の推進員と兼ねているわけですね。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

これは多分、鳥栖地区の特徴だと思うんですけども、各地区から今8名委嘱をしておりますけれども、その8名の方がほぼ地区の体協の役員を兼ねられているというのが鳥栖市の特徴だと思います。

他の市町は、それは多分、ないと思います。

そこが鳥栖市なりのやり方となっております。

樋口伸一郎委員

大体、交通指導員さんとか、交通対策協議会とかも似たような感じで、ちょっと複雑なんですけど、ちょっと聞かせてもらったんですけど。

248ページに行ってもらって、基本的には別々というところで、今度は、そのページの節19なんですけど、負担金、補助及び交付金の備考欄の下から3番目に市体育協会補助金751万円とあるんですけど、この751万円は、何に使つとるっちゃうたらいかんですけど、もう少し、概要説明より詳しく教えてください。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

市の体育協会に関しましては、市内のスポーツ団体を総括する団体で、27競技団体が加盟しております。

その加盟競技団体に対し、例えば、野球、ソフトボールとかありますけれども、それぞれの加盟団体に対して運営補助金というのを支出しております。その費用が約230万円ですね。

あと、嘱託職員が1名いらっしゃいますから、その関係で、賃金、もろもろで約200万円ちょっとあります。

事務局費ということで、またそれ以外にもあって、あと、そのほかに県民体育大会が毎年、県内市町で行われておりますけれども、そこに派遣するための、いい成績を残していただくために強化費っていうのを組んでおります。

それとあと、種目協会代表者の方との会議とか、そういった関係の費用として補助金をこの金額を交付しております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、今、県民体育大会とか名前が出てきたんですけど、またそれも委託料の上のほうには、県民体育大会、強化っていうところじゃないんですけど、出場委託料200万円、市民体育大会委託料120万円とかあるんですけど、それは全く別のものっていう考えでいいんですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

委託料の県民体育大会出場委託料というのは、県民体育大会に出場選手が決まった後に、バスで行っていただくとか、自家用車で乗り合わせて行くとか、それに対して旅費等を支給したり、それに合わせて、当日の費用弁償という形で交付をしているところでございます。

市民体育大会は、すいません、これはまた別ですけども、3年に1回、多分皆さんも御承知かと思えますけど、町区運動会がありまして、3年に1回はない年がありますので、その年は、以前は市民大運動会というのをやっておりましたけど、それがなくなりましたので、市のほうで体育協会を主体的に、スポーツを体験するコーナーとか、紹介するコーナーを催しているという費用でございます。

樋口伸一郎委員

この委託先、お金の流れとしては委託料って書いてあるんですけど、県民大会出場委託料は、その出場者に流れていくイメージなのか、どこかを經由して通っていくイメージなのか、そのお金の流れは。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今、申し上げた2つの委託料については、体育協会に委託をしております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、この体育協会そのものというのは、実質何名ぐらいの、さっき嘱託さんが1

人おられるというところなんですけど、実際運営を、年間通してされているのは、実数、どのくらいの人数で。

1人じゃ無理でしょうから。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

嘱託職員1名とスポーツ振興課長、係長が、事務局長、事務局次長を兼ねております。あと、職員が1人補助で携わっております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

じゃあ、ちょっと話ば変えましょうか。

そこばかり、ちょっと深入りしよるけん、すいません、ありがとうございます。

そうしたら、枠は同じなんですけど、節19、247ページの。

今度はその体協の下のスポーツ大会への出場費補助金というのがあるじゃないですか。これは、出場に対する補助金で、何度か聞いたことがあるんですけど、この決算の中身っていうのは、どのようになっているのでしょうか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

先ほども御説明いたしましたけれども、平成30年度、12の全国大会、九州大会に出場いただいております。

そのうち一番多いのが空手道、41万円――約で申し上げます。卓球10万円、バドミントン7万円、サッカーが3万3,000円、ソフトテニス3万4,000円、水泳が2万2,000円、ソフトバレーボールが10万7,000円、あと、最後、ボクシング2万1,000円という形になっております。

基本的には、出場費の補助ですけれども、旅費の半分、交通費の半分を支給するというところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

終わります。

成富牧男委員

251ページ、委託料の施設管理等委託料、この5,800万円ちゅうのは、北部グラウンドも含んだ分ですか。

北部グラウンドはまた別。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

施設管理等委託料につきましては、先ほど御説明しておりますけれども、北部グラウンドも入っております。

成富牧男委員

せっかくすいません、先ほど説明いただいたのに。ごめんなさい。それで、それじゃ確認しとかんとの外れな答えになるもんやから、いつもこのごろ単年で出ますけど、今回も尋ねたいんですよ。

すいません、先ほど説明いただいたのにごめんなさいね。確認しとかんとの外れな答えになるもんやから。

いつもこのごろ尋ねてますけど、今回も尋ねたいんですが、施設のほうの歳入、歳入のほうは54ページの教育使用料の中の保健体育使用料の体育施設使用料の中に入っているわけですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、前もお尋ねしたことがあるんですけど、サガン鳥栖以外にどれぐらいの団体なりが使ってあるのかっていうのがちょっと知りたいんですよ。

サガン鳥栖がどれぐらい、全体稼働日数のうち何日使ったのか。そこのところをちょっと教えていただきたいんですけど。

中川原豊志委員長

北部グラウンドですね。

成富牧男委員

北部グラウンドに関してだけです。

そして、ついでにどういう目的で使われたのかも。

学校とか、弥生が丘地区とか使ってあるみたいなんで、そこら辺の例でもいいですから。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

平成30年度は、10回貸し出しをしております。

平成29年度は、弥生が丘の地区の行事、イベントにお貸ししている実績があったんですが、平成30年度を見ますと、ございません。

主な貸出先としてはサッカー、サガンユースU18に5回貸しております。

それから、沖縄から来られたフットボールチームに1回、それから、クリスマスキッズサッカーフェスティバルということで、鳥栖市の主催で使っております。

あと、サッカー協会が1度大会で利用をされています。

平成30年度の実績に関しては、サッカー関係が多いという状況でございます。

成富牧男委員

10回程度はそれ以外でも使われているけれども、中身で見るとサッカーがほとんどですよ

ね。

だけど、平成29年度の実績で御紹介いただいたように、サッカー以外でも使えると、実績もあるし。

何か昔、えらい厳しく言われていたですもんね、いや、もうサッカー以外のごたるとは使えんとですよっち。

そういう意味では、非常にいいことだと思いますので、あとは、周知ですたいね、今度は。もう、あそこはサガン鳥栖のもんって思っている人が多いですよ、本当に。

そうじゃないって、ひさしを貸して母屋ってならんと思うけれども、そこら辺、やっぱり支障のない範囲で考えんといかんのやないかと思きます。そうせんと、条例とか規則に抵触するということも考えられますので。

結構、拡大解釈してやっておられるようですけれども、きちっと、そこら辺も……、だから、一定の条件のもとに誰でも使えるんだよっていうのは、ぜひ広報なり、やっぱりあそこ、気持ちよかろうと思うんですね、子供たちが一緒になって、あそこで何かいろいろしたら。

それから、前も言いましたけど、それぞれの地域の広場がみたいところで子供たちがサッカー練習したりしていますよね。そういうことをもちよっと頭に入れていただいて、みなさんもどうぞ、使えるんですよっていうのを、ぜひPRしてもらいたいなと思きますが、いかがでしょうか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

PRしていきたいなと思きます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、健康福祉みらい部関係の質疑は終わります。

oooooooooooooooooooooooooooo

中川原豊志委員長

以上で、本日の日程を終了いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 5 時 11 分散会

令和元年10月 1 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市 民 環 境 部 長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	牛嶋 英彦
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐	
兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長	下川 有美
市 民 課 長	村山 一成
市 民 課 整 備 係 長	野中 潤二
市 民 課 市 民 係 長	栗山 英規
国 保 年 金 課 長	古賀 友子
国保年金課健康保険係長	田中 綾子
国保年金課長補佐兼年金保険係長	熊田 吉孝
市民環境部次長兼税務課長	三橋 和之
税務課長補佐兼管理収納係長	豊増 裕規
税務課長補佐兼市民税係長	榎 浩喜
税務課固定資産税係長	有馬 健次
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	高松 隆次
環境対策課環境対策推進係主査	北 三希子
環境対策課環境対策推進係主任	川原 太郎
環境対策課環境対策推進係主任	藤木 太祐

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

市民環境部関係議案審査

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第26号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第27号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

[説明、質疑]

陳 情

陳 情第21号 次期ごみ処理施設予定地の変更を求める陳情書

[説明、質疑]

審査日程の変更

厚生常任委員会の委員派遣について

[採決]

6 傍聴者

1 人

7 その他

な し

事業として比較的高いものといたしましては、後期高齢者医療費の療養給付費負担金、後期高齢者医療特別会計繰入金鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金、塵芥収集運搬委託料、資源物分別コンテナ収集運搬委託料などとなっているところでございます。

次に、平成30年度国民健康保険特別会計につきましては、平成30年度から新たな制度として県単位化となりましたことから、歳入、歳出ともに平成29年度までと比較いたしますと、款、項、目が大きく変わっております。

歳入につきましては、総額78億4,782万8,012円となっております、主に国民健康保険税、県支出金、繰入金となっております。

歳出は総額76億4,698万4,020円でございます、主な歳出項目といたしましては、保険給付費、国民健康保険事業費納付金などがございます。

次に、平成30年度後期高齢者医療特別会計については、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料繰入金など、総額8億6,536万3,318円、歳出は、総額8億4,687万6,409円となっております、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものとなっております。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



市民環境部

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

中川原豊志委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

ただいま議題となりました議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定、市民環境部関係について、御説明させていただきます。

まず、歳入につきまして、説明させていただきます。

決算書の45、46ページをお願いいたします。

それでは、款1市税につきまして御説明いたします。

款1市税につきましては、収入済額130億2,267万3,194円で、平成29年度決算額と比較し、2億7,575万3,153円の増収となっております。

個別の税目について御説明をいたします。

まず、項1市民税、目1個人の節1現年課税分につきましては、収入済額は35億6,434万9,850円。

節2滞納繰越分の収入済額は4,097万7,744円となっております。

目2法人の節1現年課税分の収入済額は20億3,643万2,468円。

節2滞納繰越分の収入済額は192万8,631円となっております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、58億9,059万2,924円。

節2滞納繰越分の収入済額につきましては、3,380万2,015円となっております。

目2国有財産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国、県が所有している固定資産に対して交付される交付金で、収入済額1,598万2,400円となっております。

次に、項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分につきましては、1億8,824万8,408円。

節2滞納繰越分の収入済額347万3,737円となっております。

項4市たばこ税、目1市たばこ税につきましては、収入済額6億304万4,335円となっております。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分6億3,628万9,162円。

節2滞納繰越分収入済額365万1,220円となっております。

次に、項6入湯税、目1入湯税につきましては、収入済額390万300円となっております。

以上、現年課税分の収入済額は129億3,883万9,847円で、収納率は99.4%となっており、滞納繰越分の収入済額は8,383万3,347円で、収納率は23.9%となっております。

以上でございます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

次に、決算書51ページ、52ページをお願いいたします。

ページの中ほどでございますが、款14使用料及び手数料について御説明いたします。

まず、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料のうち、備考欄の3行目になりますが、まちづくり推進センター使用料等につきましては、各地区のまちづくり推進センタ

一の使用料収入でございます。

以上です。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

続きまして、目3衛生使用料、節2環境衛生使用料のうち、斎場使用料につきましては、平成30年度の斎場利用件数682件のうちの市外者37件分の使用料でございます。

以上です。

村山一成市民課長

53ページ、54ページをお願いいたします。

中ほどより下の段をごらんください。

項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明等手数料2万2,015件分が主なものでございます。

以上でございます。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

節2徴税手数料でございます。

徴税手数料につきましては、それぞれ督促手数料、納税、所得証明手数料、評価証明手数料でございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料1万5,098件分及び住民票証明手数料3万7,919件分が主なものでございます。

以上でございます。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

続きまして、55、56ページをお願いいたします。

目2衛生手数料のうち、節2環境衛生手数料につきましては、狂犬病予防注射の注射済票や、新規登録時の鑑札の交付手数料などがございます。

節3清掃手数料のうち、備考欄1行目のごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売実績による手数料でございます。

また、その下の廃棄物処理依頼手数料は、2トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集及び小動物死骸の一般持ち込みに係る処理手数料でございます。

以上です。

古賀友子国保年金課長

57、58ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金の
上から3項目めの高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、後期高齢者医療保
険制度の法改正に伴うシステム改修業務に対する国庫補助金でございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

少し飛びまして61ページ、62ページをお願いいたします。

中ほどでございます。

項3委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届
出等事務委託金につきましては、入国管理法上の在留資格を得て、国内に滞在する外国人の
住民異動等の事務に対する国からの委託金でございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては
は、国民年金の資格取得、喪失等に関する事務費交付金でございます。

なお、平成30年度の交付金には、平成30年度中に実施いたしました届出報告書の電子媒体
化や、本年4月から始まりました国民年金第1号被保険者の産前、産後期間の保険料免除な
どに係るシステム改修業務に対する経費も含まれております。

年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金につきましては、年金を含めまし
ても所得が低い方を対象に、年金生活者支給給付金制度が本年10月1日、本日から始まり
ますので、給付金を支給するためのシステム改修業務に対する経費が国から交付されたもの
でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金のうち、備
考欄の上から2項目、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては後期高齢者医療制
度における低所得者の保険料軽減分の4分の3を県が負担したものでございます。

以上でございます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、決算書63ページ、64ページをお願いいたします。

項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金のうち、備考欄3行目の消
費者行政推進事業費補助金につきましては、各市町の消費生活センターの機能強化など
に対し、県が助成するもので、市民協働推進課内に配置しております消費生活相談員2名
中1名分の人件費と研修費などが対象となっております。

以上です。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

続きまして、決算書65、66ページをお願いいたします。

目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金の不法投棄防止対策等支援事業費補助金は、不法投棄に関しまして、不法投棄物の撤去や監視事業、啓発事業に対する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。上限額が125万円となっております。

以上です。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

次に、69、70ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴税费委託金につきましては、市県民税納税義務者1人当たり3,000円を、県より受け入れた県民税徴収委託金及び県税分の過誤納金などの還付金でございます。

以上でございます。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

続きまして、決算書の71、72ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入のうち、廃棄物処理施設敷地につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約4,900平方メートルを有限会社鳥栖環境開発総合センターへ貸し付けている土地の賃料でございます。

次に、73、74ページをお願いいたします。

中ほどにございます款19繰入金、項1基金繰入金、目4地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、地域環境整備基金の一部について、地域環境整備のための事業の財源といたしまして、一般会計に繰り入れたものでございます。

以上です。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

同じく、款19繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金443万4,334円のうち、286万2,504円が徴税费として税務課に繰り入れられた額でございます。

続きまして、75、76ページをお願いいたします。

款21諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金、節1延滞金につきましては、納税遅延による延滞金でございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

このページの1番下から次のページへと続きますが、項4受託事業収入、目1受託事業収

入、次のページの節1 民生費受託収入のうち、備考欄の2 項目め、後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送などに係る経費を佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

以上でございます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、81ページ、82ページをお願いいたします。

目4 雑入、節4 雑入のうち、一番上でございますが、コミュニティー助成金のうち、230万円につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業として、田代外町コミュニティー活動の備品整備に要する経費に対し、助成を受けたものでございます。

まちづくり推進センター雑入につきましては、各地区のまちづくり推進センターにおける自動販売機や電話料、コピー機使用料などの収入でございます。

以上です。

村山一成市民課長

番号案内表示システム広告収入につきましては、市民ホールに設置しております広告つき番号案内システムの映像パネルで放映いたします有料広告に関する広告料収入でございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

備考欄民生雑入の中ほどになりますが、県高齢者医療広域連合雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1人分の人件費相当分及び後期高齢者のはり・きゅう助成事業に係る経費の一部を佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

以上でございます。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

続きまして、決算書83ページ、84ページをお願いいたします。

備考欄の中ほどになりますが、衛生雑入のうち、2つ目の指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋本体及び帯封の広告枠への掲載料でございます、1件20万円の4社分となっております。

鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、本市から同組合派遣しております職員1名分の人件費を受け入れたものでございます。

次の佐賀県東部環境施設組合雑入は、本市から同組合へ派遣しております職員3名分の人件費を受け入れたものでございます。

平成29年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、平成29年度分の

同組合負担金のうち、精算に伴い発生した返還金でございます。

平成29年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金につきましては、平成29年度分の同組合負担金のうち、精算に伴い発生した返還金でございます。

次期ごみ処理施設建設協力金につきましては、次期ごみ処理施設設置に伴う建設協力金で、佐賀県東部環境施設組合より支払われたものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出について御説明をいたします。

決算書の109ページ、110ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて御説明いたします。

節8報償費につきましては、弁護士等による法律相談の謝金、国際交流アドバイザー協力者への謝金、男女共同参画懇話会の委員の謝金のほか、消費生活トークショーなど、消費者啓発事業の講師謝金が主なものでございます。

続いて、節13委託料につきましては、鳥栖・ツァイツ子供交流事業通訳業務委託料、消費生活相談員による消費生活相談業務委託料及び男女共同参画啓発事業委託料でございます。

節18備品購入費のうち、図書等購入費につきましては、消費者教育に係る備品として、消費生活に関する書籍等の購入費でございます。

次の111ページ、112ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、市民活動センター補助金のほか、市民活動支援補助金、市内75町区に対する自治会活動費補助金、市内8地区のまちづくり推進協議会に対する補助金が主なものでございます。

続きまして、目11まちづくり推進センター費の主なものについて御説明いたします。

節7賃金につきましては、まちづくり推進センター職員34人の賃金でございます。

節8報償費につきましては、まちづくり推進センターが主催いたします一般教養講座や放課後子ども教室事業の講師謝金が主なものでございます。

節11需用費につきましては、各地区まちづくり推進センターの光熱水費や修繕料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、各地区まちづくり推進センターの施設管理運営委託料のほか、若葉まちづくり推進センター及び麓まちづくり推進センター空調設備改修工事実施設計委託料が主なものでございます。

続きまして、113ページ、114ページをお願いいたします。

節15工事請負費につきましては、若葉まちづくり推進センター及び麓まちづくり推進セン

ターの空調設備改修工事のほか、施設の営繕工事費でございます。

節18備品購入費につきましては、まちづくり推進センターの施設用備品購入費となっております。

節19負担金、補助及び交付金のコミュニティー事業補助金につきましては、歳入のほうで説明いたしましたように、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業を活用いたしまして、田代外町のコミュニティー活動に必要な机、椅子、音響設備、広報用掲示板などの整備に対して助成いたしましたものでございます。

また、公民館類似施設補助金につきましては、町区の公民館等の新築、改修などを対象に助成を行うものでございまして、平成30年度は、東町公民館の建てかえ及び虹が丘町公民館の改修に対し補助金を交付いたしました。

以上でございます。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

同じく113、114ページの下段になります。

項2徴税費、目1徴税総務費について御説明いたします。

節2給料から115、116ページの節4共済費までにつきましては、税務課職員30名中28名分の人件費でございます。

なお、2名分につきましては、国民健康保険特別会計からの支出となっております。

次に、目2賦課徴収費の節1報酬につきましては、徴収担当職員に対する高額、困難な事案に対する滞納整理に関する指導員報酬でございます。

節7賃金につきましては、窓口繁忙期、確定申告、当初賦課に対する事務補助臨時職員の賃金でございます。

節11需用費につきましては、諸証明用偽造防止用紙など、税務事務に要する消耗品費、市民税特別徴収のしおりなどの印刷製本費、その他、地方税や確定申告などの追録代、図書購読料でございます。

節12役務費につきましては、納税通知書、督促状等の発送に要する通信運搬費、コンビニ収納事務手数料、クレジット収納事務手数料や滞納整理に係る預貯金調査手数料などがございます。

節13委託料につきましては、申告、課税、滞納整理に要するシステムの保守委託料、土地を適正に評価するための固定資産評価業務委託料などがございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムの借上料、電子申告の支援サービス使用料などがございます。

115、116ページの下段から117、118ページ上段に記載の節19負担金、補助及び交付金につ

きましては、鳥栖市地区たばこ販売対策協議会、地方税電子化協議会、その他各種協議会の負担金でございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、法人市民税の確定申告に伴う還付金や市県民税、固定資産税など税更正に伴う還付金でございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものについて御説明いたします。

節2給料から節4共済費までは、市民課職員18名分の人件費でございます。

節11需用費につきましては、戸籍事務や住民基本台帳事務等に用いる偽造防止用紙やプリンターのトナーなどの消耗品費、法令集などの追録代が主なものでございます。

節12役務費につきましては、戸籍届書や通知文書等の発送に要した郵送料や、住民票の写し、印鑑登録証明書などのコンビニ交付事務にかかわる手数料が主なものでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システムや、パスポート発行業務に使用するIC旅券用交付窓口端末機、マイナンバーカードなどの住所氏名の変更の際に使用するプリンターの借上料が主なものでございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

139、140ページをお願いいたします。

ページの下のほうになりますが、款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の節2給料から節4共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1人分の人件費でございます。

節11需用費から節13委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送などの経費でございます。

次のページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分であり、市の負担割合は、負担対象額の12分の1となっております。

はり・きゅう助成金につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術1回につき1,000円を助成したものでございます。

節28繰出金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費に対する負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰り出したものでございます。

149、150ページをお願いいたします。

ページの下のほうになります。項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費の節2給料から節4共済費につきましては、国民年金事務に従事する年金保険系の職員3人分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、嘱託職員及び臨時職員の賃金でございます。

151、152ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、届け出報告書電子媒体化や、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除、年金生活者支援給付金連携などに係るシステム改修業務の委託料でございます。

以上でございます。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

続きまして、決算書の157、158ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、節11需用費の備考欄の1つ目になりますけれども、消耗品費269万6,508円につきましては、平成30年7月豪雨により発生いたしました残土等を含めた災害廃棄物の一時仮置き場への搬入車両の経路確保のため、強化プラスチックマットを購入、敷設し、緊急対応を行ったものでございます。マット購入に要する経費、249万8,040円を予備費より充当をお願いしたものでございます。

節13委託料のうち、備考欄2行目の残土処理委託料は、各町区の側溝清掃作業等で発生したしゅんせつ残土の収集運搬に係る委託料でございます。

続きまして、目2斎場費でございますが、節11需用費のうち、主なものといたしましては、燃料費と光熱水費になりますが、火葬に要した灯油代や電気料でございます。

また、4行目の修繕料につきましては、火葬炉や空調機器などの修繕に要した経費でございます。

節13委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、火葬炉の運転や、受付業務など施設の管理運営に関する委託料で、契約はコスモ株式会社——名称変更により、現在はJAセレモニー佐賀となっておりますけれども——平成28年10月1日から平成31年9月30日まで3カ年の長期継続契約となっております。

また、施設管理委託料につきましては、火葬炉や電気設備などの保守点検業務や、草刈り業務等の委託が主なものでございます。

次に、決算書159、160ページをお願いいたします。

節15工事請負費の備考欄の営繕工事費につきましては、燃焼炉内の耐火物や、燃焼装置などの改修に伴うものでございます。

続きまして、項3 清掃費、目1 清掃総務費、節2 給料から節4 共済費までは、環境対策課職員12名分と鳥栖・三養基西部環境施設組合及び佐賀県東部環境施設組合への派遣職員4名分の人件費でございます。

また、節19負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、現在稼働しておりますみやき町のごみ処理施設の管理運営費などに対する負担金でございます。

佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、次期ごみ処理施設建設にかかる負担金でございます。

なお、鳥栖市の負担割合は44.1354%となっているところでございます。

次の節25積立金、地域環境整備基金積立金につきましては、歳入で御説明しました平成30年度分次期ごみ処理施設建設協力金1億円を、全額地域環境整備基金へ積み立てるものがございます。

次に、目2 塵芥処理費、節11需用費のうち、備考欄1行目をお願いいたします。

消耗品費につきましては、指定ごみ袋の作成費用が主なものでございます。

節12役務費の主なものにつきましては、指定ごみ袋販売等手数料、これにつきましては、市内の指定販売店へ支払う指定ごみ袋の販売手数料でございます。

節13委託料のうち、指定ごみ袋配送等委託料につきましては、指定ごみ袋の保管及び運輸出庫管理と指定販売店への配送に伴う委託料でございます。

塵芥収集運搬委託料につきましては、各家庭から出される燃やせるごみの収集、運搬に係る委託料でございます。

粗大ごみ収集運搬委託料につきましては、町区ごとに月1回のペースで実施しております家庭から出される粗大ごみの収集運搬に係る委託料でございます。

次に、決算書161、162ページをお願いいたします。

上から2番目の資源物回収指導業務委託料につきましては、衛生処理場内資源物広場での利用者への分別指導や、補助業務と、また改修した資源物の運搬等に係る委託料でございます。

資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区で実施しております資源物回収用のコンテナの配付及び回収した資源物が入った、コンテナの収集運搬に係る業務の委託料でございます。

廃棄物特別処理委託料につきましては、粗大ごみ等の2トントラックによる臨時収集のほか、不法投棄物の回収や、町区の清掃活動等によるボランティア袋の回収など、臨時的な収集運搬処理に係る委託料でございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金のうち、コンテナ収集・美化活動推進奨励金につきましては、資源物回収のためのコンテナ容器の配置、整理や美化活動を行う各町区に対して交付する奨励金でございます。

また、資源回収奨励補助金は、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、自主的に新聞等の資源回収活動を行っていらっしゃる市民団体等に対しまして、回収実績に応じて交付金を交付する奨励金でございます。

続きまして、目3し尿処理費の節11需用費のうち、3行目の光熱水費につきましては、主に機械設備の運転に係る電気代等になります。

修繕料につきましては、脱臭バーナーや煙感知器、エアコンなどの機器修繕に係るものでございます。

医薬材料費につきましては、し尿等の処理工程で投入いたします硫酸バンド、メタノール、苛性ソーダなどの薬品代となっております。

続きまして、決算書163、164ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、4行目になりますけど、し尿処理業務委託料につきましては、し尿処理施設の運転管理業務に係る委託料でございます。

それから、し尿等下水道投入施設整備実施設計委託料は、し尿の下水道処理施設の実施設計書の作成委託料になります。

し尿等下水道投入施設は、収集した量や浄化槽汚泥の前処理を行う施設でございまして、処理後は、下水道処理施設に投入し、処理が行われます。

なお、施設につきましては、上下水道局により、現在を整備されており、令和2年度中に稼働予定です。

節19負担金、補助及び交付金のし尿処理負担金につきましては、し尿処理施設で一時処理したし尿等を、隣接いたします下水道浄化センターで最終処理していることによる下水道事業会計への負担金でございます。

続きまして、項4環境対策費、目1公害対策費、節13委託料のうち、水質汚濁測定委託料につきましては、工場の排水や、主要河川などの定期的な水質調査に係る委託料でございます。

大気汚染測定委託料につきましては、市内3カ所で行っております窒素酸化物や降下ばいじんの測定に係る委託料でございます。

自動車騒音測定委託料につきましては、法令に基づき、毎年度国、県道といった市内主要路線の自動車騒音測定常時監視に係る委託料でございます。

以上で、市民環境部関係分の平成30年度一般会計決算認定についての説明を終わらせてい

ただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部より説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたしますが、暫時休憩します。

午前10時41分休憩



午前10時50分開会

中川原豊志委員長

再開します。

それでは、質疑を行います。

まず、ページ数45ページ以降、歳入等につきまして、質疑がございましたらお受けいたします。

樋口伸一郎委員

現年課税分について聞きたいので、45、46ページでいいですかね。

129億円が、現年課税分全部ということでいいとですかね。

それを前提にしてですけど、滞納繰越分っていうところ、全体の御説明はあったんですけど、大体これ、ばらばらに考えると、どこの分の滞納繰越分が割合的には多くなるんですか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

滞納繰越分のどの部分が多いかという御質問だと思いますが、決算書の46ページに記載のとおり、大きく、それぞれの税項目、市民税、固定資産税、軽自動車とありますが、その中に、節1が現年の分、節2が滞納繰越分でございますので、例えば、款1市税の項1市民税、これも大きく個人市民税と法人市民税と分かれています。

その中で、個人市民税の節1現年課税分の収納額が約35億円ですね。

それから、滞納繰越分がその下になりますけど、約4,000万円。

法人市民税になりますと、現年課税分が約20億円、それで、滞納繰越分が190万円それぞれ収納があったという見方になります。

よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

樋口伸一郎委員

であれば、滞納繰越分が現年課税分の割合で一番多いのは、やっぱり市民税の個人になるっていうことでいいんですか。

その次に、割合的に多いのは、固定資産税になるっていう解釈で合っているんですかね、個別に見たときに。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

樋口議員が御指摘のとおり、市民税、固定資産税については、残念ながらもともとの金額が多いものでございますので、収納率としては96%とか97%とかありますけれども、残った部分が結局、翌年度繰り越しという形になりますので、全体の収納率、先ほど申し上げたとおり、ほぼ100%近く収納していますが、どうしても収入未済額、この部分が、翌年度の滞納繰越となりますので、割合としては、御指摘のとおり市民税、固定資産税がほかの税に比べると多くなっているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

すいません、その続きなんですけど、割合的に個別に見たときに、多い部分の滞納繰越分について、その決算額状況から、また今度、どのようにしてその分の割合を減らしていこうというお考えなのかを聞いていいですか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

滞納繰越分をどういうふうに収納していくかということで、これは、全体の中で税金の収納の考え方では大きな部分だと思います。

基本的に96%、もしくは97%の方は自主納税、期限内納税されていると。

それで、残った部分をどうしていくかということが非常に課題でして、そこを踏まえて、我々が努めているのが、じゃあ納税者の担税力の調査、例えば、収入状況、財産状況等々を調べて、当然、収入ある方、財政を持たれている方につきましては、いわゆる差し押さえということで、国税徴収法、地方税法に基づきまして、差し押さえをして、それを換価して、お金に換えて、税に充当するというふうな作業を毎日やっております。

それで、主要施策の成果にも書かれてあるとおり、微増ではございますけれども、数年前から国税OBの方に指導員として来ていただいておりますし、基本は、まず、調査の仕方、調査後の差し押さえ、それから、換価して税金に収納するところまで、御指導いただいております。

その成果が、わずかですけれども、少しずつ徴収率の向上につながっているものと考えているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

62ページの中長期在留者住民地届出等事務委託金について教えていただきたいんですけれども。

予算は43万1,000円だったところが64万5,000円で、アップしているところが、現在、見込みとしてどのぐらいだったのか。

そしてまた、どのぐらいふえているのかっていうのを教えていただけますでしょうか。

村山一成市民課長

御質問の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、一定、国のほうから算定基準値が示されまして、実際には、通常の日本人と同じように、国内での転居であったり、転入であったりの届けであったり、国外からの転入、国外への転出、そういった事務に関する手数料でございます。

それで、基準どおりに計算をいたしますけれども、年によって、補助金の枠内での配分が行われますので、必ずしも計算値のようにはなっておりません。

それで、平成30年度につきましては、予算要求のほうはちょっと低くなってございましたけれども、前年度に外国人等の人口もふえまして、前年とかその辺の要件も重なったためだと思っておりますけれども、増額となったというふうに認識しております。

牧瀬昭子委員

要するに、人口がふえたことによって、手続などもふえたことで、この分がふえたのだらうということで理解はしてよいのでしょうか。

村山一成市民課長

そのとおりでございます。（「わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

45、46ページ。

市税で言いますと、当初予算が124億4,578万2,000円。

補正が5億1,690万円。

補正後の額が129億6,268万2,000円ですね。

そういうふうに、例えば、予算の関係予算のところだけで言いますとそういうふうになっていますね。

市民税、内訳は個人と法人に分かれていますけれども、そのところで、個人と法人を合

計して、やはり増額補正され、4億5,710万円。

割合的には、どれぐらいかちょっと計算していませんけど、かなりの分、当初予算からふえているっていう私の認識なんですけど、例年こんな感じなのか。

そして、それはどういう理由によるものか、わかりますか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

当初予算後、収入の中身を見まして、補正を12月、もしくは3月ということではさせていた
だいております。

その中で、ちょっと説明といたしまして、特に法人税につきましては、いわゆる法人税の
確定申告というのが毎年ありますけれども、その前に中間申告といいます予定納税をされて
いるのが常でございます。

予定納税をされて、最終的に確定申告をして、多く払い過ぎとった場合は還付、足らなけ
れば追加で税金を納めていただくという流れになります。

当然、経済状況とか、会社の経理の処理の仕方等々で、収入は毎年動いてくるような形に
なりますが、昨年度の決算ベースで御説明をさせていただきますと、当初予算が16億9,700
万円で当初予算計上させていただいたものを、3月に3億6,000万円増額補正をさせていただ
いた結果、予算現額が20億円となっていて、それに対する収入済額が、また同じく20億
円——端数が若干ありますけれども、という形になっています。

この部分は、成富委員、おっしゃられるとおりに、差が出ないようにすべきじゃないかとい
うことも言われてありますけれども、どうしても、その会社の経営活動とか、そういったも
のに左右されますので、全部が全部なかなかぴしゃっといかないような形になっているのが
現状でございます。

ちょっと、答弁になっているかどうかあれですけども、以上でございます。

成富牧男委員

ありがとうございます。

すいません、突然に。

それで、固定資産税も何か当初把握できない部分があったんですかね。この1億2,700万円
の補正をしてあるっていうのは。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

固定資産税につきましては、昨年度が3年に1回の評価替えの年にちょうど当たっており
まして、3年に1回の評価替えということで、固定資産税を見ますと、当初と比較しますと、
土地、家屋の評価替えをしたことによって、決算ベースでいきますと収入が減っております。

ただ、数年前から、いわゆる償却資産の自主申告、自主納税を促すということをやってお

ります。

償却資産というのは、建物に付随した構築物関係でございますけれども、その部分については、固定資産税がふえておる関係で、固定資産税は昨年度と比較しますと、増となっております――トータルです。土地、建物は減っているんですが、償却資産の申告納税がふえた部分があるんで、固定資産トータルとしてはふえています。

ちょっと話が飛びますけれども、同じように都市計画税は、償却資産の分の課税はございませんので、土地、建物だけになりますので、この部分は若干減っているという形になっております。

そこら辺を見きわめをしながら、補正を組ませていただいておりますけれども、どうしても補正計上の時期が議会の審議をお願いする時期と若干ずれてまいりますので、その分がどうしても誤差が出るということで。

ただ、御指摘のとおり、誤差が出ないように努力を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

いずれにしろ、当初予算は、あんまり多めに見て、歳入欠陥になったらいかんというのありましようし、そういう意味で、やっぱりちょっと抑えぎみにもなるっちゃうことですね。

そういうのも含めて、それと個別の事情もあると、当初から捕捉できない部分があるということ、そういうふうに理解しておきます。

樋口伸一郎委員

すいません、たばこ税で、ちょっと教えてください。

決算額が当初より8,300万円の補正予算で、決算額が5億9,000万円ですかね。

この補正予算額と決算額の細かい金額まではいいですけど、どんだんたばこ代は上がっているけど、決算額についてのここ3年から5年ぐらいの推移っていうのを、補正予算額もあわせて教えていただければありがたいんですけども。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

申しわけございません、過去の当初、補正の数値としては、ちょっと持ち合わせておりませんが、調定額、収入済額で御答弁をさせていただきますと、昨年度収入済額が6億344万335円となっておりますが、その前の年、6億5,800万円、その前の年は6億7,700万円、その前の年も6億7,500万円ということで、どうしてもやっぱり禁煙が進んでいるのか、減っております。

ちなみに、たばこ税につきましては、鳥栖市内でのたばこの本数、これをもとに算定をし

ておりますけれども、ちなみにですが、昨年度、鳥栖市内でのたばこの販売本数は、1,476万2,000本ということで、先ほど申し上げたとおり、収入済額が減っているということは、この本数が下がっているということのあらわれなのかなというふうに理解をしております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

これ、ここ3年から5年では、もうすぐ1億円ぐらいついていうところで、だんだん減ってはきているんですけど、税収として考えれば、痛いかなつていうところですけど、たばこばどどん吸ってつていうと、何か市民を寿命を縮めるというところで、ちょっと言いがたいので。

ここの部分に関しては、もう自然に減っていくので、ほかのところに対応していくしかないんですかね、税収としては。どのようなお考えでしょうか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

たばこ税だけを抜き出しますと、ことしから分煙の法律が厳しくなったり、そういうことで、全国的に、全世界的には、禁煙、分煙の方向で進んでいると思います。

ただ、役所としては、6億円のお金が毎年、極端に言うと、黙っていても入ってくるということは、これはもう非常に魅力のある財源だと考えておりますが、先ほど申し上げたとおり、何でその禁煙、分煙のほうに行っているのかということになりますと、やはり健康とか、吸わない方への配慮とかいうのがあると思いますので、そこは、税務課だけの立場で損する得するという話にはならないと思います。

それで、じゃあこれが減ってきたらどうするかということは、当然、全体として考慮すべき案件ではないのかなと考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

ほかには、ございますか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

歳入につきましては、また気づきがあったら、戻っても構いませんので、歳出のところから、また審査を行います。

歳出、市民協働課からやったね。(発言する者あり)

109ページ、110ページの市民協働推進費、以降についての質疑をお願いします。

市民協働から、引き続き、市民課関係、全て……、環境対策課は別途にしましょうか。環境対策課のほうは、またその後ということで、それまでのところで質疑をお受けします。

藤田昌隆委員

110ページの消費生活相談業務委託料。

これ、560万円っていうのは、かなり大きいと思うんですけど、委託料としては。

大体、業務内容は……、相談件数とか、その辺はわかる、実態は。

まず、どこが受けて、委託料をどこがいただいて、それで、その業務内容、どういうところがしよるわけ、どういう相談があるわけ。

慌てんでいいですよ、ゆっくり。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず、この消費生活相談業務につきましては、特定非営利活動法人消費生活相談員の会さのほうに委託をしております。

それで、こちらのほうから相談員を派遣していただいて業務に当たっていただくというのが、この委託の大きな内容になっています。

それ以外に、スキルを高めさせていただくために研修などもやっていただくというような、委託でございます。

藤田昌隆委員

それで、例えば、相談件数とかはわかるわけ。

どういった内容の、例えば、不買運動どうのこうのとかさ、商品の欠陥があるとか、何件ぐらいあると、相談は。

560万円って大きいですよ、これ。何名でしとるか知らんけど。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

主要施策の成果の17ページをごらんいただきたいと思います。

そちらのほうに、市民相談等の状況の一覧表を載せておりまして、表になっております一番左側に、消費生活相談というものがあります。

直接来庁して御相談を受けた者が261件、それから、電話——ファクスも含めてですけれども、御相談を受けた者が384件、合計で645件の消費生活相談を受けております。

藤田昌隆委員

この法律相談っていうのがあるんですけど、これ、弁護士がきちんと対応しよるわけ、全部や。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市民相談会というのが、弁護士さんによる法律相談、それから、司法書士の方による法律

相談と、法律相談は2つ種類がございますけれども、それぞれ弁護士の方、それから、司法書士の方が御相談を受けていただいております。

藤田昌隆委員

ここの2階でやっているやつかな。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そのとおりです。

毎月第2、第4水曜日に弁護士による無料法律相談を行っております。

藤田昌隆委員

わかりました、結構です。

牧瀬昭子委員

同じ110ページの鳥栖・ツアイツ子ども交流事業通訳業務委託料について、関連でお尋ねしたいんですけども、鳥栖・ツアイツのほうに行かれたときの、その子供たちの参加費とかってというのが、収入でどこかに上がってくるのかわからなかったもので、教えてください。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、平成30年度の決算でございますが、この平成30年度は、子供たちを向こうから受け入れをいたしましたので、その負担についてはございません。

牧瀬昭子委員

すいません、失礼いたしました。

そうでした、受け入れをされたということだったと思うんですけど、鳥栖のほうでいろんな方々の交流が進んでいるのかなというので、事業としては、交流事業ってとてもいいなと思うんですが、鳥栖の方たちに対する波及効果をいろいろされている中で、どんな活動されているのか教えてください。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この鳥栖・ツアイツ子ども交流事業は、いろんな方に参画いただいて、この交流事業を進めております。

特に、目的といたしましては、まず、平和学習、それから、鳥栖、日本に関する歴史や文化を体験するというようなことと、あともう一つは、鳥栖市民の方、日本の方、佐賀の方、いろんな方と交流していただくというのが大きな目的になっております。

ですから、できるだけたくさんの方にかかわっていただくというようなことで、今、いろんな体験活動をする際には、例えば、文化連盟の方たちに御協力いただいて、生け花や書道、また、日本舞踊とか、盆踊りとか、そういった形で、たくさんの方の体験活動をお手伝いいただいております。

それ以外にも、いろんなところで学校に出向いたり、いろんなところに出向いて、そこそこでいろんな交流を進めるということで、随分皆さんに認知していただいているかというふうには思います。

ますますこの交流が広がっていくように、できるだけ多くの方と触れ合い交流をしていきたいというふうに考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

交流事業としては、すごく素晴らしいと思いますので、一部の方に偏ることなく、来たいと思った方、交流したいと思った方とは接点を持てるような、何かそういったのが一部だけでもあると、いつあっているのかっていうのがもっと認知されたり、今度、行くほうのときは報告会をされると思うんですけど、ドイツの方との接点の場っていうのが1つあるといいなと思ったので、ぜひ、御検討いただきたいなと思います。

よろしく申し上げます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

すいません、1つ先ほどの御答弁に対しての修正をさせていただきたいと思います。

弁護士相談については、週1日、月4回で、木曜日でございます。

大変失礼いたしました。（発言する者あり）

成富牧男委員

決算書の111ページ、112ページですね。

主要な施策の成果でいうと19ページ。

市民協働推進事業、備考欄で言うと、市民活動支援補助金のことで、ちょっとお尋ねします。

この効果のところに、主要施策の成果の効果——ちょっとこれまたけち付けますけど、市民活動団体を育成・支援することができたって書いてありますけれども、支援したことでどうなったっちゃうのが効果だと思うんですよ。

そういう意味で、もうちょっと、そういう表現の仕方に変えるべきでないかと、まず先に言っておきます。

それで、その内容、どういうふうにできたのかということ、だからお尋ねしたいんですけど、この立ち上がり支援4事業、活性化支援3事業、これ、ちょっと説明と、それから、どういう効果があったのかっていうこと、そこをまず。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず、市民活動支援補助金というものがございまして、これは、市民活動をされている団体の方に対して、特に公益的な事業に対して、補助金を交付するというものでございます。

主要施策の成果の19ページのほうに、(1)のほうで上げておりますけれども、先ほどの成富議員がおっしゃいました立ち上がり支援が4事業、それから、活性化支援が3事業ということで、平成30年度は7つの事業を支援したところでございます。

特に、この立ち上がり支援というのが、市民活動団体を立ち上げて、これからいろんな活動をやっていききたいという団体のために、自分たちの活動をこれから進めていく上で必要な支援になるように、例えば、団体のPRもこれで、この事業を活用して、していただいてもいいということであったり、あと、必要な備品とかもそろえていただいたりというような内容の立ち上がり支援となっております。

活性化支援につきましては、通常、これまでいろんな活動されている団体さんが、特にこういう新たな事業に取り組みたいというような場合に使っていただくような支援内容になっております。

そして、それぞれ、これまで市民活動支援補助金を活用して、新たに立ち上げられたり、それから、新たな事業をされたりというような団体が、これまで支援事業を活用して事業をされた団体が、令和元年度までで69の団体。

それで、これまで支援をしておりますけれども、この事業を活用してされている団体さん、今でも活用して事業をされておりますけれども、立ち上がり支援を受けられた団体、活性化支援を受けられた団体、それぞれが非常に個性的な事業を展開して、今もなお市内のほうで活躍をして、いろんな活動をしていただいているというふうに考えておりますので、今後も、やっぱり育成支援というのは続けていかなければならないというふうに考えているところでございます。

中川原豊志委員長

例えば、具体的にどういうふうな活動をされている団体さんがいらっしゃるのかというのも。(「具体的にその69団体を言うのは大変やろうばってん、平成30年度の決算にある4事業と、それだけ答えば」と呼ぶ者あり)

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

平成30年度の補助事業を受けた団体が7つございまして、そのうちの立ち上がり支援を受けられた団体が4つ。

その中で、団体名はコミュニティびすけっとさんというところで、地域に生活されている方たち、高齢者の方も子供さんたちも、みんなで楽しく集い、情報を共有し、元気になることを目的に、地域食堂、また、居場所カフェといった取り組みをされている団体で、今回、平成30年6月から宿町の公民館を活用して事業をスタートされております。

今も毎月開催をされて、非常に地域の方に喜ばれているというふうに聞いております。

それから、同じく立ち上がり支援でさくらんぼランドさん。

これは、なかなか転入間もない子育て中のお母様たちを中心に、地域の、特に子育てに関するいろんな情報が、いろんな形で盛り込まれた手づくりの地図、マップを作成するという取り組みでございました。

これについては、まず、平成30年度は若葉地区の小中学校区で作成をされ、今年度もまた引き続き、ほかの地区の作成に取り組んでいらっしゃるところでございます。

それから、同じ立ち上がり支援で、すまいる f a m さんということで、こちらについては、産前から、子育て支援というか、親支援というか、いろんな形で子供を産む前の段階のお母さんたちに対しても支援をしていくということ、あるいは、不妊症に悩む方にとって、いろんな形で相談に乗るといような活動をされている団体さんで、子育て支援講座や座談会を開催されたという取り組みをされております。

それから、森のようちえんちえすと、これは、市内の自然の中で子供が自由に、親子が一緒になって、遊びを通して、いろんなものを学ぶといような活動で、大体月1回開催するという取り組みをされた団体がございます。

また、この活動については、もっと活動の幅を広げて、今年度も続けられているところでございます。

それから、活性化支援の3団体につきましては、双子・三つ子サークル、えだまめクラブさん、今、非常に多胎児の子供さんを持つ親御さんの負担について、社会問題になっておりますけれども、こういった多胎児の子供、子育て支援を中心に活動をされているところでございます。

月に一、二回、交流会、それから、洋服などを中心としたお譲り会など、相談、講演会なども開催されているところです。現在も続けて活動されております。

それから、鳥栖タオル帽子の会は、がん患者支援と、がん予防啓発事業に取り組まれておりまして、これはもう3回続けて活性化支援を受けながら、活動を続けていらっしゃいます。

特に、がんの患者の方は、髪の毛が抜けてしまうといような現象が起こりますので、そういう方に、タオルでつくった帽子を手づくりして、それをお渡しするとい活動を中心にされているところでございます。

それから最後に、鳥栖りゆうすと癒やしの仲間たちといことで、これは、シニアの方を応援するとい取り組みで、手づくりのいろんなものを、シニアの方が手づくりされたものを、自分たちで売るとい取り組みで、特に、自分たちでつくったものを、皆さんに買っていただくことで、また次の活動につながるとい、そういう活動をされている団体でございます。

ちょっと長くなりましたが、平成30年度の対象事業は、このような活動になっております。
以上です。

成富牧男委員

すいません、いろいろな市民の方が活動してあるということがよくわかりました。

それで、今言われた立ち上がり支援と活性化支援、立ち上がり支援は、例えば、3年間とか、何か年限があるんですかね。

それと、活性化支援は、何か2年続けてみたいに言われましたけれども、こっちのほうも同じ質問ですね。

それから、立ち上がり支援を受けて、なおかつ活性化支援っていうのを受けられるのか。

それぞれの、まずは、立ち上がり支援とか活性化支援の性格というか違い、そして、その関係を教えていただければ。

と言うのが、やっぱり、立ち上がり支援何かでも、もう3年で終わるんですかね、3年で終わらない。そこんところを心配してある方もあるので、そこを含めてお願いします。

それぞれの性格と年限。

天野昭子市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長

立ち上がり支援につきましては、活動開始後3年以内の鳥栖市内に事務所を有する市民活動団体が会員のPR、会員の確保、活動の基盤整備のために行う事業に対して、補助事業経費の10万円を上限として交付するものです。

また、活性化支援につきましては、1年以上継続して活動している市民活動団体が行う事業に対し、補助事業経費の30万円または10分の8に相当する額のいずれか低い額を交付するものとなっております。

成富牧男委員

わかりました。

だから、両方を受けられるということですね、今の話ですと。

それで、今もう広報、いろいろされていると思いますけれども、まだ行き届かない人も、こういうのがあったら受けたいと思われている方もあると思いますので、ぜひ、周知に努めていただきたいということです。

終わります。

牧瀬昭子委員

すいません、関連で、同じ場所なんですけれども、報告会におじゃまをさせていただきまして、全団体すごく活動されているなと思って、それを支援されている鳥栖市として、この

事業を一緒に継続していくっていうのがあると、鳥栖市のサービスを受けられていない方、鳥栖市としてできていなかった部分をフォローできているっていうのがすごくありがたいなと思っています。

報告会の中で、審査員の方がよくおっしゃってたのが、委託とか、そういった形で市民サービスとして移行できないかと。

そして、継続して、このサービスが一過性で終わってしまうのはもったいないというような御意見がさまざま上がっていたと思うんですけど。それに対する評価をどのように考えておりますでしょうか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市民協働という視点で考えると、市民活動団体と行政と、ともに対等な立場で、市民協働を進めていく、まちづくりを進めていく、いろんな形で進めていくっていうのが基本的な考え方で進めているところでございます。

ただ、なかなか、市からの委託事業というところには、すぐに結びつかない部分もございます。

それで、できるだけ一緒に進めていく、例えば、行政でなかなか手が届かないところに、こういった市民活動団体の方が、すごくピンポイントでやっていただくことは、すごく魅力的なことでございます。

そのためにも、行政側のほうが活動団体さんのいろんな取り組みについて知ることが、まず第一歩だということで、いろんな形で行政のほうが団体さんの活動を知るための機会をふやそうとしているところでございます。

その1つとして、こないだの報告会にも、行政の中には、市民活動推進員が課に1人おられますが、そういった推進員を中心に、報告会に来て、そういった取り組みの内容を聞くということ、それから、それ以外にも、例えば、こういった支援、補助をもらえる団体さんとの交流会を開いております。

そういったところにも、ことしではございますけれども、懇話会の委員さんにも入っていただいて、アドバイスを聞きながら、行政のほうとの交流も進めているところでございます。

まずは、そういうところから始めていく必要があると考えて、現在取り組んでいるところです。

以上です。

牧瀬昭子委員

どうもありがとうございます。

すごく前向きにおっしゃっていただいたなと思います。

団体の中でも、子育て支援のほうとの取り組みの中で、これやんなきゃいけないなと思ってたけど、なかなか進まない。

例えば、本をつくるという中で、マップが入ったらよりいいんじゃないかという事業が連携していけないかなというのがあるって、お尋ねをさせてもらったり、子育て支援のところで、いろいろ産後ケアもなかなか進まない中、活動としてスタートされている双子ちゃん、三つ子ちゃんのこと合わせてなんですけれども。

そういった形で、行政のほうとしては、市民活動団体、ああ、プラスして仕事がふえるなあみたいな形にならずに、その活動の中から市民サービスがふえるんだっていうのを、より一層、お互いに連携しやってみようっていうような、そういう意気込みというか、仕組みを市民協働課さんのほうから後押ししていただけると、市民活動としてもより一層、とてもモチベーションも上がりますし、市民サービスもより発展するのではないかと思います。

それで、鳥栖市として、できること、できないことを人員も限られていますので、そういったのを共同してやっていくことが、今回、鳥栖市としてのより一層のパワーアップになると思いますので、ぜひ、連携の仕組みづくりを、より一層強めていただきたいなと思って、要望です。

よろしくをお願いします。

古賀和仁委員

主要説明書で、22ページの放課後子ども教室事業というんですけど、ページ数、112ページの放課後子ども教室事業委託料53万9,000円と。

それで、全体の事業費が277万円ということで、この中で、委託先というのはどういう形になっているか。

それぞれ、センターの名前が書いてあるんですけど、決まっているのかどうか。

それから、どういう事業をするということで委託されているのか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この放課後子ども教室というのは、主にまちづくり推進センターを拠点とした、いろんな体験、活動を中心とする教室事業でございます。

それで、実際に企画、それから運営に当たるのが、まちづくり推進センターのほうの職員となりますので、その中で、必要な消耗品等について、急に必要なものであったり、そういうのが出てきますので、その分について、委託料として各まちづくり推進センター長に対し一部金額を委託としてお渡ししているところでございます。

それ以外には、主に費用としては、講師謝金、教室の講師となって来ていただく方に対する講師謝金が主な支出となっておりますので、そちらについては、支払いについては、市民

協働推進課のほうが直接お支払いをしているところでございます。

古賀和仁委員

具体的に、そうしたら、まちセンのほうには、この部分だけを交付しているというふうに考えていいわけですね。

それで、全体的に、8つあって、これを割ると、大体1件当たり、あんまり大きい金額じゃないということは、これで果たして、それなりのいろんなことをやるのに、大丈夫なのかって。

その辺のところは、まちセンのほうからも予算の要望とか上がっているんじゃないかと思ってる。

大変すばらしいことですから、地域の方がこれにかかわるちゅうことは、放課後の中で、子供たちと。

それに対して、やっぱりもう少し丁寧に対応したほうがいいんじゃないかと思うんで、質問しているんですけど、どうなんですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

総事業費の中で、一部を各まちづくり推進センターのほうに委託するというような形でございます。全体の中でいきますと、53万9,000円が各まちづくり推進センターのほうに委託している金額の総額となっております。

その金額委員以外に、謝金が217万6,000円でございます。先ほど来、御説明しているように、この事業のほぼ大半が謝金という形でございます。

地域の方に参画いただいて、この事業を進めておりますので、講師謝金の額というのは、多分、十分な額とは言えないと思いますが、特に子供さんたちの居場所づくりという目的でございますので、高度の技術や高度の知識といったものが必要ではなく、あくまでもやっぱり子供たちが安心して過ごすことができるという目的でやる事業ということで、できるだけ多くの方に参加していただくということで、その参加人数を、たくさん参加できるような、そういう教室の開催とかで、この事業を進めていきたいという考えでおります。

古賀和仁委員

トータルで七百何十回という、かなりの回数で、平均して週2回ぐらいのペースで、時間帯も結構長いんだろうと想像します、夕方に長い時間で、と思いますので、できれば、もう少し積極的に進めていく形でやっていただきたいと、要望として言っておきます。

中川原豊志委員長

ほかの項目とかでは。

市民課関係は。

藤田昌隆委員

今のまち協をつくるときに、今までは、予算を一括で、最初、分けて、各団体にやっていたよね。

それで、今は例えば、弥生が丘だったら、弥生が丘にぼんと何百万円という金でやって、それで皆さんで各自予算を立てて、やってくださいという中で、各まち協で、鳥栖市が出している、金額の差っちょうのは、どういう形で出しよるわけ。人数。

例えば、一括補助金を、どういう振り分けで、まず、基準、人数なのか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり一括補助金、8つの地区にそれぞれお渡ししておりまして、基本的なその内訳としては、ふれあいのまちづくり助成事業ということで、それに対しては、18万円、これは同額でございます。

それから、交通安全活動の助成事業ということで、地区の交対協とか、そういう活動に対してになります、6万8,000円、これも同額でございます。

それから、青少年健全育成事業として11万円、これも各地区で同額でございます。

それから、地区文化祭事業15万円、まちづくり支援事業10万円、まちづくりチャレンジ活動事業30万円、これも同額の金額でございますが、スポーツ振興助成事業につきましては、人口割というのが、適用されますので、その分で、各地区の人口によって金額が少し違ってまいります。

この金額の違いが、それぞれの地区の違いだけになっております。

以上です。

藤田昌隆委員

要するに、ベースは人口と。

やっぱり、活発にやっているところと、人口は多いからやるっちょうわけでもないし、少ないけんしないというわけでもないんで、各まち協から要望というのは、来ていないわけ。

もっと増額してくれとか、そういうのはない。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

確かに、企画する上で、事業費というのは必要になってまいりますので、新たな事業を取り組まれる際には、一つの財源として、この補助金の増額という御要望は聞こえてまいります。

ただ、なかなかこの補助金の増額っていうのが難しいということもあり、各地区、いろんな形で財源の確保に努めていただいております。

例えば、それぞれの地区のいろんな事業所から寄附金を集めて、例えば、旭地区ではカレ

ンダーづくりを行っていただいたりとか、それから、そのほか、県やいろんな補助金を活用して、イベントを行ったりとか、そういうことで、工夫していただいて、事業に取り組んでいただいているところがございます。（「いや、俺が言っているのは、全部が全部増額しなさいやないよ。やっているところに対しては、きちんとやってくださいと。日ごろの活動とか、いろんな活動を、やっているところには、増額していいし、その動きが見えないところ、例えば、同じ事業にしても、かなり温度差があるとか。それから、参加人数がほとんどないとかっていう部分だったら、そういうのはきちんと増減をつけていいんじゃないでしょうかっていう意味たい。だから、やっぱり、もっと上げてくれと、補助金を上げてくれというところは、それなりの活動したりしているっっちゃうか、その辺、現状を見た上で、ぜひ、補助金の検討もお願いしたいと。増やすところがあれば、減らすところがあっていいということです。以上。もったいない」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

すいません、まち協なんですけど、今言われたように、増額ができないから協賛をされているとか、もう必要なお金ですから。

だから、例えば、自治体でも一緒ですけど、財源規模っていうのがあって、お金がたくさんある自治体は、それなりの発展もするし、ないところは、やっぱりそれなりの発展しかなないっていうところがあると思うんで。

まち協が当初始まったときっていうのは、10年後のまちづくりを見据えてみたいコンセプトがあったと思うんですよ。

それで、今ちょうどそれが5年を迎えて、1回見直してっていうところ、もう中間地点っていうところがあって、地区によっては、そういう事業の見直しとか、今後、残り5年間をどうやってやっていくかという考えているところもあれば、考えていないところもあると思うんですよ。

それで、10年後に向けて、もうベルトコンベアのように、ずっとただ事業を毎年行って、10年目を迎えたっていうよりも、やっぱり5年目で1回見直して、検証して、今のままでいいのかとか、しっかり考えながら10年後に行ったほうがいいと思うんですよね。

それで、発進は、やっぱり鳥栖市全体でスタートしているので、行政側として、例えば、ちょうど真ん中ですよ今、先ほど言われた件も含めて、今後10年先、残り5年間で10年後にどのあたりを理想として目指していこうかっていう、検証というか、さっきの分も含めて、そういったのは、担当課レベルでされたりはするんですか。

その検証も、例えば10年後、残り5年間は、もう各地区お任せですと、お金はもう統一ですと、残り5年間もそれでやってくださいで終わりなのか。

例えば、5年間やってきたことでもっとお金が必要な事業、こんなにお金が要らない事業というのが見えてきた部分があると思うんですよ、5年で。

そこから先も、全部地区任せなのか。

それとも、担当課っていうか、役所からも来られてあると思うんですよね、各地区。

だから、その地区の現状を持って帰ってきて、残り5年間は、基盤となる方針を何か検討したりっていうのはされたことがあるのかとか、されるおつもりなのかっていうお考えを聞いていいですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市民協働推進課の中では、市民協働指針というもの、その中の地域づくりの部分に特化した地域づくり基本構想というのがございます。

それで、そちらについても、おっしゃるように、その市民協働指針、それから、地域づくり基本構想に基づいて、これまで取り組みを進めてきております。

あと、令和3年でちょうど10年が経過するというのもございまして、今後の市民協働、それから、地域のまちづくりをどのように進めていくのかというのは、市民協働推進課としても、今後、次の段階の方針のようなものを策定していかなければならないのではないかと、いうふうに考えております。

当然、地域のいろんな実態、それから、状況も見据えながら、今後の方向性を探っていきたいというふうに考えております。

以上です。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

今のまちづくり指針とか基本構想とかいう話でちょっと思い出したんですけど。（「思い出した」と呼ぶ者あり）

いや、ちょうど今、いわゆる鳥栖市の第7次総合計画の策定が始まっていますよね。

私がこのまちづくり基本構想ができたときに言っていたのは、総合計画とリンクできないかと、総合計画も言っていますよね、10年後の鳥栖市、この分野では、こうしているとか。そのことと、その地域の特性があるわけやろう。

それなら、地域の特性を内実化したやつ、言ったやつは、それで、それを受けて……、受けてなのか、まずは、ぶち上げて、また受けてになるんでしょうね。

何かもうちょっと、有機的にリンクさせて考えられるように、まだ間に合うかもしれんけん、ぜひ、やっぱり総合計画の所管ともう少し絡んでもらいたいなというふうに思います。

それは要望です。

あと1つ、ちょっと気になったのは、さっき細かくずっと言われていたでしょう。細かく、

これは一律です、これは一律ですって、事業ば言って。

それで、スポーツ振興事業は、人口割でやりましたよね。

スポーツ振興事業以外で人口割があるんですか、そうしたらいいんだけど、何かスポーツ振興事業だけが人口割ってなると、何でかいなって質問をしたくなるんで、そこんところを、まずお願いします。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

このスポーツ振興助成事業補助金というのがまずございまして、そちらの積算根拠といたしましては、まず均等割というのがあり、それが7万円。

それから、人口割が、人口に対して6円。

それで、1,000円未満切り捨てという形のもの、それから、その金額を合計したものから、市の体協の負担金相当額ということで、10%を差し引いたものがそれぞれの補助金の算定根拠になっておりますので、この人口割で人口に影響する額というのが、補助金の算定に含まれているのが、先ほど申し上げたまちづくり一括補助金の中では、スポーツ振興助成事業補助金だけでございます。

成富牧男委員

スタート時はそれでよかったかもしれん、いろいろな補助金をくっつけて、こうして。

だけど、さっきからいろいろ出ているみたいに、やっぱりそれじゃいかんと思うんですよ。

そういう意味では、スポーツ振興補助金だけが人口割っちゃうのも、ちょっと、がらがらぼんして、再度、全部の事業を考えるべきだというふうに思いますが、これは、答弁ばもうとくかね。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり一括補助金、そもそも、いろんな地区に対して、いろんな補助金がありましたものを1つにして、皆さん、それぞれの地区で、それぞれが運用できるような形で一括補助金にいたしております。

このまちづくり一括補助金は、行く行くは交付金というような形で、もっと各地区でいろんな形で使うことができるような形を目指しているところでございます。

それで、特にこの交付金化することによって、そういった、もう補助金の色分けが、積算根拠としては、ございますけれども、使う側としては、そういったものがなくなるということにもなりますので、その一括交付金化する際に、その交付金の中身についても少し精査をさせていただければというふうには考えておりますが。

成富牧男委員

要望です。

ぜひ、そういうふうにして、スポーツ振興だけじゃなくて、文化もあるわけですからね。いろんな分野があるわけですから、ぜひ、早目に交付金化のめども何年後であったのかな、もともと、何年後を目指すとか。

そういうのも含めて、やっていただきたいと思います。

牧瀬昭子委員

先ほど古賀議員がお話されていた放課後子ども教室の分で、ちょっと1つ質問なんですけど、夏休みもそうですけど、通常のなかよし会に入ることができなかった子供たちがたくさんおられて、その子たちをどうするかっていうので、保護者の皆さんが結構困ってあったっていうのがあったんですけど、今回、いろいろ参加人数とかも出しいただいていますけど、なかよし会と教育委員会との連携はどんなふうに行われているかを教えてください。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この放課後子ども教室は、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブと一体となって、子供たちの居場所づくりをしようという大きなプロジェクトになっております。国の補助事業にもなっておりますけれども。

その中で、今、おっしゃるように、放課後子ども教室に、放課後児童クラブに行っている子供たちも参加できるように、国では一体型を進めると。

それは、どういうことかという、学校の施設を活用して、この放課後子ども教室を開催することによって、学童保育は、ほぼ学校の敷地内にあることが多いですので、そこにいる子供たちも参加できるという環境を整えるという方向で取り組みを進めているところでございます。

なかなか平日に開催するというのが難しいんですけども、土曜日、あるいは長期休暇中に学校の施設を活用して、できるだけ、放課後子ども教室を開催するというようなことを進めておまして、特に、この放課後児童クラブを所管する生涯学習課のほうとは、特に長期休暇中とか、放課後子ども教室に参加できるような環境を進めるためには、当然、協力が必要でございますので、そういった連携をして、できるだけ開催を進めていくという形で、今、取り組みをしております。

中川原豊志委員長

ほかは、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

市民課関係も、よかですか。

国保関係、徴収のところも、よかですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、休憩します。

午前11時58分休憩



午後1時9分開会

中川原豊志委員長

では、再開します。

引き続き、質疑をお受けいたします。

今回は、環境対策課分、157ページ以降につきまして、御質問をお願いいたします。

樋口伸一郎委員

決算書では160ページ、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金についてお尋ねですけど、主要施策成果説明書を使って質問させていただきます。45ページですね。

その主要施策成果説明書の効果のところがあるんですけど、3番ですね。

今、鳥栖市は、不燃とか粗大ごみがどんどんふえていって、資源ごみが減少してきているのかな、トン数が少しずつ。

その資源ごみが減って、不燃ごみが増加しとるような、見込まれた要因というのは何か、わかるものがあれば教えていただきたいと思いますけど。自然現象なのかということも含めて。

主要施策成果説明書の45ページの、推移についてなんですけど、3番、効果の。

不燃粗大ごみは増加傾向、資源ごみは減少傾向っていうところの要因がわかれば教えてください、見込まれる。

なければいいです。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

ここ数年の傾向を見ますと、可燃ごみのほうはやはり人口増等々に基づきまして、微増しているという状況で推移しております。

ただ、資源ごみにつきましては、資源物回収広場とか、各町区でのコンテナ収集、もしくは民間の事業者さんによるステーション的な回収の方策を、最近とられているところもありますけど、なかなか減っている傾向というのが、ちょっとわかりにくい、正直分析ができていないというところで、可燃のほうに、ちょっと回っている分もあるんじゃないかなというこ

とで考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

何か民間業者さんのコンテナとかもいろいろあるんで、そういうのも影響があるのかもしれないですね。

その続きなんですけど、2番の事業内容のところは、所在地交付金とか管理運営費とかいうところは、排出割で100%から90%とかなっているじゃないですか。

ここ、排出割がもう大きく占める割合になっていて、今、鳥栖市とかで見れば、さっき3番の効果、下のところで示されておるんですけど、これ、ほかの市町のごみの推移というか、処分量になるんですかね。

処分量のほかの町の推移というのはどういうふうになっているんですか。大体、数値とかは要らないですけど、ほかの町の割合は減ってるとか、ふえているとか。今、1市2町あるんで、ほかの町のことをわかればどういうふうになってるか教えていただきたいんですけど。ごみ処理量の推移。

中川原豊志委員長

要は、ふえているのか減ってるのかっていうところで。

橋本有功市民環境部長

ちょっとほかの、西部環境施設組合ですので、あと上峰町とみやき町の2町になりますけれども、ちょっとデータが、今持ち合わせませんので後ほど回答したいと思います。

それで、ちょっと補足ですけれども、やはり先ほどの資源ごみが減っている分については、新聞紙ですとか雑誌ですとか、段ボールですとかその辺の回収量が年々減ってきております。

そこは、やはりその回収の業者等の減少等もありますし、その新聞紙等をそのまま可燃ごみに入れられる方も、中には結構いる。そういう形になってくるのかなと。

高齢化に伴って、ひとり暮らしとか、そういう世帯もふえてきておりますので、そうしますと、なかなかごみの出し方、分別まで手が回るのかということも一つあるのかなと思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうですね、地域の廃品回収とかもどんどんごみが減っているんで、確におっしゃるところはあるんだと思います。

今後ですけど、例えば3番の効果のところのふえている部分ですよ。

どんどんふえている部分、ごみは少なくなったほうがいいという考え方からすれば、どういう対策というか対応を考えられているかっていうところはどうか。

橋本有功市民環境部長

今回、昨年度から環境に関する一般廃棄物の計画等もつくってございまして、その中でごみの減量化ということで、先ほど分別して資源化できるものは資源物として生かすというのはもちろんですけども、ごみ自体を減らすために、補助金で、こん包材やったかな、ごみの、生ごみばあれすると。(発言する者あり)

コンポストの補助とかですとか、要は水切りを確実にしていただくことによって、ごみ自体も減ってまいりますし、焼却施設の燃料とかにも影響が出てまいりますので、そういう部分についてはホームページとか、また、手法では、環境かわら版という形で毎号お知らせして、今の現状と今後の取り扱い方等の周知を図っております。

また、ごみ拾いとかの環境美化活動の折にも、いろいろ情報発信はしてきておりますので、それも含めて引き続き周知啓発に努めていきたいと思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

というのは、事業内容のところの負担金内訳を見ると、大体鳥栖市が3分の2ぐらいの負担金割合になっとるんで、ここの部分というのは、鳥栖市がそういう啓発とかをしていけば大きくなってくるかなっていうところで聞いたんですけど。

この金額に関してなんですけど、可燃ごみとか不燃ごみとか資源ごみっていうふうになつてて、負担金額の合計ですよ。

これは、9億7,800万円あるんですけど、これは、この中でリサイクルプラザでかかっている分っていうのは、大体どれぐらいの割合になるんですか。

僕のイメージの中では、この九億何千万円の中から焼却処分にかかっている分とリサイクルプラザにかかっている分っていうのが、あらかたこう細かい金額じゃなくても、何対何ぐらいでも分かれるのかなってイメージしているんですけど。

この9億7,000万円のうちのリサイクルプラザの分、可燃ごみじゃない部分という割合ってどのくらいあるんですか。

中川原豊志委員長

建設負担金でもいいんですか。というわけじゃなくて。(発言する者あり)

いや、焼却云々っていうよりも、一番最初に建設負担金ってあるじゃないですか、建設負担金の割合がリサプラの分と焼却炉の分とどのぐらいの割合やろうかということじゃなくて、

(「じゃなくて」と呼ぶ者あり) じゃなくて。(発言する者あり)

いやいや、全体の給付の中に。

ちょっと休憩します。

午後 1 時19分休憩



午後 1 時22分開会

中川原豊志委員長

再開します。

じゃあ、要点を。

樋口伸一郎委員

そしたら、今既存のごみ処理施設の焼却施設とリサイクルプラザにかかっている金額の内訳というか割合っていうのを、今年度分っていうのと合わせて、ここ近年の推移、焼却費用分とリサイクルのほうの費用分の割合を2点、お尋ねをさせていただきます。

橋本有功市民環境部長

今回、負担金として全体で15億2,400万円、その内訳としてそれぞれ管理運営、所在地交付金とあります。

管理運営費の中身としては、リサイクル施設と焼却施設ということで、運営は別々になっておりますので、その辺につきましては組合のほうに確認いたしまして、それぞれの管理運営費の推移について3年程度さかのぼった形での資料と、合わせまして先ほども申し上げましたが、2町のごみの排出量の状況も含めて、後ほど御提示させていただきたいと思います。

中川原豊志委員長

ほかに御質問は。

牧瀬昭子委員

まとめて4つ質問させていただきます。

まず、158ページの残土処理委託料についてなんですけれども、予算が359万円に対して282万円ということで。

まず、何箇所分のしゅんせつ残土処理をされたのかということと、予算に対してかなり低めに使われてるみたいなんですけど、これはなぜだったのか。それがまず、大きく1つ目で

すね。

それで、2個目が、燃料代と光熱費に関して教えていただきたいんですけど、158ページの斎場費、燃料費が高くなっているっていうのはどうしてなのか。

合わせまして、燃料費に関して162ページし尿処理費っていうので、燃料代が減っていて光熱費がふえているっていうのが、何か要因があったのか、これが2つ目です。

3つ目が、160ページ地域環境整備基金積立金についてです。

これは17年に分けて予算が入ってくる、基金に積み立てられていくという形になると思うんですけど、これの使い方というか、そのあたりをどういうふうに考えていらっしゃるのか。地域の定義について、そして、周辺自治体の配慮を具体的にどのように考えているのか。

それと、消費税をこの中には含まれているのか。

それが3つ目の大きくくくったところですよ。

4つ目が、ダイオキシン類測定等委託料、162ページです。

この分は、数値がどのようにになっているのか。

昨今の数値がどのように変化しているのか、異常がなければ大丈夫なんですけど、そのあたりを教えていただきたいと思います。

もう一個ありました、すいません。

166ページ、ストップ温暖化県民運動推進会議というのに出席されているということなんですけど、何のための会議なのか、どんなお話がなされているのか、これが市民に対してどういう情報発信がなされているのか、鳥栖市としてどういう取り組みを行って、情報啓発をされていくのか、考えをお知らせください。

以上です。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

すいません、幾つかありましたので、ちょっと確認させていただきながら回答をしたいと思います。

まず、残土処理の委託料につきまして御質問いただいたと思います。

282万6,684円ということで決算しておりますけれども、平成30年度におきまして、残土処理については、例えば2トンダンプ1時間当たり4,000円とか、4トンダンプ1時間当たり5,700円、あと人件費、半日1万円とか1日1万6,000円とか、そういった細かい単価契約をしております、その中でそれらを合計したところ282万6,684円ということになっております。

執行額が少ないじゃないかということで御指摘だったんですけど、これにつきましては、1つは近年になって下水道等の整備が大分なされたこと。生活環境の水回りの環境が大分よく

なりまして、出てくる残土といたしますか、しゅんせつ土自体がまず大分減ってきていること。

あともう一つは、近年みたいな大雨の災害のときに対しまして、ある程度余裕を持っているような予算取りをさせていただきまして、早急に対応できるような形でしてございまして、平成30年度は、たまたまこの金額の予算額に納まったということで御理解いただければと思います。（「場所を知りたいんですけど」と呼ぶ者あり）

場所。場所は市内一円、市内各所。

中川原豊志委員長

この残土処理のね、仕組みをちょっと教えてやってください。

要は、町区で出た残土ばするとでしょう。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

特に、春から夏場にかけてが多いんですけど、町区で、例えば隣保班とかで溝掃除しますよ、ということで溝の掃除をされて、泥を上げられて、そして袋に入れられます。

例えば、日曜日にされるんで、月曜日の朝に回収に来てくださいということで、その班の方が区長さんとかに連絡されたら、町のほうで市の環境対策課のほうに、この日に泥がどれくらい出てますという話をされます。

それで、我々が委託業者のほうに何月何日は何々町、何々町のどこどこ、どこどこに行ってくださいという、委託をしてる業者さんに報告しまして、それから量に応じまして2トン車だったり、人を2人乗せたりとかそういったことで単価が算定されまして、合計でこの金額になりまして、箇所で行くと結構町区で二、三回とかあつたりしますので（発言する者あり）

中川原豊志委員長

いいですか。

橋本有功市民環境部長

斎場費ですけれども、主要策の成果の44ページに、火葬件数の推移ということで平成27年度からの件数、市内、市外がございます。

年々、高齢化の進展もありふえてきておりますので、その件数の増加に伴い燃料費も上がっているということだと考えております。

あと、し尿関係については、同じく主要施策の成果の48ページにございまして、下水道の整備等々の普及促進によりまして、し尿自体の対応件数は減ってきております。

平成27年度を基準年度といたしまして、平成30年度はもう8割を切って、77.96%という形になっております。

それで、お尋ねの光熱水費が上がって。（発言する者あり）燃料費が下がって光熱水費が上

がった。

すいません、ちょっと答弁者を変えます。

北三希子環境対策課環境対策推進係主査

し尿処理の燃料費に関しましては、脱臭用の燃料としてA重油っていうのを入れているんですけども、燃焼して脱臭をする設備があるんですけども、その重油を入れる回数が2回入れる年と1回入れる年と交互にありまして、平成30年度は1回だけだったので、その分が前の年に比べれば大きく差があると。

一番大きいところはそこですね。

橋本有功市民環境部長

それで、地域振興基金の関係ですけれども、使い方につきましては、定例会の委員会の中でも御説明申し上げましたように、基金条例にございます環境保全、地域の活性化に資するために活用していきたいというふうに考えておりまして、地元の真木町を含め、周辺の町区のほうに対する整備費用というふうに考えております。

ただ、現時点では、もちろん地域からのいろいろなお話を伺いながら、確認して以前も御説明申し上げましたように、庁内の中で協議を行って、財源として確保していくという形を考えておりますので、今後、事業の進捗に合わせまして、その辺の使い道であったり、周辺町区の考え方であったりについては、庁内で整理していきたいと考えております。

以上でございます。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

ダイオキシン類測定等委託料の件で御質問いただきましたけれども、これが鳥栖市真木町の衛生処理場の横の敷地のところに小型動物の死骸の焼却炉を設置しております。

これは、鳥栖だけじゃなくて近隣の市町の方も、あと国道の関係とか県道の関係の分も、タヌキが死んでいたり猫が死んでいたりとか、そういうのを処分するところがないので、そちらに持ち込んでいただいて焼却をするということで、一般の方の分も受け付けているところでございます。

その焼却炉を設置している管理者といたしまして、毎年1回、自主測定ということで数値を測定するようにしております。

1つは、その排出ガスにかかるダイオキシンの量、もう一つは、その燃え殻に含まれるダイオキシンの量ということで測定しておりまして、今のところ基準値内で推移しているところでございます。

以上でございます。

橋本有功市民環境部長

ストップ温暖化県民運動推進会議負担金でございます。

これは、県の県民環境部長さんが会長を務める推進会議になっておりまして、20市町及び県、事業者団体、消費者団体や各種団体などで構成をされておりまして、負担金といたしましては均等割の4万円プラス人口割の9万9,000円、合わせまして13万9,000円を負担金としてお支払いしております。

事業内容といたしましては、環境意識の普及、啓発等ございまして、県内一斉ふるさと美化活動を毎年実施しておりますけれども、そういう活動の際の負担金としても活用されているところでございます。

牧瀬昭子委員

まとめてどうもありがとうございます。

ほとんどのところはわかりました。ありがとうございます。

地域環境整備基金についてなんですけど、平成30年から32年にかけて1億円が年間振り込まれて、合計3億円。

それで、令和3年から12年まで10年間で6,500万円が毎年で計6億5,000万円。

それで、令和13年から17年、5年間に限りで4,000万円ずつが2億円ということで、足して11億5,000万円っていうことになると思うんですけど、その大まかな使い方が、ちょこちょこ入って来るたびに基金に入れて、それをちょこちょこ使っていくのか。

それとも、まるっと11億5,000万円で、大きなものをどんと何かに使うみたいなイメージなのか。

そのあたりのざっくりしたイメージ、基金を使う上での予算の考え方、それをどういうふうに考えているのかを教えてください。

橋本有功市民環境部長

年度ごとの基金の積立額については、今、牧瀬委員のおっしゃるとおりでございまして、トータルいたしますと11億5,000万円になりますけれども、あくまでも各構成市町、鳥栖以外のところから組合に入りまして、組合からその額が毎年入ってまいりますので、それが入り終わるのが平成で今申し上げると47年ということで、かなり先になります。

だから、その丸々どう使うかという形ではなくて、もちろんそのトータルとしてその部分がございますので、それをアッパーとしてどういった活用ができるのかというところは検討をします。

それで、事業の内容によっては、単年度で終わる部分もございますし、処理場線のように一定の期間がかかる部分もございますので、その辺は、内部でも検討しながら、先ほど申し上げましたように地域の環境保全にとって必要な部分を、じゃあいつの時点でいつまでにす

る必要があるのかという部分は、当該の町区とも相談しながら、その時点でじゃあ開始してという部分は、そういうのを事前に確認して、財源としてのどの部分を、丸々使うのか、それとも一般財源も含めて対応するのかということも考えていく必要があると思います。

ですから、そういったもろもろ、調整をとりながら対応していきたいと思っております。

牧瀬昭子委員

とても大変なことだと思うんですね、周りの地域をどこまでなのかとかいうのも含めて。

あちらはこう言っている、こちらは言っている、じゃあ総額これしかないから、どう使うかっていうのは、とても大変で、お隣同士がもめたりするきっかけにもなり得るので。

そのあたりもうまく、とても大事だと思いますけれども、調整役をどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

成富牧男委員

それに関連して、一言申し上げておきます。

今言われた、それぞれの地域から要望を吸い上げるシステムみたいなものをつくったがいいということと合わせて、全市的な、全域的に、例えば、もうわかりやすく言うと、多目的広場とか運動場とか、そういうやつも入ってくると思うんですね、そういう中に。

それで、前の次長は、丁寧に説明をいただいたときの、条例説明の中で言っているんですね。

そういうのもあると、例えば、多目的広場を使えばとかいう表現もありますし。そういうやつも考えておかないかんわけでしょう。

いろいろな地域の、恐らく地域に含まれるであろう周辺の町区、プラスまとまってお金が要るようなやつも考えられるわけですね。

もちろん、それも地域からの要求もありましようけど、全市的な要求として出てくるかもしれんわけです。

だから、やっぱりある程度、事前に何らかのガイドラインみたいなのを決められたほうがいいんじゃないかということをお願い申し上げます。

ちょこっと、よかったら、もう何度もやりとりしませんので。

橋本有功市民環境部長

おっしゃるように、周辺地域の環境保全であったり、活性化というふうな基金の活用目的がございしますが、もちろん、周辺の地域の活性化に資するとともに、市全体としての活用もできるというような観点から取り組む内容の事業も出てくるかとは考えておりますので、そういう意味では、周辺のみならず市全体としても有意義な取り組みも含めて対応してまい

りたいと考えております。

以上です。（「早よう考えといってください、計画を。終わります」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほかは。

古賀和仁委員

45ページの、衛生費の組合負担金のところに、広域ごみ処理施設でのごみ処理場の推移と
いうことが出ているんですが、今出しているのは分別、それから可燃ごみに対して今度神埼
とほかが入った場合、当然、話し合いの中でどうするかということになると思うんですけ
ど、鳥栖の今の分別の割合というのは全国的には真ん中ぐらいと。

これ、より広くするのか現状のままいくのか、そのことでいいですか。

橋本有功市民環境部長

おっしゃるとおりでございまして、今、1市2町は西部環境施設組合で、神崎市さん吉野
ヶ里町さんは脊振共同塵芥処理組合という形になっておりますので、焼却するごみ以外の資
源物として取り扱う内容については、異なる部分もございます。

それで、リサイクルプラザを建設するにしても、そういう内容を統一化して対応する必要
が当然ございますので、その点については、佐賀東部ブロック協議会の中でも、一定議論も
してきたところでございますが、現時点では、じゃあ2市5町が、もう同じ内容で同意した
というところまでは至っておりませんので、今後新たな形にするのか、今のどちらかに合わ
せるのかも含めて協議を進めていくことになるかと考えております。

古賀和仁委員

環境面を考えると、今分別ごみ十何種類やけど、近隣ではそれ以上にやっているというふう
に聞いているんですけど、それに近いような形ですするような話はあるかどうか、そ
ういうのを含めて。

藤木太祐環境対策課環境対策推進係主任

今のところ、今の鳥栖の分別区分以上に厳しくするかどうかということまでは議論が至
ってないんですけども、鳥栖市の立場として、今まで市民の皆さんに分別をしましょうっ
ていう形で働きかけてきて、今の現状の分類まで至っているわけでございます。

それを、今以上に分別をしなくするっていう方向に、こちらが緩くするっていうのはどう
かなということでは考えていまして、ただ一方で、神埼、吉野ヶ里っていうのが、まだ、今、
袋収集という形で、何でも袋に入れて出しとけば収集してもらえるっていう——言い方はま
ずいですけど。

そういう状態なんですけど、そちらはそちらで、やっぱり山手のほうに住まわれている集

落の方とか、なかなか分別のところまで降りていけないとかいうような事情もあって、神埼、吉野ヶ里も今すぐに鳥栖・三養基地区の分別区分まで引き上げて合意しますというところまではまだ合意をいただけていない状態です。

まずは、鳥栖の今の分別区分からさらに厳しくするという議論じゃなくて、今の分別区分のまま——当然、今の国際的な流れからも環境区分を緩くするというよりかは、鳥栖・三養基の基準のところまでみんなと一緒に頑張りましょうというようなやり方で、鳥栖としては交渉していくべきかなという形で今、議論を進めているところです。

古賀和仁委員

ぜひ、もう環境に対して優しくするというのは、もう流れの一つですから、ぜひそれに合うようなところで話しをやっていただきたいと思います。

藤田昌隆委員

愚問かもしれんけど、ちょっと教えて。

今、西部環境施設組合と東部環境施設組合2つあるね。

それで、まずその西部環境施設組合、今の施設に吉野ヶ里とか、あそこはまだ燃やしてないっちゃろう、全然。利用はしてないっちゃろう。それで、吉野ヶ里町とか神崎市が使うのはこっちからよね。

じゃあ、その西部環境施設組合で、例えば——今まで1市2町か、で積み立てた金を一回、全部チャラにして、それから後の施設、要するにこれはみんなで作った施設やけんね。

どういう利用方法を考えていますかっていう質問をしたことあるんやけど、それはまだ考えてないということやけど、もう早く次を考えないと、もういけない時期にきたし、それと、これ私の提案というか考え方の1つなんやけど、リサイクルプラザを、あれは20年というふうにあってもリサイクルは何遍も言うように火も使わないし、対応年数はある程度延ばせると思うんよね。

だから、極端な言い方をすれば、それじゃあそのリサイクルだけみやき町にそのまま置くという方法もあるたいね。

こっちで探すか、今までのやつをもう一回、そのリサイクルをそのまま使って、そしてみやき町にお願いして、するという考え方もあるんやけど。

まず、西部環境施設組合である金を一回チャラにするのか、それからそういったリサイクルの継続というのは考えられるのかな。

答えられますか。

橋本有功市民環境部長

現施設、鳥栖・三養基の西部環境施設組合の施設につきましては、おっしゃるように、も

う20年間は設置期限になっております。

その際には、次の展開を考えてあります。

ただ、リサイクル施設については御承知のように、今、不測の事態の中で、一定延長についてを東部組合のほうからも申し出をしていただいている部分もございますので、20年を超えた運用という形については、今後また進めさせていただきたいと思っておりますし、焼却施設につきましても、今回、次期のごみ処理をする施設ができた段階で当然、移行はいたしますけれども、その中でも何かしらの——ないとは思いますが、不慮の、不測の事態があって、現施設を使う必要性が出てくる可能性もないことはないんで、万が一のために。

そういう意味では、一定期間、どのぐらいの期間になるかわかりませんが、施設を温存しておくことはあるのかなど。

ただ、その先に当然、1市2町の構成した組合が持つ資産でございますし、じゃそれをどういった形で対応していくのか、解体した上で更地の部分を何らかの活用をするのか、それとも施設の所在するみやき町のほうに何らかの対応をお願いするのかなどなど、いろいろな可能性について検討する必要はあると思っております。

それで、資金については、基本的には毎年度精算して負担金として返還金をお戻ししてしますので、その部分がございますけれども、施設ですとかそういう部分については、今申し上げたような、ちょっと次に想定される、万が一の事態も含めて考えながら、その先についてもおっしゃるように、早目に検討はしていく必要があると思っておりますが、現状ではまだそこまでいっておりません。

藤田昌隆委員

今、例えばみやき町にあるやつを、もう全部やめましたと。

そうした場合に、また解体せにゃいかんよね、焼却のやつも。

一番問題なのは、あそこを解体してそれをまた処理するのに何億円という金がかかりますよね。

しかし、あの施設はみんなで、1市2町でつくった建物だし、もし後の使い方ははっきりしてね、一般企業に売ってみたり、そういう売却益が出たら、次の段階進めますからね。

だから、その辺をぜひ考えてほしいし、もし今のリサイクルプラザをそのまま継続してほしいなら、みやき町も助かるんですよ。

だって、今まで入ってきた収入がすっ飛ばすわけですから。

そういう点を考えたら、私はどっちもプラスになるかなというふうに思っていますんで、ぜひ、その辺の方向でも考えてほしいし、もしぶっ壊すんやったらきちんと、それを売れた分だけ売却するとか、逆にみやき町がいただけたら、その負担金の一部を返してという

ふうなことも言えると思うんで、ぜひ、そこまで考えてやってほしいです。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかに。

成富牧男委員

ちょっと数字の確認ですけど、決算書説明書の157、158ページの2目の斎場費のところ。主要な施策の成果に書いてある、要は、施設運営業務委託料というのが、通年分でないって説明されましたかね。

要は、業者さんが切れんごと、基本、委託料なんでしょうけど、この金額は通年ベースですとどれぐらいになるんですか、全部合わせて。

いわゆる、業者さんに支払うべき、基本は委託料になるんですかね。通年です、これは9月までになっとるんで、年間がわからなくて。

何でそんなこと聞きよるかっていうと、ここはことしの9月、8月か。業者さん、入札があつて、ああ、きょうからか、10月1日から業者さん変わっていますよね。

それで、ちょっと落札額を見よったら、契約予定額で4,474万8,000円となっているんで、ちょっとその数字の、こういう関係にあるんですよってということだけでも、数字的なことだけです。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

すいません、ちょっと数字的なことはお調べして。

長期契約で3年、議員さんが言われたとおり、初年度が10月1日から始まりまして、最終年度が9月30日で終わるといふ、そういう形態になっていまして、それが3年間ですね。

だから、初年度については半年分、最終のときも半年分ということで、今回につきましては、委託料年間分の1年分を計上しております。

成富牧男委員

すいません、ちょっとその3年間のついでというのがあったんですよね。

だから、さっき契約予定額が契約では4,400万円ぐらいになるけど、ちょっとそこら辺の数字が違う。

詳細なのは後から教えてください。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほかに。

成富牧男委員

これも、毎度って言ったらいかんですけど、地域の人たちにとっては切実ですけども、いわゆるステーションの問題ですね。

塵芥収集運搬車が、それこそ各駅停車のごとして、どんどんそこに置いてあるやつを拾ってあるところもあれば、一定のところ、それこそステーションでそこまで。

いつも、もうわかりやすく自分の例を出しますと、自分なんか100メートル以上離れたところまでこうして、昔はこうして持って行きよったけど、今はこうして。たまには一輪車で持って行く、だんだんそんな感じになっているんですよ。

それは、もう全部地域そうなんですよ。

ですから、やはり地域の人からは、鳥栖駅のほうに向かって鎗田のほうを通りよると、こう恨めしげに両方にとんとんとと並べてあるのを、私もそうですけど、見ながら行っているんですけど。

これ、前質問したときには、どがんかせないかんなんです、いろいろと言われましたけれども、現状とんとんとと置いていいところと、それとも——とんとんとんっちゃもう個別たい。そこに袋を置いていけば持っていきよんしゃんもんね、ちゃんと。

そういうところと、こういう地域は個別を受け付けてますとか、それとか、こういう地域はステーションでお願いしていますとか、何かそこら辺、一定説明できるようなのがないと、正直私たちも聞かれますし、そこんところは、いずれ何か、どがんかせないかんねっていうのが今までの答えだったと思いますが、どげん考えてあるんでしょうかね、今。

橋本有功市民環境部長

収集場所についてはそういった課題があって、以前もお答えしたと思うんですけど、開発して新たな団地ですとか、そういう開発された区域については、基本的にはステーション方式をお願いしております。そこに集めていただいて、それを収集車が持っていくと。

ただ、これまでの収集をする経緯の中で、当初から個別にしてきたところについては、なかなかそこを、じゃあどっか1カ所にとという形を御理解いただくのが非常に難しい部分もございまして、現状ではステーション方式を推奨しながら、これまでの経過もあるんで、そういうところは個別の収集という形になっております。

それで、それを、なかなか区域がこれだから個別なんです、ステーションなんですよというのはございませぬので、今後高齢化ですとか、ひとり暮らしのお年寄りもふえておる中で、先ほどおっしゃったように遠くに持っていくことが非常に難しい方についての、まずは対象範囲を、例えば要介護提出とか、要支援ですとか、そういう介護的な区分もございまして、そういうくくりを一定考えながら、どういった形であれば、そういうふれあい収集的な御協力、御支援ができるのかについては、現在、調査しながら研究もしている最中ではご

ざいます。

我々も課題として、御健康な方、持って行かれる方は今の状況でちょっと持っていかざるを得ないんですけども、もうそうじゃなくて、身体的に年齢的に非常に難しいという方は、現状でもどなたかの助けをかりて、そこまで持っていらっしゃるという実態も、我々も調査の中で浮き上がっておりますので、それを何とか、少しでも御支援できるような仕組みを、今ちょっと、考えておる、研究中でございます。

成富牧男委員

しゃくし定規には、なかなか難しっちゃうのはわかります。

だからこそ、今までずっと……、だけど研究中、研究中が、もう10年近く研究なんですよ。

その間に、高齢化って言ったのが、高齢化社会が高齢社会になっているんですよ、鳥栖市も。25%ですね。

だから、もう待たないですよ、これ私がよく質問する草刈りでもそうですけどね。もう、する人がやおいかんごとなりよるわけですね。

だから、そこら辺、考えていただいて、例えば、できるようなやつは、これも提案しましたけど、今、全部ステーションつくるのは、緑の網のところが多いですけど、ちゃんとしたところはゲージのごたるとをしてありますね。

それとか、うちなんかは、たまたま区長さんが器用な人やったから木を持ってきて、防腐剤入りの、何かあるやん。キシラデコールをきれいに塗って、防腐剤の入った塗装。

だから、そういうふうな、結局、今は一つ一つ小口に、自分の家の前に置けるところはある意味、悪く言えば何も負担がなくて、一生懸命そういうふう努力して持っていけないかんようなところは、特に田舎はそういうスペースがありますから、やっぱりどうしてもそうなる。そういうところは、全部手前持ち、自分たちでお金を出して、もしくは材料を出してやっ取るわけですね。

だから、そこんところに対して、何かできないかとか、当面の措置としてやっぱ考えてもらわないかんのやないかと思ってます。

それと、あと1つ、関連して。それで、もう一つは、これは完全に逃げられたと私は思ってますけど、例えば、非常に、私のように1軒だけ150メートルぐらい先にステーションがあるんじゃないかと、結構遠いところ、こっちの道をパッカー車が通ってくればいいのに、こっち側しか通らんもんだから、結局ここまで持っていかんといかんわけですね、河内まで行く道の話ばしてますけど。

だから、ああいうやつも、私、もう測りました、パッカー車の高さとか幅と。あのとき高さが、県道17号線の高さがちょっと厳しいのでって言われましたけど、軽く通るんですよ。

だから、そこら辺も含めて、そういうステーションの順路も、やっぱりいろいろ工夫して、もうこの道しかかんじゃなくて、ぜひ検討していただきたいと。可能なことは、できることは、そういうことはできるんじゃないかと思うんで。

ちょっとそれだけ、答弁をいただきたいと思います。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

成富議員の収集ルートへの検討の件で御意見だったと思いますけれども、最近鳥栖市内にもさまざまな新興住宅とかマンションとか建つたびに、収集ルートをこうしてくれていうような要望があっちこっちから入りまして、全てを対応していくと到底ちょっと対応できないようなコース取りになってしまうようなことがあります。

ですから、ある一定、地元で区長さん等々を入れていただいて、調整がとれれば、対応できる部分については環境開発センターのほうに御相談して対応するようなこともありますので、そういった機会がございましたら、ぜひ御相談していただければと思います。

よろしくお願いします。

成富牧男委員

ありがとうございます。

ちょっと最後に1点、今、センターの話が出ましたので、環境開発。その環境開発の委託料を抑えてしまってる。委託料をもうこの範囲でしてくれていうことが、そういうことのネックに、そういうルート変更とかのね、ネックにならんようにしてもらわないかんですけど。わかる。

橋本有功市民環境部長

環境開発総合センターからは、当然、市民生活に欠かせない業務ですので、一定の費用がかかる部分であったり、そういう部分で我々が頭打ちにするとか、そういうことは一切思っておりません。

そういうことでできないとかいうことではなくて、今、補佐も申しあげましたように、いろいろ人口もふえてきておりますし、今まで住んでいらっしやらなかった土地に戸建てができたり、いろいろな場合もございますし、今、御指摘いただいた課題等もあると思いますので、それらについては、あまり個人個人の御意見をそれぞれ聞きよったら、もう切りがございませんし、もう、1日かかったっちゃ収集できないような状況になってもいけませんので、それらも総合的に考えて、できる中で考えていきたいと思っております。

成富牧男委員

質問やなくて、だからこそ、役所主導でそこら辺を調整してほしいなっていう意味ですので、終わります。

答弁は要りません。

藤田昌隆委員

関連して。

2つあって、1つは、さっきあった、今新しいゴミを袋を入れる、ぴしゃっと閉まるやつとかあるやん。

今、うちあたりは、昔の金網でこう、かぱっとするやつなんよね。

それで、前のやつだとカラスとかね、もう本当週に一、二回私は、もう、すぐ傍にあるもんやけんさ、食い散らかしたつをまた拾って、でしよるわけよ。

それで、そのとき思うのは、やっぱり、例えば池田商店の前のやつはきれいなやつなんよね。よそのところも、結構きれいなやつがあったり。

そいけん、そういうごみ箱に対して市は補助金っちゅうのは出してるわけ。

まず、それが1つ。

それと、今、週2回やんね、これを例えば週3回する。

いや、本当、かわいそうなんよ。出すほうもそうやけど、パッカー車乗っている人間、あれはそれこそ、もう走りまくってね、重たいやつをして、そいけん、ここまでするんやったら、もう少しゆっくりパッカー車で回れるように、週、日にちを少し、1日ぐらい余計延ばして、ふやしてしたらどうかなあと。

本当、かわいそうですよ。

ごみを集めて、パッカー車の中に、している人はもう、よう倒れんなっち思う、俺。

頑張っているんで、その辺はどうかな。

橋本有功市民環境部長

カラスによる被害は、御意見多々いただいておりますし、カラスも、先ほどちょっと申し上げました水切りとか、きれいに結んで出していただくというのが基本ですので、そういうのが緩かったりして、カラスから1回やられれば、頭がよかけんが、また来て、いつでんここで食べられるみたいな形になつとる場合もあると思います。

ですから、我々は、市としてもホームページ等でごみの出し方含めて、カラスへの対応ということでのやり方を、ちょっとお示ししたりもしております。

それで、補助金の話ですけれども、補助金については、我々環境美化奨励金ということで、各町区でコンテナ収集をしていただく際に、その奨励金という形で町区のほうに活動費とか、そういうのをお支払いしておりますので、基本的にはそういう中から。

そこで、町区の考え方で、そこに立ち番がおっちゃって、そこに人件費として支払うパターンもありますし、それをプールして、今言われるような対応のための費用に使われる場合

もごございますので、我々としてはそれで、ほかではない取り組みなんで、そういうのを御活用いただければと思っております。

それと、収集日をさらにふやすということについては、当然、委託料にも反映してくる話でございまして、以前は祝日は収集していなかった分を、祝日については収集している経過もごございますので、現状では週2日をまずは維持して、そのほかの取り組みの中で対応できればと考えております。

藤田昌隆委員

わかりました。

わかった中で、もう一つ提案やけど、例えばごみ箱を置くスペース、もう個人の土地が多いよね。もう、ほとんど。

市が持つてる、例えば道路の横というのは非常に少ない。

だから、例えば土地の交渉はおそらく区長さんがやると思うんよ。ここにごみ箱を置かせてくれんやろうかって。

非常に、先ほど言った100メートル歩かないかんからちゅうところで、そうした場合に、じゃごみ箱を置かせてもらうその土地料、使用料っていうのは全然考えていないのか。

市がそういう土地に対して、ほんじゃ月、土地借り賃として年間幾ら払うとかしたら大分違うと思うんやけど、いかがでしょうか。

橋本有功市民環境部長

基本的には、歩道であったり、歩道がない場合であっても道路沿いという形でお願いしておりますし、基本的には収集場所については、先ほどのようにいろいろ課題もありますけれども、ステーション方式をお願いしておりますので、その中で一定場所がなくてどうしょうもないという場合においても、どこか公共的なところをお願いする形だと思いますので、我々としては、土地代という形で、余りそこに金銭的な部分というのは発生することについては、逆にほかの問題もあるかなと思っておりますので、現状では考えておりません。

藤田昌隆委員

いやいや、道べたにさっき言われた、その辺がぼとぼと置くんやったら、そういう土地を借りてでもしたほうがよくありませんかと。

今の答えだと、全く御否定されましたが、そういうことでぜひ、1回検討してみらんね。俺、すべきやと思う。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかございますか。

[発言する者なし]

じゃあ、私から1つ。「(関連ですか)と呼ぶ者あり)

いや、関連じゃないです。

不法投棄の件で、きょう県からの補助もあつとった分。

不法投棄のパトロールとか、それから監視カメラの設置とかされていますけれども、この辺の基準というのがどの程度のものがあるのか。

というのが、安良川の河川敷に最近、ようごみを不法投棄されているのが散見されるんですよ。

可能であれば、そういったところのパトロール、もしくは監視カメラ等が設置できないのかなというふうにちょっと思っているんですけど、パトロールとか監視カメラの設置基準とかその辺があったらまた教えてください。

橋本有功市民環境部長

不法投棄防止パトロール委託料で、今回も38万8,800円決算させていただいております。

年間24回で、1回当たり3時間ということで委託をいたしております、そのルートについては、今、委員長からも御指摘がございましたが、そういう形でここにそういう不法投棄があるというような情報をもとに、我々、区長さんともお話ししながら、じゃあこの辺を回ったほうがいいのかも含めて検討させていただいて、ルートの変更も含めてしておりますので、今お話があった部分について、また確認して区長さんのほうともお話をさせていただいて、どんな対応ができるのかは考えていきたいと思っております。

中川原豊志委員長

カメラの設置基準とかありますか。

藤木太祐環境対策課環境対策推進係主任

特段ルールというのがあるわけじゃないんですけれども、さっきのパトロールと同じで、実際に現場に確認に行き行って設置するという形にはしてはしまして、全部取りつけ型じゃなくて持ち運びが可能なタイプの監視カメラ等もございます。

実際に、今までも不法投棄が多いという情報をもとに現場に行きながら、確かに多いということを確認した上で、周辺の状況で監視カメラを設置する意味があるところとないところとあって、具体的には、たくさん道が、ルートがたくさん入り組んでいるところっていうのはどこからでも来れるんで。

例えば、一本道じゃないと、絶対そのカメラに不法投棄をする車が映りやすいようなルートじゃないと設置する意味はないかなというところもあるんで、そういった道とかを見きわめながら、自分たち職員が運んできて取りついたりとかといった事例もありますので、また

今後、新たなお困りの場所があるのであれば、現場を見に行って、例えば半年間とか1年間つけてみるとかいった、その期間限定でやってみて、効果があるかどうかとか。そういったところも協議しながら、設置することは可能です。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

後ほど場所をお教えしますんで。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

補足ですけど、カメラについては、県の補助金等を活用しまして、レンタルで業者さんよりお借りしている分なんですけど、特に今つけているところは、どちらかというところと産業廃棄物とか、何か不審な車が来てどっと置いていくような、そういったケースが見られたところに設置しているケースが多いような――山間部とかですね。

ちょっと西のほうとかになりますけど、そういったところで何か所かつけているような状況です。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

例えば、パトロールされるじゃないですか。パトロールして、不法投棄されているねって思ったら、ここにはごみ捨てちゃいけませんよ、で看板を立てていくことはあるんですけども、そのごみを拾っていかれないんですよね、パトロールする方っていうのは。

その辺、何か基準があるのかなって。

今、私が言っているのは、道路は市の管理なんだけれども、河川は国の管理、安良川やけんね。

その辺のはどういうふうな管理になるのかなというところもちょっとあるものですから、場合によっては国のほうに要望していただくことができるかどうかも含めて、ちょっと調整をお願いできんかなと。

橋本有功市民環境部長

道路沿いに不法投棄であれば、我々も収集はしている状況ではあるんですけど、パトロールで委託のところにもお願いしてですね。

今、おっしゃったように、国河川で河川敷であった場合に、勝手にしていいのかということもございますので、その辺はまた、ちょっと確認をさせていただければと思います。

中川原豊志委員長

よろしくお願ひします。

ほか、ござひますか。

[発言する者なし]

では、ないようですんで、市民環境部関係の質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後 2 時 20 分休憩



午後 2 時 30 分開会

中川原豊志委員長

再開します。



議案乙第26号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

中川原豊志委員長

次に、議案乙第26号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております、議案乙第26号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について説明申し上げます。

決算書の263、264ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 1 国民健康保険税につきましては、収入済保険税総額は、前年度より5,584万7,998円、3.87%の増となっております。

これは、保険税率の引き上げ及び収納率の向上によるものと考えております。

なお、一般、退職分合わせました現年課税分の収納額につきましては、前年度比5,362万

8,516円の増額、収納率は93.68%となりまして、前年度収納率より0.55ポイント増となり、滞納繰越分の収納額につきましては、前年度比221万9,482円の増額、収納率も19.31%と、前年度収納率より2.22ポイントの増となっております。

次のページ、265、266ページをお願いいたします。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 普通交付金につきましては、平成30年度の県単位化に伴い新設されたもので、出産育児諸費、葬祭費及び電算処理手数料を除く保険給付につきましては、県からの普通交付金として市町に交付されたものでございます。

節2 特別交付金につきましては、特別調整交付金、保険者努力支援制度交付金、県繰入金2号分及び特定健康診査等負担金が市町の実態に応じて、県から交付されたものでございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、国保事務にかかわる人件費や事務費の経費を繰り入れたものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減措置の実施に伴い、軽減相当額を繰り入れた保険税軽減分及び軽減の対象者数に応じて、平均保険税の一定割合を繰り入れた保険者支援分であり、負担割合は、保険税軽減分は県が4分の3、市が4分の1、また、保険税支援分は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1となっております。

出産育児一時金繰入金は、出産に伴い一時金として支払いました経費の3分の2を繰り入れたものでございます。

財政安定化支援事業繰入金は、低所得者、病床数、高齢者など保険者の責めに帰することができない特別な事情の国保財政の負担について、地方財政措置が措置された分を繰り入れたものでございます。

最後に、子どもの医療費助成事業繰入金は、子どもの医療費助成の実施による国保財政への影響分を補填するための繰入金でございます。

項2 基金繰入金、次のページ、267ページ、268ページ、目1 国民健康保険繰入金につきましては、平成29年度精算による国庫負担金等返還金の財源として基金から繰り入れたものでございます。

款7 繰越金につきましては、平成29年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金でございます。

款8 諸収入の項3 雑入、目2 一般被保険者第三者納付金につきましては、一般保険者の交通事故等に係る第三者行為に伴う納付金でございます。

次のページ、269、270ページをお願いいたします。

項6雑入のうち、一番下の過年度返還金は、平成29年度療養給付費交付金の精算により支払基金から追加交付されたものが主なものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。

271ページ、272ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料から節4共済費までにつきましては、国保業務に従事する職員7人分の人件費でございます。

節12役務費につきましては、郵送料などの通信運搬費と国保連合会に支払いました被保険者の資格情報及び給付情報の管理業務にかかる手数料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、医療機関からのレセプトの例月処理、被保険者の資格異動処理などの共同電算処理業務委託料が主なものでございます。

次のページ、273、274ページをお願いいたします。

項2徴税费、目1賦課徴収費のうち、節7賃金につきましては、国保税滞納整理補助のための臨時職員の賃金でございます。

節12役務費につきましては、納税通知書、督促状などの郵送費でございます。

節28繰出金につきましては、国保税収納に係るコンビニ収納経費など、一般会計で支出した経費の一部を一般会計に繰り出したものでございます。

同じページの中ほどになりますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費及び目2退職被保険者等療養給付費につきましては、保険税の負担分の医療費分を現物支給として支払ったものでございます。

次に、目3一般被保険者療養費及び次のページ、275、276ページの目4退職被保険者等療養費は、柔道整復師による施術や、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用具の経費に対して、現金給付として支払ったものでございます。

目5審査支払手数料につきましては、国保連合会へ支払いましたレセプトや柔道整復施術療養費支給申請の審査及び医療関係等への支払事務などの手数料でございます。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費とその下、目2退職被保険者等高額療養費につきましては、被保険者が1カ月の間に医療機関の窓口で支払った一部負担金額が所得に応じた一定の限度額を超えた分を、被保険者に支給したものでございます。

同じページの一番下から次の277、278ページにかけてとなりますが、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金につきましては、被保険者の出産に関して支給する出産育児一時金に要した経費であり、平成30年度の対象件数は50件でございました。

項5葬祭諸費、目1葬祭費につきましては、被保険者の死亡により葬祭を行った者に対し

て、被保険者1人につき3万円を支給したものであり、平成30年度の対象件数は88件でございました。

款3国民健康保険事業費納付金につきましては、平成30年度からの県単位化に伴い新設されたものであり、県全体での国民健康保険事業運営に必要な経費について、鳥栖市分を納付したものでございます。

次の279、280ページをお願いいたします。

款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に実施しました特定健康診査及び特定保健指導に要した経費でございます。

節7賃金につきましては、集団健診、特定保健指導、また、未受診者への訪問受診勧奨に係る保健師、看護師などの臨時職員の賃金でございます。

節13委託料につきましては、特定健診や2次検診にかかりました委託料が主なものでございます。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費につきましては、医療費通知や後発医療費差額通知、重複服薬通知の郵送料及び作成委託料が主なものでございます。

目2療養費につきましては、被保険者の健康づくり事業といたしまして、はり・きゅう施術1回につき1,000円を助成したものでございます。

次の281、282ページをお願いいたします。

目3健康推進事業費のうち、節13委託料につきましては、人間ドック及び脳ドックの委託料でございます。

節28繰出金につきましては、健康増進課等で実施した保健事業の経費など、一般会計で支出した経費の一部を一般会計に繰り出したものでございます。

款6基金積立金につきましては、平成29年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金を基金に積み立てたものでございます。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金の一番下、目3償還金の国庫負担金等返還金につきましては、平成29年度に国から概算で交付されていた療養給付費負担金などの精算により、返還したものでございます。

以上で、平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたかございますか。

牧瀬昭子委員

すいません、ちょっと教えていただきたいんですけど、はり・きゅうの助成金ということでよく載っているの、いつも何でかなと思っていたところなんですけど、なぜはり・きゅうが、整体とかそういうのではなくて、はり・きゅうっていうのは、国で決めているものなのか、市独自のものなのか。

そのあたりを教えていただいでよろしいでしょうか。

古賀友子国保年金課長

国で決めているものではなくって、市独自で健康事業としてはり・きゅうの助成を行っているものがございます。

牧瀬昭子委員

すいません、その対象者なんですけど、年齢のこととか、どういう病気だったとか、1回当たり1,000円ということなんですけど、上限何回って決まっているのかとか、そのあたりも教えてください。

古賀友子国保年金課長

医療行為といたしましては、また別に医療行為として行われているんですけども、これは保険給付費としてかからない分、お医者さんが必要とかっていうことで認めた分ではなくって、肩が痛いとか腰が痛いと言われる方につきまして、はり・きゅうの助成金として1回1,000円分の助成をしているというもので、1人につき1冊が30回分なんですけれども、年間上限が60回ということで助成をしております。（「6万円分」と呼ぶ者あり）

1,000円分が助成になりますので、1回、60回使われている方っていうのがそうはいらっしゃいませんけれども、6万円分までが上限ということになっております。

牧瀬昭子委員

ここから要望なんですけれども、はり・きゅう以外にも肩が痛いとかだったら、別の方法とかでも、今いろんな治療っていうのがふえてきているので、そのあたりをちょっと研究していただいて、はり・きゅう以外のところでも使えるような制度にしていっていただきたいと思ってるので、よかったらお願いいたします。

樋口伸一郎委員

271ページが一番下なんですけれども、目3 医療費適正化特別対策事業費っていうところの医療費適正化特別対策事業っていうのをちょっと御説明いただきたいのと、そのまま273ページにいったら、さっき言ったところなんですけど、270ページの備考欄の上から3つ目に手数料って書いてあるじゃないですか、301万2,279円。

その事業の中身とその手数料、どんな手数料か教えていただけますか。

古賀友子国保年金課長

医療費適正化特別対策事業費の手数料につきましては、レセプト点検業務に係る手数料で
ございます。

樋口伸一郎委員

医療費適正化特別対策事業のレセプトなんかかっていうのはわかったんですけど、そもそ
もその適正化特別対策事業の全般っていうのが、僕、理解できとらんので、ちょっと教えて
ください。

古賀友子国保年金課長

この目3につきましては、レセプト点検っていうのが医療費適正化といいますか、適正に
レセプトがちゃんとされているかっていうところの点検項目でございますので、こういう目
を設けているというところでございます。

樋口伸一郎委員

じゃあ、あとで教えてください。聞きに行きますんで、個別に。

じゃあ、もう一点、すいません。

今度は、278ページの備考欄、上から2段目の出産育児一時金についてなんですけど、これ
は金額ではなくて出産育児一時金そのものが当初予算よりも全体で決算がふえてきているの
で、そもそも想定しとった以上に出産育児一時金っていうのがいい意味合いで出る結果とな
ったのか、そして前年度とかと比べてそこの出産育児に関してはふえてきたのかっていうと
ころを教えてください。

古賀友子国保年金課長

出産育児一時金につきましては、昨年度、まず当初では50件分の予算でつけておりまして、
8月末ぐらいで32件ぐらいになりましたので、12月補正のときに増額補正をさせていただい
たんですけども、結果的には50件の出産件数だったということで、当初の見込みどおりで
したので、平成29年度が55件でしたので、それと比べましたら平成30年度は5件の減という
ふうになっております。

森山林委員

ちょっとお尋ねします。

280ページですかね、特定健康診査委託ちゅうところで、これはどぎゃんですか、一応あ
る基準、ならんとペナルティーということで県からちゅうことですが、大体順調にいっ
ておるかどうか、今回241万5,000円は、予定よりも少なかったということにされております
けれども。（「受診率とか」と呼ぶ者あり）特定健診の受診率。

古賀友子国保年金課長

受診率につきましては、平成29年が40.1%だったんですけれども、まだちょっと平成30年度が確定はしていませんが45%にまでなっておりますので、平成30年度は先ほど説明の中でも申し上げたんですけれども、受診勧奨の看護師さんたちが一生懸命回ってくれたおかげで、かなり受診率が上がったという状況になっております。

森山林委員

これについて、今ペナルティーは何もついとらんですね。

古賀友子国保年金課長

ペナルティーは、受診率は伸びているのでつきませんけれども、インセンティブはつくようになっています。

橋本有功市民環境部長

広域会議がありまして、医療費の適正化ですとか、今、森山議員がおっしゃったように、特定健診の受診率ですとか就労率ですとか、その辺が県の指導のもと、それを向上するようというような努力義務の目標にもなっておりますので、国保加入の議員の皆様方も、ぜひ特定健診は受診していただくよう、よろしく願いいたします。

中川原豊志委員長

ほかに、御質問ございますれば。

牧瀬昭子委員

すいません、これも教えていただきたいんですけど、274ページの一般被保険者療養給付費の件で、療養給付費が予算だと45億6,000万円だったんですが、結局43億9,000万円でおさまったっていうことは、現物支給ということで、これは随分前からスタートしているんですね。

もう、数としては伸びていっているのか、現物給付にしたことによってその金額がふえていっているのかどうかの、その推移を知りたいんですが。

古賀友子国保年金課長

この現物給付っていうのは、基本的には皆さんは、病院を受診されたら3割払われて、残り7割は保険者が払うというような部分ですので、これはもう随分前からそういうことになっております。

今回、総額が減っておりますのは、被保険者数が減っているということもございますし、平成29年度が1人当たりの医療費がかなり上がってたんですけれども、平成30年度は1人当たりの医療費も下がった上に被保険者数も少なくなったということで、もちろん予算額よりも支出額は少ないですし、平成29年度と比べましても少ない額となっております。

牧瀬昭子委員

すいません、具体的にありがとうございます。

今後の見積もりなんですけれども、また減っていく方向で考えていらっしゃるのか、そのあたりを教えてください。

古賀友子国保年金課長

今、まだ令和元年度も途中の段階でございますけれども、被保険者数は減ってきております。

ひと月当たり平均の保険給付費につきましても、昨年度の平均よりもちょっと下回るようなところをいってますので、このままいけば下回るのかなとは思いますが。

昨年の今の時期は前年度よりも高かったのが高くなるかなと思ってはいたんですけど、実際はそこからぐっと落ちたりしていますので、ちょっと医療費の動きっていうのが平均とかで見込めるということではないですので、毎月毎月の支払いの中からどういうふうになっていくのかということを見きわめながら予算設定とかもしていきたいと考えております。

中川原豊志委員長

ほかは、ございますか。

古賀和仁委員

264ページですけれども、不納欠損額は6,295万円ということなんですが、現在残っている滞納額っていうのはどのくらいあるんですか。ずっと、トータルで。（「滞納額」と呼ぶ者あり）全体、いままでのトータル。

全くないのか、わかりますか。

橋本有功市民環境部長

平成30年度の監査委員から出ております審査意見書はございますか。

その43ページに、調定額の徴収状況がございまして、その一覧表の中ほどのちょっと下ですけれども、収入未済額。

現年課税分と滞納繰越分がございまして、合計で3億8,794万9,684円が収入未済額となっております。

古賀和仁委員

今後、県に一体化に、国保自体がなった場合、この分についてはどういうふうな処理をされるのか、その分だけで結構ですので。

古賀友子国保年金課長

一本化について、今協議をしているところでございますけれども、一本化になったら一本化になった後は一緒になると思いますが、この繰越分については、今までの市町での収入、収入というか責任において取り扱っていくことになるんじゃないかなと思っております。

古賀和仁委員

それについては、不納欠損額として上げるのか、そのまま徴収をするのかどうか、その辺の方向性だけ教えていただければ結構です。

橋本有功市民環境部長

現在も不納欠損をしておりますので、ある一定の条件が来れば、今申し上げました平成30年度の現年課税分、滞納繰越分の中で、そういう要件に見合う分についてはもう不納欠損で対応していかざるを得んと考えております。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほかございますか。

[発言する者なし]

いいですか。

では、質疑を終わります。



議案乙第27号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

中川原豊志委員長

続きまして、議案乙第27号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております議案乙第27号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について説明申し上げます。

決算書の291、292ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料につきましては、歳入総額の75.3%を占めております。

前年度と比較いたしまして、2,061万7,717円、3.3%の増となっております。

目1 特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料収納額でございます。

目2 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料収納額でござい

ます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合への共通経費負担金分を繰り入れたものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減分について、県4分の3、市4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金分を繰り入れたものでございます。

款4繰越金につきましては、平成29年度決算が歳入総額8億174万7,186円、歳出総額が7億8,102万9,169円となり、歳入、歳出の差引額が2,071万8,017円の黒字決算となりましたので、同額を平成30年度予算に繰越金として計上したものでございます。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1償還金、節1保険料還付金につきましては、後期高齢者医療保険料の還付金が発生したものを後期高齢者医療広域連合から受け入れを受け入れたものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

次に、歳出につきまして説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、295、296ページをお願いいたします。

ページの中ほどになります、款2後期高齢者医療広域連合納付金が、歳出総額の99.3%を占めておりまして、平成29年度と比較いたしまして、6,278万9,324円、8.1%の増となっております。

この納付金につきましては、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料などのほか、歳入の一般会計繰入金で説明いたしました、広域連合に対する共通経費、負担金及び低所得者の方の保険料軽減を補填する保険基盤安定負担金などを後期高齢者医療広域連合に納付したものでございます。

以上で、平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

歳入の291ページをお願いします。

歳入もいいでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

款1、項1、目2普通徴収保険料の節2滞納繰越分なんですけど、不納欠損額106万5,600

円って右側に書いてあるじゃないですか、ここはもう、何か時効みたいな金額なんですか、不納欠損額。

まず、そこを教えてください。

中川原豊志委員長

不納欠損額。その意味やね。

橋本有功市民環境部長

さきほど、国保のほうでも御説明申し上げましたように、収入未済額の中で、滞納繰越分で、一定の要件等がございますので、それに当てはまる部分につきましては、もう徴収の見込みがないという形で欠損として上げさせていただきます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

じゃあ、今、収入未済額の214万円の中に入っているようで、もう取れない分ってところで、あってますか。

一番右側の収入未済額、その中に含まれている（「いや、別やろう」と呼ぶ者あり）別ですか。

そしたら、滞納繰越分としては392万7,000円ですけど、このまま単純に滞納分ということで、まだ今後、理想としては、取っていかないかん分って言ったらいかんけれども、そういうことでいいですか。

橋本有功市民環境部長

今の106万5,600円の不納欠損とその右隣の収入未済、この部分についてはその2つ左に調定額がございますが、そもそも滞納繰越分で504万1,000円が収入していただく額として上げさせていただいて。それで、そのうち実際収入があったのが182万8,000円と。

残りの320万円の中で不納欠損として当てはまる額が106万5,000円で、それを差し引いた214万7,000円は、まだ未納の分がありますということで残ったままになっている額になります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

極力その未納、滞納とかの分に関しては、理想では早くっていうか、長丁場にならんようになっていうところなんでしょうけど、すいません、それ踏まえて、ちょっと下のほうに督促手数料ってあるじゃないですか。これ、そういう金額を回収するための督促関係ということになるんですね。

そうしたら、その督促ってどういう、対象者が高齢者になるかなあとって、どんな督促

をしとるんかなと思って。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

今回、ちょっと後期高齢医療保険の話ですけれども、基本的には市税と国民健康保険、後期高齢、一律の扱いですけれども、納期限を定めております。

納期限後、20日経過しますと督促状を出します。払ってくださいということで。

これは、もう納期到来しているのに払っていない方には全員行きます。

じゃあ何でそれを出すかというと、基本的に滞納処分の前提要件です。督促を出すのにはがきで出しますので、当然、経費がかかっています。

その分については、現在、督促状を出しますと1件100円の督促手数料をいただいております。

その部分で、いただいた督促手数料が歳入として上がってきているということで、これはちょっと後期高齢のほうではないですけれども、私の守備範囲でいくと、一般会計のほうになりますけれども、督促手数料に要する経費として通信運搬費とか、そういうのは別途計上しておりますので、当然、その部分は、こういう言い方は適切かどうかわかりませんが、納期限内に払ってれば発生しない経費ですから、当然、納期限内に払ってない方から一定の負担をいただくと。

その額が100円ということで、後期高齢の歳入のところにその分の数字が上がってっていうことのでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

質問したのは、ちょっと別の意味もあって、仮に督促状を出して、入ってこなかったときに、お金を払ってくださいって直接行くこととかがあれば、何かおじいちゃんに対して、例えばですけど、僕ら世代がお金払ってくれて言ったら、何かぱっと見怖い人が絡んでいるようにしか見えんけん、そんなこともされとるんかなあと思って、ちょっと気にもなったんで。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

そのあとの流れといいますと、督促状出して、一定期間といいますか、しばらく反応がない場合は、今度、催告書とちょっと文面が若干、すいません、脅しているわけではないんですけど、厳し目の文書が行きます。

その後、それでも反応がない場合は差し押さえ予告通知書ということで、その通知を出している間に担税力の調査とか財産の調査をさせていただいて、最悪は差し押さえということ

になります。当然、税務課のフロアを見ていただいたことあると思うんですが、カウンターの横に個別に、ちょっと狭く仕切った相談コーナーも設けております。

それから、あそこは人から見えますので、その奥にも人見につかないような相談室も設けております。

そこで相談をさせていただいて、一括納付が難しい場合には分納とかというのをしていますが、これは、税の公平公正ということになりますと、納期内に納めていただくのが本来原則ですので、それに伴って、例えば、先ほど言った督促手数料、場合によっては延滞金、これは申しわけないですけれども、納期到来後にお支払をされる方には応分の負担をさせてもらっていますが、金融機関のような取り立てはしておりませんので、そのところは御理解いただきたいと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

以上です。

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほかに、何か御質問ございますか。

牧瀬昭子委員

払えないという方に、じゃ先ほどの100円ということで計算すると、1,046の方が今回は督促が行ったということでよろしいのでしょうか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

これは、あくまでも収納額でございますので、発送しているのは別でございます。

負担をいただいて払っていただいた部分が歳入に入ってますので、出している件数は申しわけないですが、もっと多うございます。

その部分も含めて、今、滞納金額になってますけれども、督促手数料なり延滞金というのが当然ついていきますので、発送した額イコールこの数字というふうにはなりません。

以上です。

牧瀬昭子委員

では、その督促を出している人数っていうのは、何人になりますでしょうか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

ちょっと数がいろいろ複雑なんで、市県民税は4期に分かれております。

固定資産税も4期に分かれてますけど、国民健康保険は10期に分かれて出していますけど、当然それぞれに納期があります。

ですから、その納期到来後20日を経過した分については督促状を出しますので、これ平成30年度決算でいきますと、ちょっと、後期高齢の話をしているときに、ほかの税の話をして申しわけないんですけども、今は税務課として手元に持っている市県民税、固定資産税の数字だけですけれども、平成30年度督促状、1万6,931通出しております。

ですから、納期が多いんで、国民健康保険はもっと多いと思います。

ただ、後期高齢については、基本は特別徴収ですので、普通徴収の方の数字っちゅうのは、発送件数というのは低いのかなと。

ちょっとすいません、手元に資料持ち合わせてないので、ほかの税での答弁で御容赦いただきたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

黒字は、保険者としてはいいんですけど、これ後期高齢者で10月、きょうからかな、負担が3割になる人が出てくるの、10月からじゃなかったですかね。

そこんところがどれぐらい、鳥栖市の方が影響はあるのかわかりますか。

まず、私の質問の前提が違ったら、それちょっと違いますよって言ってください。

古賀友子国保年金課長

負担が3割になられる方っていうのは、所得に応じてということになりますので、令和元年10月1日からっていうことであれば、毎年所得に応じて、ある一定の所得以上の方は3割負担ということになっておりますので、ちょっと本日からっていうのが、後期高齢で本日からっていうのはちょっとわかりません。

成富牧男委員

そしたら、ちょっと取り下げます。

すいません。また、改めてします。

中川原豊志委員長

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ちょっと1つだけよかですか、私から。

団塊の世代の方があと数年すると、後期高齢の仲間入りをされるようになってきますよね。

そうすると、本当に後期高齢の方がすごくふえてくるんですけども、この後期高齢者の医療の、今県単位で連合ってなってますけれども、制度的なところとか、今後の考え方というのは何か整理されているところっていうのはあるんですか。

古賀友子国保年金課長

制度的なことっていうか、今の後期高齢者医療広域連合について変わるというようなことでは聞いておりませんが、後期高齢のほうで医療費が人もふえて医療費も高くなるということとか、あと国保は国保で保険事業している、介護は介護でいろんな事業をしている、後期は後期でいろんな事業をしていて、74歳までは国保のほうでレセプトとか関係できますけど、今のところは、後期に行かれると、もう75歳で後期のほうにレセプトが行ってしまいますので、鳥栖市のほうでその方たちのレセプトとかが把握できない。

今まで、74歳まで特定健診を受けていただいて、いろいろ保健指導とかしてきた方も75歳になったらぶつって切れてしまうというような状況でしたので、そこを国が75歳以上になられても市町村で、その方のレセプトとかが確認できるような制度というのを設けて、国保と介護と後期と一体化して保険事業していくような制度を来年からつくっていくってことで、国もそれを令和6年度までには全国、もう全部で実施したいというふうなことになっておりますので、そういった制度っていうか取り組みありますけれども、制度そのものが変わるようなことは今のところ聞いてはおりません。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

よかです。

ほか、何かございますか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

では、質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後 3 時15分休憩



午後 3 時30分開会

中川原豊志委員長

再開いたします。

陳情第21号 次期ごみ処理施設予定地の変更を求める陳情書

中川原豊志委員長

次に、陳情第21号に関しまして、所管事務調査を行います。

この陳情の要望事項に関して、現在の対応状況について、執行部から説明をお願いいたします。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

陳情第21号につきまして、市のほうの見解ということで整理させていただきましたので、御報告いたします。

陳情の趣旨といたしまして、今回、鳥栖市水道水の原水を守るため、次期ごみ処理施設予定地としてA地点（江島町）又は、水道水の取水口から離れた場所を求めるという陳情をいただいております。

これにつきまして、市の考え方としまして、佐賀県東部環境施設組合が真木町において建設を予定している次期ごみ処理施設につきましては、各種関係法令を遵守し、周辺住民及び周辺環境への影響を保全していく仕様で整備する計画となっております。

煙突からの排ガスにつきましては、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められており、これを保全するために大気汚染防止法に基づく排出基準が定められております。

次期ごみ処理施設においては、法の排出基準値よりも厳しい基準値を自主的に設定しており、これを遵守する上においては周辺環境への影響はないものと考えております。

また、本市の水道水につきましても、水道法に定められた水質基準項目に加え、独自の水質管理指標を設定して検査を実施しており、安全な水道水の供給に取り組んでいるところであり、本市水道水の原水を取水する水源地の下流に位置しております現在の建設予定地において、次期ごみ処理施設が立地することによる水道水への影響はないものと考えております。

以上です。

中川原豊志委員長

ただいま、陳情に関しまして、市の考え方の説明がございました。

この際ですんで、御意見、御要望等ございましたら、お受けをしたいと思います。

森山林委員

ちょっとお尋ねします。

9月10日に出た要望書、これについては、市の考え方、この要望者のほうに行っておりま
すか。(「9月10日」と呼ぶ者あり) うん、この間、9月定例会のとき、前のやつ分です。

この市の考え方を、要望者、これは上村正行さん他3名ということで、その件については、
市の考え方は、当事者に行っているのかどうか。

中川原豊志委員長

前回の陳情については、もう既に議長にお返しをしましたよね。

議長にお返しした後に、陳情者のほうにも回答として行っているかということみたいで
す。

森山林委員

市からということで、市の考え方はよかですか。

橋本有功市民環境部長

委員会の中で出された分につきましては、議会のほうには議長宛て陳情書が提出されて、
協議した結果としての議長への御報告がなされておるかと思えます。

ただ、市長宛てには、6月には市長宛てにも来ておりましたが、今回については、陳情が
ございませんでしたので、執行部としての御回答等は、現在のところ行っておりません。

中川原豊志委員長

もう一回、議長にお返しした分について、議長からは行っているのかなっていう。(発言す
る者あり)

こっちで確認せやんたい。

森山林委員

議会は議会のほうに来ております。

それで、市長には市長宛てにたしか来とると思いますので、「来ていないです」と呼ぶ者
あり)来ていない、市長には。「来ていない。補足したほうがいい」と呼ぶ者あり)

そんなら、ちょっと。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後3時35分休憩



午後3時38分開会

中川原豊志委員長

再開します。

ほか、御意見、御要望ございましたら。

森山林委員

6月委員会の中でもお願いしましたが、真木町には、地元ということで、何回でも説明されておりますけれども、小森野の実績を見ますと、3回ということでございましたので、また今の状況も含めて、説明をしていただきたいと思っております。

この要望書は要望書として、それぞれ代表でされておられるのか、その点もいろんな資料を含めて要望されておりますので、この点は、こういったことで取り組んでいくということも含めて、お願いをしたいということです。

橋本有功市民環境部長

周辺の地域の皆様方に対しましては、説明は今後も行っていきたいと考えております。

久留米市の小森野の皆様方につきましても、前回もちょっとお話をさせていただいたと思うんですが、建設が、当初の予定地に決まる段階で、我々、説明会ではございませんが、当時の自治会長さん、事務局長さんのほうに出向きまして、こういう形で事業を進めていきたいというお話は、まずもってさせていただいて、その折に、実際、建設地として具体化した段階で説明をお願いしたいという御意向もございましたので、若干、真木町とのタイムラグがございますけれども、その時点から御説明を申し上げてきております。

それで、実際、住民説明会という回数については、今おっしゃったような、3回程度になっておりますが、その間には、役員会のほうにもお邪魔させていただいたり、折に触れて、情報提供とあわせてお話もさせていただいておりますので、今後もそういった部分については、適宜説明、お話をさせていただきたいと思っております。

それで、今回の陳情の部分につきましては、基本的には、中身については、設備に関する部分が大半でございますので、佐賀県東部環境施設組合のほうにも、こういう陳情を御提出いただいているというお話と、内容についての考え方も整理するよう、お話をさせていただいておりますので、今後も、陳情書にあるような懸念を少しでも払拭できるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今、部長が御説明いただいたんですけど、説明も、範囲がものすごく広くて、東部環境施設組合しか説明できないことっていうのがあるので、変に期待を持たせるような会議録を残しちゃうと、全部、本来は東部しか説明できんようなことまで市がせざるを得んようになるんですけど。

例えば、場所の移動とか、焼却施設の方式とかは、市の裁量じゃ何もできないじゃないですか。

だから、こうした陳情の趣旨で、場所の変更とか、そういう、うちではできないのがあることに対しては、陳情が出ましたよっていうのを伝えるっていうのは、先ほどおっしゃいましたよね。

ですから、陳情が出ているので、我々では、その部分に関しては、判断権も何もないわけなので、やっぱりその説明っていうのは、うちでできること、例えば、南東部とカリサイクルプラザの次の候補地、これに関しての考え方とかは述べると思います、説明を。

でも、東部でやるべきことを、東部を追い越して説明することって、無理じゃないですか。

そこは、例えば、この陳情が出ましたよっていう、東部に対して事実として伝えるのは、必要なことだと思います。

あわせて、そうした、うちにできない説明っていうのは、よろしかったら出向いて行って、していただけますかっていうのが、ここでできることじゃないかなと思うんで。

その辺、整理して、きちっと分けて返して、東部しかできないことは、やっぱり東部に説明をしないと。

それを越して説明しても、出過ぎた感じの説明をしちゃうと、それこそ関係も悪化するの
で。

そこは、きちっと整理されていっていただければと思っています。

橋本有功市民環境部長

おっしゃるように、現在、東部環境施設組合のほうで事業として取り組んでおられますので、その辺で、我々として答えられる範囲というのは決まっておりますから、おっしゃるように、我々が答えたことによって、逆に要らん誤解っていうかを招くようなことは、我々もしたくございませんので、一方では、説明は尽くしていく必要がございます。

ただ、我々としてできる範囲の中でしていくことが肝心だと考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ぜひ、その辺も合わせて、東部のほうには含めて言ってもらって、よろしく申し上げますということで、終わります。

牧瀬昭子委員

この市の考え方の中でなんですけれども、御説明ありがとうございます。

頭の中が、これがこれでっていうのが整理できたところでお話しするんですけど、鳥栖市として、やっぱり水源地っていうところがあるのかなと、一番重要なところ。

文章の中で書かれてるのが、「飛散する」っていうことで書いてあるので、上流とか下流とかっていうのは、水の流れの問題であって、飛散っていうんで、ここで一番言いたい、重要なポイントとしては、排水のほうではなくて、排出するガスのことだと思うんですね。

だから、ここで下流に位置しておりますっていうふうに書くと、これ、内容わかってんのかなっていうふうに、ちょっと逆に捉えられるんじゃないかなと思うので。

この書き方をちょっと、鳥栖市としては、風下なのでとかって書けばいいですけど、風下とかそんなのは、風はわからないので、それはもう、排出するそのガスっていうのを、ここで書いてあるように、バグフィルターを交換するとかするとき、1回焼却施設をとめるとかなったときに、温度が下がりますよね。

そうすると、ダイオキシンがふえるじゃないかと。

それで、宮の陣でもそこで失敗した例があるから、それを踏まえた上で、鳥栖市としてどういうふうに東部のほうに申し入れていくのか。

そういうことがないようにしてほしいというのを、絶対に守らせますよみたいなことが、最大限、鳥栖市として言えることなのではないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

橋本有功市民環境部長

煙突から出ていくガスであったり、飛灰であったり、そこら辺は、先ほどのお話と同様で、我々として、東部環境組合から聞き及んでいる内容について、どこまで公式的な発言ができるのかというところがございますので、おっしゃるように、我々としては、取水の位置関係についてのお話は、市としてできる範囲であると考えております。

それで、こういういった考え方の文章になっております。

ただ、排ガスについては、そういう基準値、実際に厳しい基準値を定められていますから、それに沿った形での考え方も示させていただいているところがございますので、先ほどの御懸念の部分については、当然、組合のほうにもお伝えして、そういったことがないような形で、御説明するときは、組合も連携することによって、御説明にそごのないような形で進め

ていくというふうにしていきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

どうもありがとうございます。

ぜひ、連携してというところで、情報提供をお願いしたいんですが、1点だけちょっと質問で、久留米市さんのほうでダイオキシンが出てしまったっていう件なんですけど、それをいつはかっているのかっていうのが、年に1回の基準がありますよね、年に1回ははかってくださいよみたいな。

それを遵守してますので、それ以上はかる予定はありませんというような回答があったとちょっと記憶しているんですけど。

東部のほうでは、24時間体制でそれをはかっていくってなっているのか、御存じだったら教えてください。

藤木太祐環境対策課環境対策推進係主任

常時監視する物質をどの物質を当てはめて監視して、それを情報公開するかに関しては、これから組合のほうで決めていくものになるかなと思っていますので、現段階で、ダイオキシン含めて、何物質をはかって、いつ情報公開するというようなところまでは、ちょっとこちらでは確認がとれていないところです。

以上です。

牧瀬昭子委員

では、ここからは要望なんですけど、この周辺の方々からすると、この間も都市計画審議会などでもよく言われていたことなんですけど、どれだけのものが出ているのかが全く見えない、わからないっていうのが不安材料なんだなっていうのをすごく感じたので。

そこを24時間体制ではかりますよとか、しっかりとした基準を、どういうふうにして見せるのかっていうのが大事になってくるのかなと思いますので、東部のほうにも、引き続きそういういった申し入れを、鳥栖市側からもしていただきたいなと思います。

よろしく願いいたします。

樋口伸一郎委員

先ほど、市の考え方のところで御説明をいただいた部分で、ちょっと、本当に細かいところなんですけど、水道水については、説明どおりの分で全然問題ないかなと思っているんですよ。と言うのは、本市の水道水ということで。

ただ、ちょっとひっかかるのが、本当、細かいところなんですけど、「人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められており」、ここ、大丈夫ですよ。

「大気汚染防止法に基づく排出基準が定められております」、ここも大丈夫なんですけど、

ここからが、まるで市がやったような部分になるんですよ。

「次期ごみ処理施設においては、法の排出基準値より厳しい基準値を自主的に設定しており」、これはもう、鳥栖市がやってませんので、「設定されており」ですよ。ここは「設定されており」、これを遵守されるっていうことですよ、向こうが。「遵守されるということから、本市としては」にすべきだと思うんですよ。

これを遵守されるということから、本市としては周辺環境への影響ないものと考えているということにすると、そこまでの判断は東部、きちっと分けられると思うんですよ。

本当に細かいところですけど、このあたりに気をつけながら説明をすると、理解も少し深まるかなと思います。

以上です。

橋本有功市民環境部長

先ほどからの一連のお話の中で御指摘いただきましたように、確かに、今の文章のままでは誤解を招く可能性もございますので、御指摘あった部分については、修正を加えまして、我々の考え方として整理させていただきたいと思います。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、陳情第21号につきまして、改めて市の考え方をちょっと整理させていただいて、今、各委員のほうから、質疑、または要望等ございましたので、その辺を踏まえたところで、執行部、担当課と正副委員長で、議長にお返しをする書面について整理をさせていただきたいと。

その書面については、委員会最終日になるかと思いますが――日程についてはまた調整しますけれども、委員間の協議の中で、再度、陳情内容の確認をさせていただいて、それで議長にお返しをするという形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしいですか、委員の皆様は、お任せしていただいて。

藤田議員、よかですか。

成富牧男委員

任せますけど、ちょっと、さっき言われたこの表現。

その趣旨で、ちょっと終わってから申し上げたいことがあります。

中川原豊志委員長

その辺も踏まえて、修正をいたしまして、そして整理をいたします。

それで、改めて委員会最終日に、委員間の総意ということで、文書の確認をしていただきたいと思いで、よろしくお願ひします。

では、以上を持ちまして、陳情に關しましての所管事務調査を終わります。(発言する者あり)

そうしたら、日程の件でちょっと協議をさせていただきたいと思いで、一旦休憩をします。

午後 3 時 52 分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 4 時 1 分開会

中川原豊志委員長

では、再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

審査日程の変更

中川原豊志委員長

まず、委員会の日程について、お諮りをさせていただきたいと思いで。

あした予備日、あさつてに現地視察、それから自由討議、総括、採決という形で日程を組んでおりましたけれども、あさつて 3 日が台風接近の予報になっておりますので、ちょっと何が起こるかわからないというところを考えますと、あさつての日程を前倒しして、あしたに変更させていただければなというふうに思っておりますが、御意見いかがございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。(「あした来たらどうする」と呼ぶ者あり)

あしたは来ないです。(発言する者あり)

では、御異議なしということですので、3 日予定の議案審査について、また採決等については、あすに変更させていただき、3 日を予備日という形で変更させていただきたいという

ふうにありますんで、よろしくお願ひします。

ありがとうごさいます。

それで、あすの現地視察につきましては、定住・交流センターの空調関係の工事の内容と、それから鳥栖スタジアム、駅前不動産スタジアムの塗装改修工事の完了に伴う現地視察をしたいとありますんで、10時に出発をしたいというふうにありますんでよろしくお願ひいたします。



厚生常任委員会の委員派遣について

中川原豊志委員長

また、当委員会の行政視察の件を議題としたいと思いますが、この件につきまして、まず、副委員長のほうから御説明をお願ひいたします。

樋口伸一郎副委員長

それでは、厚生常任委員会の行政視察の予定について、皆さんにお諮りしたいと思います。タブレットのほうに資料、入っていますんで、委員会フォルダの中の厚生常任委員会。じゃあ、概要だけ説明させていただきますね。

10月23日から10月25日、水曜日から金曜日までの計画を立てております。

10月23日が兵庫県川西市に行政視察に入りまして、市民協働のまちづくりについてというこゝで視察を行いたいと計画しています。

10月24日木曜日については、高砂市のほうで給食費、副食費の無償化について視察を行いたいと計画しています。

25日金曜日については、小野市のハートフルプラン〈アクティブシニア施策〉という高齢者政策についての視察を行いたいというふうにしてございます。

行政視察につきましては、以上です。

委員長、お返しします。

中川原豊志委員長

以上のように行政視察の内容について報告がございましたが、何か御意見、御要望等ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

まだ、ホテルのほうは決まっていけないの。

樋口伸一郎副委員長

ホテル、はい、まだ決まっています。

中川原豊志委員長

おおむね元町とか高砂市のほうでホテルの予定をされる予定なの。（「はい、そのとおりです」と呼ぶ者あり）

じゃあ、この内容でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、このように決めます。

ただいま議決いたしました行政視察の事項について、諸般の事情により変更する場合は、委員長に一任いただきたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時 5 分散会

令和元年10月 2 日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和

社会福祉課地域福祉係長 久家 嘉男

健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長 江寄 充伸

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 山津 和也

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 佐藤 道夫

市民環境部長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 佐藤 敦美

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐

兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子

市民課長 村山 一成

国保年金課長 古賀 友子

市民環境部次長兼税務課長 三橋 和之

環境対策課長補佐兼環境対策推進係長 高松 隆次

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

現地視察

定住・交流センター1・2・4階系統大型空調設備等改修工事（本鳥栖町）

陳情

陳情第21号 次期ごみ処理施設予定地の変更を求める陳情書

〔協議〕

議案審査

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第26号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第27号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

定住・交流センター1・2・4階系統大型空調設備等改修工事（本鳥栖町）

至 午前10時45分

oo

午前10時59分開会

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

oo

陳情第21号 次期ごみ処理施設予定地の変更を求める陳情書

中川原豊志委員長

まず、当委員会に送付されました陳情第21号について協議を行います。

先般、執行部のほうからいろいろ説明を受けまして、それをもとに正副委員長、並びに担当課と協議をさせていただきまして、お手元にありますように整理をさせていただいております。

それについて御協議をいただきたいというふうに思いますが、内容について、じゃあ副委員長のほうから、よかですか。（「どこから。全部」と呼ぶ者あり）全部いきましようか。

樋口伸一郎副委員長

それでは、陳情第21号 次期ごみ処理施設予定地の変更を求める陳情書に対しての協議結果を申し上げます。

陳情の趣旨としまして、鳥栖市水道水の原水を守るため、次期ごみ処理施設予定地としてA地点（江島町）、又は水道水の取水口から離れた場所求めるということです。

聞き取り内容といたしまして、佐賀県東部環境施設組合が真木町において建設を予定している次期ごみ処理施設につきましては、各種関係法令を遵守し、周辺住民及び周辺環境を保

全していく仕様で整備する計画となっています。

煙突からの排ガスについては、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められており、これを保全するために大気汚染防止法に基づく排出基準が定められております。次期ごみ処理施設においては、法令の排出基準値よりも厳しい基準値を自主的に設定されており、これを遵守される上においては、市としては、周辺環境への影響はないものと考えております。

本市の水道水については、水道法に定められた水質の基準項目に加え、独自の水質管理指標を設定した検査が鳥栖市上下水道局において実施されており、安全な水道水の供給に取り組みられており、水道水の原水を取水する水源地の下流に位置している現在の建設予定地において、次期ごみ処理施設が立地することによる水道水への影響はないものと考えられます。

以上のような、陳情の趣旨に関しての市からの説明を受けた。

当厚生常任委員会としては、本陳情内容は、市の裁量外の部分も多く含まれることから、佐賀県東部環境施設組合へ陳情の内容を伝えることを求めた。

その上で、陳情の理由として掲げられている懸念に対する対応内容や隣接地区への説明について、佐賀県東部環境施設組合と連携して進めていくよう求め、また、陳情の趣旨に鑑み、近隣住民の皆様の生活への影響がないよう、引き続き、適切な対応を図るよう進言したところである。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

以上のような形で整理をさせていただいております。

この内容につきまして、御意見、御要望等ございましたらお受けをしたいと思います。

藤田昌隆委員

ごめん、この答弁書の中で、一番最後の近隣住民の皆様の生活への影響がないよう、これだけやないっちゃけんね。

市民全体の生活に影響が出ないようにと、当然、その近隣のあれもあるんやけど（発言する者あり）うん。（「不安とかそういうことですか」と呼ぶ者あり）近隣だけの問題じゃないっちゃけん、これ。

鳥栖全体の（発言する者あり）ごみそのものの問題やけん、と思いますが。（「どのような文章を入れたら」と呼ぶ者あり）

佐賀県東部環境施設組合と連携を求め、鳥栖市全体、市民、要するに、まあ、鳥栖全体でもないっちゃんな。組合に入っとる神崎市も吉野ヶ里町、そこの生活も守らないかんけん。

そいけん、いくよう求め、いやいや、市民全体っちゅう言葉がいいのかな。

市民やないもんね。町民、町もあるけんね。(発言する者あり)

中川原豊志委員長

休憩します。

午前11時8分休憩

〰〰〰

午前11時13分開会

中川原豊志委員長

再開します。

再度、当委員会からの回答として、樋口副委員長、再度。

樋口伸一郎副委員長

じゃあ、今、御意見いただいた上で、厚生常任委員会としての返答の部分だけを読み上げさせていただけます。

当厚生常任委員会としては、本陳情内容は、裁量外の部分も含まれることから、佐賀県東部環境施設組合へ陳情の内容を伝えることを求めた。

その上で、陳情の理由として掲げられている懸念に対する対応内容や隣接地区への説明について、佐賀県東部環境施設組合と連携して進めていくよう求め、また、陳情の趣旨に鑑み、近隣住民を含め、関係自治体の皆様の生活への影響がないよう進言したところである。

以上です。

中川原豊志委員長

今の文章で、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、再度、(「関係自治体の皆様の」と呼ぶ者あり)のところをちょっと修正させていただきます。この内容で議長のほうにお返しをしたいというふうに思いますので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

では、そのように決めます。



自由討議

中川原豊志委員長

じゃあ引き続き、自由討議をさせていただきたいと思います。

委員間での議案を含め、今回付託された議案ほか、委員間の協議をしたいことがございましたら、発言をお願いしたいと思いますが、まず、その前に、先般の議会報告会をさせていただきました折に、参加者のほうからいろんな要望事項がございました。

その要望事項に対しまして、当厚生常任委員会に関連する項目、3項目ほど議長のほうから、これについて検討してくれということまでいただいておりますので、その分について、委員間での考え方を整理させていただきたいというふうに思います。

内容につきましては、資料、どこにあつとかな。

ちょっと休憩します。

午前11時15分休憩



午前11時56分開会

中川原豊志委員長

再開いたします。

議会報告会において、当委員会に付託されましたといいますか、調査依頼が来ていました子育て支援の充実、それからがん検診の充実、それから体育施設の整備促進についてという項目につきましては、改めて所管事務調査という形で、執行部のほうに来ていただいて、まず状況を確認させていただき、市民からの意見についても考え方を確認させていただきたいというふうに思います。

日程については改めて調整をさせていただきますが、9月定例会終了後に所管事務調査をさせていただきたいというふうに思いますので、御協力よろしく申し上げます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

じゃあ、そのように決めます。

ほかに、自由討議で何かございますか。

牧瀬昭子委員

子育て支援センターの件でなんですけれども、幼児教育・保育の無償化が始まるに当たって、働く保護者の方々への補償というかバックアップは充実をされてくると思うんですけれども、子育て支援センターのほうの評価とか、より保護者の方々へのサービスの充実っていうのを図っていただきたいなと思っております。

そのことについてです。

中川原豊志委員長

この件も、じゃ所管事務調査の中で確認させてもらうということによかですか。

先ほどの、子育ての充実というふうな項目がございましたんで、じゃあ支援センターはどういうふうになっているのと、どのくらいの利用者があって、どういう評価をされていますかとかいうのも、その辺も子育ての充実につながるんであれば、ぜひ活発にやってほしいというふうな感じで、そこで一緒に、所管事務調査の中で再度確認をさせてもらうような形によかですか。(発言する者あり)

いや、一応確認をさせてもらうということによかですか。

〔発言する者なし〕

そのようにさせていただきます。

ほかに、自由討議はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、自由討議を終わります。

暫時休憩します。

午前11時58分休憩



午後 1 時12分開会

中川原豊志委員長

では、再開いたします。

日程の変更を急遽させていただきまして、対応いただきありがとうございます。

では、これより総括を行いたいと思いますが、その前に、先般の質疑の中で、鳥栖・三養基西部環境施設組合の運営費等にかかわる熔融炉とリサプラの割合ですかね、をちょっと教えてほしいということで、資料の提出をしておりましたので、その資料がお手元に来てますので、まず、こちらの説明からお受けしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

高松隆次環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

先日の委員会の折に御質問がありました鳥栖・三養基西部環境施設組合の運営費についての資料を配付させていただいております。

まず1点目に、運営費について、現在の施設、1市2町で運営しております熔融資源化センター、これ焼却施設のほうですけれども、こちらとリサイクルプラザ、これは資源回収型のリサイクル施設になりますが、そちらの運営費についての比較ということでお話がありましたので、表にまとめさせていただいております。

これにつきましては、3カ年分ですね。

鳥栖・三養基西部環境施設組合の決算書のほうから必要な部分を抜き出して掲載させていただいております。

なお、表につきましては、金額は歳出ベースでありますので、負担金以外のさまざまな資源の売却益とか繰越金等々の額もありますので、最終的にはちょっと負担金よりもふえているところになっております。

また、運営費以外の議会費及び総務費などの共通経費については、割愛させていただいております。純粋に両施設の年間のランニングコストということで記載をさせていただいております。こういった数字になっております。

その下です。すいません、続きまして、構成市町とごみ処理量の推移ということで、御質問があった分を記載させていただいております。

おおむね、どこも、鳥栖市を初め上峰・みやき町につきましても、可燃ごみについては、若干ふえているところございまして、資源ごみについては落ちているというところがございます。

これにつきましては、課のほうでいろいろとちょっと協議したところですが、不確実ではありますが、最近の店舗等での店頭での資源物回収、もしくは各町とかに設置されています民間の回収ボックス等々の普及により、こちらの施設を通さずにリサイクルされている分が近年定着してきているのではないかと考えております。

それはそれでいろんな取り組みの中で、全体的に循環型の推進が図られているものと考え

えているところでございます。

以上で、簡単ですが御説明を終わります。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

せっかくですんで、この件につきまして何かございましたら。

[発言する者なし]

いいですか。

では、続きまして、先ほど委員間で自由討議、または陳情協議につきまして協議をしております。

まず、陳情第21号 次期ごみ処理施設予定地の変更を求める陳情書につきましては、もう既に、橋本部長のほうに資料としてお渡しをしておりますが、その内容で執行部からいろいろお聞きしました内容を踏まえ、議長のほうにお返しをするというふうに思っておりますので、御確認をいただきたいというふうに思います。

また、自由討議の中で、先般、議会報告会を開催いたしまして、そのときにいろんな意見、要望等がございました。

当委員会に関しましては、子育て支援の充実と、それからがん検診の充実、並びに体育施設の整備促進ということについて、ちょっと意見をいただいたものですから、この件につきましては、改めて所管事務調査という形で現状と今後の取り組みについて説明を受けたいというふうに思いますので、一応、御報告をしておきます。



総 括

中川原豊志委員長

それでは、これより総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通しまして総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

どなたかございますか。

成富牧男委員

では、私から。この間いろいろ、残念ながら職員の不祥事みたいなのがあっております。

これは、私は決してよその部のことではないというふうに考えております。

また、こういうことが起こらないようにするためには、やっぱり皆さん方が原点に戻って、公務員になるときに宣誓されたと思うんですね、宣誓書。

ちょっと念のために、思い起こしていただくために、余り普通は、なかなか読み返すときがないと思いますので、大体こんなふうになってますよね。私は、ここに国民の意思によって制定された日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を尊重することを固く誓います。その後に、市民全体の奉仕者として云々というのがあるんですけど。

やはり、この文言をしっかりと読みしめていただいて、ぜひ今後の、実際進めていただくのをそれぞれ事務、そこそこにやっぱり法律があって、自分たちの仕事はどの法律で進んでいるのかとか、そういうところももう一度改めていただいて、ぜひこの部からはそういうのが出ないように。

それで、人員体制の問題とかそういうのは、ここだけで解決できない問題ですよ。だから、そういうことについては、現場を知っている皆さんがしっかり総務部のほう、もう具体的に言うと、総務部のほうに上げていただいて、皆さん方が仕事がしやすく、そして住民サービスに邁進できるようにしていただきたいなということを要望しておきます。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかに、総括的に御意見ございましたら。

森山林委員

すいません、審査の中でも申し上げましたけれども、今回不用額が非常に多いということでした。

それで、一般会計全体で3億4,864万7,000円あるわけですけども、その中で、100万円以上の中でこの民生費と衛生費を合わせますと1億2,788万円あります。

そういった中で、36%以上不用額になっております。

そして、歳出の計画、歳出ですね。これが、実績を見ますと、これも民生費、衛生費を合わせますと、47%が大体歳出の実績になっております。

そういった中で、予算の執行については、しっかり使っていただくやなし、有効に、一つしていただきたいということがございます。そのことだけです。

中川原豊志委員長

ほかは、よろしいですか。

樋口伸一郎委員

2点ございまして、1つは公有財産購入費っていうところの分なんですけど、スタジアム駐車場用地購入費ですかね、ここの部分が、もうめどが立って全部購入したという形になっ

てくるかと思えますので、これに関しては、鳥栖駅周辺整備事業の現状とかもありますし、購入したばかりにならないように、この活用用途っていいですか、今後の検討については、できるだけ早い時期に行っていただきたいというふうな要望を申し上げます。

2点目については、先ほど森山委員のほうからの、この不用額についてだったんですけど、今度は決算額の中で歳出に関して、さまざまな事業に関する御説明いただいたんですけど、市民に直結するサービスとか、歳出が多いってところもありますし、さまざまな質問も事業に対して出ましたので、この事業の中身について、その中をしっかりと精査しながら、できるだけ有効な活用になるように要望をお願いしたいと思っております。

以上、2点です。

中川原豊志委員長

いいですか。

[発言する者なし]

では、総括を終わります。

oo

採 決

中川原豊志委員長

これより、採決を行います。

oo

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

中川原豊志委員長

まず、議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について、当厚生常任委員会付託分の採決を行います。

本案を認定することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数でございます。よって、議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について当厚生常任委員会付託分は認定することに決しました。



議案乙第26号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

中川原豊志委員長

次に、議案乙第26号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について採決を行います。

本案は認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案乙第26号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定については認定することに決しました。



議案乙第27号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

中川原豊志委員長

次に、議案乙第27号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について採決を行います。

本案は認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案乙第27号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定については認定することに決しました。



中川原豊志委員長

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで決しました。



中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和元年9月定例会厚生常任委員会を閉会いたします。

午後1時23分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ㊟

